

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

第47号
2011.6

目次

巻頭言

「国際協力部発足 10 周年に寄せてー 10 年後を見据えた新たな飛躍へー」
法務総合研究所長 清水 治…… 1

特集①

元法務大臣・法務省特別顧問 三ヶ月章先生 追悼 …………… 4
「三ヶ月章先生とのお別れの会」に寄せて 法務大臣・参議院議員 江田 五月…… 5
三ヶ月先生を偲んで 東京大学名誉教授・法務省特別顧問 松尾 浩也…… 6
法整備支援との関わりと三ヶ月先生 一橋大学名誉教授・法務省特別顧問 竹下 守夫…… 9
三ヶ月章先生とアジア法整備支援 財団法人国際民事法センター理事・弁護士 小杉 丈夫…… 13
三ヶ月先生を偲んで 法務省元法務専門官 高山 京子…… 17
法整備支援の先駆者・三ヶ月章先生と名古屋大学 名古屋大学法学研究科長・法学部長 鮎京 正訓…… 19
三ヶ月法務大臣を偲んで 最高検察庁検事 長谷川充弘…… 23
三ヶ月章博士の想ひ出～私家版エピソードで綴る～ 国際協力部長 山下 輝年…… 27

特集②

第 12 回法整備支援連絡会 国際協力部教官 江藤美紀音…… 38
特別講演「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価」
ベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長 ヴー・デー・ドアン…… 43
基調講演「法整備支援の評価と今後の課題」 名古屋大学名誉教授 森島 昭夫…… 53
活動報告 …………… 64
一橋大学大学院教授・日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹 公敏
公正取引委員会事務局官房国際課企画官 中里 浩
特許庁国際課地域政策室課長補佐 山崎 亨
国際協力部教官 松原 禎夫
パネルディスカッション「法制度整備支援活動の評価～新しい評価指標の可能性と課題」…… 81
パネリスト 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 公共政策部次長 森 千也
名古屋大学法学研究科教授・名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 市橋 克哉
慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘
神戸大学大学院国際協力研究科教授 金子 由芳

資料 …………… 105

国際研修

第 36 回ベトナム法整備支援研修 国際協力部教官 松原 禎夫…… 174
第 37 回ベトナム法整備支援研修 (テーマ: 民事訴訟法改正) 国際協力部教官 松川 充康…… 179
平成 22 年度カンボジア法整備支援研修 国際協力部教官 上坂 和央…… 187
ラオス法律人材育成強化プロジェクト 第 1 回本邦研修 国際協力部教官 伊藤 浩之…… 194

活動報告

平成 22 年度国際協力部インターンシップ 国際協力部教官 森永 太郎…… 200

国際協力の現場から

「在中国的专家への道 (立志・入門編)」 中国長期派遣専門家 白出 博之…… 207
「国際協力部について」 大阪法務局民事行政部国籍課係員 江口佐枝子…… 210
「国際協力部での勤務を振り返って」 神戸地方検察庁尼崎支部検務専門官 和多田 愛…… 211

～ 巻頭言 ～



国際協力部発足 10 周年に寄せて — 10 年後を見据えた新たな飛躍へ —

法務総合研究所長
清水 治

アジア各国を中心に法制度整備支援を行っております私ども法務総合研究所（以下「法総研」という。）の国際協力部は、平成 13 年 4 月に設立され、本年 4 月に 10 周年という大きな節目を迎えました。

ところが、その直前の本年 3 月 11 日に未曾有の東日本大震災が発生し、多くの方々がお亡くなりになりました。お亡くなりになられた方々の無念さや御遺族の皆様の心中は察するに余りあるところであり、また、被災された皆様の御苦労も大変なものがあることを思いますと、申し上げる言葉も見つからないところですが、御遺族の皆様に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この間、世界中の様々な国々から多くの親身で温かい支援が行われましたが、日本国民としてその支援に感謝いたしますと同時に、改めて、世界の国々との連携の大切さ、繋がり有り難さを感じさせられました。

日本の法制度整備支援は、相手国から高い評価をいただいておりますが、世界との結びつきの重要性、互助の精神からも、今後とも一層の努力を重ねたいと決意を新たにしました次第です。

さて、法務省がアジア諸国の法制度整備支援に関与するようになったのは、平成 6 年にベトナムの要請を受けてベトナムの司法関係者を我が国に招いて

研修を実施したのが始まりです。そして、平成 7 年からは、カンボジアについても同様の支援を行うようになりました。

このような支援は、当初は法総研の総務企画部が所管業務の一つとして担当していましたが、その後、支援対象国も増加するとともに、支援の内容も高度化し、執務体制の充実強化が必要となりましたことから、このような支援に専従する部署として国際協力部が発足したのです。

以来 10 年が経過したわけですが、この間の法制度整備支援の進展状況を振り返りますと、支援対象国は、当初のベトナム、カンボジア、ラオスの 3 か国から、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの中央アジア 4 か国、インドネシア、中華人民共和国、東ティモール、ネパール及びモンゴルを加えた 12 か国に増加しました。

それぞれの支援の内容は様々ですが、その中で早くから支援を行うとともに、国際協力部の教官を長期専門家として派遣しておりますベトナム、カンボジア、ラオスの 3 か国の法制度整備の現況をみますと、まず、ベトナムについては、平成 6 年の支援開始以後平成 19 年 3 月末までに、我が国の法制度の講義や各種共同研究を通じた立法支援、人材育成を中心に支援を行ってまいりましたが、同年 4 月からは、引き続き、民法改正、民事訴訟法・国家賠償法の起草支援を行うとともに、バクニン省というパイロッ

ト地区を設けて裁判・法務実務の課題の洗い出しと解決策の提言などを行う「法・司法制度改革支援プロジェクト」を実施しました。そして、平成23年度からは、この成果を基に、中央司法関係機関の助言・監督能力を主要地区に広め、法令改善能力の向上を目指すこととしております。

カンボジアについては、平成7年の支援開始以後、「法制度整備プロジェクト」「カンボジア弁護士会司法支援プロジェクト」「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」などが実施されておりますが、この間、民法及び民事訴訟法の案を起草する支援を我が国が行い、平成15年にカンボジア側に提出しました。そして、引き続き、関係法令の起草支援や人材育成の支援を行っています。

ラオスについては、平成10年に支援を開始して以後、平成15年5月から平成19年5月頃までの間に、法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じ、ラオスの司法・立法関係職員の法律基礎能力向上を目的としたプロジェクトが実施され、法律辞書や教科書、民事判決書マニュアルや検察官捜査マニュアルの作成などの成果をあげました。

その後、ラオス政府の法律関係の人材育成への支援要請を受け、平成22年7月から4年間の計画で「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」を実施中です。

このように、各国の法制度整備の進展状況は、それぞれの国情の違いもあり、現在の我が国の時間の感覚からしますと、必ずしもスピード感は十分とは言えない面はあるものの、着実に成果を挙げつつあるところ です。

手前みそですが、この間、国際協力部発足後の支援は質的にも高くなり、量的にも従来に比して増大し、法律の起草への支援のように法整備の中のいわばハード的な支援から、実務のマニュアルの作成や法曹の人材養成などいわばソフト面の支援へと広がりを見せております。

もちろん、国際協力部が法制度整備支援において

相応の成果を挙げるに至ったことについては、最高裁判所はもとより、JICAや財団法人国際民商事法センター、法学者や弁護士の皆様などを始めとする多くの方々の御支援や御協力の賜であり、この場をお借りして改めてお礼申し上げます。

言うまでもなく、法制度は、国家のシステムや社会制度を機能させるインフラであり、その土台の上に経済の発展や人権尊重の実現も可能となるものです。

そのようないわば国の基礎造りに少しでも役立つ仕事に従事できることは大変名誉なことであり、やり甲斐のある仕事だと思います。

確かに、このような法制度整備支援は、構造物の建築などと違い、その成果が目に見えにくく、しかも、効果が現れるまで相当の時間の経過が必要です。しかしながら、私どもは、そのことをも十分理解した上で、短期的、中期的、長期的な視点に立ち、まずは10年くらいのスパンでその時点での進展状況を思い描きつつ、具体的な支援方法を検討し、実行する必要があるかと思っております。

発足10年を迎え、国際協力部の職員の士気はますます高いものがあります。これまでの10年の成果を踏まえ、今後の10年間で更に大きく飛躍してくれるものと期待しております。

なお、このような多くの御支援の中で取り分け当初からアジア諸国の法制度整備支援に対する深い御理解の下、絶大な御支援をいただいた三ヶ月章先生が昨年11月14日にお亡くなりになりました。

先生には、多くの法学者、弁護士の方々に声を掛けていただき、国際協力部の支援体制を築いていただきましたし、自らも、数十回にわたり、国際協力部の行う研修等の機会に講義・講演等を行っていただくなど、多大な御協力を頂戴いたしました。それだけに、私どもとしても先生の御逝去は悲しみの絶えないところです。

そこで、今回の「ICD NEWS」では、本年2月

27日に開かれた先生の「お別れの会」に寄せられた江田五月法務大臣の追悼文を、大臣の御了解を得て掲載させていただきました。

さらに、先生とゆかりのある方々の追悼の御寄稿も掲載させていただきましたが、いずれも、在りし日の三ヶ月先生のお人柄や仕事にかける並々ならぬ情熱・姿勢などを偲ぶ貴重で心温まるお話しばかりであり、改めて三ヶ月先生の偉大さ、存在の大きさを思い知らされました。

ここに謹んで先生の御冥福をお祈りいたしますとともに、先生のお心に沿うべく、今後とも法制度整備支援の充実強化に努めることをお約束したいと思います。

～ 特集 ① ～



元法務大臣・法務省特別顧問

三ヶ月 章先生 追悼

平成 22 年 11 月 14 日、三ヶ月章先生が御逝去されました(享年 89)。三ヶ月先生は、民事訴訟法研究において御高名であるだけでなく、細川内閣時代には法務大臣に就任されたほか、法務省特別顧問、財団法人国際民商事法センター特別顧問にも就任されて、法整備支援に尽力されました。三ヶ月先生のお声掛けで、法整備支援連絡会が開始されたことや、平成 15 年に三ヶ月先生が当部で元ベトナム司法大臣のグエン・ディン・ロック氏と対談されたことは、我々の記憶に新しいところでもあります(日越 MOJ 元大臣対談—明日の司法の担い手を求めて ICD NEWS 第 8 号掲載)。

本特集では、故人とゆかりのある方々から寄せられた追悼文を掲載いたしました。また、江田五月法務大臣の御厚意により、去る平成 23 年 2 月 27 日に学士会館にて執り行われた「三ヶ月先生とのお別れ会」に大臣が寄せられたメッセージを、本稿に掲載いたしました。

謹んで故人の御冥福をお祈りいたします。

三ヶ月先生御略歴

大正10年 6 月 20 日	鳥根県浜田町に生まれる
昭和19年 9 月	東京帝国大学卒業
昭和25年 3 月	東京大学法学部助教授
昭和34年 4 月	東京大学法学部教授
昭和51年 4 月	東京大学法学部長
昭和57年 5 月	東京大学名誉教授
昭和59年11月	紫綬褒章受章
平成 3 年 9 月	ドイツ連邦共和国功勞勲章一級功勞十字章受章
平成 3 年12月	日本学士院会員
平成 4 年 6 月	法務省特別顧問(～平成16年 5 月)
平成 5 年 8 月	法務大臣(～平成 6 年 4 月)
平成 7 年11月	勲一等瑞宝章受章
平成 8 年 5 月	財団法人国際民商事法センター特別顧問
平成17年11月	文化功勞者顕彰
平成19年11月	文化勲章受章
平成22年12月	従三位追叙



「三ヶ月章先生とのお別れの会」に寄せて

法務大臣・参議院議員

江 田 五 月

三ヶ月章先生のご逝去にあたり、慎んでお悔やみを申し上げます。

私が三ヶ月先生の訶咳に接したのは、許されて大学に戻り、法学部に進学して先生の民事訴訟法の講義を聞き始めたときでした。有斐閣の法律学全集の「民事訴訟法」は、全巻の中でも抜きん出て分厚く、しかも注が満載で、その上さらに小さい活字の注がまぶれつくという、実にとり付きにくい本でした。ところがいざ読み始めてみると、これが実に面白い。講義も著作も食いつき甲斐のある大物で、本当に夢中になって勉強したものです。

その後、司法研修所でも裁判官になってからも、先生の新訴訟物理論ならどうなるかを常に考えながら、実務に携わりました。今、実務は元に戻ってしまったなどと聞くたびに、やはり私は違和感を感じてしまうのです。

そして1993年の細川内閣で、先生は民間人として法務大臣に就任され、私は国務大臣・科学技術庁長官で、一緒に閣僚として仕事をさせていただきました。そんなめぐり合わせになるとは、夢にも思いませんでしたが、細川内閣は長続きせず、8ヶ月でお別れしてしまいました。

本年1月14日、菅第2次改造内閣で、私も法務大臣に就任しました。前回以上の不思議なめぐり合わせで、まさに青天の霹靂でしたが、参議院議長経験者起用の重大さをしっかりと踏まえ、不退転の決意で頑張り抜く覚悟です。

人は皆、法の下では平等であり、強者が弱者を食い物にしてはなりません。誰もが個人として尊重される、「法の支配」の行き渡った社会が、国民生活の最低限の基盤であり、法務行政はそのためにあると思います。つねに国民の目線に立ち、三ヶ月先生の教えにたがうことのないように、今後も精進を重ねて参ります。

ご遺族の皆さまのご健勝とご参会の皆さまのご活躍を心からお祈りし、簡単ですが三ヶ月先生追悼のメッセージといたします。

三ヶ月先生を偲んで

東京大学名誉教授・法務省特別顧問

松尾浩也

東京大学名誉教授、日本学士院会員、元法務省特別顧問、三ヶ月章先生は、2010年11月14日、享年89歳をもって逝去された。「お別れの会」は、2011年2月27日、学士会館で行われ、学界、法曹界、出版界等から多数の人々が参集して、先生の業績を讃え、別れを惜しんだ。筆者は今、思い出すままに書き記し、先生を偲ぶよすがにしたいと思う。

30代の若い先生を一躍有名にし、大家の列に加えるに至ったのは、1959年1月、有斐閣法律学全集『民事訴訟法』の出版だった。いち早くドイツに留学し、最先端の学説を吸収して帰国された先生の体系書は、新訴訟物理論の採用など、魅力にあふれていた。先生自身は、「二頁以上の註があちこちにあったり、初めから終わりまで割註だらけだ。こんな不体裁な本をこしらえた男」とユーモラスに回顧しておられる（『一法学徒の歩み』32頁）。ほとんど同時に刊行された平野龍一先生の『刑事訴訟法』とともに、この両書が戦後訴訟法学の起点となった。

東大紛争が顕在化したのは、1968年のことであるが、実はその前年に学寮問題をめぐる紛争が激化していた。大学は新しい委員会を設置して学生側との交渉に当たったが、委員長を委嘱されたのは三ヶ月先生であった。先生は、当時を回顧して、「学寮問題を一手に引き受けなければならなかったこの一年は、私の五〇年の過去の中で最も苦しい思い出のまつわりつく月日であった」と述べておられる（『民事訴訟法研究第五巻』あとがき）。そして、深夜に至る「団交」を繰り返してようやく解決案をとりまとめた68年1月、今度は、医学部を起点とする紛争が始まったのである。

紛争は拡大の一途をたどり、大講堂の占拠と警察力による解放、さらに再占拠と封鎖という経過を経

て、ついに全学のストライキという事態を招くに至った。医学部紛争の発端は、学生の処分が事実誤認だという異議申立てであったので、大学は、処分に関する再審査委員会を設置して、問題の解決を図ったが、その委員長を託されたのはふたたび三ヶ月先生であった。委員会は、10月末、心をこめた報告書を提出したが、時すでに遅く、紛争を終わらせる効果はなかった。東大は、1969年の入試を中止し、社会に詫びたのであった。その後、先生が法学部長を務められたのも、まだ紛争の余塵がくすぶっている時期で、筆者は、その御苦勞を身近に見ている。

しかし、研究とその成果の発表とは続いた。論文集『民事訴訟法研究』は、第1巻、第2巻が1962年、第3巻、第4巻が1966年に出た後、第5巻、第6巻は1972年に刊行されている。論文集2冊の同時出版というのは空前絶後の力技であるが、あの紛争もそれを妨げなかったのである。先生の研究関心は、① 判決手続き、② 強制執行法、③ 会社更生法、④ 司法制度論の四つに広がっており、業績を多産なものにした。④の司法制度論はいわゆる裁判法学に発展し、東大法学部に裁判法講座を設ける原動力となった。講座担当者としては先生が初代であり、筆者が2代目である。

大学外での活動の内、まず指を屈すべきは立法への寄与であろう。法制審議会には、幹事・委員・部会長として前後47年在籍し、民事訴訟法典の全面改正を頂点とする法改正をリードされた。その成果には赫々たるものがある。民事執行法（1979年）、民事保全法（1994年）人事訴訟法（2003年）、破産法（2004年）など、民事手続の分野の諸法が面目を一新したについて、三ヶ月先生の直接間接の指導力が大きく働いていたことは、衆目の認めるところであ

る。

先生の業績は、紫綬褒章、文化功労者、文化勲章と、数々の栄誉によって報いられたが、最初の紫綬褒章の授与は1984年で、たまたまそのとき筆者は法学部長を務めていた。功績調書を作成し、法学部事務長に依頼して書類を文部省（当時）に届けてもらったが、やがて彼は「汗を拭き拭き」という感じで帰ってきた。文部省の担当者が真面目な人で、功績調書を熟読し、一つ一つ疑問点を問いただしたという。「新訴訟物とは、どういう物ですかと尋ねられたときは、閉口しました」と事務長が苦笑していたことを思い出す。Prozessgegenstand という原語の方が、むしろ分かりやすかったに違いない。

三ヶ月先生は、1981年に60歳に達し、翌82年、東京大学を定年退官されたが、東大法学部では、定年直前の教授が教養学部へ出向し、将来法学部に進学するはずの文科一類の一年生に「法学」の講義を行うことが慣例化していた。多くの教授がこの慣例に従って駒場での講義を担当されたが、そのために一冊の著書、すなわち『法学入門』を執筆し、刊行されたのは、1973年度の團藤重光先生と81年度の三ヶ月先生のお二人だけである。團藤先生の『法学入門』は筑摩書房から（後に『法学の基礎』と改題して有斐閣から）、三ヶ月先生の『法学入門』は弘文堂から、それぞれ出版されて多くの読者を獲得した。

定年後の先生は、幾つかの私立大学からの招聘を断り、弁護士登録をし、また、1992年には法務省特別顧問を引き受けて、新しい生活に入られた。しかし、その後、思いがけぬ出来事が起こる。それは、翌93年8月、細川内閣に民間人閣僚として迎え入れられ、法務大臣に就任されたことである。在任は、94年4月まで、9か月に及んだ。「三ヶ月が大臣になったが、まあ3か月だろうなど、親しい友人にからかわれたが、その3倍続いたよ」というのが、先生のお好きな冗談の一つだった。

しかし、法務大臣の職責は重い。在任中、法律の立案をめぐる徹夜に近い会議が行われることもあ

ったと聞く。また、とくに厳しい判断を迫られるのは死刑の執行を命ずるときである。日々の重責を果たすに当たって、閣僚の中に法律学者としての先生を良く知る人がいたのは、心強い事であったに違いない。江田五月氏は、細川内閣の科学技術庁長官を勤め、先生と閣議の席を共にした。三ヶ月先生は、学生時代の江田さんについて、「小杉君(小杉丈夫氏)といっしょに教室の最前列に座り、講義を熱心に聴いていた。成績は抜群だった」と思い出を語っておられた。今江田さんが法務大臣の地位にあるのは、先生としても感慨深いことであつたらう。先般の「お別れの会」の際、公務のため出席できなかった江田大臣は、切々たるメッセージを寄せられ、それを小杉さんが代読された。

法務省特別顧問の職は、大臣在任中は一時辞任しておられたが、その後直ちに復帰され、2004年まで12年間に及んだ。民事関係の特別顧問は、我妻栄先生に始まり、鈴木竹雄先生、三ヶ月先生と続いてきたが、刑事関係は、初代の小野清一郎先生の没後は空席であったところ、2001年に松尾浩也、すなわち筆者が任命された。このとき赤煉瓦棟三階に特別顧問室が設けられたので、その後数年の間、筆者は三ヶ月先生と同じ部屋で勤務し、また歓談する機会に恵まれた。先生の語られる体験は、戦後法律学の発展の歴史そのものであり、また先生の視野は広く、アジアを含む世界を捉えておられた。実践の面でも、国際民事法センター（1996年設立）、そして国際協力部（2001年新設）の活動に深くかかわられたことは、周知のとおりである。ローエイシア東京大会（2003年）開催のため、獅子奮迅の活躍をされたことも記憶に新しい。

先生の気力と体力を養うのに、与かって力あったのはスポーツである。先生は、東大運動会（約40の運動部を束ねる組織）の理事長として新生に呼びかけ、「若いうちに体を鍛えよ」と説かれた。先生自身、第一高等学校（旧制）の三年間はホッケー部に所属し、インターハイで優勝という感激も経験さ

れている。東大教授時代は、テニスを楽しんでおられる時期もあった。学部長同士で試合をした話を伺った記憶もある。しかし、もっとも熱心に取り組まれたのはヨットで、40代の半ばから60歳の定年までヨット部長を務め、部員の学生たちと交流し、指導するかたわら、操縦も習得された。82歳のとき書かれた文章によると、元オリンピック選手などを交えたメンバーで、毎月1回のセーリングに精を出しておられる（『一法学徒の歩み』323頁）。

最後に寮歌の話に触れたい。旧制高等学校の生活に欠くことのできない存在は寮歌であった。旧制高校が絶滅して60年経った今でも、アナクロニズムとの批判を余所に、各地で寮歌祭が開かれている。三ヶ月先生も寮歌には愛着を持っておられた。「戯曲のアルトハイデルベルグには、老教授と学生たちがいっしょに学生歌を歌う場面があるが、あれは寮歌と同じだね」というお話を聞いたこともある。2010年11月9日、筆者はお見舞いのため三ヶ月先生のお宅に参上し、先生の枕辺で第一高等学校寮歌「嗚呼玉杯に花受けて」を歌った。先生は「おう、おう」と会いの手を入れて聴いて下さった。山のようにある先生との思い出の中で、これが最後のものとなった。

「法整備支援との関わりと三ヶ月先生」

一橋大学名誉教授・法務省特別顧問

竹下守夫

1 法整備支援との関わりと発端

平成22年11月14日、三ヶ月章先生は、御奥様、お嬢様に看取られて、安らかに89年の生涯を閉じられた。私は、昭和34年4月に、第11期司法修習生の修習課程を修了し、東京大学大学院の博士課程(現在の博士後期課程)に入学した折、三ヶ月先生に指導教官になって頂いた。以来、お亡くなりになるまで半世紀以上の長きにわたり、言葉に尽くせないほど多くのご指導を頂き、お目を掛けて頂いた。三ヶ月先生の思い出は数限りなくあるが、ここでは、本誌の性格を考えて、法整備支援に関わる思い出に限定して述べることにしたい。

平成11年(1999年)の夏前であったと思うが、ある日、かねて懇意にしていた法務省司法法制部付きS検事から、次のような話があった。それは、「今度、カンボジア政府からの要請を受けて、我が国がカンボジアの民法典及び民事訴訟法典の起草支援することになり、法務省として、このプロジェクトを全面的にバックアップしたいと考えている。ついては、特別顧問の三ヶ月先生にご相談したところ、民事訴訟法典の起草支援作業の日本側責任者として先生[竹下]を推薦して頂いたので、是非引き受けて欲しい。」ということであった。

これが、その年の秋に、国際協力事業団(現在の国際協力機構)の「カンボジア重要政策中枢支援・法制度整備」として立ち上げられたカンボジア王国に対する法整備支援事業に、私が、今日に至るまで関与することになった発端であった。

S検事の話の聴いて、私は、三ヶ月先生のご推薦とあっては、無碍にお断りするわけにはいかないであろうと半分肚を決めたが、一方では、それまでポ

ルポト政権による人民大虐殺と、明石康国連事務次長(当時)を代表とするUNTAC(国連カンボジア暫定統治機構)の選挙管理活動の話ぐらしか知識のなかったカンボジア王国の、民事訴訟法典の起草を支援するといっても、何をどのようにするのか見当も付かない。そこで、その場では、とりあえず少し考えさせて欲しいとあって、S検事にお引き取り願って、早速、三ヶ月先生にお電話をした。ところ、冒頭から、「これは、法務省にとって極めて重要な話なのだ。是非、君が引き受ける。」という、平素の三ヶ月先生とはいささか様子が違って、有無を言わせぬといわんばかりの強い語調であった。それは、後に分かったことであるが、当時すでに、三ヶ月先生は、アジア諸国に対する法典整備支援、人材養成支援こそ、今後の国際社会における日本の法律家の最も重要な使命の一つであるとの信念をもっておられ(この点については、三ヶ月章『司法評論』Ⅲ[2005年]所収の諸論考参照)、それが電話口で迸り出たものであった。先生のそのような固い信念を存じ上げなかったのは、弟子として全く迂闊なことであった。

私は、このような経緯で、カンボジア王国に対する法整備支援事業に関与することになったが、こう決断するに至ったのには、もう1つ別の背景事情があった。私は、平成7年(1995年)4月から約1ヶ月、国際交流基金派遣日本研究専門家として中国社会科学院法学研究所に滞在したことがあった。その折、新しい破産法制定のために全国人民代表大会(全人代)の法制工作委員会内に設置された破産法工作小委員会とでもいうべき会議に招かれ、丸一日、朝から夜遅くまで日本の破産法、会社更生法、さらにはドイツ、アメリカの倒産立法の動向について話をし、それに引き続いて延々と質疑に応ずる機会があ

った。これを通じ、中国側が、破産法に限らず、一般に、今後徐々に国内の法制度を整備するに当たり、いかに日本の法律を知り、またそれを生み出した法学研究の成果の共有化を望んでいるかを実感した。そこで、帰国後、我が国として、このようなニーズに応える道がないかを探って見たことがあった。カンボジアの話をお聴いたときに、中国とカンボジアとの違いはあるが、このときの想いが、私の脳裏に甦っていたのである。

2 三ヶ月先生と法整備支援

(1) 三ヶ月先生が、アジアの国々との法の分野での交流、ことにこれらの国の法整備に対する支援を、日本の法律家の国際的使命であると考えられるに至った直接の契機は、恐らく法務大臣在任中に、法務省付置の国連機関であるアジア極東犯罪防止研修所で、アジア各国から、その国の将来を担う人材として派遣されてきた研修生に、親しく接せられたことにあるのではないと思われる。先生は、各国の研修生の表敬訪問を受けられ、またアジア極東犯罪防止研修所の研修の成果を振り返られて、次のように述べておられる（三ヶ月章「アジア諸国に対する法整備支援の現状と課題」『司法評論Ⅲ』9頁以下）。

「法務大臣になりますと、この組織〔アジア極東犯罪防止研究所〕にアジア各国から、あるいはもうちょっと遠い所から、そういう国の将来の刑事法を背負って立つような人たちが、法務大臣に表敬にまいるのですが、目を輝かせ、本当に希望に燃えて挨拶に来る。」「そういう感激を伴った熱気がアジア研にやっけてまいりますアジア各国の若い刑事法の専門家にあるのを感じて、私は、ここで、かつてホイス大統領やハイゼンベルグ先生が私たちに与えたような感銘をこの人たちに与えて返〔ママ〕さなければならぬのではないかと思います、私はホイス大統領の真似をいたしまして、一人一人握手をしながら、目を見つめて、しっかりやっけてくださいよということには口には出しませんが、対応してまいりま

した。……このアジア研の事業の実績として、どうということになっているかということ、そうした研修生が3,000人位アジア各国に散らばっております〔平成12年当時。引用者〕。そして、日本でお世話になった、アジア研でお世話になった、だから、同窓会を作って、そして何ヶ月もの間起居を共にした生活というものをいつまでも思い出そうではないか、ということになっています。私は、これは大きなことだと思わざるを得ませんでした。そして、何とか、私の専門の民事法の領域でも、こういうふうな仕事ができたらというふうな感じを強く持ったのです。ここで、三ヶ月先生が、「ホイス大統領やハイゼンベルグ先生」といっているのは、先生が若き日にフンボルト財団の給費研究生としてドイツに留学された折、その歓迎パーティーで、当時のテオドル・ホイス大統領、ウェルナー・ハイゼンベルグ理事長が留学生一人一人の目を見つめながら固い握手をされ、ドイツの友人になって欲しいと訴えられて、深い感銘を与えられたことを指している。

他方、先生は、研究者として「民事訴訟法研究」全10巻、「会社更生法」1巻をはじめ、膨大な輝かしい業績を残され、またその研究の成果をかずかずの民事手続法立法に生かして来られた。そこで、個人的にも、これまでの研究生活に区切りをつけ、アジア諸国に対する法整備支援をもって、ご自分の今後の生涯の課題と定められたようである。

(2) 三ヶ月先生は、アジア諸国に対する法整備支援の重要性、法整備には法規範の整備・法機構の整備・法主体の養成の三つの局面の在ること、我が国の法整備支援の課題と問題点などを、多くの機会に論じて来られた（とくに総括的に論じられたものとして、前掲「アジア諸国に対する法整備支援の現状と課題」『アジア諸国に対する法整備のための支援と協力』がある。いずれも『司法評論Ⅲ』所収）。

先生のご推薦により私が関与することになったカンボジア王国に対する法整備支援事業との関係でも、先生は、短いながらそのお考えのエッセンスを

示す貴重な一篇を残しておられる。それは、カンボジアに対する法整備支援プロジェクトの第1期（フェーズ1）の終わりに近い2002年（平成14年）10月15日・16日の2日にわたって、プノンペンの豪華ホテルで開催された「カンボジア王国民法案」「同民事訴訟法案」引渡し記念セミナーの総括として述べられた、先生のご挨拶を活字化したものである（「カンボジア民法・民事訴訟法起草記念セミナー・総括」『司法評論』217頁以下）。この記念セミナーは、両国プロジェクトチーム（民法・民事訴訟法作業部会）の共同作業の成果である民法案、民事訴訟法案を、日本側作業部会の部会長である森島昭夫教授と私とから、それぞれフン・セン首相に引き渡し、あわせてカンボジア在住の各国大使館・報道機関、カンボジア司法関係者等に向けて、両国のプロジェクトチームのメンバー数名が、法案の内容を紹介する記念講演を行ったものであった（各報告を含め、この記念セミナー全体の内容は、本誌7号[2003年]に掲載されている）。とくにカンボジア側からも3名のメンバーが報告者に加わったことは、この両法案が両国の共同作業の成果であることを強く印象付けるものであった。

三ヶ月先生は、第2日目の最後に、セミナー全体の総括として、次のように述べられ、出席者一同に深い感銘を与えられた。すなわち、先生は、まず、日本とカンボジアの法律家・研究者の共同作業として両法案が起草されたことの歴史的意義を、こう述べられた。「皆さんは、はっきりとは認識しておられないかも知れませんが、[私は、]この度のセミナーは、世界の法の歴史の上で、極めて最新の実験的かつ開拓的な仕事であったと感じています。といいますのは、ある一つの国の法律制度の建設を、その国の将来を担う若い法律家と別の国の若い研究者が、全く何の政治的配慮にふりまわされることなく、相互の友情にのみ包まれて共同研究をし、法典の起草作業をなし遂げたことは、法の歴史の上で特筆すべき出来事であると思うからです。国こそ異なれ、

同じすばらしい歴史的体験を共有できたこのような若い法律家を、私のような老学者は、心よりうらやましいと思います。」

次いで、このような国際的共同作業が法整備支援として行われる場合における、援助国と被援助国との在り方につき、われわれの陥りがちな過ちを回避し、採るべきスタンスを、法の本来の性質から、次のように説かれた。「法の歴史の異なる国の法律家が、ある共通の目的を持って共同作業をするとき、ともすると一方がディヴェロップング・カントリーで、他方がディヴェロップト・カントリーだ、という区分けで考えることがあるのですが、これでは事の本質を捉えることはできません。確かにそういった局面が、あることはあるでありましょう。しかし、本当は、もっと別の観点からの着眼が、このような作業については必要であると思います。そもそも法というものは、社会の進歩につれてその形を常に新しく変えていかなければならないものであり、それは法というものの持っている宿命というべきものです。法の領域においては、ディヴェロップング・カントリーだとかディヴェロップト・カントリーだなどという区別は本来的には存在しないのでして、常に法というものを変革していかなければならないものなのですから、その意味においては、常にどの国にとっても、その国は、ディヴェロップング・カントリーなのであります。」

そして、最後に、アジアにおける法整備事業の意義を述べて、次のような言葉で、2日間にわたった記念セミナーの締め括りとされた。「世界的に見ても新しい大胆な実験ともいえるべきものが、西洋ではなくアジアから他に先駆けて広がるという夢が実現するのであるなら、それは大陸法でもなく、英米法でもなく、アジア法の法領域が確立される節目になると私は痛感するものです。この度のセミナーがその一つの大きな節目になることを祈って総括を終わります。」

法整備支援に携わる者が、良く噛みしめるべき総

括であった。

3 三ヶ月先生への報告

法整備支援に関わる三ヶ月先生の思い出の最後に、先生へのご報告として、カンボジア民事訴訟法典起草支援プロジェクトの、その後の経過を記しておきたい。

このプロジェクトの第1期(フェーズ1)は、1999年3月5日に開始され、上記の記念セミナーから約5ヶ月たった2003年3月4日をもって終了した。第2期(フェーズ2)は、約1年の準備期間をおいて、2004年4月9日から開始され、2008年4月8日に終了、さらに第3期(フェーズ3)が2008年4月9日に開始され、現在その進行中にある。この間、このプロジェクトの最初の成果であった民事訴訟法案は、2006年7月に、カンボジアの国会で可決され、民事訴訟法として成立・公布された。そして1年の周知期間をおいて、翌2007年7月から適用が開始された。私たちは、民事訴訟法案完成後、引き続き、原則的に同じ形の両国共同作業により、民事訴訟法の関連法令・附属法令の整備として、人事訴訟法案、民事過料手続法案、執行官法案を完成させ、また民法上定めのある非訟事件を処理するための民事非訟事件手続法案をも完成させた。執行官法案を除く、三つの法案は、すでに国会を通過して法律として成立・公布されている。そのうち、民事過料手続法は、すでに適用が開始されているが、人事訴訟法、民事非訟事件手続法は、民法と同時に適用されるべきものであるから、民法の適用開始を待っているところである。さらに特筆すべきは、民事訴訟法作業部会では、民事訴訟法の体系的理解に資するため、そのメンバーが分担して、「カンボジア民事訴訟法要説(判決手続編)」、「同(強制執行・保全編)」を執筆し、これらは、すでにクメール語に翻訳され刊行されて、カンボジアの法律家の間で広く読まれ、利用されていることである。

三ヶ月先生は、かつて、「我々が、アジアに対する

法律制度整備の協力なり、支援なりをする場合にも、それぞれの国の置かれている歴史的な背景や、何を彼らは希望しているのかを、十分に見極めながらやっていたいかなければならないというのが、我々の直面している問題点であります。」と指摘された(「アジア諸国に対する法整備支援の現状と課題」『司法評論Ⅲ』20頁)。私たち、カンボジア民事訴訟法作業部会のメンバー全員は、三ヶ月先生の、このようなご期待に100パーセントお応えできているとまでは言えないとしても、きっと合格点は頂けるのではないかと考えている。

三ヶ月章先生とアジア法整備支援

財団法人国際民商事法センター理事・弁護士

小杉 丈夫

「検察官だけでできることではないのだ。君、手伝ってやってくれ。」

法務省特別顧問をしておられた三ヶ月章先生から声がかかったのは、1995年のことだった。当時、法務省は、市場経済へ移行し、国際経済への参入をめざすアジア地域の国々から要請を受けて、民商事分野での慣れない国際協力に手さぐりで取組まざるを得ない状況にあった。そして、その法整備支援事業を民間から応援し、サポートするための財団を立ち上げるといった話が持ち上がったのであった。

東京大学法学部での三ヶ月先生の教え子であり、95年当時、アジア太平洋地域の法律家団体ローエイシアの副会長を務め、次期会長に指名されていた私は、いやも応もなく、お手伝いをする事になった。住友商事本社での何回かの打合せ会合等を経て、財団法人国際民商事法センターが設立されたのは翌96年4月のことであった。

三ヶ月先生は、トヨタ自動車の豊田章二郎氏と共に財団の特別顧問に就任され、住友商事伊藤正会長が財団会長を、岡村泰孝元検事総長が理事長を務められることになった。私は、理事の末席を汚すこととなった。

三ヶ月先生と伊藤会長は旧制一高時代からの友人（三ヶ月先生がホッケー部、伊藤会長はラグビー部で、同じグラウンドで練習していたという）ということで、気心の知れた二人のかけ合いは中々面白かった。三ヶ月先生は、「伊藤君は社長として株主総会を短く切り上げることばかりやってきたから、だいたい話が短かくて文切型だ。俺の方は、大学の講義で飯を食ってきたから、長い話は苦にならないし、俺の話は面白いだろう。」などと言って、伊藤会長を苦笑させていた。もの静かで堅実な岡村理事長を加

えて、財団幹部三人の呼吸の相性は抜群であった。（豊田章二郎氏は現場には顔を出されなかった。）

財団がまず手がけたのがベトナム支援であった。ロック司法大臣の来日もあり、その年の9月には、司法省の職員や裁判官を研修生として日本に招いて最初の研修を実施した。これを皮切りにベトナム研修が、何年にもわたり、次々に実施されたが、三ヶ月先生は率先して、赤レンガの法務省本館で行われた研修の講義を担当された。言語は、研修の大きな障害だった。英語はほとんど通ぜず、期待していたフランス語も全く駄目だった。外国に留学した研修員も、留学先はほとんどソ連邦であって、ロシア語が多少できる者はいたが、それには日本側が対応できなかった。そこで授業は、日本語とベトナム語の通訳に頼らざるを得なかった。特に、女性通訳の初鹿野マイさんにはお世話になった。

三ヶ月先生の講義は、好評で、録音されたものが持ち帰られて、ベトナムで出回った、と聞いた。1963年私が東京大学で三ヶ月先生の裁判法の講義を聞いたときは、まず、幕末に日本が結んだ不平等条約を改正するために明治政府がいかにか苦労したか、という話から始まった。一方で日本人留学生を欧州に派遣し、他方でフランス・ドイツの法律家をお雇い外国人として教えを乞うて、法律や司法制度を整備した話だった。三ヶ月先生がベトナム研修生に講義するにあたって、明治時代の日本人留学生のことが脳裏にあったことは想像に難くない。とにかく、熱心に講義された。その熱情は、講義だけでなく、ベトナム研修生の歓迎会、歡送会にまで及んだ。進んで黒田節や謡曲まで披露されて、研修生を歓待されたのであった。そのような三ヶ月先生をそれまで見たことがなかった私は、その姿を見て本当に驚き、感

動した。三ヶ月先生が毎回のようにアジアからの研修生に話されることが2つあった。一つは、御自身がフンボルト財団の支援を得て若手研究者としてドイツに留学した際、当時のホイス大統領が歓迎会を開いてくれて、留学生一人一人の手を握り、じっと目を見つめて激励されたことに感激したこと。もう一つは、細川内閣の法務大臣だった時に、日本政府が国連から委託を受けて実施している、極東アジア犯罪防止研修所にアジア諸国から刑事関係者が集まって研修し、成果を挙げていることが特に印象に残った、民商事法の分野でも、このようなことが実現できればうれしい。こういうことだった。

三ヶ月先生がアジアに関心を向けられたことについては、下地があった。それは1992年の日本ローエシア協会（後に、日本ローエシア友好協会）会長就任だった。ローエシアは、オーストラリアに本部を置く、アジア太平洋地域の非法律家団体（NGO）で、その日本人会員の団体が日本ローエシア協会であった。東京大学名誉教授鈴木竹雄先生（商法）が1970年以来初代会長を務めておられた。三ヶ月先生は、鈴木先生から後事を託されて二代目会長に就任された。このことが、それまで、西欧の法律・司法制度を主たる研究対象として来られた三ヶ月先生の目を大きくアジア地域に広げさせるきっかけになった。

特に、財団設立の前年の1995年には、ローエシア北京大会に出席され、江沢民国家主席が臨席する国威発揚の開会式や、アジア法律家によるセッションの討議や、ディナー、日本の最高裁長官不在のまま司法の独立に関する北京宣言を採択したアジア・太平洋最高裁長官会議の様子などを、初めて直接見聞された。そして、日本法律家がアジアの先進国などどうぬぼれて、現状に安住していれば、アジアの中でも置き去りにされ、何の尊敬も得られなくなるという大きな危機感を抱いて帰国されたのであった。そういう意味で、1996年という年は三ヶ月先生の活動の新しい展開という点でも、重要な年であったと

思う。

以後、三ヶ月先生は、「法整備支援というものは、国と国との合意、民間の協力支援、個々人の草の根の交流の3つが揃わなければ駄目なのだ、自分は法務省顧問、財団特別顧問、日本ローエシア友好協会会長を兼務して、この3つの立場で、全体を見ている」と、（多少自慢もこめて）言われるようになった。そういう高い意識をもって、アジア法整備支援事業に取り組みされていた。

ベトナム支援のもう一つの思い出は、1999年11月のベトナム出張であった。三ヶ月先生、伊藤会長、金子浩之事務局長、法務省栃木庄太郎検事らと共に、ベトナムを訪問した。岡村理事長は体調を崩し、残念ながら不参加であった。ハノイで、日本のボアソナードと呼ばれたベトナム支援の先駆者森寫昭夫教授、JICAの長期専門家武藤司郎弁護士、日弁連で法整備支援を推進している矢吹公敏弁護士らと合流して、ベトナム訪問の最大の目的であるベトナム側との法整備支援第2フェーズの調印式に臨んだ。

そして、この機会を利用して、日越民商事法シンポジウムを実施し、三ヶ月先生、森寫先生と私がスピーチした。その後、ホーチミン市に移動して、ベトナムに進出している日本企業に対する、法整備支援事業のPR、懇談会などをこなして帰国したのだった。

ベトナムと並んで、私が三ヶ月先生と共に関与したプロジェクトが中国に関するものであった。中国については、伊藤会長の李鉄映主任とのコネクションで、国家経済体制改革委員会（後に、国家発展改革委員会）との間で、日中民商事法シンポジウムを毎年開催地を交代して行うこととなった（日本で行うときは、東京・大阪の2カ所）。第1回シンポジウムは1996年東京で開催し、以後2011年3月（本来、2010年10月の予定だったものが尖閣列島問題で延期）に北京で開催した第15回シンポジウムまで、毎年実施されている。

この日中民商事法セミナーについては、伊藤会長

が特に力を入れておられた。日本企業の中国進出をにらんで、中国の立法当局との交流、人間関係の構築は重要であり、このセミナーの成功が日本経済界に財団の重要性を認知してもらうための鍵と考えておられた。

三ヶ月先生もこのことをよく認識されて、シンポジウムでのあいさつや、総括の役目を引受けられるだけでなく、金沢での転倒事故（後述）で仕事を控えられるようになるまでは、北京でのシンポジウムにも、欠かさず参加されていた。中国側の力の入れ方も大変なもので、中国での開催の際は、必ず、初日の夕刻、中国の迎賓館である釣魚台で中国側主催の晩餐会が催される。

私は、第1回のシンポジウムでスピーチした後、いつの頃からか、私が討議の司会をし、三ヶ月先生が総括をされるという役割分担になったが、三ヶ月先生が退かれてからは、私が司会だけでなく、シンポジウムの総括までお引受けすることになって今日に及んでいる。私は、司会として、最初は、日中双方の議論を噛み合わせるのに大変な苦勞をした。しかし、回を重ねる毎に信頼関係が構築され、中国側からも本音の発言も出るようになって、今日では、実際に踏み込んだ充実した議論ができるようになった。

三ヶ月先生の総括は、長年の仕事・研究の成果と幅広い教養に裏打ちされた奥深いものだった。話が色々なところに飛ぶので、大丈夫かと思っても、いつもきちんと制限時間内で話をまとめられた。さすがに長年大学で講義されているだけのことはあると思った。本当に話はお上手だった。

本年3月、北京での第15回シンポジウムの後の夕食会の際、中国側のシンポジウム責任者任瓏法規司長に、三ヶ月先生の逝去のことを伝えたところ、「三ヶ月先生、伊藤会長（伊藤会長は2004年に逝去された）には、第1回のときからお世話になって、本当に父親のような気持ちで接していた。」と言って涙ぐんでいた。それだけ、中国側の三ヶ月先生に対する敬愛の念は強かった。日中民商事法シンポジウムは、

現在では、立ち上げに苦勞された三ヶ月、伊藤両氏のあとを受けて、宮原賢次会長、原田明夫理事長を中心に進められているが、中国側の杜鷹国家発展改革委員会副主任との個人的な絆も深まって、年々内容が充実しているように見受けられ、心強い。

三ヶ月先生の生き方は、過去に執着せず、前に向かって生きるということだった。東京大学を退官された後は、「今後、二度と東京大学に踏み入れることはない」と言われた。本当にそうだった。私は、余程大学で不愉快な思いをされたことがあったのか、といぶかしく思ったが、全く、そういうことではなかった。その後、法制審議会の民事訴訟法部会長として、苦勞して新しい民事訴訟法を成立させたときにも、同じように行動された。「これで民事保全法、民事執行法に続いて、民事訴訟法関係の法律の立法作業はすべて終わった。区切りがついたから、以後、法制審議会の仕事は一切しない。民事訴訟法学会の会合にも一切出ない、新しい民事訴訟法の解説や講演もしない」と宣言し、そのとおりに実行された。「自分がやるべきことはすべてやったあとは、後進に任せ、邪魔は一切しない、今後は別の道を生きる」ということで徹底していた。強烈な意志を感じた。法務大臣退任後の法務省特別顧問の就任についても、任期を限ることを絶対の条件とされた。

そういう生き方をされた三ヶ月先生にとって、ローエイシア活動や法整備支援を通じて、アジア諸国との共存の道を模索し、またそこから翻って日本社会の改革、発展を考えることが、晩年の大きなテーマだった。生き甲斐といってもよかったと思う。



第3回法整備支援連絡会にて総括される三ヶ月先生

アジア諸国からの研修員に対する講義、講演、シンポジウムのスピーチなど数多く引受けられたし、要請があれば、大阪、金沢、福岡と、どこへでも出かけられた。外国訪問も、中国、フィリピン、ベトナム、オーストラリア、韓国、香港と多数にのぼった。その活躍の様子は、2005年に刊行された著書「司法評論Ⅰ～Ⅲ」に納められている論文や講演録等からもうかがわれる。その横溢するエネルギーには圧倒される。

そういう三ヶ月先生だったから、2004年春の、金沢での転倒事故は、正に想定外のことであったに違いない。2003年10月、皇太子御夫妻を開会式にお迎えして、先生自身「空前絶後」と評された、盛大なローエイシア大会を挙げてから間もない時期であった。財団の金子浩之事務局長と、石川国際民商事法センターの行事に出席されるため金沢を訪問されていた時に、凍った道路で転倒され、後頭部を強打されたのであった。虎ノ門病院にしばらく入院後、退院されたが、以後、諸々の仕事から次第に手を引かれることになった。

この16年の間、日本の法整備支援事業は、カンボジア王国の民事訴訟法、民法の制定をはじめとして、着実に大きな成果をあげてきた。振り返ってみて、日本のアジア地域への法整備支援が開始されるにあたって、三ヶ月先生のような歴史、社会の根幹を見据え、日本の司法の現状を踏まえたうえで長期的展望で物事を進められる方が指導的立場におられたことは、日本にとって真に幸運なことであった。正に余人をもって代え難い方だった。初動期を過ぎて、法整備支援の新しい方向を考えなければならない時期にある今日、三ヶ月先生の教えを受ける機会が永久に失われたことは、大きな損失である。

三ヶ月先生を偲んで

法務省元法務専門官

高山京子

私は、長年法務図書館に勤務していましたので、三ヶ月先生の御著書に触れる機会はたくさんありましたが、直接お目にかかりましたのは、平成8年、先生が法務大臣に就任されたときでした。大臣になられた先生は、赤れんが棟に足を運んで、図書館を視察してくださいましたが、私は、そのとき案内係を務めたのです。

法務図書館には、第一次大戦後にドイツから一括して送られてきた図書を収蔵する特別室もあり、ドイツ法に詳しい先生は、興味深そうに見ておられました。また、私はそのころ、資料の目録を作成する作業を始めていたのですが、その話を聞いて、しっかりやるようにと激励して下さいました。

大臣を退任された後、すぐに法務省特別顧問に復帰しておられたそうですが、しばらくはお会いすることもありませんでした。私は、平成10年に定年を迎え、法務省とのご縁も終わったと思いましたが、目録作成の仕事だけは続けていました。ところが、平成13年、赤れんが棟に特別顧問室が設けられ、三ヶ月先生は、新任の松尾浩也先生とともに、この部屋で執務されることになりました。そして、私は、顧問室付きの秘書を命じられたのです。

先生と松尾先生とはとても仲が良く、仕事の合間にお二人が歓談しておられる御様子はほんとうに楽しそうでした。ときには私も加えていただいております。三ヶ月先生には座談の名手との評があるようですが、「軍隊物語」、「一高物語」、「貧乏物語」、「大臣物語」、「ヨットの物語」などと銘打ってなさる思い出話は、ユーモアたっぷりです。しかもいくらか哀愁を帯びていたりして、いつも聴き飽きませんでした。

三ヶ月先生が達成された多くのお仕事のうち、私

が身近に存じているのは平成15年のローエイシア東京大会です。外国からも大勢の人が参加する大規模の集会だけに、準備はたいへんでした。野田愛子先生、青山善充先生、小杉丈夫先生などが、三ヶ月先生を囲んで懸命の努力をしておられたことが思い出されます。大会は、9月にホテル・ニューオオタニで開かれ、私もお手伝いに行きました。大会には、皇太子殿下・同妃殿下がお出でになりましたが、先導役はむろん三ヶ月先生でした。



（「三ヶ月先生と奥様を囲む会」にて
歓談する高山さん 2006年10月16日）

法務総合研究所参与の資格をお持ちの先生は、国際協力部関係のお仕事も熱心に果たしておられました。国際民商事法センターで講演をされたこともありました。センター会長の伊藤正様が顧問室へお見えになったことがあります。お帰りになった後で、「彼は伊藤正巳君の弟で、一高生のときはラグビー部で活躍していたよ」とお聞きし、「長い間のお友達なのですね」と感心しました。

ローエイシア大会の翌年3月、思いがけぬ出来事が起こりました。先生は、講演のため金沢市に出張され、凍り付いた道で転倒して大けがをされました。入院先の病院から逐一情報は得られましたものの、一時はたいへん心配しました。1週間後には東京へ

移って虎ノ門病院に入れ、お見舞いに行けるようになって安心しました。こちらの間もなく退院してご自宅に帰りましたが、この年5月、法務省特別顧問を辞任されました。

しかし、先生とのご縁は続きました。先生のお住まいが文京区向丘で、私の住む文京区弥生のほど近くだったこともあり、お正月には年始に伺うようになっていて、奥様、お嬢様方にも親しくしていただきました。昨年11月、近親の方々による御葬儀に私も参列させていただきましたが、あれを思い、これを思い、涙が止まりませんでした。



(2011年2月のお別れ会にて)



法整備支援の先駆者・三ヶ月章先生と名古屋大学

名古屋大学法学研究科長・法学部長

教授 鮎 京 正 訓

1 三ヶ月先生と名古屋大学

名古屋大学大学院法学研究科は、2001年度から2005年度の5年間にわたり大阪大学、早稲田大学などと連携し、「アジア法整備支援—体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築—」プロジェクトという文部科学省特定領域研究を実施しました。この特定領域研究は、年間1億円、総計で約5億円という、社会科学分野としては、きわめて大きなプロジェクトであり、私がプロジェクト全体の領域代表者を務めました。

この特定領域研究「アジア法整備支援」プロジェクトの課題は、日本および世界の援助機関が行っている法整備支援という事業を、各援助機関の経験に即して理論化するとともに、WTOをふくむ市場経済化の国際環境、社会主義法からの移行と法整備、伝統と「近代」化、司法改革の現状と課題、法整備支援の手法と法整備支援事業の評価などについて研究し、大きくはこれまでの「輸入型」の日本の法律学のある方から脱皮し、新しい日本の法律学を開拓していくという展望を含んでいました。そして、プロジェクトでは、これらの法整備支援の実際の仕事および法整備支援の理論研究の仕事を通じて、アジア諸国の法に精通した若い世代の研究者および実務家が層として確立されていく必要性が重視されました。

明治維新以降の日本の法制度整備は、たとえば条約改正にみられるように、欧米と日本の当時の力関係に基礎づけられた不平等性を解消するという動機づけによって大きく規定されていました。したがって、法の分野で西欧に追いつくということが至上命題となり、「輸入法学」としての性格を強くもってきました。法整備支援という事業を通じて、アジアの

みならず従来の日本の法律学が関心すらもたず知識を共有できなかった諸地域の法と社会に関心を向け、そしてそのことを通じて日本法のあり方そのものについての新たなパラダイム構築を可能にすることが、求められました。

幸いにも、この特定領域研究プロジェクトは多くの成果を得ることができ、文部科学省による終了時評価では、「A」評価をいただくことができました。

三ヶ月先生には、このプロジェクトの自己評価を行う際の「外部評価委員」を担当していただき、毎年行われた評価会議で、様々な御提言をいただきました。

名古屋大学を主体とする文部科学省の科学研究費プロジェクトの外部評価委員を三ヶ月先生にお願いしたのは、三ヶ月先生と名古屋大学法学部を結ぶ、様々な「機縁」があったからです。

三ヶ月先生は、名古屋大学法学部が1950年（昭和25年）に創設された草創期に、まだ、校舎が名古屋城の中の兵営にあった時代に、新進気鋭の若い民事訴訟法学者として、集中講義に来てくださいました。

その当時のことを、先生は、「私は、数回にわたりこの大学（名古屋大学—引用者）に集中講義に参りました。まだまだ若うございましたから、元気がありまして、一週間の間に四単位で民事訴訟法をやってくれということでした。朝の八時から夕方五時まで、びっしりと民事訴訟法ばかりです。しゃべるほうもしゃべるほうでくたびれますが、さぞかし聞くほうも大変であったろうと思っています」（三ヶ月章『司法評論Ⅲ 法整備協力支援』有斐閣、2005年、5頁）、とのべておられます。

また、日本政府が法整備支援を開始すると、法務省はその中核機関の1つとして活動するようになり、

2000年以降、毎年、「法整備支援連絡会」を開催してきましたが、その第1回目は三ヶ月先生の陣頭指揮により、法務省の「赤レンガ」の講堂で行われました。

名古屋大学は、日本の法整備支援の開始当初より、法整備支援プロジェクトに積極的にかかわってきましたので、名古屋大学創立50周年を迎えた2000年に、法整備支援の先駆者である三ヶ月先生に記念講演をお願いしました。

その講演内容は、前掲『司法評論Ⅲ』に全文掲載されていますが、その中に、「名古屋大学の試みに対する評価」という部分があり、三ヶ月先生は、名古屋大学法学部をめぐる課題と問題点を、次のように指摘されています。少し長くなりますが、ご紹介させていただきます。

『アジア法整備支援と名古屋大学法学研究科のこれまでの活動と課題』という名古屋大学の佐々木(雄太一引用者)前法学部長が作られた文書を拝見して、非常に感心いたしました。先ほど来、名古屋大学の側からご紹介のありましたことのほかにも、もっと進んで、我々が考えているはるか先に目を注ぎ、タジキスタンなどの中央アジアの国にまで進出して、名古屋大学のスタッフの持っているロシア法の知識というものを活用しながらやっという雄大な計画を一つの大学としてお持ちであるのは、ちょっと他にないですね。私は、東京大学の出身ではございますけれども、どうも東京大学とか京都大学などの歴史の古い大学は、こういうことについては、昔の伝統にしがみついております、新しいことをするのが苦手のようにあります。そういう現実の中で、まず名古屋大学がそういう企画を打ち出した。これは非常に立派なことであります。ですから、これは是非進めていただきたいと思います。

ただ、私が他人事ながら心配いたしますのは、今、名古屋大学単独で、こういうことをおやりになるのは非常に立派でございますが、同時にロー・スクール化という問題も、また名古屋大学は抱えておられ

る。これもまた法学部としては大きな課題で、そういうロー・スクール構想というふうなものに、どの程度各大学が対応できるかは、私はクールに見ておりますが、日本全国規模で見て、最終的に生き残れるのは一五あるかないかではないかと見ています。その両面の課題にいかにして名古屋大学が挑戦していかれるか。これが、名古屋大学の今後五〇年の大きな課題として、目前に立っている問題であろうと思うわけでございます。」(24-25頁)

当日に直接講演をお聞きしたときも、そして、今日もなお、この御指摘は、きわめて的確な名古屋大学法学部への評価であり、いつも私の中では、三ヶ月先生が名古屋大学に提起されたこの2つの課題にどのように立ち向かっていくかということ、考えさせられています。

2 三ヶ月先生の法整備支援理論

三ヶ月先生がアジア諸国に対する法整備支援に継続的に、また、きわめて熱心にかかわってこられたのには、様々な契機があったように思います。以下の私の印象は、さきにもべました「アジア法整備支援」プロジェクトの会合をつうじていろいろな機会にうかがったお話にもとづいています。したがって、それは、先生の民事訴訟法学をはじめとする学問体系全体の検討をふまえたものではないので、きわめて部分的な印象にとどまっていることは理解しております。

先生は、1960年代初頭に創設された、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)の活動に積極的に関与され、特に法務大臣として活躍されていた時期には、アジア諸国からの研修員に修了証を渡す際には、力を入れて握手をし、「若い世代こそ国造りの主体である」と1人1人を激励されたそうです。三ヶ月法整備支援理論の1つの原点は、ここにあると考えています。

また、三ヶ月先生は、ローエイシア(アジア太平洋法律家協会)という国際組織を大切にされ、アジ

アの法律家との交流に、きわめて密接に関与されてこられました。とくに2003年に東京で行われたローエイシア第18回大会は、三ヶ月先生が中心となり組織され、きわめて盛会となりました。

ところで、三ヶ月先生が、UNAFEI、ローエイシア、そして国際民商事法センターなどの活動をはじめ、広くアジア諸国に対する法整備支援に熱心に取り組んでおられるのは、何故だろうか、という疑問というか、質問をいつも私にもっていました。

これは私の僻みかもしれませんが、私は若いときより、ベトナム法というきわめてマイナーな研究対象を選んでしまったので、一般に日本の法学者の欧米法研究一辺倒の風潮には批判的でした。「なぜ日本の法学者はアジアに関心を持たないのだろうか。これでは、いけない」というのが、そもそもの私の研究の原動力でした。

しかし、三ヶ月先生は、他の多くの日本の法学者とは異なり、法整備支援が開始されるはるか以前より、アジアの法律家との連携、アジアの法の解明という課題に、きわめて敏感でありましたので、上記のような疑問をもったわけです。

ところが、いつだったか、この点について先生のお話を聞くことができ、私の疑問が氷解していきました。先生は、「明治以降の日本は、アジア諸国を植民地にし、占領支配し、多くの被害をこれらの地域にもたらした。いま、これらのアジア地域が法の問題で困っているなら、日本が手助けをするのは当然であるし、私たちの責務である」と、率直に私に語られました。

このとき、私は、ずっと先生は、若い頃よりこのような思いを抱かれながら研究をされてきたのだ、とあらためて思いを巡らすに至った次第です。

そのような先生の思いは、実は、日本の法整備支援理論とりわけ理念論をつくり上げていくうえで、きわめて重要であり、大切なことです。

法整備支援の対象国の人々を自らと対等な存在ととらえ、「困っていることがあったら、いつでもお手

伝いする」という立場は、例えば、ビジネス環境整備のための法整備支援という枠をはるかに超えた立脚点にあります。

さて、三ヶ月先生の法整備支援理論の一つの特徴は、何よりも、アジアの各国において「西欧の法律制度を移植する」際の歴史性の相違を明確にしてきた点にあります。そして先生は、例えば、今日、法整備を進めるベトナムとかつての明治以降の日本の法整備を比較し、「ベトナムと日本の置かれてきた、あるいは置かれている状況の差異が、…共通の課題と目標にどのような違いを生ぜしめ、それぞれどのような問題を生み出しているのかということを検討」し、「西政法導入の①動機、②時代環境、③手法」から問題を考察しています（『司法評論Ⅲ』55～57頁）。かくして、先生は、いま起こっているベトナムなどアジア諸国の法整備のありようを、かつての明治期日本の西政法継受が不平等条約の撤廃という「全く政治的なもの」（同上、58頁）であったのに対し、「市場経済への対応の必要という契機」（同上、57頁）から理論化しようとした。

また、三ヶ月先生は、『法学入門』（弘文堂、1982年）の中で、「東洋社会における西政法支配の実相—日本の特異性」を論じ、たとえばベトナム、カンボジア、ラオスなど「仏領インドシナ諸国」を例にとり、「東南アジアの諸国における西政法の支配が、きわめて高圧的な植民地支配の手段としていわば他力的に与えられたというのにくらべると、同じ東洋社会の中にありながら、ただ日本だけが、西政法のこのような権力的な支配から完全に免れることができたということは、一つの奇跡であるときえいってもよいことなのである」とのべ、「一度はこのような日本法の特異性を思いめぐらし」ていくことに注意を喚起しています（33～35頁）。また、法継受における最大の困難について、「このような外来の規範を動かし、このような不慣れな機構と手続を運用する人間の養成、いわゆる『人づくり』ということが一番難しい問題であったことは、想像にかたくない」（59

頁)と指摘しました。

以上にみられるように、三ヶ月先生の法整備支援理論は、第一に、途上国、体制移行国の法整備をとりまく「歴史性」、「時代性」に関する考察と分析の重要性を語るとともに、第二に、法規範を動かす上では、法に携わる人材に対する「人づくり」の重要性を課題として提起している、といえます。

3 三ヶ月先生から受け継ぐべきもの

三ヶ月先生は、最晩年に『司法評論』Ⅰ・Ⅱ・Ⅲおよび『一法学徒の歩み』(すべて有斐閣、2005年)という4冊の本を出版されました。

御一読されるとわかりますが、これら4冊のうち「法整備協力支援」という副題をもつのは、『司法評論Ⅲ』だけですが、他の3冊も含めこれら4冊は、法整備支援、国際協力、国際化の中の日本法というテーマに深くかかわる内容から成っています。

したがって、私たち法整備支援に携わる者は、これら4冊の著書から、今後の日本の法整備支援の発展方向を明らかにするための、きわめて多くのアイデア、理論を受け継ぐことができます。

名古屋大学は、三ヶ月法整備支援理論の中核であると考えられる、「法整備をめぐる時代性」および「人材育成」について、先生の理論に学びながら、研究と教育を行ってきました。

第1の「法整備をめぐる時代性」については、何よりもアジア諸国の法をめぐる現状の解明が歴史的に研究される必要があります。この点で、『アジア法ガイドブック』(鮎京編。名古屋大学出版会、2009年)を、名古屋大学をはじめとする若い世代の研究者と協力して出版することができました。早速にそれを三ヶ月先生にお送りしましたところ、「病床にあるが、御礼申し上げる」というワープロの礼状を頂戴し、大変恐縮しましたが、同時に、先生のご病状を案じておりました。

第2の「人材育成」の課題では、現在(2011年4月)、名古屋大学法学研究科には、ベトナム、ラオス、

カンボジア、モンゴル、ウズベキスタンをはじめとするアジア諸国を中心に、164名の留学生を受け入れ、法学教育、人材育成を行っています。

もちろん先生が御指摘されたように、法整備支援は「名古屋大学」の「挑戦」の1つではありますが、それに伴う多くの困難も存在します。しかし、法学教育支援は、法整備支援の中核的分野であるとの確信のもと、研究科をあげて取り組んでいます。

先生が私によく語られた言葉を最後に掲げ、先生の御冥福をお祈り申し上げます。

「法整備支援を行ううえでは、法律実務家には、これらの人々でないとわからないこと、これらの人々でないとできないことがある。法学研究者には、これらの人々でないとわからないこと、できないことがある。だから、実務家と研究者が相互に協力すれば、良い仕事ができる。」

三ヶ月法務大臣を偲んで

最高検察庁

検事 長谷川 充 弘

三ヶ月章先生は、細川内閣で法務大臣の要職を務められ、激動の時代における法務行政の最高責任者としてご活躍されましたが、私は、その秘書官としてお側にお仕えした者として、まことに僭越ながら、そのお人柄の一端にも触れつつ、法務大臣時代のご功績、エピソードをご紹介します、先生に対する追悼文とさせていただきます。

激動の時代

細川内閣は、平成5年8月9日、日本新党、新生党、新党さきがけ、社会党、公明党、民社党、社会民主連合、民主改革連合による連立政権として発足し、55年体制の終焉と言われる中、国民から大きな期待を寄せられ、空前の71%という高い支持率を得ました。法曹界の重鎮であられた三ヶ月先生は、法務行政に対する卓越したご見識、指導力を高く評価され、民間人の法務大臣として入閣されました。この内閣は、平成6年4月28日まで続きましたが、日本の政治史ではそれまで連立政権の経験が比較的乏しく、しかも政策において異なる点が少なくない8党派と政府との間で政策や法案に関する調整を遂げるのは容易なことではなく、国会情勢も緊迫し、先生のご在任期間の263日間は、まさに「日々政局」であり、息つく間もない激動の時代でありました。

当時、様々な政治課題が山積していた中で、内閣の命運をかけて特に重視されたのが「政治改革」であり、「政治と金」をめぐる問題の解消のためにも、衆議院議員選挙を中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に改め、政党交付金を導入することを目指し、公職選挙法一部改正、政治資金規正法一部改正、政党助成法等の政治改革4法案をめぐる国会審議が連日のように続きました。例年ならば、秋の臨時国会

が年末までに余裕を持って閉会し、通常国会が1月下旬ころに召集されるのですが、この時には、9月17日開会の臨時国会が1月29日まで続き、同月31日には通常国会が召集されるという事態であり、国会が年末年始も関係なく開会されているという異例の越年国会でありました。国会審議は、政治改革関連を中心に白熱し、政治改革特別委員会や予算委員会では全大臣の出席が求められることが多かった上、審議が途中で中断するなどして、結局、深夜に至るまで続くことが少なくありませんでした。国会関係者の隠語に「しば待」、「5分待機」、「10分待機」というものがあります。各種委員会で答弁をめぐる紛糾から審議を中断し、再開をめぐる協議が与野党の委員会理事の間で行われるなどしている間、閣僚が待機するに当たり、その紛糾の度合いによって推測される再開の目処に応じ、委員会の席上で待機することを「しば待」、各省の国会内大臣控え室等の近場で待つことを「5分待機」、各省庁に戻るなどして待つことを「10分待機」とそれぞれ呼ぶのですが、これらの隠語が発せられ、三ヶ月先生も深夜まで待機を余儀なくされることが何回もありました。また、ウルグアイ・ラウンドでのコメ市場の部分開放の最終合意も深刻な政治課題となり、連立与党内の調整が難航したため、先生は、午前3時ころまで大臣室で待機された後、臨時閣議に出席されました。政治改革4法は、難産の末に1月末には成立しましたが、予算については、年内に政府原案を編成し、年度内には国会議決を得て成立させるのが大原則であるのに、この時には、政治改革関連の国会審議等の影響もあって、予算編成が大幅に遅れていました。貿易黒字削減、内需拡大のため所得税を減税しつつ、赤字国債に頼らないで財源を確保するという難問に直

面し、実質的には消費税率の引き上げとなる国民福祉税の構想が未明に発表されたものの、白紙撤回されるという一幕も経た後、2月に政府原案が編成されましたが、結局、年度内の成立には至らず、異例の暫定予算となりました。この間も、他の問題で予算委員会の審議が紛糾しましたし、法務委員会も開かれ、三ヶ月先生も国会審議で引き続きご苦労されました。

アトニー・ジェネラル的な法務大臣

こうした国会業務については、政治改革の背景に「政治と金」をめぐる一連の政界スキャンダルがあり、当時、ゼネコン汚職に関する捜査も注目を集めていましたことから、三ヶ月先生がこれらに関する答弁を求められることが少なくありませんでした。その他にも、先生は、法曹制度の全般、裁判のあり方等に関する様々な問題、製造物責任法等の民事の立法課題、刑事立法や検察に関する諸問題、矯正行政、出入国管理行政等の多岐にわたるテーマにつき頻繁に答弁に立たれました。最近、「政治主導」という言葉が一世を風靡した感がありますが、実は、そのころから、「政・官・業」の鉄のトライアングルから脱却して「政治主導」を実現すると言われ出すとともに、国会審議でも官僚ではなく大臣の答弁を求める傾向が始まっていたのです。三ヶ月先生は、学界の論争では、「歯に衣を着せぬ三ヶ月節」と称される稀代の論客として知られていましたが、こうした情勢下の国会の論戦では、これとはひと味違う「巧みなオブラートに包む三ヶ月節」の味を発揮されて緩急自在に活躍されました。また、ゼネコン汚職においては、あっせん収賄罪による国会議員の逮捕につき、衆議院に対する約27年ぶりの許諾請求が行われ、大きな社会的関心を集める中、議院運営委員会理事会の秘密会の審議が数日間にわたって続きましたが、三ヶ月先生は、これにも出席されて説明にも当たられた上、逮捕許諾決議案の議決に際しては担当閣僚としてお一人だけ本会議場のひな壇に登壇さ

れました。

他方、法務行政については、三ヶ月先生のご専門の民事法の分野では、先生のライフワークともいべき民事訴訟法の大改正の作業が着々と進み、基本法の現代用語化作業、製造物責任制度の立法化や戸籍法改正の準備、夫婦別姓を含む家族法上の立法課題の検討が行われるなどしていましたが、法律扶助制度の拡充のための研究が始められました。また、当時、国際化の波が急速に押し寄せていたことから、出入国管理行政では不法滞在者対策、外国人労働者問題等の課題を抱え、矯正行政でも国際化対応等の問題に直面していましたが、外国法事務弁護士に関する規制緩和、国際商事仲裁の代理など、三ヶ月先生の指導力が期待される分野の立法課題もありました。

今、振り返ってみても、国会では、政治と金、政治改革、農産物の市場開放、貿易摩擦、消費税等という、現在に至るまで日本政治を左右してきた重要な課題に関する論議が白熱し、これから日本という国の形が変わっていくと実感させられる日々でありましたし、法務行政も、これに応じて大きく転換していく時期でありましたが、当時、三ヶ月先生は、たいへん失礼ながらも、閣僚最年長の72歳であり、アカデミックな学界のご出身でありながら、体力自慢かつ百戦錬磨の政界の方々に伍して、深夜に至るまで国会関係の激務をこなされつつ、その合間を縫うようにして、法務省内の各部局長等から各所管行政上の様々な問題につき報告を受け、的確なる指示を寄せられていました。

そうした三ヶ月先生は、広い意味でアトニー・ジェネラルと呼ぶのにふさわしい存在でありました。先生は、民事訴訟法の権威として知られる法学界の大御所ともいべき方でありましたが、長年にわたって法制審議会委員を務められて法務行政にも精通されていただけでなく、最高裁判所の規則制定諮問委員会の委員として簡易裁判所等の適正配置等に貢献されましたし、大学教授を退職後、既に約10年間

も弁護士として活躍されていて在野法曹の視点も持ちでした。このようなバックボーンから、三ヶ月先生は、法務省が「国民と法を近づけるのに役に立っているか」を日々問い続けつつ、国民的基盤に立った法務行政を実現するだけでなく、実務法曹三者と学者法曹のすべてを見渡しなが、歴史的な大変革期にこそ、司法がその役割を十全に果たすことができるよう、法務大臣の立場から力を注ぐことに常に腐心されていました。また、先生は、戦後の法曹界の歴史を知り尽くされていましたから、法曹制度のあり方をめぐる様々な課題についてもその根源に踏み込んで洞察されつつ、法務省幹部に助言を与えられており、法律家の真の使命をいつまでも追い求める姿は、政府の法律家だけでなく、まさに法曹全体のために存在するアトニー・ジェネラルであると思った次第であります。

ロック音楽とユスティティアの涙

ここで、若干横道にそれることをお許しいただき、三ヶ月先生の息抜きにつきご紹介いたします。先生は、学生時代にはホッケー選手として活躍され、東大ヨット部を部長として指導され、その後には難しい実技試験もクリアして小型船舶操縦士一級免許まで取得されたスポーツマンでありましたが、法務大臣当時は、警護上の問題から散歩等の運動もままならず、激務の合間に時々水泳をされる程度でありました。その一方で深夜まで国会対応を続ける日々が続く、肉体的にも精神的にも先生が相当にお疲れではないかと案じていましたころ、先生のお宅にお伺いした折りに、私は、「人間三ヶ月」としての先生のストレス発散方法について知ったのであります。書斎において、三ヶ月先生は、あぐらをかいて腕組みをされ、近隣騒音に注意されているのか、あるいは奥様に叱られないためかは確認しなかったものの、耳には大きなヘッドホンをつけておられ、威厳あるお姿でありました。その聴いておられるのが「ヘヴィ・メタ」というロック音楽であり、これが精神の

安定と心地よい睡眠をもたらすと聞き、私も度肝を抜かれたのであります。先生は、ロック音楽が大好きということで、その研究もされておられ、「レッド・ツェッペリン」がどうのこうのとか、「ロックには様々な系譜がある。」というご高説も賜り、そのロックの系譜に関する研究成果を詳細に記載したノートも見せていただきました。また、先生は、水戸黄門とか銭形平次などの分かりやすい時代劇のテレビ番組を好まれていました。世間一般からすれば取っつきにくい法律の中でも、民事訴訟法では特に難解な用語が用いられ、その権威であった三ヶ月先生の体系書はとりわけ格調の高いものでありましたが、先生は、実に庶民的な感覚の持ち主でありました。先生が、国民にとって真に頼りになる司法、法務行政を常にプラクティカルに目指しておられましたのも、庶民の心情に対する深いご理解があったからであると思ひ、失礼ながら私生活に立ち入って余り知られていない先生の一面を紹介させていただきました。

法務省の大臣室には、ユスティティア像が置かれています。それを見ながら三ヶ月先生が語られたお言葉にも、そうした先生のお人柄が込められており、私なりにこれを心に刻み込んでいます。片手に剣を持ち、もう片手に秤を持ち、多くの場合に目隠しをしたユスティティア像は、司法の公正さを象徴する「正義の女神」として、日本だけでなく、世界各国の裁判所等に置かれています。先生の法学入門9頁には、「秤は不公正・不公平のないように慎重に衡量する」ことを、「剣はひとたび何が正義かを思い定めた以上は断乎としてそれを実現するという破邪の決意」を、「目隠しをしているということは、情に溺れるようなことがあってはならぬという自戒」を象徴しているとみうると記載されています。また、正義がこのような形でローマ神話にも組み込まれていた事実の中に、そうした精神的伝統を持たない我々としては、西欧社会における正義の観念の深い歴史のひだをみる想いがするとも指摘されています。

三ヶ月先生は、ユスティティア像を見つめながら、その「剣」、「天秤」、「目隠し」の意味につき話された後、「この目隠しの下には、涙が流れているんだよ。」とおっしゃりました。目隠ししたユスティティアが剣を振りかざしつつ秤に基づいて人を裁くとき、その裁きを受ける者に対し、深いいたわりの気持ちを持って涙を流していると教えていただいたのです。民事訴訟では、勝訴する者がいれば敗訴する者がおり、刑事裁判では、犯罪という悪が暴かれて処罰を受ける者がいるわけですが、他人の権利を侵害して敗訴する者も、人権侵害の最たる犯罪を犯して処罰される者も、それが公平・公正に裁かれる結果であるとはいえ、それなりの事情や経緯があり、それぞれに悲哀があることにも、ユスティティアは、心を痛めて目隠しの下で涙するという、ご趣旨であると受け止めました。また、先生は、これに共通する精神が日本固有の文化にもあり、それは「銭形平次、十手の陰に涙あり。」であると教えてくれました。その後、捜査に行き過ぎがあるという事件につき国会で質問を受けたとき、三ヶ月先生が「法務大臣の部屋には正義の女神の像が置かれ、その女神が目隠しをしています、その目隠しの後ろには涙があるのではないかという感じを持っています。」と答弁され、そうした気持ちの大切さに触れられた際、議員の間から「名答弁」という声も聞こえてきました。この「ユスティティアの目隠しの下に涙」、「銭形平次、十手の陰に涙あり。」の精神については、法律家たる者が共通して深く肝に銘じておくべきものであり、私も、しっかりと若い人たちにも伝えていく義務があると思っています。

法整備支援の黎明期

三ヶ月先生が比較法的な考察、国際的な視野にも卓越されていたことは改めて申すまでもありませんが、先生は、日本ローエイシア協会会長もされており、アジア諸国における「法の支配」の発展のために日本の法律家が果たすべき役割には大きなものが

あるというお考えでありました。そして、三ヶ月先生が大臣の任を終えられ、私も秘書課付となった後、しばらくしたころ、ベトナムのグエン・ディン・ロック司法大臣が来日されて同国の法整備への支援を法務省に要請され、外務省・JICAでこれを重要政策中枢支援協力事業として取り上げるに当たり、平成8年1月、ベトナム支援の先駆者たる森嶋昭夫先生を団長とする調査団が事前調査のため同国に派遣された際、私も鮎京正訓先生らとともにこれに加わりました。また、相前後して、ベトナム、カンボジアからの研修生の受入も始まり、当時、その受け皿となる専門部署もなかったため、法務大臣官房秘書課が主に担当しました。そのころ、三ヶ月先生のご薫陶を受けていた当時の原田明夫官房長、濱崎恭生民事局長、但木敬一秘書課長、勝丸充啓企画室長らを中心として、これらの国々の市場経済化あるいは復興のため、民商事法を中心とした法整備につき、日本がどう支援するべきか、法務省が如何に取り組むべきかの議論が真剣に行われました。法務省特別顧問になっていた三ヶ月先生は、この法整備支援の黎明期となる時期において、いち早く、その重要性に深い理解を示され、折にふれて貴重なご助言をされただけでなく、法曹界の重鎮としてこれをフルサポートされました。その後、法務総合研究所には、総務企画部や国際協力部が発足して体制も強化され、財団法人国際民商事法センターのご支援の下、アジア諸国に対する法整備支援が日々着実に進んでいきました。

このアジア諸国に対する法整備支援は、三ヶ月先生がその晩年において特に心を砕かれていたテーマであります。その更なる発展を祈念しつつ、心から三ヶ月先生のご冥福をお祈りいたします。

三ヶ月章博士の想ひ出

～私家版エピソードで綴る～

法務総合研究所

国際協力部長 山下 輝 年

三ヶ月章著「民事訴訟法」との擦れ違い

昭和の時代に法学部生として学んだ者なら、あるいは民事訴訟法をかじったことのある者なら、「三ヶ月章」の名前を知らない者はいません。本来は、教授とか博士とか先生などと敬称をつけて書くべきでしょうが、時折、このように敬称なしで書かざるを得ません。そのほうがしっくりくるからです。そもそも、日本古来の伝統として、歴史上の人物、伝統文化継承者、著名な有識者、芸能、スポーツなど、要するに公に認められた人は敬称なしで呼称されています。つまり、敬称なしでも尊敬あるいは愛着の念は消えないというわけです。「三ヶ月章」は紛れもなく著名な法学者・有識者であり、一種の伝統文化継承者であり、生きながらにして歴史上の人物でもありました。2010年11月14日に天寿を全うされて、本当に歴史上の人物になったのが何とも切ないというか、やるせない思いです。その気持ちや、思いの丈を示す意味で、私なりの三ヶ月章先生のことを書き連ねます。失礼な話や表現もあろうかと思いますが、そこは免じてくださるようお願いいたします。

私が大学に進学したのは昭和50年（1975年）であり、当然「三ヶ月章」の名前を知らぬはずがありません。司法試験合格を目指す中央大学の受験団体（研究室）で勉強していたのですが、当時、受験の「基本書」といわれる書物がありました。とにかく、あれもこれもと手を出さずに一冊の基本書を繰り返して読む、これが王道で、合格への早道というわけです。では、誰の著書を基本書にするかという点、人は誰でもまず先輩に倣って行動するものです。確かに、当時、民事訴訟法の基本書として、三ヶ月章著「民事訴訟法」（法律学全集 35・有斐閣）が新訴訟

物理論の代表格として存在していました。ところが、その頃、ある先輩が言った冗談が次の一言。

「あの本はねえ、3か月で飽きらあ（三ヶ月章）・・・て、言うんだよ」

今思えば実に失礼な話です。民訴は眠りの素（眼素）に通じると、冗談ともつかぬ口調で言われるのと同じだったかも知れません。それとも、愛着を示す意味だったのか、あるいはその困難を乗り越えなければならぬという示唆だったかも知れません。そこには考えが及ばず、当時の私は新堂幸司著「民事訴訟法」を基本書にしたのです。理由は、どうせ1冊を基本にするなら見た目が分厚いほうが何でも書いてあるだろうとか、皆と同じでは面白くないという程度の考えでした。「三ヶ月章」に対する私の最初の裏切りとも言えます。

その後三ヶ月章著「民事訴訟法」（弘文堂）が出版されました。読んだところ、確かに読み易い。しかし、それが筆致のためか、論理的なためか、それとも既に別の基本書である程度の知識を得ていたからなのかは分からない。何故か「文字が大きい」という印象が残っているのみです。

三ヶ月章著「法学入門」との出逢い

昭和56年（1981年）に司法試験に合格し、検事に任官したのが昭和59年（1984年）です。そのため民事訴訟法は、事実上、縁の遠い世界となってしまいます。最初の11年間は現場の検事として関東と九州を行ったり来たりでした。その間の1993年8月から1994年5月まで三ヶ月章法務大臣時代になりましたが、その間には私自身の異動がなく、残念ながら三ヶ月章法務大臣名の辞令とも縁がありません

でした。

1995年から国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)で検察教官を3年務め、更に2年経過した2000年4月、法務総合研究所総務企画部付きの教官となって法整備支援に携わることになりました。当時は民事アジ研などと言われていましたが、修習同期の榊原一夫総務企画部付検事が前年から法整備支援に携わっており、1冊の本を薦められました。その本が三ヶ月章著「法学入門」(弘文堂)だったのです。

「これ知ってます？ 読んだことありますか？」

そう聞かれたのですが、今さら法学入門でもあるまいと思って、そのときは「ふ〜ん」という感じで特段の関心を示しませんでした。今でも榊原さんは、笑みを浮かべながら、この私の最初の反応を語ることがあります。知らないということは実に恐ろしいことです。

それから1〜2か月経った頃かと思いますが、「ものは試し」で、この「法学入門」を借りて、自宅にて夜10時頃に読み始めました。読み始めたが最後、面白すぎて途中でやめられない。引き込まれるように、そしてまるで憑き物が憑いたように集中して読み進めることになりました。最後まで一気に読み終えて、ふと時計を見ると、なんと午前4時前。慌てて布団に潜り込んで寝ようとするのですが、何とも知れぬ興奮で、本当に眠れたのかどうか分からないぐらいだったのです。

他の法学者が著す法学入門書とは一風変わっています。法源がどうのこうのという話ではなく、明治以降の西洋法の継受、比較司法、法の担い手、法学教育というそれぞれの観点から、その考えが見事に展開されているのです。そして、東洋の一隅にある日本に西欧型の近代法を移植するのは「文化史的にみた大実験」という格調高いフレーズ。冒頭では東京大学の定年前の法学部教授が法学入門を担当する意義が述べられているのですが、思わず発行年を見ると昭和57年(1982年)で、司法修習生1年目の

ときになります。大学生時代には存在しなかったわけだし、合格後に今更この手の題名の本を手取るはずがないのです。巡り逢えなかったのは当然でしたが、もっと早く巡り逢えていればよかったと後悔しました。

「これ凄い本ですね。面白すぎて一気に読んじゃいました。お陰で寝不足ですよ」

そう榊原さんに言うと、にこやかに次のように返してきました。

「この本の良さは、大学生時代に読んでも自分には分からなかったかも知れませんね。今、我々が読むからその良さが分かるんじゃないでしょうかね」

全くそのとおりだと思います。以来、私は三ヶ月章著「法学入門」(弘文堂)を2冊買い、1冊は職場に、もう1冊は自宅に置き、いつでも読めるようにしておきました。法整備支援に携わる人には真っ先に読むべき書物として推薦し、法学部生に聞かれば「まず三ヶ月章の法学入門を読みなさい」と薦めています。息子が大学生になって何の本を読めばいいかと聞かれてこの「法学入門」を与え、その息子は友達に貸したと言って本が戻ってこないのも、これも喜ばしいことと思い、再び買い足したりもしました。何かを書くとき、何か講義や講演するときには、この「法学入門」から学んだ内容を、それこそ「神の言葉」を唱えるように繰り返しています。

三ヶ月章先生との出逢い

それまでの「三ヶ月章」は著書で見る「名前」に過ぎなかったのですが、法整備支援に携わることになって、実物の人間「三ヶ月章博士」に接することになります。それは有名人に会うような、曰く言い難い気分なのです。最初は、アジアの各国から集まった研修生に対する講義であり、これを聴講したのですが、通訳を介しても名調子でした。しかし、惜しむらくは質問時間がなくなるほど滔々と講義が続いたことです。UNAFEI教官経験があるので分かるのですが、外国人は講義を聴くばかりでは満足しま

せん。質疑応答がなければフラストレーションが溜まるようです。私としても質疑応答の場面を見たいという気持ちがありました。それで「惜しむらくは」という表現になるのです。

さて、私には、三ヶ月先生に何とか覚えてもらおうという気持ちがありました。先生は、法曹界のトップクラス皆が教え子のような立場ですから、一介の法総研教官・検事のことを、ちょっとやそつとでは覚えてくれるはずがありません。そこで危険な賭けに出たのです。お偉方の集まる宴席に同席する機会がありましたので、まず「耳障りなこと」と言うては大袈裟ですが、大先生には普通の人では言わないことを言うてみることにしました。先の講義の内容に触れ、研修員も感じ入っていたということと話した後、次のように言ったのです。

「でも質問時間があれば、もっと良かったと思います」

三ヶ月先生の顔色がサッと変わったのが見て取れました。生意気なことを言う奴だと思ったのでしょう。そこですかさず

「我々の講義時間設定が短すぎましたね。申し訳ありません」

と言い足したのです。

数日後、「あの教官はどういう奴だ」と三ヶ月先生が誰かに聞いていたという話が私の耳に入ってきました。ということは、善し悪しは別にして記憶にインプットされたこととなります。そこで、次に三ヶ月先生に会ったときには、「法学入門」の「注」に書いてある内容を持ち出して質問し、その次に講義を依頼するために会ったときには、

「今度の研修生は、〇〇の国から来ます。法学入門の〇〇ページに書いてある部分を、何か別の切り口で外国人に伝わる方法があればいいのですが、どうでしょうか」

などと持ちかけたりしたのです。そうすると、三ヶ月先生は

「お、そうか、あの話か。そうだな、その国だと宗

主国の制度からして、こう考えるんだよ。宗主国の制度や発想に触れながら話すから、分かった」と応じてくださったわけです。

そして、講師紹介の時には、三ヶ月先生が長年貢献してきたローエイシアで活動されてきたことに焦点を当てて紹介したりもしました。つまり法整備支援以前からずっと国際貢献してきたという点を強調するのです。普通は、民事訴訟法の大家とか法務大臣の経歴などですが、おそらくローエイシアが一番心に響くだろうという判断をしたのです。このような次第で、私が「法学入門」のファンと分かったようで、その後は声をかけてくださるようになりました。もちろん内心は窺い知れませんが、少なくとも私自身としてはそう思っております。そういう意味で、このくだりは、三ヶ月先生に覚えてもらうためとはいえ失礼なことをしたわけで、懺悔の意味でここに記しておく次第です。

三ヶ月先生とのエピソード

2000年当時は、研修には必ず三ヶ月先生の講義をお願いし、シンポジウムや法整備支援連絡会のときには講評や挨拶などを含め、快く引き受けてくださいました。そのため、講師の依頼をするとき、講師として車で送迎するとき、講義の前後などに直接話す機会が幾度もあったのです。もちろん、懇親会などの場もあります。そのような様々な機会に直接見聞きした三ヶ月エピソードを御紹介します。

1 伊藤正 ICCLC¹会長（当時）との掛け合い

三ヶ月先生と伊藤会長は、同じ第一高等学校・東京大学法科の出身で、1学年違い。このお二人が揃うと次のような話になります。

伊藤：三ヶ月さんの話は長くてですな、いつも短くお願いしますよと言うとるんですわ。

三ヶ月：伊藤さんは企業の経営者ですからね。株

¹ 財団法人国際民事法センター (International Civil and Commercial Law Centre Foundation) で、民間の立場から法整備支援を推進する財団。三ヶ月先生は ICCLC の特別顧問 (当時)。

主総会をいかに早く終わらせるのが至上命題。だから伊藤さんの話こそ短すぎてよく分からない。話が長いと言われても、大学教授は話すのが商売。短かったらそれこそ話にならんでしょう。

伊藤：三ヶ月さんはですな、優秀だから東大法科を実質1年半で卒業したんですわ。それに引き換え、私などは学徒出陣で卒業証書を得られず、復員してからですわ。足掛け6年半もかけて、ようやく卒業ですわ。

三ヶ月：いやいや、学徒動員で、特例ということで繰り上げて卒業証書を渡されたんです。実質1年半で卒業というのは、ろくに勉強の機会も与えられないで追い出されたようなもので、いい迷惑ですよ。

この話は、ICD NEWS 第20号で、三ヶ月先生自身が伊藤会長「追悼」の文で触れておりますが、改めて会話形式で紹介してみました。座を盛り上げる二人の会話であり、何度聞いても掛け合い漫才のようで趣がありました。

2 特別顧問室への自由な出入り

法務総合研究所は旧法務省の赤煉瓦棟にあります。三ヶ月先生は法務省特別顧問です。「特別顧問室」は赤煉瓦棟の3階にあり、法整備支援で本邦研修をするときは、特別顧問室のすぐ隣の第3教室を使っていました。おまけに法整備支援担当の教官の部屋は2001年初めから特別顧問室の正面の部屋を使うようになったのです。2001年4月に国際協力部ができて、そこが教官の部屋になるわけです。

そうすると、自然に顔を拝見することになります。ある時、次のように言われました。

三ヶ月：特別顧問というのは法務省の秘書課がお世話するものだそう。特別顧問室も秘書課の管理らしい。だがな、外国の研修生やお客さんが来たら、遠慮なく使ってもらって

構わない。

私：やはり、秘書課を通さないとまずいのは・・・

三ヶ月：そんなことは不要。研修生も休憩時間とか、時間調整の待機とか色々あるのは分かっている。私が特別顧問室にいて、時間が空いていて、そういう条件が合ったときの話をしとるんだから、その場で連れてくればいい。日本語でも、英語でもドイツ語でも相手してやるよ。フランス語はちょっと。研修員と言っても本国では高官クラスなんだから、元法務大臣なら相手も喜ぶだろう。秘書課の件は、この三ヶ月が責任を持つから遠慮しなくていい。

事が法整備支援や国際協力になると、自分を大いに使ってくれれば協力するという話であり、実にありがたいものでした。実際にそういう場面が数回あったのですが、アジアの司法関係者と談笑するときの三ヶ月先生は、実に楽しそうで、相手からの質問に対して、当意即妙、実に含蓄の深い応対をしてくださったのです。



(特別顧問室での三ヶ月先生、ラオスの研修員と)

そして、この特別顧問室には、元法務図書館司書の高山京子さんがお世話係として常駐しているのですが、高山さんとの出会いも三ヶ月先生がきっかけです。というのも、高山さんが三ヶ月先生の経歴が必要になったらしく、正面にある私の部屋を訪ねて来たのです。私のほうで略歴を持っていたので、そ

れを渡したのです。その後は、学術図書のリサーチも含めて、時間の空いたときや東京出張の時には雑談する間柄になり、お世話になっているのです。

そして、法整備支援への協力と言えば、「法学入門」のダイジェスト版でもある講演録「日本国の近代化（1868年）以後における法制度構築の歴史」につき、法務総合研究所が日英対訳で資料化したいと申し出たときも、快諾していただきました。それこそ、下手な英語では三ヶ月章の名前を汚しますので、最高レベルの翻訳会社に依頼し、表紙の色も格調高い薄紫にするなど工夫したものです。その「はしがき」“PREFACE”だけは翻訳ではなく、私自身が英語で起案し、当時の尾崎道明（初代）部長から修正してもらって2001年7月に完成となった次第です。

また、2001年10月の法の日週間の行事で、佐賀にて初代司法卿江藤新平を輩出したということで、三ヶ月先生が招かれたことがあります。歴史学者毛利敏彦先生がフランス法を取り入れた江藤新平に関する講演をすれば、三ヶ月先生がその日本がアジア諸国に法整備支援をしているという講演をするというプログラムです。その前の週にはベトナム最高裁判所判事による講演も行われています。三ヶ月先生は、

「佐賀に三日月町というのが。実は妻の実家のルーツなんだ。字は違うが不思議な縁だから一度は行ってみたいと思っていた」

と仰っていましたので、念願かなったものと思っています。

3 拙稿への「つぶやき」

刑事政策研究会が季刊で発行している「罪と罰」という雑誌があります。法整備支援の広報という意味で、2001年8月号（第38巻4号）で特集があり、拙稿「法整備支援への誘い（いざない）」を掲載してもらいました。その記事の中で、「前提事実の相違」と題して引用したのが、新渡戸稲造博士が経験した驚きと、三ヶ月博士が経験した驚きでした。どちら

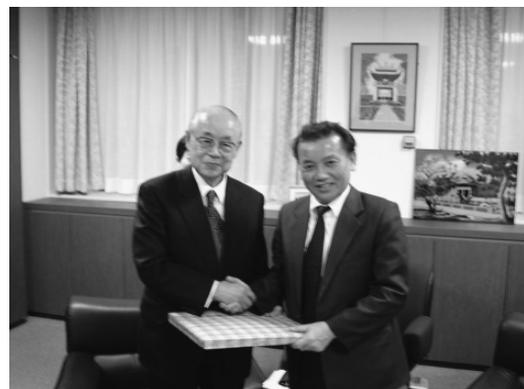
も外国の法学者の驚きなのですが、前者が「日本に宗教教育がないこと」の驚き、後者が「日本語による法学教育があること」の驚きです。

三ヶ月先生は、これを読んだのでしょうか。ある時、ポツリと話しかけてくださいました。

「三ヶ月博士と新渡戸博士か。同格で肩を並べて描写されるまで偉くなったということかな」

その口調からして、好印象で受け止められたと思っっているのですが、こうして文字で書いてみると、少し不安にはなります。三ヶ月先生にしてみれば、もしかしたらイェーリングと比較しなければ満足しないのかも知れないという気がします。しかし、何か書くときには三ヶ月章著「法学入門」から引用し、それが別稿に基づくものであれば、それを読んだ上で書いていたのですが、少なくとも印象に残ったことだけでも光栄というものです。

そして、日越 MOJ 元大臣対談という企画にも二つ返事で応じてくださったのも忘れられません（ICD NEWS 第8号・2003年3月）。



（ベトナム元司法大臣グエン・ディン・ロック氏と）

4 弁護士会にまつわる話

ここでは名称の英語表記についての印象に残るやり取りがありましたので、御紹介しておきます。ある時、弁護士会のことを英語で“Bar Association”と言ったときのことで。

「君、弁護士会の英語表記は“Bar Association”を使つてはいけないよ。弁護士会も使っていないはずだが」
「いえ、日弁連は“Japan Federation of Bar

Associations”というのを使ってますが」

「何っ、本当か、それはいかん、いつの間にそうなったのだ」

そのときの表情は本当に困惑された顔つきでした。そこで、三ヶ月先生に事情を伺うと次のようなことだったのです。

英語の Bar Association というのは、判事・検事・弁護士・法学者が集まる任意団体である。日本の弁護士会は弁護士だけの集まりで、判事・検事・法学者を除いている。しかも任意団体どころか強制加入である。Bar Association とは似ても似つかない。日本で Bar Association を名乗れるのは「日本法律家協会」、略して「日法協」だけである。

そう言われて、日本法律家協会発行の雑誌「法の支配」を見ると、確かに英語表記で”Japan Bar Association”となっています。その会員資格は、正に法曹三者と法学者であり、任意団体です。なるほど、英語表記をすると、日本の弁護士会は英語圏の人々からは、そのネーミングだけで誤解してしまうというわけです。この辺りの拘りにも納得し、日弁連の英語表記は変えられないものの、今では私も「実は、こういうことです」と説明するようにしています。

確かに、日弁連は日本語の正式名称は「日本弁護士連合会」であって、日本弁護士「会」連合会ではありません。ところが、英語では“Bar Associations”を使っており、個々の弁護士の連合ではなく、組織としての「会」の連合という表記になっています。あえて日英表記を齟齬させているわけです。現在の弁護士制度ができたのが1949年であり(戦後の議員立法第1号弁護士法に基づくものとして)、日本法律家協会は1952年設立ですが、日弁連がいつからこの英語表記を使っているのかが分かりません。しかし、日本法律家協会の英語訳と三ヶ月先生の驚きの表情を考え合わせると、英語表記に関して何らかの問題があったのではないかと憶測している次第です。

5 自著と自負

法整備支援に携わるようになってから、三ヶ月章著「民事訴訟法」「民事訴訟法研究」「法学入門」、その他の講演録を読むことは、必須となりました。「民事訴訟法研究」は全10巻であり、全部を読破したわけではありませんが、必要な都度、参考書代わりに読むという状況です。これを読むと、1996年の民事訴訟法改正点が若い頃から意識されてきたのがよく分かる気がします。また、これらの著作について、三ヶ月先生は次のように仰っていました。

「私の本はね、黒い本だと言われていたんだよ。その意味が分かるかね。漢字がぎっしり詰まっており、句読点は少ないし、一行の中に更に小さな文字で2行に書いてあったり、注も数多くある。見た目には黒いわけだ。今の本は、さながら白い本かな」

自著について、そのように相手の記憶に残る言い方で説明するところに、茶目っ気と強烈な自負が看取れます。そして、法整備支援のことについても、様々な機会に執筆していただきましたが、そのときには必ず事実関係、年・回数・人数・機関の正式名等に間違いはないか何回も念押しされたものです。

「三ヶ月章の名前で世に出る文章だからな、事実関係で間違いがあってはならんのだよ」

その言葉が印象に残っているわけです。

自負と言えば、法整備支援の草分けである森島昭夫名古屋大学名誉教授は、三ヶ月先生から次のように言われたことがあると語ります。

「民事訴訟法は1996年に全面改正して、世界で一番新しい民事訴訟法になった。民法は親族相続を現行憲法に合わせるために変えただけで、明治のままじゃないか」

森島先生は「指摘された内容は事実だから、返す言葉がなかった」とも言い、痛い所を突かれた思いなのでしょう。2004年に民法が改正されたといっても、基本的には現代語(平仮名)化に等しいのが実情です。

このやり取りで思い出す人は思い出すはずです。

実は、三ヶ月先生自身、かつて森寫先生と同じような経験をしているという事実があるのです。それは、法律学全集「民事訴訟法」に挟まれている「執筆を終えて・・・三ヶ月章」という“栞”²を読めば分かります。1959年1月記ですから、37歳のときです。そこに次のようなくだりがあるのです。

我妻先生はよく「民事訴訟法学は大正時代の民法学の段階にある」と冗談をいわれる。横文字を縦に直せば学問として通用する度合いが大きいという点で、末弘先生が「横のものを縦にする時代は去った」と叱呼された以前の民法学と似ているというのである。

また、日本の学説の分岐点を辿るとドイツに行き着くことが分かり、これが癪に障りつつも発奮し、むしろ背景から捉え直し、それを踏まえて議論するのが、やがて本当の意味で独自性を誇る理論を築き上げるために必要で、それは若い学者がやらねばならぬ仕事である、というようなことも書かれています。そして、民法学者への思いは、民事訴訟法研究第3巻「占有訴訟の現代的意義 —民法202条1項の比較法的・系譜的考察—」（1962年法学協会雑誌が初出）でも感じられます。

森寫先生は、当時の三ヶ月先生のように若くはありませんが、民法の名だたる法学者を集めてベトナムやカンボジアの法整備支援で貢献しています。それは、この経験がいずれ日本民法の改正に役立つという思いがあるからでしょう。実際、近時の民法改正論議が盛んになされています。ただ、森寫先生は、改正すること自体には賛成のようですが、なぜ債権法からなのかという疑問があるようです。それは2010年3月から6月にかけての「時の法令」の記事（1854号・1856号・1860号）を読めば分かります。

それはともかく、三ヶ月先生は、おそらく若手の民法学者にも同じことを言っておられたのではない

かと推測します。それは、自分のように発奮して研究に邁進せよと、先輩から後輩へ、法学者から法学者へと伝えるメッセージなのだろうと感じる次第です。

6 思わぬところで「三ヶ月章」の名前

井沢元彦著「逆説の日本史」（小学館文庫）に三ヶ月章の名前が登場することを御存知でしょうか。これを三ヶ月先生に話してみると、やはり知りません。その内容は、次のようなものでしたが、これを簡単に説明すると、三ヶ月先生は「ワハハ」と笑い飛ばしていました。

その本では、「アカデミズムと丸山ワクチン」という項目で、「学界の権威」の名の下に妙なことが種々行われているということを描いています。丸山ワクチンが長らく認められないことや、昔の法医学の権威たる古畑種基博士の鑑定について問題点を取り上げた後、法律学界の話を恰好の材料として取り上げているのです。英米法の権威である田中英夫（齒に衣着せぬ人として有名）の追悼文で、三ヶ月先生が書いているのですが、その三ヶ月先生も民事訴訟法の権威で、法学部出身者（井沢氏もそうだが）なら知らない人はモグリだと言われるぐらいの学者であると紹介して、引用しています。

直接私に関連することではないが、田中教授の学問態度の峻烈さを示すエピソードとして忘れられないことの一つに、戦後日本の司法制度を一定の立場から糾弾する内容の、当時のいわゆる「進歩派」学者の一人が手掛けた論文を、その資料に関する限り盗作まがいの代物であるとして完膚なきまでに弾劾した書評がある。後に、別の事件で、この論文執筆者の別な著述についての同様な執筆態度が、改めてその所属部局で問題とされたのであるが、それにはるかに先立って、所属こそ異なるにしても、同じ大学の先輩格の研究者に対して、文字通り齒に衣着せぬ攻撃的批判を試みたことは、常人の到底

² この“栞”というのは、A4版を二つ折りにして（A5版）、両面合計4頁もの。

なしうるところではない、との感を深くし、心から脱帽した次第であった。(「アメリカ法」92年2号所収「田中英夫教授の長逝を悼む」より日米法学会刊)

そして、井沢氏は次のように続けます(以下、必要部分のみ引用)。

問題は、日本の学界では「先輩格の研究者」の「盗作まがいの代物」に「齒に衣着せぬ攻撃的批判を試みる」ことが、「常人の到底なしうるところではない」と、「心から脱帽した」と感嘆されるという事実である。

どんな世界でもドロボーをしたら非難されるというのが常識のはずだ。ところが、その常識が通用しない世界がある。それが学界だ。

三ヶ月氏は言っている。「所属こそ異なるにしても」と。つまり、これは、もし二人の所属が同じだったら、さらに「弾劾」は困難だろう、ということだ。

つまり、三ヶ月先生の手になる追悼文の反対解釈を証拠として、日本の学界の異常さに言及しているというわけです。三ヶ月先生も齒に衣着せぬ言動をしてきた方として有名なのですが、そのことを井沢氏は余り知らなかったかも知れません。

7 自治・自律・独立・自由について

弁護士会の話、自著と自負、井沢元彦氏の引用の流れで言えば、思い出すことがあります。それは、「真の自由」ということについて伺ったことがあるからです。日本の弁護士会の自治というのは世界に類を見ないものであるのに、それを当の弁護士(会)自身が分かっているかどうかという論調でした。そして、それに加えて、弁護士会だけではなく、御自分の出身である大学を含めてあらゆる組織のことを指して次のように言っていたのです。

「大体、自治とか独立とか自由とか声高に主張する組織ほど自らを改革できないんだ。大学の自治然り、弁護士会の自治然り、裁判所の独立然り、検察の独

立然り、もちろん議院の自律権然り、そして報道機関も然り。言っている意味分かるだろう？ 気をつけなさい」

その言葉は「ジチ、ジチと盛んに言うが」であり、昔、倫理が問題になったときの「リンリ、リンリとうるさいが」というフレーズと重なって聞こえたので、印象に残っています。

そして、本当の自治・自律・独立・自由というのは、自分の指導者からの自由、その時に支配している考え方からの自由、自分の過去の考え方からの自由を有していることを言うのだということでした。これまた、先に述べた“栞”に、ドイツでの留学中にレント教授からの「形見の言葉」として書かれています。

法律学者は常に自由であることに努めなければならない。第一は恩師の学説から自由であることであり、第二は支配的な学説から自由であることであり、第三は昨日の自己の学説から自由であることである。自分の一生はこの三つの自由のための戦いであった。そして今老境にあつて悔いのないことは、私はこの三つの自由のためにベストを尽くしたといいうることである。

まさに、そのとおりに人生を歩まれたのだろうと思う次第です。ここまで“栞”を引用した以上、本文を読むほうが伝わると思い、関係者の御理解を得て、末尾に写しを掲載します。

思いがけぬ出来事

2011年2月27日の日曜日、東京の学士会館で三ヶ月先生とのお別れの会が開かれました。その中で、青山善充東京大学名誉教授のお話の中に、三ヶ月先生は御自分の定めた目標・計画どおりに人生を歩んできたが、その中でも予期せぬ出来事が二つあったに違いないということを述べておられました。それは、一つは法務大臣就任であり、もう一つは通称「金沢セミナー」での2004年3月の転倒事故・入院であ

ろうということでした。

前者は、法務大臣の要請を受けるべきではないという声に反して引き受けたということであり、私としては、瞬時に「法学入門」に書かれている米国ニュージャージー州最高裁判所長官ヴァンダービルトの法曹に向けた言葉を思い出しました。その5番目に「公務に就く機会があればそれを引き受けること」とあるのです。おそらくそういう気持ちであったのではないかと感じたのです。後者は、法整備支援の活動の一環として御協力してくださっていたために生じたとも言え、その結果として重篤な事態に陥り、その後の生活を一変させたことになったと改めて痛感し、三ヶ月先生にもご家族にも何と申し上げてよいか言葉が見つかりません。そのことに対するお詫びの気持ちと、数々の感謝の意味を込めて、分不相応であることを十分に承知しながらも、私が接した三ヶ月先生に対する思い出を書き連ねた次第です。

最後になりますが、三ヶ月先生は、茶目っ気たっぷり

「三ヶ月という男は、味方につけると心強いが、敵に回すと怖い、とされているんだよ」と仰っていました。

「心強い味方」を失った我々としては、返す返すも残念でなりません。

三ヶ月先生、本当にありがとうございました。先生の御冥福をお祈りしてここで筆を置きます。

(2011年4月5日記)

法律学全集



1959・1
—No. 22—

執筆を終えて……三ヶ月 筆……



有斐閣
東京都千代田区神田
神保町一ノ二七

執筆を終えて

三ヶ月 章

「何時もの配本より大分厚い全集が届いた。頁をめくってみると八割で組んである箇所が沢山あったり、二頁以上の註があちこちにあったり、初から終りまで割註だらけだ。こんな不体裁な本をこしらえた男は一体どんな言訳をするのだろうか」と思ってこの衆を開いてみた——というのがこの文章を読まれる方々の大部分であろうと気を廻しながら書き出さねばならない程、恰好の悪い本を書いてしまった。私の不手際から編集委員の先生方や、江草社長・新川編集部長に御心配や御迷惑をおかけしてしまったことは誠に申訳ないが、身から出た錆で、その代り序文を一頁で書けといわれて、本来ならば序文で御礼を申し上げたり、執筆の狙いを説明したりする部分を相当こちらの方に廻さねばならなくなってしまうて、衆でさえゆっくり寛ろげないでいる私である。

* * *

全集で民事訴訟法を書くようにとのお話があったのはもう数年

前である。先輩諸先生が特別法の方に廻られているのに、私のような若輩が訴訟法部門の要めを書かせて頂くことは身に余る光栄であるが、それと同時に責任を痛感した。省みて業績らしい業績がないのだし、しほり出そうとしても、悲しい訾議積が足りない。書くならば学界に何物かをアラスするものを書きたいし、少くも若い世代からの問題提起という位の役割は果したい——こうした焦燥を抑えることができなかった。機会を求めてドイツに渡ったのも、この焦燥に駆られてであった。どうということになるか自分にも分からないが一年半位ひとりぼっちになって自分のやってきたことやこれからしなければならぬことを考えめぐらしてくれば何か道が開けるかも知れない、と思ったわけである。予定通り形式的な意味での勉強は殆どしなかったが、全集という課題をかかえて触角だけはドイツ民訴学界の各方面に敏感に伸していたように思う。そしていろいろなことを考えさせられ、又教えられた。留学中「学を留めて」いた反動なのであろうか、帰国してからは猛烈に勉強したくなった。その救を利用しながらすべての精力をこの全集にそそいでみた。この間に幾つかの論文を発表したのもこの仕事の一部であり、本書では細かく論じきれないであろうと予想した部分を別に廻したものにすぎない。本書の中でうるさい

一

程これらの論文をリファアしているのは、そういうつもりで書いた論文が多いからである。昨年元旦を期してノートの第一頁を書きはじめ、昨年一年間は休みも日曜もすべて返上して研究室通いをして、閉館時間まきわに小便さんに追い出される日の連続であった。こうして漸くでき上ったのがこの不恰好な作品である。そんなわけで一つの仕事にかけた準備の時間においても、払った努力についても、私としてはこれ以上望むことはできないのであるから、もっと時間があつたらもっといいものが書けた筈だとか、忙しかったのもっと掘り下げたいと思ったができなかったという言訳は自分に対してできないのである。いわばこれが私の今の力の限界であり、責めるとしたら自分の力の足りなさを責める以外にはない。活字という形で客観化されてみると、今更ながらその恰好の悪さが眼につく。しかしそれはそのまま現在の私の姿でもある。本書をもっと均斉のとれたものとするには、私自身の円熟を待たねばならないが、それはまだまだずっと先のことである。校正副を読み直して青臭さが充滿していると私自身が思うが、それは現在の私の学問がまだ青臭いからに他ならないのである。

* * *

全集を機に、講義案という形で小じんまりした体系書を作るという月並の仕事に先き立って自分の現在抱えている問題を体系的な規模で奔放に展開してみようという機会が与えられたということは学者として大変幸せなことであった。それだけに意欲がさき立って結果的に全集の企画の枠をはねとばしてしまった点があることは重々申訳ない次第だと思っている。しかし考えてみれば民

事訴訟法のようにきわめて理論的な問題を一方でふくみ、他方いうまでもなく最も法技術的な要素を多分にもち、判例の数も一番多い法領域を、最近の学界の成果や判例をすべて取り入れて三〇〇頁台で書けという方が無理な注文だともいへばええよう。だから限られた器の中に欲張った内容を盛り込むのに随分苦心をした。執筆しながらも原稿用紙の枚数ばかりうらめしうに勘定していた。それでもインフル症状を呈してしまったことについては自分の取捨能力の不足を恥じる以外はないが、多少は同情もして、みてくれの悪さは大目にみて頂きたいという気もする。

* * *

我妻先生はよく「民事訴訟法学は大正時代の民法学の段階にある」と冗談をいわれる。横文字を縦に直せば学問として通用する度合が大きいという点で、末弘先生が「横のものを縦にする時代は去った」と叱呼された以前の民法学と似ているというのである。こういわれていながら本書は「大正時代」に逆行する面があるともみられるかも知れない。しかし本書で克明に明らかにしたように、日本の学説の分岐対立を辿って行くと、何時かドイツの学説の分岐対立につき当たってしまうのである。日本の現在の学説も、過去のある時期のドイツの学説の影響を大きく受けているのであって、それに口を拭って最近のドイツの学説などは大したことはないなどというのは滑稽である。むしろ日本の学説を背後から規定しているものの正体を暴き出して、最近の傾向までしっかりフォローしてそれをふまえた上で議論する方がフェアであり、ドンキホーテにならないですむし、何よりもやがて本当の意味で独自性を誇

二

りうるわれわれの理論を築き上げるために必要な態度であろう。このような事態を自己の専門分野で承認せざるをえないのは續にさわる事実ではある。百年程前イェーリングという負けん気の強い先生が「ローマ法を通して、ローマ法の上に」などと言ったときは、きっと私と同じく癪にさわっていたのではないかと思う。そういう気持を抑えながら本書では最近のドイツの学説の成果をかなり多く紹介し、又採取して、随所に挿入している。これは日本の学界では戦前のドイツの文献は渉猟しつくされているのに、戦後の成果の批判的な採取という点で多少怠られている傾きがないでもないと思ったからであるし、それはやはり私達若い学者がやらねばならぬ仕事だと思ったからでもある。しかしそれとても日本の学界の現況に照して問題とすべき点だけに限定し、右に述べた双方をぶまえて議論するという角度からみて注意を喚起しておくのに必要な部分に限ったつもりである。尤も自分ではそうは思っても、結局「ヘルヴィト氏亦余ト同説ナリ」式に横のものを縦にだけする「大正時代」と同じ性格の取り入れ方であるか、それともイェーリング先生と同じく癪憤しながら横のものを縦にだけしないで、もう少し押し倒して斜め位にはしようとする多少の努力がみられるかは、読者の御批判を待つほかはない。

* * *

こういうところで申し述べることは大察失礼であるが、本書が成るについて序文で申し上げねばならなかった御札の言葉をこの機会に述べることをお許し願いたい。第一は、菊井維大・兼子一両先生の学恩である。右も左も分らない私を民事訴訟法学の世界

に手をとって導いて下さったのは両先生であった。両先生の教えは私の血となり肉となっている。それを切りはなそうとするとはげしい痛みを感じる程である。にもかかわらず、本書で私はこの自己切開ともいべき仕事に立ち向ねばならなかった。その支えになったのは、留学中、隠栖するお宅を訪ねたときレント教授が異境の若い学者にこれだけは自分のかたみの言葉として覚えておいて欲しいと前置きして述べた言葉であった。――「法律学者は常に自由であることに努めなければならない。第一は恩師の学説から自由であることであり、第二は支配的な学説から自由であることであり、第三は昨日の自己の学説から自由であることである。自分の一生はこの三つの自由のための戦いであった。そして今老境にあつて悔いのないことは、私はこの三つの自由のためにベストを尽したというることである」と――。私にとって最も幸せなことは、弟子として血を滴らせながらも試みねばならぬ自己切開ともいべき恩師の説からの自由とは、我は支配的学説からの自由と二にして一であったことである。かくて精一杯背のびをしなごら自己の道を歩もうとしてはみたが、それは徒らに己れの限界を指し示すだけであつた。こうした拙い思索を公けにするに當つて最もきびしい御叱正を御願したいのは、他ならぬ両先生である。第二は、とかく豊の上の水練に墮しがちな私にとって、実務の間から輝き出した思索ともいべき岩松三郎・村松俊夫・近藤亮爾諸判事の貴重な論稿に教えられるところが少くなかつたということである。本書が一見して学説の対立の中に迷いこんでいるように見えながら、その懐結において一歩実務の要請に接近し

三

よう努力している点があるとしても、それはこれらの論稿の賜である。第三は、民事訴訟法学界の先輩諸先生及び知友諸兄である。本書の中では忌憚のない意見を述べ批判を加えているが、再びきびしい批判を受けることができれば学徒の本懐である。とくに同じ世代の諸兄の労作の中に、自分と同じ問題意識と民事訴訟理論の新たな転回への胎動を読み取ることができたことが、現在の日本の学界の状況からみれば一つの異端の書である本書を書き上げるについての大きな励ましであつた。こうした長友諸兄と学問の場では火花を散らして激論しつつ、論争をはなれば人間の理解と友情が澁やかに行き交うような高められた学界の雰囲気を私達の手で作りに行けたならば、それだけでも私達の世代の学者の責任の一つは果されるのであろう。そうしたきびしい学問の世界に身をさらしながら、自らの誤りに気がついたときは、レント教授のいう第三の自由、「昨日の自己の学説からの自由」を守りぬこうと、ひそかに心に誓っている次第である。第四に、有斐園の全集編集関係の方々の誠心誠意の御援助に厚く御礼を申し上げねばならない。こうした規格外の本を分断もせず他の配本と同じ定価で出すことに決断して下さった江草社長以下関係の方々の御厚志にはただ相済まぬと思つている。又私を担当された大橋祥次郎君にこまごまと身辺の御世話を受けたことには、全くプライベートな心情として一言御礼を申し上げずにはいられない。

* * *

大分敬苦しくなつたけれども、今の私はくだけた話をする気持の余裕のないまま、筆の執筆に向つざるをえなかつた。ここで思

う存分吐き出したあと、ぐっぐと深呼吸をして次の仕事に立ち向ねばなるまい。スペースの関係で省いた部分を何等かの形で補うことは最小限果さねばならぬことであらうが、何よりも菊井・兼子両先生の跡をついで精一杯学生諸君に語りかけ続けねばならぬという最大の本務が私を待っているのである(一九五九年一月八日發稿)。



三ヶ月前 著者。大正一〇年六月二〇日島

根県浜田町に生まる。東京府立五中、一高を経て、昭和一七年東京帝国大学法学部法律学科に入学。昭和一八年仮卒業の

上生徒動員により応召。昭和二〇年一

月復員(この間昭和一九年に同大卒業。文部省特別研究生として、東京大学の菊井維大教授指導の下に民事訴訟法を研究。昭和二五年三月助教となる。昭和三〇年一月よりフンボルト財団給費生としてドイツのエルランゲン大学及びハンブルグ大学に留学。昭和三二年四月帰国。現在東京大学教授民事訴訟法の講義を担当。法制審議会民事訴訟法部会及び行政訴訟部会幹事。最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事。

〔著書〕条解会社更生法(兼子一博士共著)(昭和二年刊)民事訴訟法教材 I (菊井維大教授共著)(昭和二九年有斐園)民事訴訟法(加藤一郎・大沢幹教授共著)(昭和三〇年日本評論新社)民事訴訟法研究 I-IV (有斐園)。

◇◇第二十三回配本

国際私法(各論) 折茂 豊

四

第 12 回法整備支援連絡会

国際協力部教官
江 藤 美紀音

1 開催情況

日 時 平成 23 年 1 月 21 日（金）午前 10 時 30 分から午後 6 時
場 所 大阪中之島合同庁舎 2 階国際会議室（本会場）
法務総合研究所赤れんが棟 3 階共用会議室（東京会場）
JICA ベトナム事務所（ベトナム会場：午前のみ）
式次第 後掲資料「プログラム」参照
出席者 131 名（大阪本会場 88 名，東京会場 38 名，ベトナム会場 5 名）

2 法整備支援連絡会の概要

法整備支援関係者間の情報共有や意見交換を目的として開催されてきた法整備支援連絡会も、今回で 12 回目を迎えました。

今回のテーマは、「日本の法制度整備支援をどう検証・評価するか」です。

現在、法制度整備支援におけるプロジェクト型支援では、その効果を評価する際、PDM（プロジェクトデザインマトリックス）というプロジェクト管理表を用いて行う PCM 手法を採用しています。ところが、PCM 手法は開発援助プロジェクト一般の運営管理ツールとして発展してきたもので、法制度整備支援に特有の手法ではないという理由もあり、必ずしもプロジェクトの効果を適切に評価しきれていないという批判があります。

そこで、今回の法整備支援連絡会では、法制度整備支援の検証、評価手法について、講演者、パネリスト及び参加者と、今後の法制度整備支援の検証、評価手法のあり方について活発な意見交換を行いました。

午前の部では、ベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審副所長のヴァー・テー・ドアン氏に、日本の支援を受けて 2004 年に成立したベトナム民事訴訟法の評価と運用上の問題点について特別講演をしていた

だき（当初予定していた最高人民裁判所副長官トゥ・バン・ニュー氏は急な公務のため欠席）、ベトナム会場から出席されていたベトナム最高人民裁判所国際協力局長のゴ・クオン氏にも討議に参加していただきました。

午後の部では、基調講演で、日本の法制度整備支援の草分けともいべき名古屋大学名誉教授森島昭夫氏に、JICA による法整備支援事業の現状に対する問題提起をしていただきました。森島氏は、枝葉末節な数量的評価よりも、法制度整備支援の基本方針のような頭の部分からの個々の法制度整備支援の過去経験やあり方を検証し、戦略を立てることが重要であるなど、示唆に富む指摘をしていただきました。この森島氏の基調講演を受けて、JICA 公共政策部次長森千也氏、名古屋大学法学研究科教授市橋克哉氏、慶應義塾大学法科大学院教授松尾弘氏、神戸大学大学院国際協力研究科教授金子由芳氏の 4 人によるパネルディスカッションを実施し、それぞれの考える法制度整備支援の評価のあり方について議論しました。

加えて、法整備支援関係者による活動報告もありました。今回は、常連の日本弁護士連合会に加え、今まで法整備支援連絡会に参加していなかった公正

取引委員会や特許庁からも報告があり、参加者の興味を引いていました。

会場では多くの質疑が出され、当初の予定より30分延長するなど、活発な議論が行われ、盛況の中閉会しました。

本号には、主催者側挨拶、各講演、活動報告、パ

ネルディスカッション、質疑応答、財団法人国際民商事法センター原田明夫理事長による総括も含め、第12回法整備支援連絡会のほぼ全ての記録を掲載しました。本連絡会の記録が、法整備支援関係者の今後の活動に役立つことを期待しています。

次回は平成24年1月20日(金)に法整備支援連絡会の開催を予定しています。

今回の法整備支援連絡会の感想や、来年度のテーマで取り上げて欲しいことなどございましたら、国際協力部のE-mail icdmoji@moj.go.jp まで、ご意見をお寄せください。

お待ちしております。

第12回法整備支援連絡会

平成23年1月21日（金）

午前10時30分～午後6時

開 会

【司会（江藤）】 開会に先立ちまして、皆様に講演者変更のお知らせがございます。

午前のプログラムで、ベトナム最高人民裁判所副長官の講演を予定しておりましたが、急な公務で副長官が帰国しなければならなくなったため、代わりにベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長のヴー・テー・ドアン氏が講演をいたします。講演内容の変更はございません。

御来場の皆様、本日は御参加くださり誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を仰せつかりました法務総合研究所国際協力部教官の江藤美紀音と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、この大阪会場と東京の法務総合研究所の会議室、そして午前の部のみではありますが、ベトナムのJICA事務所等をテレビ会議システムで結びまして、質疑応答やディスカッションを行うことになっております。

東京会場の皆さん、こちらの声は聞こえていますでしょうか。

【河原（東京）】 はい、東京会場の法務総合研究所総務企画部付の河原克巳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会（江藤）】 ベトナム会場にはベトナム最高人民裁判所国際協力局長のゴ・クオン様がいらしていると聞いております。

ベトナムJICA事務所の皆さん、聞こえていますでしょうか。

【西岡（ハノイ）】 ベトナムJICA事務所JICA長期専門家の西岡です。現在、最高裁判所国際協力局長のゴ・クオン氏と共に参加しております。よろしく

お願いします。

【司会（江藤）】 なお、午前の部には、大阪会場でベトナム最高裁判所の研修員の方々も御参加しております。

それでは、法務総合研究所長清水治に、第12回法整備支援連絡会の開会の辞をお願いします。

開会挨拶

法務総合研究所長 清水 治

【清水】 皆さん、おはようございます。法務総合研究所長の清水でございます。



開会挨拶 清水所長

本日はお忙しい中、大阪、そして東京会場、さらにはベトナムから多くの方にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

今年も無事、法整備支援連絡会開催の運びとなりました。

この連絡会は、既に御承知かと思いますが、法制度整備支援に関する関係者間の情報の交換や連携促進の場となることを目的としており、今年で12回目を迎えることになりました。

さて、法務省がJICAと協力してアジア諸国に対する支援を始めて今年で17年目になりますが、国際協力部が設置されてからですと、今年でちょうど10年でもあります。この間、JICAや関係者の皆様方から多大な御協力をいただきましたことに、心から御礼申し上げます。

おかげさまで、その成果はアジア諸国において徐々に現れ、支援対象国も広がり、活動内容も多様化いたしましたし、日本の支援は「押しつけでない支援」として高い評価を得て、相応の効果を上げていると思っております。

しかしながら、今後より良い支援を行うためには、過去の活動を適正に検証・評価し、問題点を見出して解決していかなければなりません。ところが、この活動は社会制度を対象とする知的支援であるため、インフラ整備などの支援と比べて成果が見えにくく、短期的な成果を求めるのも難しいという問題があります。

そこで、今回は法制度整備支援活動の検証・評価の在り方をテーマとした次第であります。

このテーマにちなんで、本日はベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長のヴァー・テー・ドアン氏をお招きしております。副所長からは、日本が支援いたしましたベトナム民事訴訟法の制定後の運用について貴重なお話を拝聴できると思っております。

また、日本の支援の草分けであります森島昭夫先生にお越しいただき「法整備支援の評価と今後の課題」について基調講演をお願いしております。

この他にも、関係機関の活動報告、パネルディスカッションと盛りだくさんとなっておりますので、会場の皆様も積極的な発言をお願いいたします。

なお、平成22年11月14日、東京大学名誉教授の三ヶ月章先生が御逝去されました。皆様御承知のとおり、民事訴訟法の高名な法学者であり、法務省との関係では、法制審議会、法務大臣、法務省特別顧問を歴任され、何よりもこの法整備支援のよき理解者でありました。第1回からこの連絡会にも御出席く

ださり、法整備支援の重要性を説いていただきました。

三ヶ月先生の御冥福をお祈りいたしますとともに、この法整備支援を盛り上げていくことが三ヶ月先生の御恩に報いることになるかと考えております。

その意味でも、本会が活発で実り多いものとなることを心から期待しております。

最後に、連絡会に御後援をいただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構アジア経済研究所、国際民商事法センターを始めとして、国際協力部の活動に御協力いただいている多くの方々に深く感謝申し上げますとともに、この連絡会が法整備支援の活動に一層資することを心から祈念いたしまして、私の挨拶といたします。（拍手）

【司会（江藤）】 続きまして、東京会場から、JICA公共政策部中川寛章部長から御挨拶をいただきます。

開会挨拶

独立行政法人国際協力機構（JICA）

公共政策部長 中川寛章

【中川（東京）】 皆さん、おはようございます。

JICA中川でございます。今ほど、清水所長の御挨拶にありましたとおり、JICAがベトナム法整備支援プロジェクトを開始して、はや15年経過いたしました。この間、ベトナムにおいては、起草支援から紛争解決機関の実務改善まで実に幅広い領域での協力が展開され、着実な成果を上げております。またその後、この間、支援対象がカンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキ、中国、モンゴル、ネパール、東ティモールと広がっております。各国においても我が国の法整備支援の実績が高く評価されているところでございます。

ODAによる法整備支援という新たな領域への協力につきましては、JICAにとっても実にチャレンジングなものでございました。その道を切り開いていただいた森島先生、竹下先生を始めとする我が国の

法学者、それから司法関係者の皆様には、この場をお借りして改めて感謝申し上げます。

法整備支援の15年というのは、我が国のODAが五十数年の歴史を持っている中では極めて新しい分野でございます。他の分野に比べまして、教訓、知見、それから経験に基づく実施上の課題や論点、こういうものが整理され、更に改善すべき事項を明確にした取組といったものが今後の課題だというふうに考えております。そのことが、法整備支援への一般の理解を深め、更に人材面での裾野の拡大につながるものだというふうに考えております。

今回の連絡会のテーマとして評価が取り上げられたのも、そのための一歩というふうに認識しております。

評価というときに、プロジェクトの枠組みにおける評価、それから組織や社会へのインパクトといったさまざまな切り口、レベルでの評価がございます。当然ながら、どこに視点を置いて評価するのかによって、その方法、考え方も異なります。個別のプロジェクトの枠組みにおける評価につきましては、私ども通常、PDMを用いております。PDMは成果管理のツールでございまして、プロジェクトが何を目標にどんな活動を行うのか、誰が見ても一目で分かるように作られている点で極めて有効であります。また、達成すべき成果が明確に示されているという点においても、プロジェクトの評価作業においては、往々にしてありがちな目線の違い、考え方の違いというのを避けることができます。

しかし、一方では、プロジェクトの過程で生じた問題点、あるいはその所在、改善のために誰がどのように努力して、どんな解決が図られたのかといったようなプロセスの部分での評価というのは、PDMでは捨象されております。JICAで十数年前にPDMが導入される以前は、プロセス管理というのが主体でございました。ただ、その国際的な潮流、あるいは議論の中で成果が問われる時代になりまして、さらに、JICAにおきましても、契約型のプロジ

ェクトというのが増えるにつれて、期限内にやるべきことを明示したPDMに基づくプロジェクト管理・評価というのは有効なものというふうに考えております。

但し、先に申し上げたとおり、あくまでPDMは個別プロジェクトの管理ツールであるため、これが全てではございません。プロジェクトの固有の問題点や対応策、こういったものがプロジェクトを通じた貴重な知識、経験の蓄積として別途整理されて、さらに抽象化されて今後の法整備支援の在り方を考える上での材料とされる必要がございます。

また、評価という観点に立ったとき、プロジェクトを通じて何が整備されたという事とともに、それによって当該社会がどう変わったのかという、つまり開発の観点に立った評価というのも重要だと考えております。例えば、ベトナムの法整備は市場経済化の文脈で開始されました。ベトナムは今や極めて高い経済成長を達成して、国際的にも注目を浴びる国として発展しております。この牽引力となったのは、主として外国投資と言われていますが、では、今までベトナム法整備で我々が協力してきたものが、いかにこれに寄与したのかというような点でございます。もちろん、法整備は我が国のみが協力しているわけではなく、また、ベトナム政府の政策やリーダーシップ、それから、その当時を取り巻く政治社会状況が相乗して達成されたものではあります。その中で我が国が果たした役割や、それからその成果に結びつくためにどういう条件が整ったことによって結果を生んだのかというようなことが明確にされる必要があるというふうに思っています。このことが、今後の法整備の案件を考える際、あるいは法整備の在り方を考える際の重要な手がかりというふうに思っております。

JICAがそういう評価、つまりインパクト評価と呼んでいますが、一定の時間の経過とかなり多量のデータが必要でございます。プロジェクトの中でこれをやるためには、そのプロジェクトの中で最初の段

階から、これを意識してやっていく必要があると考えております。

こういうふうな、分かりよい個別の案件の精緻な評価とともに、一般に分かりやすい評価というものが、近年大幅なODAの削減が続いておりますけれども、法整備の有効性をアピールするためにも、JICAとしては是非取り組んでいきたい課題だと思っております。

そのためには、市場経済化、あるいは民主化といった大きな国の開発の文脈の中で、当該国が今どのような開発ステージにあって、どのような開発課題があって、それに対して法整備支援がどの分野で、どの領域で、どのように貢献できるのかといったような問題点、それからそれらの検討、分析、こういったものをさらに深める必要があると思っております。評価はそのプロセスの結果であるとともに、改善に向けた動機付けだというふうに思っています。

本連絡会において、評価に係る既存の手法やアプローチに不足している点があれば、あるいは今後取り組むべき点等について、この連絡会を通じて御示唆いただければ大変幸いと思っております。

最後でございますが、本連絡会が我が国法整備支援の一層の発展に寄与することを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

【司会（江藤）】 中川部長、どうもありがとうございました。

それでは、これよりベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長ヴー・テー・ドアン氏に講演をお願いいたします。

ドアン様は、1988年ベトナム最高人民裁判所判事となられ、2008年6月から現職のベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長を務められています。また、ベトナム民事訴訟法起草グループのメンバーでもあります。

本日、発表は副所長の方原稿ですが、ドアン様自身も最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長として

のお立場から、会場の質問にお答えいたします。

では、ドアン様、よろしくお願いいたします。

特別講演「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価」
ベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長
ヴー・テー・ドアン



特別講演 ヴー・テー・ドアン氏

【ドアン】 御列席の皆様、まずSPCベトナム最高人民裁判所副所長官のトゥ・バン・ニュウの委任を受けまして、私、ベトナムの最高人民裁判所を代表いたしまして、今回民事訴訟に関する研究調査団の本連絡会に参加、発表の機会を与えてくださいましたJICA、法務省の皆さんに対して、ベトナム最高人民裁判所を代表して感謝の意を表したいと思います。

御承知のとおり、長年形成されてきたベトナムと日本の友好的な協力関係は全面的に発展し、日増しに密着になりつつあります。この良い協力関係は強くなり、絶えず発展してきました。司法分野においては、JICAを介しまして両側は精力的な協力過程を築き、法律研究業務、裁判所の職員、裁判官を始め司法職員の教育・育成することに関し、より強い協力関係を強めるために、両国間の指導者は互いに訪問し、経験を共有してきました。

国際協力計画の枠組みの一貫として、2010年9月24日、ベトナム最高人民裁判所は、決定1995のQDTCCB号を発し、日本への民事訴訟法に関する研

究調査団を派遣しました。団は、ベトナム最高人民裁判所の7人の職員からなり、そのうちの6人は、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案の編纂委員会起草班のメンバーでございます。

本日になって、調査団研究団は、計画どおりに研究・調査計画を完成いたしました。編纂委員会起草班を代表して、そしてトゥ・バン・ニュ氏を代表して、私は法案を総括的に評価し、法案の編纂完成に対するJICAの協力・支援を評価してみたいと思います。

ベトナムの最高人民裁判所の研究調査団を代表しまして、私、今回ベトナムの民事訴訟法の制定過程における協力結果は、次のとおりです。

その1、JICAのベトナム民事訴訟法の制定に対する技術的観点に関する全般的評価。

ベトナムの民事訴訟法典は、2004年6月15日、ベトナム社会主義共和国国会の第11回期第5回会議に設置され、2005年1月1日から施行されました。

この法律は、ベトナムの初めての民事訴訟法典で、この法典は、社会主義制度の保護、社会主義法制を強化し、国家の利益、個人、機関、団体の合法的権利・利益を保護し、参加者が自己の権利・義務を履行するのに民主的かつ公開、簡単で円滑な民事訴訟の手順・手続を保障し、民事訴訟活動における個人・機関・団体の機能・責任を掲げ、民事事件の迅速・正確・公正・適法な処理を保障することに大きく貢献してきました。このように、ベトナムの民事事件の迅速・正確・公正・適法な処理を保障することになっています。

ベトナムのこの初めての民事訴訟法典の制定過程において、ベトナム側を始めベトナム最高人民裁判所は、JICAを介しまして日本からの多くの支援をいただき、本法典の制定に成功いたしました。

2000年代から、JICAの支援、連携を受け、ベトナム最高人民裁判所は2001年11月、日本の民事訴訟法の研究・調査する調査団を派遣いたしました。

日本の民事訴訟法の研究・調査結果は、ベトナム

の本法典の設計、制定の成功に有益な経験を編纂委員会起草班に貢献したといえます。私は、皆様の技術協力を高く評価しています。

法律国会での制定計画に関するベトナム国会の決議を実施し、国会の常任委員会の役割分担の配点に基づいて、ベトナム最高人民裁判所は民事訴訟法典の幾つかの条文の改正・補充を継続しています。

民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案の制定過程において、ベトナムの最高人民裁判所は次のとおりの具体的にJICAから多くの技術協力をいただけてきました。JICAは技術協力をを行い、2010年12月12日から14日、ベトナムの南部地域の裁判所関係カマウ省、または2010年12月23日から25日、北部地域の裁判所関係タイグエン省で、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正する第3次法案に対する意見聴取セミナーの参加に専門家を派遣しました。これらのセミナーで、法案の編集・編纂委員会起草班は、日本の専門家の民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案に対する複数のコメント、助言をいただきました。我々も、自主的に日本の民事訴訟に関する法制度の研究を行いました。例えば、日本の民事訴訟法、民事保全法など研究しまして、同時に日本の民事訴訟の法律制定の情報、経験も交換いたしました。JICAは本法案の編纂委員会起草班とのワーキングセッションなどを行い、また本法案に関するその内容についても意見交換をしました。

昨今の、この法案制定におけるベトナムの最高人民裁判所とJICAの皆さんとの協力を始め、他の協力活動は、積極的な結果をもたらしたといえます。

その2、ベトナムの実際的の訴訟における民事訴訟法典の施行の影響の評価をしたいと思います。

ベトナムの民事訴訟法典の制定は、各法令の諸価値を受け継ぎ、ベトナムの実態に実見され、各当事者の利益と調和、国際の法律との整合性を保障し、透明性・実効性を示しています。その機能、任務、権限を実施し、ベトナム最高人民裁判所の指導者、裁判官評議会は関係機関と連携し、民事訴訟法典の

諸規定を指導するための五つの最高人民裁判所の裁判官評議会の決議、六つの合同通達を公布しました。

民事訴訟法典の施行を指導する諸文書を公布する傍ら、民事訴訟法典の施行を行うために最高人民裁判所は複数の対策を実施し、民事主権の処理業務を高める研修義務は最も重視されています。

最高人民裁判所は、最高人民裁判所の全国規模の各階級裁判所、専門裁判所の裁判官、審査官、書記官、民間参審員のための講習の58のコースを開催しました。最高人民裁判所はまた各関連機関と連携して、民事訴訟の法律に関する複数の学術セミナーを開催し、議長も務めました。

最高人民裁判所は、また民事訴訟の法律の学術研究を奨励しています。2005年から現在に至るまで最高人民裁判所の学術協議会は、民事訴訟法令に関する14のテーマ、その中に中央省庁レベルの六つのテーマ、地方レベルの八つのテーマの研修を行いました。これらの研究は、高いレベルの学術テーマであり、全中央諸分野における民事訴訟法の施行の実施と最高人民裁判所の民事訴訟法施行の指導文書の作業業務にとっても重要な実践及び起草理論であります。

また、最高人民裁判所は、民事訴訟の法律の宣伝、普及、教育についても重視しております。各関係省庁と積極的に連携して、さまざまな活動、その他法律の宣伝、普及のプロジェクトを実施してきました。その中には、民事訴訟法に関する宣伝、普及の内容を含む学習出版物も発行しています。

民事訴訟法典を施行して5年がたちまして、それを総括してみますと、全国の各階級裁判所が民事、婚姻、家庭、商業、破産、労働などに関する紛争申立てをかなり高い割合で受理、処理してきたことが分かります。具体的には、次のとおりであります。

2005年ですが、受理した総件数、民事事件の総件数が15万2,819件で、既に処理したのが13万2,125件、2006年受理件数16万4,888件、処理済み14万6,823件、2007年受理件数18万8,992件、処理済み17万1,680件、

2008年受理起訴件数19万2,336件、処理済み17万4,768件、そして2009年受理総件数が21万4,174件、そのうち処理済みが19万4,358件でございます。

しかし、施行され5年がたって、民事訴訟法典の幾つかの規定には一定の欠陥も避けられません。民事訴訟法典は、その中に限界、不備、矛盾が現れ、他の法令と矛盾する諸規定があったり、不適切なものもありました。さまざまな理解ができる諸規定があったり、まだ当事者の合法的権利、利益を保護していない規定があったり、また社会生活の要請に対応していなかったりするものもあります。この問題を認識しまして、2007年9月4日、最高人民裁判所は、国会の第12期及び2008年の任期における法律国会令の制定計画の予定に関する公文書の123KHXX号を発し、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案の編纂の修正を最高人民裁判所に任せることを検討するよう、国会の常任委員会に提案しました。

2007年11月21日に、第12期国会第2回期は、この12期国会の任期2007年から2011年ですが、その中における法律国会場の制定計画に民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案を組み入れました。2008年1月23日、国会の常任委員会が決議567号を公布し、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法の編纂委員会を設立しました。そして、2009年10月19日、最高人民裁判所の長官は決定51号を公布し、民事訴訟法典の幾つかの条文の改正・補充する法案の起草班を設立しました。この民事訴訟法の幾つかの条文を改正・補充することの提案の土台作りのために、最高人民裁判所は公文書で各階級人民裁判所、軍事裁判所、人民裁判所の高層部、最高人民裁判所の直属する関係部署、最高人民検察院、ベトナム法律家協会の中央委員会、ベトナム祖国戦線の中央委員会、ベトナム弁護士連合会に対して公文書を発し、ベトナム法施行、全てのベトナム民事訴訟法典の施行業務の総括の企画組織を提案しました。

司法改革戦略を実施し、民事訴訟法の法律体系を

始め民事訴訟法典の基本的な段階的な整備を継続するために、民事訴訟法典の幾つかの規定の改正・補充の法案の制定は必須であるといえます。

それによって、民事訴訟における個人、機関、団体の合法的権利、利益が日増しに良くなるように保障するし、そしてこの法案が進捗どおりに国会に提出できるよう、最高人民裁判所が緊急に実施しなければならない重要な任務の一つであります。

そして、次に、この民事訴訟法典の主な課題についてお話ししたいと思います。

民事訴訟法典の施行の実務総括報告など、または裁判所及び関係機関の指導文書を全般的に総合してみると、この民事訴訟法典の418条文のうち、課題とか不備とかがある条文は117条あり、そのうち幾つかの課題、不備がこの民事訴訟法典の改正・補充を要請しています。

その第1として、具体性が欠け、明確さが乏しく、さまざまな理解方法を生じさせ、実態と符合していない幾つかの条項がある。例えば、証拠提出の忠実性、完成度、正確性に関する個人、機関、団体の法的責任の規定が欠如している。民事訴訟における法律遵守の監督の規定には、検察の監督の役割を制限しています。裁判所の事件処理の停止を申し立てる規定は、まだ実態と符合していない。必要が認められる場合において、証拠を収集する裁判官の責任と自主性をまだ高められていない。また、実態とはまだ符合しておらず、紛争している財産の評価を行う当事者にいろんな困難を与えたりして、まだその財産管理者に関する諸規程も欠けていて、遺産の管理人の変更は、裁判所が訴状を返却する場合に属していないなど。独立した申立てのある利害関係者に対する被告の反訴の申立てをまだ規定もしておらず、また被告の反訴期間も規定されていません。司法囑託結果の待機が必要な場合における民事事件の処理を停止する根拠に関する規定も欠けていて、民事事件の処理を中止することの効果に関する具体的な場合もまだ欠けている。公判における当事者の立

ち合いの複数の規定はまだ合理性がなく、裁判業務に困難を与えることもあります。

また、控訴人が控訴の一部を取り下げ、検察院が異議申立ての一部を取り下げると、その取り下げられた控訴異議申立てに対しては、第2審を中止する場合に関する規定が欠けていて、監督審の手續に基づく異議申立ての期間に関する規定も、まだ合理的に規定されていないこともあります。

その第2の問題としては、幾つかの条文には、その他の法令の規定と整合していないところ、例えば省に属する県、郡、市、町などのその階級の人民裁判所の権限に関する33条の規定、その規定はこの県級裁判所の権限強化に関する国会常任委員会の各決議と整合していない。

また、当事者の法的権利利益の保護人に関する第32条第2項は、法律扶助法の第21条とは、まだ整合していません。もう一つ、担保措置の義務付けに関する第120条には、船舶の差押えに関する国会令の第5条、飛行機の差押えに関する国会令の第6条とも整合せず、実態に符合していません。

裁判所の処理権限に属するベトナムの商事仲裁活動についての民事非訟事件に関する340条は、商事仲裁法の第7条とも整合していません。そして、裁判所の判決決定、その執行に関する第375条から第383条までのその各条文は、既に民事判決執行法の第2条、第7条、第11条、第12条、第27条、第28条、第30条、第179条に既に規定されていることもあります。

その第3、幾つかの事項、問題は、まだ民事訴訟法典に規定されていないが、実態の要請からいろんなことを調整のための諸規制の必要もあります。例えば、当事者の弁論権の保障原則を補充することなどが考えられます。また、例えば他の機関、団体、その決定に対する裁判所の権限に関する問題もあります。裁判所の公開文書に対する無効宣告の権限とか、民事の法律関係から発生する合法的な権利利益を公認する権限とかを拡大することなども考えられ

ます。その他、例えば和解の方法とか和解の手順とか、公判廷での弁論の強化とかも挙げられます。その他、例えば監督審の手續に基づいて審理するよう提案する場合のその文面の様式の規定とかもあるし、その他最高人民裁判所の裁判官評議会の監督審、再審、その決定の再審理する手續、その他民事事件解釈の際に、それにおける訴訟遂行者の変更の決定なども挙げられます。その他にも、まださまざまな理解方法を発生させる不明確な規定がありまして、法律の実施するものには困難を与えないよう改める必要があると思います。

続きましては、民事訴訟法典の主な課題の原因についてお話ししたいと思います。

ドイモイ時代におけるベトナムの経済社会が発展していった、その環境では民事的交流は日増しに拡大しており、経済社会もその環境に符合するよう、訴訟の法律規定はどうしても調整される必要があります。この民事訴訟法典の公布は、ベトナムにとっては初めてのことでありました。このように、ベトナムの民事訴訟法典は、民事事件の処理手續の国会令とか、経済事件処理手續の国会令、労働事件、労働紛争処理手續の国会令の幾つかの規定の、その設計を引き継ぎする傍ら、民事訴訟法典における手順及び手續に関する大部分の規定は新しい規定でした。そのため、その準備段階とか法律を成立させる段階においては、一定の欠陥を回避することは不可能でありました。また、主観的な原因としては、ベトナムの民事訴訟法典が公布された後、その後、国会は裁判所の裁判活動の関係する法律の公布を継続しましたが、裁判所の権限に関する幾つかの概念、用語、規定はまだ民事訴訟法典に規定されておられません。

民事訴訟法典の幾つかの規定は、商法、改正・補充された労働法、商事仲裁法、民事判決執行法など、いろんな新しい法律の規定に包括されておらず、適応していないままになってしまいました。このような課題とか不備を解決に対応するために、最高人民

裁判所は訴訟活動に困難を与えたり実施に当たって新しい諸問題を発生させたりして、まだ不適切な諸規定を改正する必要があると考えています。司法改革戦略を実施して、民事訴訟法律の体系を始め、民事訴訟法典の基本的な段階で整備を継続するために、民事訴訟法典の幾つかの規定の改正・補充は必須であるといえます。

このように、民事訴訟における個人、機関、団体の合法的な権利、利益が日増しに良くなるよう保障し、裁判所がより良い裁判実務を実施する環境作りにもなる。このようなことが、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充の法案が質的に保障され、進捗どおりに国会に提出できるよう最高人民裁判所が緊急に実施しなければならない重要な任務であります。

そして、この民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充するその指導的な観点ですが、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充するこの編纂委員会は、民事訴訟法典の幾つかの条文の改正・補充がその指導観点を貫徹すべく、また次のとおりの要請を対応するように特定しました。

ベトナム共産党の各決議、文献などで特定された司法改革に関する主張、方針、観点を改正すること。この民事訴訟法の幾つかの条文を改正する法律が、合憲的で法律体系に合致して統一されることを保障して、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法律の実施可能性も保障すること。訴訟の参加者が自らの権利または義務を履行するのに、民主的かつ公開、簡単で円滑な民事訴訟の手續、手續を保障し、民事訴訟活動における個人、機関、団体のその機能、責任を掲げることとなっています。裁判所の確定判決決定が執行されるよう保障すること。民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法と、ベトナム社会主義共和国がメンバーである保障国際条約の諸規定に相反がないよう具体化することを保障すること。現行の民事訴訟法の諸規定とか、裁判所の裁判実務からの民事事件の処理経験を総括して、

それを引き継ぎ、評価し、外国の経験を選択的に参考し、国の国際化過程における社会生活の実態に対応するような基本に立脚しなければなりません。民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案の範囲は、この民事訴訟法の実施過程において複数の課題、問題に直面してきた諸事項を改正・補充に集中しなければなりません。

第4としては、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充するその法案の主な内容についてお話ししたいと思います。

本法案を検討して改正する過程においては、最高人民裁判所は、この法律の改正範囲を拡大、その必要性を認め、2010年6月15日付けの公文書の80号を発して、民事訴訟法典の幾つかの条文を改正・補充する法案の名称を民事訴訟法典の改正法案に変更するよう、その範囲、その名称の変更許可を国会に提出しまして、また次の国会の会期に、この法案に対する意見聴取を1期遅らせることを国会常任委員会に申し立てました。

最高人民裁判所は、126の条文の改正・補充を提案しましたが、具体的には改正73条、補充43条、撤廃10条。そのうちまだ異論があるのは、18ぐらいの問題がありました。国会常任委員会は、いろいろと議論し結論を出しまして、次のとおりの結論です。現行の条件では、課題、問題で、またその課題事項で問題を発生させるものの改正・補充に集中し、判例や簡易手続とかはまた別のところ、つまり、課題の事項とか問題を発生させるようなところに集中して改正・補充し、その他、例えば判例、簡易手続、末端単位での和解成立案の公認など、それが憲法とか他の関係する法律の規定にひっかかったり、深層までまだ検討する条件がそろっていないような事項は、今後の民事訴訟法典の全面的な改正・補充に委ねるように常任委員会が指導いたしました。

今の時点では、この法案には70の条文の改正、補充、撤廃はあるが、その内訳は改正・補充が50条、13条、撤廃7条であります。ベトナム国会の法律、

国会での制定計画に基づくと、第12期国会の第9会期で法案が設置されることになると思います。

次のとおり、この法案の改正・補充の内容に関して七つの問題群が存在しております。

その最初の問題群としては、基本原則とか裁判所の管轄、民事訴訟の参加者とか、その他の訴訟参加者、証明と証拠、保全措置の適用、訴訟の期間など、総則に関する諸条項に対する改正・補充をする問題。

事件の受理、和解と裁判の準備、第1審公判など、第1審裁判所での事件処理手続に関する改正・補充の問題。

3番目の問題群としては、事件の第2審裁判の中止、第2審の公判、第2審の合議体の権限など、第2審裁判所での事件処理手続に関する改正・補充の問題。

4番目の問題群としては、監督審の申立書の内容、監督審による異議申立ての期間など、その確定判決決定の再審手続に関する改正・補充の問題、また最高人民裁判所の裁判官評議会の重大な誤りのある監督審再審決定の再審に関する体制の充実も問題となっています。

5番目の問題群としては、適用範囲、民事非訟事件承認の際の訴訟遂行者の変更決定、民事非訟事件承認の会議に関する民事非訟事件の処理手続などが挙げられます。

6番目の問題群としては、裁判所の民事判決決定の執行に関する各規定を撤廃すること。

そして7番目の問題群としては、文書の作成技術に関する条項を改正したり撤廃したりして、関係法令の規定に符合するよう、その用語を変更すること。

皆様、ベトナムの最高人民裁判所の今回の研究調査団を代表しまして、JICAまたは法務省国際民商事法センターの、ベトナムの最高人民裁判所に対する皆さんの貴重な支援に対して厚く御礼を申し上げます。

今後、厳密で効率の良い協力で、両国の関係機関は法律の協力関係の強化、拡大を継続して、それで

両国政府の、または両国の人民の政治、経済、商事、文化、観光及び他の分野の関係が日増しに推進され、より効率が上がるよう寄与することを切に希望し、確信したいと思っております。

改めて感謝の意を述べ、皆様の御健勝を祈願したいと思えます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

質疑応答

【司会（江藤）】 ドアン様、どうもありがとうございました。

それでは、会場の皆様からの質疑応答を受けたいと思えます。

大阪会場で質問のある方は挙手をお願いします。

【金子】 神戸大学の金子でございます。

大変情報が豊富で、率直な御報告をいただきましてありがとうございます。

他の御質問が出ない間にせん越ですが、まず質問を一つさせていただきたいと思えます。

民事訴訟法に関する課題ということで、大きく三つほど挙げられ、それぞれ詳しく御紹介いただきましたけれども、その1番目で、条文と現実がずれているというカテゴリーで幾つか具体的なイシューを紹介くださいました。

確認までのお尋ねとなるんですが、ここで話しになられた条文と現実のずれというときの現実というのは、恐らく現場の第一線の裁判官の方々の御意見ですとか、あるいはその当事者のニーズということになってくるんだと思えます。そのようなその条文と現実のずれがある場合に、具体的に条文を現実の方に合わせていこうというスタンスで臨まれるのかというお尋ねです。特に、具体的なイシューを取り上げれば、お話しになった中で、例えば当事者による申立てという問題、それから証拠収集における当事者の責任、あるいはその職権の貢献的な役割、こんな辺りで条文と現実のずれがあるといったことを触れられましたけれども、そのような例をとって

どのようなスタンスで解決に臨まれているのか、お尋ねできればと思えます。

【ドアン】 どうもありがとうございます。

先ほども現行の民訴法の幾つかの条文が実態と符合していないものを申し上げました。例えば、証拠の提出に関することですが、現行の民訴法の中に、当事者の証拠提出並び証明の責任を明記しております。裁判所としては、当事者が必要であって申し立てるときに裁判所が手助けしたりします。しかし、実態上、ベトナムの複数の地域においては、住民の知的レベルもさまざまであります。複数の当事者の対象者が、やはり国家機関並びにその他の司法扶助機関の手助けが必要となっております。

確かに、民訴法の中では、自らの合法的な権利を保護するためには、各当事者がその証拠提出並び証明の責任の義務、証明する義務があると規定しておりますが、しかし、法律の中では、この当事者並び関係機関のこの証拠証明義務、提出する証明義務に関してその忠実性、または完成度などに対して提出しない場合の責任については、まだ規定が存在していません。今の規定、ベトナム民訴法の規定では、当事者は訴訟段階のいかなる段階においても証拠を提出することができます。また、裁判所の請求に基づく当事者の証拠を提出する責任を拘束する規定もまだ存在していません。それに対して法律は、裁判所に対して責任を負わせ、つまり正確な判決を下すために、各当事者が提出した証拠を証明、認定しなければなりません。そのように、彼ら当事者の迅速性が欠けていて、不十分な証拠提出が迅速な処理に障害を与え、関係のある当事者の権利利益に影響を及ぼすこととなります。このような不利の規定の存在があるために、検察並び裁判所、その他の公民の合法的な利益に悪い影響を及ぼします。そういう意味で、我々としては、まだ不十分で不備があって実態に符合していない条文は、優先的に改正することを考えています。

今の回答で、先生の御質問にマッチしているので

しょうか。

【金子】 大変詳しい御説明頂戴しまして、非常に良く分かりました。ありがとうございました。

【西岡（ハノイ）】 今の金子先生の質問に対して、若干の補充のコメントをゴ・クオン氏から頂けるといことなので、よろしいでしょうか。

【司会（江藤）】 はい、ではお願いします。

【クオン（ハノイ）】 ちょっと補足ですが、金子先生。

実は、ある事件を証明する証拠がある機関によって保持されていて、裁判所がそれを提出するように請求しても、その関係機関が提出したり、提出したりしないこともありますので、やはり何らかの形の規定を設けて、この明確な規定を設けて、この場合で、その関係機関を処理すべき責任などを負わせるような処理規定が必要なのではないかということです。

また、実際これに関連して、この間日本のある調査団がベトナムに来て、知的所有権関係の案件で、あるベトナムの機関がこれに関する証拠を所持している場合、請求しても出していない場合にはどうなるのか。私の答えとしては、法の下で責任を負うこととなりますと答えました。日本側としては、じゃ、どういうふうに責任を負うのかということ、私の答えとしては、まだ法律が規定していませんということとなっていますので、やはりこのように関係機関が十分な証拠を提出してくれなければ、裁判所としては正確な判断ができないので、今後の民訴法の改正にはこのような規定の補充が必要になるかと思えます。

もう一つ、このような課題はどう反映されてきたかといいますと、裁判所も、または当事者からも、やっぱりこのような意見が上がってきていまして、特に当事者並びに当事者の弁護士から結構このような、これに関する、この不備に関する意見が上がってきております。

【司会（江藤）】 詳しい説明をどうもありがとう

ございました。

ちょっと、時間が若干押していますが、東京会場や、ベトナム会場の方から何か質問ございますか。

【西岡（ハノイ）】 ベトナムの方も、先ほどコメントいただきましたので、これで結構かと思えます。ありがとうございます。

【小野】 今、ちょっと具体例で、知財の弁護士がということが出ましたので、私は知財ばかんですが、知財の方では魚釣り訴訟という言葉があるんですよ。要するに、濫用ですね。根本が、その真実発見いうんか、ベトナムの社会主義の民訴がどうなのか、日本がどうなのか。私は日本しか知りませんけれども、当事者主義の方だったら、大体今の問題は挙証責任の問題のような気がするんですね。挙証責任は、言い替えるとその裁判官の教育の問題だと思うんですね。やっぱり実体法いうんですか、訴訟法じゃなしに問題になっている争いを、もう一つ一つ細かく規定していったら、だんだん細かい方に入って切りがないんで、裁判官がこれの挙証責任はその規定から見て誰にあるかという、裁判官教育の問題のように一つは思うんですね。もう一つは、なるほどそういう魚釣り訴訟でも、魚釣り訴訟というのは、裁判所を利用しているんな事実を引っ張り出すという訴訟の悪用ですわ。それには、日本では協力しないですよ。社会主義の方では協力するんかどうか知りませんがね。そういう、直ちにそれをいうことを聞かにかいかんか、聞かなくてもこれはその規定がこうだって日本だったら諦めるんですよ。その権限がないから。しかし、裁判所がやっぱり幾らそういう当事者処分権というんですか、だって真実発見は大事ですから、そういう法的根拠は欲しいと思いますね。そういう。それは、今度は裁判所の権限がどうなっているかということだと思うんです。これ、必要だと思いますが、それは、規定一つで済む違いますかな。あるいは、やはり権限の規定は必要だと思いますけれども。それは、日本でもそんなに難しい、日本の法制を採られるか、違う社会主義法制で

は、そういう、どういうふうなものを採られるかという、もう挙証責任と裁判所の権限の問題で。日本だったら権限がなかったら諦めですわ。諦めというのは、挙証責任果たせない、弁護士の方は。もうその規定を前提に、事を処理していきますけれども。いや、ただ知財の名前が出たからね、つい魚釣り訴訟のことが思い出されて、そういう問題があるという感想だけで。私はもうちょっと体が及ばないんで、昼からちょっと目立たんようにこっそり隠れようと思っただけで、発言したくなかったんですけども。違いますかね。金子先生。日本だったら諦めますわね。挙証責任なって裁判所使えないんだからね。他の法律で引き出してきてそれで実証すると、そういうことになると思いますけれどもね。

【山下】 国際協力部長の山下ですが、今、小野弁護士からのコメントは、こういう意味ですね。ベトナムの発表の中で、証拠を保持している者が出さないという状況があるのに対し、裁判所は真実知りたいので出して欲しいので、そういう義務を課すという方向になっている。しかし、知財の分野では、そういうものを濫用して相手の営業秘密とかノウハウを引き出そうとする弊害もあるので、その辺はベトナムでは何か考え、あるいは検討されておりますかと、こういう質問だと思います。

【ドアン】 ありがとうございます。こう答えます。

実際の実務、この民事訴訟の事件の解決する実務上から、各関係機関・団体がこの事件を処理するための証拠提出に対していろいろと妨げるような実態が認められています。このように、十分に迅速に証拠を提出しない機関・団体が裁判機関に対して困難を与えています。実際、裁判所が権限機能のある機関に対して公文書で提供するように求めている、遅延したりしてその回答が遅れたりしています。そのため、当事者の証拠提出の権利と義務も、その権利の実現もまた困難に、より困難に直面するようになっています。ベトナムの国家としては、この事件

解決に関する証拠を保持している各機関に対して十分に適時に証拠を提出する義務の規定を考えていて、またこの提出義務の履行に関しても、その機関・団体が法律の下で責任を負わせることも考えています。この事件処理が正確で公開的で透明性のあるものにしたいからです。それに対して、現行の民事訴訟法典の中には、具体的なこの義務不履行に対する責任を規定するものは、まだ存在していません。やはり裁判所の請求に基づいて、事件と関係する証拠の提出義務の履行の不履行に対する、その機関の責任を規定することを考えています。しかし、我々も当事者がこの規定を利用して、自らの義務を履行しないことを回避することも考えています。現行法では、証拠提出並びに証明は、各当事者の義務であるという規定も既に存在しています。当事者が保持していない証拠で、自ら証拠を提出するのに困難である場合に限り、裁判所が彼らを助けたりすることになっています。つまり裁判所は、必要が認められる場合に限り干渉することになります。その合法的な権利、利益を保護するための証拠提出証明の義務は、相変わらず当事者に属しています。また、ベトナムの法律規定に基づく、裁判所は相変わらず、自らの判決に対して責任を負うことになっています。具体的な事件を処理する際、事件の事実を探求するために、裁判官としては法律の規定を正確に適用する責任を持ち、そして判決を下す責任があります。当事者が裁判所に頼ってその規定などを濫用し、裁判所に頼って自分の義務を果たさない規定なども設けています。

質問ありがとうございます。

【小野】 一言つけ加えますと、知財訴訟というか、知的財産の問題と聞きましたので、ベトナムのような非常に活力ある国いうところか、ラオスでも、もう知財は考えられるんですよ。というのは、そこへGMが出したときには、対抗する者としてトヨタは、やはりそこへ特許出さないかんですよ。だから、国民からいうたら空中戦です。そんなに親切の国だっ

たら、日本で立証できないことをベトナムで出して、相手はGMかトヨタなんですね。それで片一方がタケダが出したら、SKFなんかこう、特許、対等のあれを出したり、国民と関係ないところで知財の訴訟が行われていると思うんですよ。その制度の反対の、そのケースの反対のそれが、要するにトヨタの申請だったら反対のGMはどう考えているかを考えないと、という事情があるので、そんなに親切な国だったら、日本で立証できないことはベトナムへ出して、どんどん命令してもうて、そこで得た証拠を日本を出して立証責任、日本での、立証責任を果たすというア・フィッシングイクスペンディステアとかいうんですけれども、それがぽつと頭にくるからね、反対の方の利益は誰だろう。申立てが出たら片付けないかんような法制になっているのか、民訴の法制、ここには中心になられた、規制を作られた方があるんですから、そういう社会主義的な特質があるんだったら——それは知っておられるはずですよ。いや、ベトナムはやっぱり日本の举证責任と一緒だとか、いや違うんだと。だから日本で立証できないことは、ベトナムで出したり、他の国で出したらそこで強攻的に命令してくれるんだったら。外からは分かりませんですから。トヨタが出してきた訴訟が、魚釣りフィッシングの魚釣りなのか、それで普通の正当な申し出か分かりませんからね。そこで命令出して、事実を引き出してくれたら、もう事実は世界共通ですからね。もうそれを立証責任果たすために使いますけれどもね。

【山下】 要するに知財の関係というのはグローバル化してますので、どこでも、どの裁判所を使うかということになってくる場合があるということです。日本でできないことが他のところではできる場合がありますので、そういう場面もあるということを念頭において法律を整備していただきたいと、こういうことですね。

【クオン（ハノイ）】 今、先生が御質問した場合には、裁判所が各関係機関に対して証拠提出を命ず

ることで、その規定を濫用して、当事者がその規定を濫用したりするおそれがあるような質問がありますけれども、それ、御心配なく。あくまでも当事者が申し立てて、当事者が請求して、当事者がその証拠を保持している機関から取り寄せられない場合に限って、裁判所がそのような証拠の提出を請求するだけに限っているのです、心配、ドアンさんも説明しているように、その心配はないでしょうし、また知財関係とか事業の機密事項とかに関しても、やはりこういう機密な事項に関しては、その機密性が保たれるべきであるという、確かにベトナムの法律ではまだ十分な秘密である証拠の規定は十分ではないのです、今回の日本への調査団研究団から日本の民訴法に規定しているような規定をまねて、例えば知財関係とか経営の秘密だとかが秘密の証拠でありまして、裁判官、当事者に限られて開示され、当事者、裁判所がそれを公開する場合に何らか制裁を受けるような措置が考えられると思います。

【ドアン】 今のところ、ベトナムの刑事訴訟、民事訴訟とも、例えば国家とか身分関係、職務関係の秘密証拠は秘密に保障され、あるいは裁判も非公開で行われる規定があります。今、ゴ・クオンさんのコメントを引き継いで、私も今後ゴ・クオンさんのコメントで、民事訴訟法典の中の事業の秘密、または知的所有権の秘密などに関する規定の方向の改正を考えたいと思います。

どうも、御質問ありがとうございました。

【司会（江藤）】 はい、皆様どうもありがとうございました。

それでは、これをもちまして午前の部を終了させていただきます。

ヴァー・テー・ドアン様、どうもありがとうございました。（拍手）

（昼休憩）

【司会（江藤）】 午後の部を開始いたします。

まず、「法整備支援の評価と今後の課題」と題し

て、名古屋大学名誉教授の森嶋昭夫様より基調講演を頂きます。

森嶋先生は、日本における法整備支援の先駆者でありまして、ベトナムやカンボジアなどの法整備支援に大きく貢献されました。

森嶋先生よりお願いいたします。

基調講演「法整備支援の評価と今後の課題」

名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫

【森嶋】 森嶋でございます。

今日は、法整備支援連絡会に呼んでいただきまして講演をさせていただき、しかも基調講演ということだそうございまして、大変光栄に存じます。この後、法整備支援の評価についてパネルディスカッションがあるということでございまして、私の話はその基調となるべきお話をしろということでございまして、基調であるからといって雑ばくな話をしていいということにはならないのですけれども、法整備支援という事業の評価をする際に前提となるお話をさせていただきたいと思っております。



基調講演 森嶋 昭夫氏

そこで、私の方から資料として、「法整備支援の評価と今後の課題」とタイトルをつけた資料をお配りしてございます。まず、日本は法整備支援をどういう目的でやっているかと称しているのかということが問題であります。その大きな目的に関しては、資料では、平成21年に出了た「法整備支援に関す

る基本方針」が囲みの中に入れてあります。そこには、これからお話することも含めて、一体こういうことでどんな問題があるのだろうかということ課題という形で書いてあります。

次に、日本の法整備支援は、政府援助の中で、いわゆる技術支援の一環として、プロジェクト方式という方式でやっていますが、プロジェクト方式の場合には、上位目標の下のプロジェクト目標を掲げてやることになっております。そこで具体的に、どういうプロジェクト目標を掲げてやっているのかということが問題となります。これはこの間、名古屋大学で法整備支援に関する会議があったときに、JICAの佐藤さんがJICAの法整備支援の在り方でしたか、というお話をされた際に配られたレジュメの中で、このルールを整備支援とかエトセトラというのがプロジェクト目標となっていました。そういう目標は、実は基本方針の中にもうたわれていることでありまして、これがプロジェクトの目標だとすると、それを評価するとか、事前評価をする、あるいは中期で評価をする、終了時評価をする、事業評価をするというときに、法整備支援について、どういう問題があるのだろうか、というのが2ページであります。

そこで、今日配られた資料の中に金子教授の「法整備支援の評価についてー有効性とインパクトー」というのがあり、ここにいわゆるPDMのサンプルが出ています。私はPDMの資料が今日出てくるとは思わなかったものですから、事前に問い合わせたところ、新JICA事業評価ガイドライン第1版というのがありました。これは資料も含めてかなり大部なんですけれども、ガイドラインの使用語は英語で満ち満ちておりまして、実質的な内容はないように思われます。抽象的かつ用語が英語なものですから、私が内容を理解できたかどうか分かりません。間違っているかもしれませんが、私の理解でこういうものを作りました。つまり、プロジェクトをどうふうに押さえて現状把握をするのかと、その場合にそれが3ページの括弧のところあります。それを

ログフレームとロジカル・フレームワークとに分けて、どのようなインジケータを作り、そのインジケータをどこから入れてくるのかとか、外部条件との関係でどう評価するかという図があります。5ページのところに、評価をどういう視点で評価するのかということが示されています。これも一種のインジケータかもしれませんが。数量的ではありませんが、relevanceとかeffectivenessと、英語で書いてあります。あとの視点も何を基準にして評価するのか良く分かりませんが、JICAのプロジェクト評価のガイドラインが出ていますので、資料として出しておきました。今日この後のパネルディスカッションではこういう言葉を皆さんがそれぞれの思いで違った内容でお話しになることと思います。

私の話は、第1には、JICAの法整備とは何かということであります。

2番目には、私自身が経験をしたJICAの法整備支援事業について、1996年に始めたベトナム、99年に始めたカンボジアにつきまして、細かいことは申せませんが、この二つの事業を例に挙げながら、法整備の評価をするという前提として、日本の法整備支援事業にはどういう問題があるのだろうかということを、簡単な事例研究として申し上げたいと思います。金子さんはベトナムの民訴法支援について精緻な事例研究をしておられますけれども、私の話は雑ばくなものであります。

そして、最後に結論とありますが、結論は5ページの課題のところに書いてあります。法整備支援では、3年間のプロジェクトで数量的な評価をすることはそう簡単にはできません。これからお話しするように、法整備支援プロジェクトについての評価をするのでしたら、個々のプロジェクトよりも前に法整備支援事業全体について、法整備とは一体何をすることかということについて、まず戦略をきちっと立て、そこから個々のプロジェクトへロードマップを下ろしてきて、数量的なものでもなく、個々のプロジェクトごとにきちっとした、インジケータでも何

でもいいんですけども、具体的な目標を立てて進行していくべきで、評価するときには当初の計画とプロジェクト期間後の実績を対比すればよいのです。

先ほど名古屋大学の市橋さんとお話ししていて、ウズベキスタンの評価の場合には、教訓という評価項目の外にあるコメントが、きちっとウズベキスタンでの実績を理解し評価していたと言っておられましたけれども、教訓はPDMの中には入っていないのですね。この「教訓」を教訓として、これから評価の仕方を考えていただければと思いますので、結論は5ページに書いてあるようなことになります。

そこで、まず、法整備支援とは何かということについてお話をいたします。この問題について、主に時間を使うつもりです。

法整備ということですから、法整備支援の場合の法の整備は、法の一般的な整備ではなく、法の継受、あるいは法の移植であります。日本は、既に経験しているわけですが、明治時代にヨーロッパ、戦後これに加えてアメリカの占領下でアメリカの制度を移植しているわけです。それは文化、社会の異なるところに、ローマ法以来のヨーロッパの文化の考え方を持ち込み、あるいはコモン・ローのもと発達した英米的なアングロサクソンの考え方のアメリカの制度を占領軍が移植をした。明治時代には日本がヨーロッパによる植民地化を避けるためにヨーロッパ法を入れてきていますが、これはいずれも間接的な外圧かあるいは直接的な外圧かの違いはあれ、外からの圧力の下で外国法の移植をしたわけであります。

他方で、これを法整備支援の場合は、日本とは異なる文化、社会を持つ外国へ、その国とは異なった国の法律制度を移植することを支援するわけですが、日本のように、自分の力で自分が、自分がといっても占領軍の下でやったときはちょっと違うかもしれませんが、移植をするのではなく、それぞれの国が国家主権を維持しているところに、日本という国が出掛けていって、それぞれ

の国のお手伝いをするということでもあります。

そのような法整備支援が、今までどういうところ
でどのように行われていたかということですが、比
較的最近で第2次世界大戦後で一番有名なものに、
ロー・アンド・ディベロップメントというのがありま
す。ロー・アンド・ディベロップメント・ムーブメン
トというのがあります。法と開発運動というもので
す。これについてはいくつか書かれたものがあるの
で御存じだと思いますけれども、アフリカとか中南
米で植民地が独立し始めた1960年代に、アメリカは
これらの国々が、例えばキューバのようにソ連の影
響を受けることのないように、アメリカのいわゆる
民主主義システムを移植するために、ハーバードや
イエールのロースクールを出た連中を送り込んでア
メリカの法制度を入れようとしたわけです。

私は1968年に最初にハーバードロースクールに留
学をしたわけですが、そのときにナイジェリ
アなどで、ロー・アンド・ディベロップメントをやっ
て余り成功しなかった連中がぼつぼつ帰ってきたと
ころでした。そういう連中と話をして、アメリカと
いうのはこういうことをやっているのかということ
を知って、日本が戦後、アメリカによって、民主化
をやったプロセスもこういうことかと思いました。
ちょっと話がずれますけれども、私が研究者として
法律を勉強し始めた頃、川島武宜先生がロー・アン
ド・モダニゼーションという研究プロジェクトで、
アメリカの財団から助成金を受けたときに、日本の
左翼系の学者から袋だたきになって、川島先生のプ
ロジェクトが挫折したことがありますけれども、そ
れを思い出しながらその話を聞いておりました。そ
の後、73年に私が再びアメリカに行って、イエール
で研究したときにも、その後日本にも来ましたトル
ヴェックという若い研究者と会いました。彼もロ
ー・アンド・ディベロップメントをやっていて、その
とき私はビジティングフェローで行ったものではな
ら、彼らと一緒に研究会などでいろいろやってみ
ると、アメリカが自分の政治体制を持ち込むためにロ

ー・アンド・ディベロップメントをやってみたが、
それぞれの国の社会に根差していなかったために結
果的には失敗をしてしまい、逆に、独裁政権を育て
るようなことになってしまったということを知りま
した。私はアメリカでそういう経験をしたことと川
島先生のロー・アンド・モダニゼーションの話を伺
っていたことなどから、西欧の法の非西欧社会への
移植について関心を持ち、アジア財団というところ
から金をもらいまして、アフリカとかアジアを回っ
て、非西欧社会における西政法制度の継受というテ
ーマで論文を書きました。これは岩波の法社会学講
座の中に出ております。いくつかの国を回ってみ
ると、法の移植というのはいかに難しいものかと感
じました。これは日本の経験とともに、どこの国でも
感じることです。いくら西政法を入れてみても、社
会の実態に合わないとその法は機能しません。その
ことが、後にベトナムなどから頼まれて法整備支援
をするときに、どのような考え方で法整備支援の活
動をすべきかということの基礎になっております。
今まで余りこの話はしたはありませんでしたが、今
日は皆さんにこのことを是非考えていただきたいと
思います。JICAは、法整備支援を技術支援と位置づ
けてPDMという技術的評価方法を導入していますが、
これはテクニカルにはいいのかもしれませんが、
法整備をするときに、法整備ということが
単なる技術支援ではないということを、良く考えた
上でやっていただきたいと思います。

さて、話を戻しますが、その後、ソ連が崩壊した
後、90年代になりまして、今度は東欧を中心に市場
経済移行国に対して資金援助をする必要が出てき、
世銀や欧州開発銀行が大規模は金融支援を始めます。
その際のコンディショナリティーとして、担保法と
か、破産法などの法制度が必要となり、それを作る
ための支援をいたします。これは一般的法制度を作
ることを支援するというものではなく、世銀などは
金融機関ですから、金融資産の回収のための制度を
作ることになるわけです。例えば、カンボジアの土

地法がそうでありまして、アジア開発銀行(ADB)がお金を貸す際に貸した金を回収できないといけませんから、土地を登記させてそれを担保に取ります。しかし、ADBにとってはカンボジアの登記制度がどうなっているかなどはどうでも構わない。金を貸したところの土地について、土地のファイリングシステムを作らせて、そこだけきちっとファイリングで公示させる。そして、ファイリングがなければ土地取引はできないということにしているのですが、後に私がこれもちょっと後で時間があれば申しませうけれども、カンボジアには一般的には登記制度はありません。また、公証人も余りいないところで、土地法で登記を土地取引の要件としているのです。これでは、カンボジアで登記制度の整っていないほとんどの地域では土地取引ができないことになってしまいます。そこで、私は民法を作るときに、土地取引には必ずしも登記を必要としないよう土地法を変えることに、ADBと一緒に作業をしている世銀も説得するために、世銀に出掛けていって交渉したのですけれども、そういう問題がありました。

これに対しては、外側からいろいろな批判を受けましたけれども、法整備支援というのはそう簡単なものではない。それぞれが政策目的を持ってやっています。それぞれの国がいろいろなポリティクスで働いている。その中で被支援国のためにどういふことをやっていくかが問題です。その国には、国家主権があり、国家体制があります。先ほどのベトナムの最高裁の方の話の中で、市場経済で市民のためにという話がありましたが、その枕詞に社会主義国家の利益のためにとかいうベトナムの国家体制の持つ制約がちゃんと付いています。ある国家が他の国家を支援するときには、その相手の国家の国家体制というものを前提にしなければなりません。民主主義ということだけでは通用しないことを最初から認識しておかないと、法整備支援事業に乗り出すことはやめた方がいいということを私は申し上げたいわけです。

先ほど60年代のロー・アンド・ディベロップメントでは、結果的にはアメリカ民主主義の移植が成功せず、かえって独裁政権を育成するようなことになりかねなかったということを申し上げました。それから、70年代には、法の一般的整備よりも、むしろ大規模融資の資金回収というその仕組みとの関係で、さまざまな個別の取引法が移植されました。知的所有権なども、知的所有権を持っている側の利益をどうやったら確保できるかということで移植されました。その後、80年代はあまり法整備支援は盛んでなかったように思われますが、2000年代近くになると、アメリカは、70年代から80年代を過ぎて経済はリバタリアンという極端に自由経済主義が強くなってきます。規制緩和を強めていくということは、行政法的な事前規制を外して事後規制とする、つまり裁判所が事後的に規制をすべきだということになります。行政は退くべきだということです。日本でもそのころになってきますと、小泉内閣の竹中平蔵などの規制緩和が始まるわけです。銀行もそうですし、会社などもそうですが。そこで世銀では、ウォルセンソンというアメリカ人が総裁になるのですけれども、彼のイニシアティブで世銀が、ルール・オブ・ローという考え方を、世銀の融資事業に関わりなく政策的に世界各国に広げようという運動を始めます。これはアメリカのリバタリアンの思想の下に進められた運動で、ルール・オブ・ローというのは、法の支配とここに書いてありますけれども、これは特殊な体制下の法の支配を意味しております。つまり裁判所による事後チェックという形で規制をするということであり、行政による事前チェックによらないリバタリアン的な規制緩和の思想を前提としたものであります。先ほどベトナムの民事訴訟法の整備は正にそれに当たるわけですが、あれは越米構造協議の中でアメリカが民事訴訟法を入れるということで、アメリカのベトナムにおける資本の投資を行政が権力的な事前規制をするのではなく自由な外資の活動を認めさせようとして裁判所による事後的規制に委ねる

ということなのです。実は、日本が90年代の終わりに、ベトナムと法整備支援の交渉をしたときに、ベトナムの最高裁から、必ずしも民事訴訟法ということではなかったのですがけれども、裁判所に対する支援も依頼されましたが、裁判所支援の優先順位は高くありませんでした。しかし、2000年の段階でなぜ出てきたかという、それは世銀のルール・オブ・ローの運動がそうであったように、世界各国でアメリカ資本がリバタリアンの思想の下にさまざまな投資条件を整えると同時に、問題があれば裁判所で事後的なチェックをすればいいのではないかと規制緩和を迫り、グローバル化を推進したからであります。

私は、だからだめだということを行っているわけではなくて、こういう経済や政治の論理が背景にあるということ、きちっと頭の中に入れておかなければならないということ、これを申し上げているのです。法整備支援を実施する場合には、こういうことをきちっと理解しておかないと、ドナー間の調整ということを考える場合でも、単に法律の条文や法律の体系のことだけ考えていたらだめなのです。法というのは、社会やその国の国家体制、そして政治の中で生まれて動いているものだということを忘れてはいけません。私の学生の時代には、法律というのは、社会の経済構造などに左右される片々たる上部構造でしかないと教えられていまして、資本論をまず読まなければ、法学部の学生が始まらないぐらいなことを言われていました。そこで、常にその国の歴史や社会、あるいは国家体制などを前提として、それぞれの国の法というものを見ようという癖がついているので、このようなことを申し上げるわけです。

1996年にベトナムで私どもが法整備支援を始めたときには、まだアメリカは正式にベトナムと交渉がなく、そこでUNDP（国連開発計画）がアメリカの代わりにベトナムの経済発展支援に入ってきていたのですけれども、UNDPはベトナムの信用を得ていなかったの、フランスなど二国間支援がぼつぼつ

入っているところ、日本が割り込んで入って信用を得ることができる余地があったという行幸がありません。

繰り返しますけれども、法整備というのは、法の移植ですから、ODAとして法整備支援をするには相手方の国家体制、社会の現状、政治的な動き、それから外側のグローバルな動き、そういうものを前提として、日本の国力あるいは日本の政治状況の中で、相手の国に対してサポートするものだとこのことをここで申し上げておきたいと思えます。

では次に、日本がどのようにしてベトナムに対する法整備支援を始めたのかということをお話したいと思えます。

ベトナム法整備支援は1996年に始まりますが、私は1993年に学部長として名古屋大学法学部の用務でベトナムに参りました。細かいことは時間の関係で申し上げられませんが、その際司法省を訪問したところ、司法大臣から、当時起草していたベトナム民法典などの立法作業について、日本訪問中に日本の法務大臣に支援を依頼し、肯定的回答はもらったのだけれども、まだ法務省は何もやってくれないということでした。そこで、私は当時法制審議会の委員だったものですから、帰国して法務省に話をしたのですが、法務省というのは国内法をやるので、外国の支援まではやらないということでした。しかし、それでも法務省は外務省に話をつないでくれたところ、今度は外務省の方では、国際法はやるけれども国内法はやらないから法務省の方で民法典支援などはやってくれないかといって、再度法務省の方に送り返したようです。そこで、法務省は、この話を持ってきたのはおまえだからおまえがやれということで、私が、お金は外務省の国際交流基金で手当てしてもらって、民法起草支援に行くことになってしまいました。

私は、いくらリップサービスでも日本政府が支援するといった以上、やらないのは信義に関わると考えてハノイに参りましたが、外務省からの1回の派

遣では間に合わず、名古屋大学の研究費や私費を含めて3回ハノイに行き、毎回数日にわたり司法大臣や局長幹部と朝から夕刻まで英語の通訳を入れてびっしりと議論をしました。先ほど申しましたように、当時のベトナムに対しては、フランスも旧宗主国という前歴がありますからそう簡単に入れたい。アメリカは、まだ国交回復をしていなかったかと思えますけれども、そういう事情もあって、UNDPと、それからスウェーデンのSIDAが入っていたように思います。しかし、SIDAは実定法の支援には手をつけていませんでしたから、そこで日本が頼まれたわけです。それで、私は、先ほど申したようなことで、法整備支援を日本は日本の国益というような考えからするわけではないということをベトナム側に十分説明し、そのことは理解されたと思います。

JICAの法整備支援事業が始まる前のことですが、ベトナムの現状に合わせざるを得なかったいくつかの例を申し上げます。向こうは社会主義国ですから、例えば、所有権について言えば、全人民所有権という所有権など、幾つものカテゴリーの所有権が民法典の中にあります。これが近代所有権概念に当てはまらないことは百も承知で、法律家も分かっているのですけれども、党の中央に持っていきますと、所有権が一つなど何事だ、党の組織や軍に特別の所有権を認めるべきだと命令され、5種類でしたか、最初はもっとあったのですけれども、いくつもの種類の所有権を列挙することになりました。また、ベトナムでは、まだ計画経済の頃の考え方が抜け切れていないものですから、即時取得や無権代理などの善意の第三者保護制度などについては、真正な権利者の権利を取り上げて悪いやつから買った者を保護したり、権限超越した代理人と取引した者を保護したりするなど何事だということで、それが取引の安全に必要な制度だといっても、そんなもの党の中央に行ったらとても通用しませんということで、善意者保護制度は民法典に入っていない。

ここでいう上位目標としては、市場経済移行を支

援するということになります。それでは、プロジェクト目標はどうするかということになると、相手方はいろいろな要望を持っているわけですが、向こうは社会主義国家ですし、党の中央が党としての方針を持っているわけですから、こっちが上位目標にしたがって、あれですこれですと言っても向こうがそのまま受け入れるとは限りません。向こうからも、いろんな要望が出てきます。その中で結局、こっちが対応できるものでしかできないわけです。しかも、端的に言うと、1993年ベトナムから法整備支援要請があった当時、法務省でもほとんどの人が関心を持たず、学者は私と、あと一本釣りで「君やってよ」と言って個人的にやってくれる人ぐらかいない状態でした。他ではほとんどの金をくれるならやってもいいというような人しかいないという有様でした。ということでこちらのキャパシティーはないに等しい。私が個人的に私費を投じながら民法典起草助言をし、ベトナム司法大臣が私のやり方を信頼するようになって、ベトナム政府が日本からの経済使節団が訪越した1995年に正式に法整備支援の要請をして、JICAのプロジェクトとして法整備支援事業を始めたのです。ですから、プロジェクト目標やアウトカムなど考えている暇もなく始まりました。そこで、最初は、ともかくいろいろな情報をこちらからベトナム側に提供するというようなことで、主として民商法関係の情報を提供し、できることから何でもするというので、手探りをしながらだんだんと成長をしていかざるを得ない状態でした。プロジェクトが始まった段階で、当時のJICAの現地専門家と派遣した武藤さんという弁護士に、土地利用権の実態調査などをしてもらいましたが、それでも外国人が社会調査に入るなど何事だとか、法律は国家機密に属するから余計なことをさせるなどか、司法省の内外からいろいろな横槍が入り、またJICAそのものからもなぜ社会調査をするのかという疑問も出されました。今はそんなことはないと思いますが、このような法と社会に関することを、

どのようにPDMだとか、ログフレームのなかで数量的に評価なさるのか。土木作業などの技術支援についての評価指標を法整備についてどのように適用されるのか、これはJICAの人に後で伺えたらと思います。

では、時間を急ぎますから、カンボジアに移ります。

カンボジアの法整備支援は1999年に始まりました。ベトナムが始まった97年でしたか、別の会議で私はプノンペンに行きました。その際に、今は亡くなった当時のカンボジアの司法大臣から民法典の起草を頼まれました。しかし、こちらのキャパシティがないときにやるわけにはいきません。他方で、カンボジアは、UNTACの後で市場経済移行期にあり、支援したい国や機関は山のようにあるわけです。しかし、カンボジアの司法大臣は、日本のやり方についてベトナムからの話だとか、それから私の会議での発言を聞かれて、ぜひ日本のやり方で民法典を作って欲しいという強い要望でした。確かにいろいろなところから法整備の支援がありまして、先ほど言いました土地の立法支援もありましたが、カンボジア人の利益ではなく、例えば、ADBの担保確保であったり、自分の国の法体系を移植するために立法支援をするものですから、カンボジアの人たちは非常に心配をしていました。フランスの刑法、刑事訴訟法支援の場合には、1年で起草するといってフランス語の草案を持ってきて、3日間フランス人がフランス語で講義をして帰ったが、司法省内でフランス語が理解できる者は2、3人しかおらず、クメール語に翻訳できずにカンボジアの法律としてはどうしようもなかったという経緯もあります。

そこで帰国後、JICAの支援決定を受け、カンボジア側と支援方針について交渉しました。カンボジアの内務大臣を始め、関係各省庁とも全部話をしました。何にプライオリティーがあるかというようなことについてもお話して、別に私が民法だから民法をやるといったわけではなく、多くの省庁の要請の

中から司法省の第一の要請であった民法をやるということにまず決めました。そして、そのときに日本の支援方針を説明するとともに、起草はクメール語でやると申しました。向こうは1年でやってくれと言ったのですけれども、1年ではできないといいました。カンボジア社会の実情を踏まえながらカンボジア側と議論してクメール語で起草すれば3年はかかると言ったのですけれども、結局は6年、6年でも最後までできなかったのですが、結局6年かかっています。それでは、JICAの技術支援評価で有効性とかインパクトというときに、6年も法典ができてこないのはどのように評価するのでしょうか。

そのうちに民事訴訟法の起草もやってくれという要請が出てきまして、これは竹下さんをお願いをしてやってもらうことにしました。これはベトナムもそうなのですが、両方の国とも、裁判官の地位がとても低いのです。検察官は非常に権威が高く、司法省の役人よりも高い権限を持っていますが、カンボジアの最高裁の裁判官は人事権も持っていません。裁判官は法律の解釈権もないことになっており、法律はそのまま適用しろという、ちょっと変なのですけれども、法律の解釈をできないことになっています。それでは、何をやるのかというと、事実を認定するだけなのですが、それでは、事実を見てどうするかというと、事実認定をして、それを法律に当てはめて結論を出す判断過程を判決書に書いて当事者に示すべきなのですが、実はほとんどのカンボジアの裁判官はポルポト後に正規の法学教育を受けておらず、判決書を書けないのです。

そこで、カンボジアで民法や民訴法を作ったとしても、裁判所が全然だめだとしたら、民法や民訴法は実際には働かないので、裁判官を今のうちに養成しておかなければということもあって、竹下教授ともお話をし、法律を作る過程で裁判官とか、司法省の若い人たちと一緒に議論をしながら、起草作業をしようではないかということにしました。民法・民訴それぞれの部会で日本からカンボジアに

学者を派遣したり、カンボジアから起草グループを日本に招いたりしながら、作業を進めました。最初は議論にもなりませんでしたが、議論をしながらそういう形で人材を育成するというか、法律的な物の考え方をしてもらおうとともに、カンボジアの社会の実情と乖離しない内容の法律を起草することに努めました。後になって、裁判官養成そのものをプロジェクトの一部としてやってくれと言われていたけれども。

このような形で、その国の裁判所の実情や裁判官の能力を考慮しながら何をどのようにやるかということを決めていかなければうまくいかないと思います。そのためには、関係各省庁ともしっかり話し合いをしながら、事前の調査を十分におこなう必要があります。今日のテーマはプロジェクト評価ということになっていますけれども、そもそも法整備については、それぞれの対象国に何のためにその国とは異なる法体系や法律を移植するのか、その移植をすることがその国にとってどういう意味を持っているのか、法移植の目的を達成するにはどのような方法が効果的かということについて、それぞれの国の実情に応じてきちとした戦略的な検討がなされる必要があります。JICAでは、このような法整備支援についての戦略的検討を余りしていないのではないかと、私は懸念しています。

法整備の全体についてのJICAの戦略性がはっきりしていない段階で、最近、いくつかのプロジェクトが、ある国で誰かが何かの事情があって頼まれたからということで、JICAが引き受けて実施されているようです。モンゴルがそうだとは言いませんけれども、例えば、私は昨年モンゴルに参りましたが、モンゴルでは現在、緊急にシリアスな法律上の問題が幾つもあります。これらは現在行われているJICAのプロジェクトの中に入っておりません。

まず、プロジェクト評価の前に法整備支援の全体についての戦略というものをきちと立てて、その下で個々のプロジェクトについての具体的な戦略的

目標と戦略やロードマップを位置づけ、そして、その上でそれぞれの具体的な戦略ないし計画との関係あるいは対比においてプロジェクトの評価をすべきです。その場合に、先ほど言いましたように、土木工事のような単なる技術支援プロジェクトに対する評価とは違う評価方法を考えておかなければならないのではないのでしょうか。PDMそのものが悪いというわけではありませんけれども、PDMについていろいろな点の修正をしなければならないのではないかと思います。是非この後のパネルディスカッションで、金子さんだけが出しておられますけれども、他の方も含めて、PDMをそのまま法整備支援プロジェクト評価に使うことについていろいろと疑問をお感じになっておられると思うのですが、評価方法としてこれだけでは十分ではないということを、是非今日をスタートにして検討していただきたいと思います。そのことが、各国で評価されている日本の法整備支援事業をさらに発展させていくきっかけになると思います。何か御質問でもあればお答えをいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

質疑応答

【司会（江藤）】 森寫先生、どうもありがとうございました。ずっとお話をお聞きしたいんですが、時間の制約がありまして申し訳ございませんでした。

それでは、会場の皆様から森寫先生への御質問を受け付けいたします。挙手をして御発言をください。お願いいたします。

大阪会場では特にございませんか。お願いいたします。

【山下】 森寫先生の気迫に押されて、誰も質問しないようですので、1点質問いたします。

戦略というのは昔から良く言われておるんですけども、森寫先生が始めたときというか、今でもそうなんですが、森寫先生の頭の中にある戦略というのは、市場経済化支援ということになるのでしょうか。そ

れとも、もっと別なことになるのでしょうか。

【森寫】 いえ、別に、私が先ほど言いましたように、ベトナムのときと、それからカンボジアのときの状況の下では、そうであったということです。ですから、国によっては十分に調査をして、相手の国が、極端なことを言えば人権の問題であるとか、あるいは憲法改正について日本は憲法9条を死守しているけれども、そういう憲法を是非作りたいという国があって、憲法改正支援をやるというなら、それは「上位目標」から言うところには民主主義というような形で入っています。私は普遍的な価値なんてあるとは思っていませんけれども、皆さんの中でマイケル・サンデルのジャスティスをお聞きになったと思いますけれども、ジャスティスだっていろいろなものがあり、普遍的価値などというものがあるかははっきりしませんが、それはさておき、こういう要請が出てきて、それが日本の対外支援の「上位目標」から見て、整合性がとれ、日本政府としてやってもいいということであれば、やる能力がある限りでやっついていいのではないかというふうに思います。たまたま私はベトナムとカンボジアの二つの例についてお話ししましたが、そのときにはそうであったということです。

【山下】 ありがとうございます。

【司会（江藤）】 ありがとうございます。

では、松尾先生お願いします。

【松尾】 慶應大学の松尾です。森寫先生、今日はお話をどうもありがとうございました。ふだん、本を読んでもお聞きできないような話題も含まれていて、非常に興味深かったのですが、森寫先生が先ほど特に1980年代からリバタリアニズムの影響が非常にアメリカでは非常に強くなってきて、そういう影響の中で世銀のウォルフエンソンがルール・オブ・ロープロジェクトの推進をしてきたという点は、大変興味を引かれました。また、その背景として、裁判所による事後チェックシステムを作っていくということは、政府は余りそれ以前には介入しないタイ

プの法システムを作っていくべきだという方針が打ち立てられてきたという点、その影響が今でも非常に強いように私も感じているのですが、それについて森寫先生のお考えを是非お聞きしたいと思ったわけです。今、これは山下さんが御質問された戦略と、日本の法整備支援の戦略ということにも関わる問題だと理解しています。

最近、ウォルフエンソンの考えているようなルール・オブ・ロープロジェクトと非常に親近性を持つ、それをサポートするような戦略、すなわち、英米系の法システムの方が大陸法、特にフランスをベースにした大陸法よりも優れており、パフォーマンスの上でも実証されているのだというような研究が、ハーバードの経済学者、俗にいわゆるLLSVという頭文字をとって呼ばれるグループが、1997年以降立て続けに研究発表しまして、150ぐらいの国のいろいろなデータをとって、英米法系の国の方が大陸法系よりも相対的には優れているということをいろんな局面で実証しようという研究があります。それに対して法律学者は余り対応してこなかったように思うのですが、比較法学の観点から、五十嵐清先生が最近お書きになった『比較法ハンドブック』の中でその考えを取り上げて、かなり詳しく分析されています。他方、法体系間の相違や優劣はそう簡単に数値化ができないから、やや一方的な議論だというような受け取り方を、割合と法と開発の学者たちはしていたようにも思うのです。しかし、良く考えてみますと、英米法系と大陸法系というのは非常に長い歴史をそれぞれ持っていて、その法的な伝統には何らかの条件の下で発展に通じるようなそれぞれの法システムの特徴というのがあって、ある条件の下では、そのシステムが非常に生きてくるというようなこともあるかもしれませんが、それは学問的にもフォローする価値のある論点ではないかというふうに感じているのです。いろんな批判を受けてLLSVグループも2008年ぐらいからやや基調を変えて、ある条件の下では、特に急速な発展とか、あるいは社会不安が

あったような状況の下では、大陸法的なシステム、とくに政府があらかじめルールを作って、それによってコントロールしていくというシステムも意味を持つかも知れないというような、やや見解の修正もあるように思うのです。そういうものを見ていて、日本の法整備支援の基本戦略を立てるときに、どういうスタンスを持っていったらいいのかということについて、森寫先生のお考えを是非お聞かせいただければと思います。

【森寫】 世銀がセントピーターズバーグでルール・オブ・ローのセミナーをやったときに、私はJICAに対して日本も出席すべきだと言ったのですが、最初はJICAは出席することに消極的でした。結局出席し、世銀の担当者たちとも話し合いました。そのときにコウさんという中国系の人が世銀の法務担当の副総裁でしたか、彼は日本の立場を良く理解してくれました。私は民訴の整備によって裁判所を人々にとって使いやすいものにするという、そのこと自身はやるべきことだと思っていますが、そのことと、世銀が進めようとしたルール・オブ・ローというのは違う話だと思います。コウさんはハーバードの出身で大変優秀な法律家で、彼と個人的に1時間以上話をしたのですが、彼は日本にもいたことがあると言っており、大陸法系の理解がありました。アメリカと大陸法の違いについても十分理解してくれました。松尾さんがおっしゃるように、アメリカと日本のような国とでは、例えば訴える人のメンタリティーとか、裁判所そのものが違いますし、それから裁判官の訓練の仕方、特にアメリカの場合は裁判官はポリティカル・アポイントメントが多いのですが、それぞれの国でいろんな条件の違いがあります。松尾さんのおっしゃったことについて、直ちにコメントできませんが、少なくとも英米法系が大陸法系より優れているという結論は社会科学的ではないと思います。

世銀がやろうとしたのは、要するにセントピーターズパークの会議に出てきたアフリカとかアジアの

国々にアメリカ型の裁判所を入れようとしたのです。最近、USAID（米国のJICAに当たる機関）がアメリカ型のADR（和解）などを入れるべきだということでタイ、インドネシア、インドなどの国を支援しています。そのプロジェクトにオーストラリアも一緒に乗っかってやっていますけれども、アメリカやオーストラリア型のコンフリクト・リゾリューション方式を入れようとしています。なぜかという、投資する際に非常に便利だからなのです、自分の国の弁護士が行って自分の国の方式が使えるからです。このことと、その国の一般人にとって裁判所の使い勝手の良くなることとは全然話が別なので、私は「ルール・オブ・ロー」とは切り離して考えるべきだと思います。私は、市民にとっては、民事であれ、刑事であれ、まず法律がきちっと整備されて、それが使えるようになっているというのは大事なことだと思います。その意味で、私は日本の司法改革が簡易裁判所を減らして裁判所へのアクセスを厳しくしているのはおかしいと批判しています。他方で、日本の民訴は改正されて、三ヶ月先生にどうだ、民法は改正しないのに民訴は改正したぞと威張られたことがありますけれども、やはり、民法は早急に改正すべきだと考えています。話が少しずれましたが、単にルール・オブ・ローという言葉に乗っかって無批判に外国の考え方に従うのではなく、日本の経験に基づいて自分の考え方をつくっていくべきだと思います。

【松尾】 どうもありがとうございました。

【司会（江藤）】 よろしいでしょうか。

それでは、東京会場の方に質問を移らせていただきます。

東京会場で森寫先生への御質問はありますでしょうか。

【上柳（東京）】 どうもありがとうございます。なるべく短くします。

お久しぶりに森寫先生の批判的なあるいは全体像を見据えたお話をうかがって、やはりこういう良心

がこれまでの日本の法整備支援を支えてきたんだな
と思いました。腐敗のない司法であるとか、あるいは
国民の正義のシステム、アクセス・トゥ・ジャス
ティスへの問題とかというのが評価の指標としても
大事なように思っています。カンボジアの民法の最
初の調査のときなんかでもそういうお話をしながら、
例えばその基盤として民法を整備しようよという話
をさせてもらったような記憶があるんですが、そう
いう観点から見て、特に腐敗のない司法を、それこ
そ日本のようなものをよその国に移植するというの
かはなかなか難しいんでしょうか。あるいはそうい
うものを評価指標に立てるとするのは時期尚早なん
でしょうか。20年近くこの法整備が進んできた中で、
森嶋先生がどういうふうにお感じになっているか、
伺いたくて質問しました。

【森嶋】 ありがとうございます。

これは司法の問題だけではなくて、腐敗というの
をどう考えるかということなのですが、腐敗問題は
ヨーロッパ人がよく指摘します。それでベトナムの
人などとお話ししますと、基本的には公務員の給料
が安過ぎるのです。これは中国もそうなのですが、
最近では中国、一部の公務員は大変高給取りにな
っているんですが、そこでヨーロッパの見方から
言うとならなくなるんですが、給料が
安い公務員にとっては、一定の金を受け取るのは一
種のコミッションという感じで、もともと慣習的に
は、みんなのためにやっているのだから手数料をよ
こせという発想もあるように彼らは話をします。で
すから、普遍的な価値が何かということについては、
先ほど話が出てきましたけれども、ベトナムに何回
も行っていると、これは森永さんなどから伺うとい
いと思いますが、この問題を解決する一番早い方法
は、やはり公務員を食えるようにすることです。ベ
トナムでは普通の公務員給与は必要な生活費の半分
以下ではないでしょうか。皆共稼ぎをして、かつ内
職をしなければ食べていけないようです。日本の公
務員の給料は今は高いようですが、給料が安い時代

にも廉直だったり、判事が餓死しても頑張ったとい
う美談がありますが、日本人はちょっと特殊だと思
うのです。普遍的な価値を共有していないと思うん
ですよ、その意味では。汚職の問題というのは確か
にありますけれども、党の幹部や高級官僚の高額の
賄賂という、日本の政治家の場合と同じような特別
な例は別として、やはり基本的には公務員の給与体
系などの問題で、それをそのままにしておいて、単
に汚職をどうするかということだけを議論してい
たのでは問題の解決にならないと思います。私は汚
職がいいとは決して思いませんけれども、いろんな
問題を総体的に見るようにしないと、ある一つの座
標軸から物を言い、しかもさっきも言いましたけれ
ども、ブライバリーという言葉でレッテルを張ると
いうのは、良くないのではないかというふうに思っ
ています。

あるいは私の見方に少し偏見があるかもしれませ
んけれども、このところ地球温暖化問題などの国際
交渉の会議に出ていますと、各国の代表は本当に地
球環境を考えているのか、それとも自国が損をしな
いだけのために交渉をしているのか分からなくなっ
てきます。持続可能な、などと、彼らはもっと思い
言葉を使って、自国の利益をジャスティファイし
ているだけではないかと思われま。今の御質問の
答えにはならないのですが、どうも汚職の議
論を聞くたびに欧米の人たちは自分の方は高みに立
って、実際に非常に苦勞をしながら一生懸命やっ
ている途上国の貧しい官吏の人たちを押しなべて、あ
いつらはだめだとか言っているような気がしてなら
ないんですが、森永さん、ずっと暮らしてお
られてどうお感じになりましたか。

【森永】 最近大分良くなってきた、やっぱり給料
が良くなってきたからですが、大型の汚職が増
えているという傾向は。それはまた別の傾
向ですね。

【森嶋】 これは日本だって田中角栄以来、政治家
の収賄がありますね。それから今では、政治資金と

か何とかありますね。ああいうのは、汚職と名がつかないですかね。お答えになったでしょうか。

【上柳（東京）】 ありがとうございます。

【司会（江藤）】 よろしいでしょうか。

それでは、お時間になりましたので、これで終了させていただきます。森寫先生、どうもありがとうございました。

【森寫】 どうもありがとうございました。（拍手）

活動報告

一橋大学大学院教授

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長

矢吹公敏

公正取引委員会事務総局官房国際課企画官

中里 浩

特許庁国際課地域政策室課長補佐

山崎 亨

法務総合研究所国際協力部教官

松原禎夫

【司会（江藤）】 それでは、それぞれの機関において法整備支援に携わっておられる方々から、実際の法整備支援活動についての御報告をしていただきます。

なお、質疑応答ですが、基本的には全ての御報告が終わった後に行います。しかし、最初の報告者の矢吹様は所用のため、報告終了後に退出されますので、矢吹様のみ報告終了後の質問を受け付けさせていただきます。

それでは、一橋大学大学院教授、日弁連国際交流委員会副委員長の矢吹公敏様から日弁連での法整備活動についての御報告をお願いいたします。

【矢吹】 今、御紹介いただきました日本弁護士連合会国際交流委員会の中に国際司法支援センターというセンターがありまして、そのセンター長をしています矢吹でございます。

自分の実務的な専門は独禁法ですので、次の中里さんのお話は非常に興味があるし、私もフィリピンに行かせていただいたこともあるのでお聞きしたい

んですが、大変申し訳ありません、どうしても夕刻東京にいなければいけないということで中座させていただきます。



日本弁護士連合会 矢吹公敏氏

本日は活動報告ということですので、お手元の資料を3点用意しました。昨年度1年の活動報告を中心にさせていただいて、その他に日弁連基本方針というものを策定しまして、このミッションに基づいて法整備支援をしているところであります。したがって、私たちの日弁連の活動の自己評価ということからしますと、NGOである私たちの自己評価はこの基本方針、それから解釈指針に沿った活動をしているか、それが実現できているのかということに評価の基本を置いているところであります。それと、カンボジアの弁護士会、これが昨年6月に終了しまして、その報告書の抜粋をお持ちしました。

まず、2010年度の活動歴でありますけれども、一番大きいところは中盤に書いてありますカンボジアの弁護士会プロジェクトです。これは2002年からカンボジアの弁護士会を支援したプロジェクトですが、これが終了しました。プロジェクトが終了したということは、私たちにとっては非常に大きいことでありまして、この話を今日はある意味では中心にさせていただきたいと思います。その他、昨年はカンボジア、ベトナムの弁護士会を中心とした研修事業をJICAから委託を受けました。また現在もモンゴルの和解手続、和解ADRの研修の受託をして、今現在

研修中であられます。それから、毎年何回か司法支援セミナーをしまして、昨年は3月に世界銀行の国際司法支援活動について、世界銀行の元ジェネラル・カウンシルに来ていただいて実施し、またカンボジアプロジェクト終了報告会をいたしました。

また、宣伝でありますけれども、2月8日に、次のセミナーをすることになっていまして、これは研究者、実務家それぞれの立場から見た国際司法支援という題目でします。実は非常に地味ではありますが、私どもこれまでの15年を見ましたときに、日本の一つの法整備支援モデルの特徴として、研究者と実務家の方が非常にいい協力関係を結んでいるのではないかという認識でおります。本邦の作業部会では研究者の方を中心として、実務家も参加をして、また現地では法総研の教官、それから弁護士 of 長期専門家らが活動し、共同して長いプロジェクトを実施しているという点が、実は日本の法整備支援モデルの一つの特徴ではないかと思えます。ここに焦点を当てましてセミナーを開催させていただきます。是非御興味のある方は来ていただければと思います。

それから、その他日弁連はアジアの司法アクセスをテーマとした司法アクセスネットワークの発起会がありまして、本年度はブリスベンで13か国が参加しまして、法秩序を中心とした司法アクセスの問題について情報交換、意見交換をしました。その他ILAC、インターナショナル・リーガル・アシスタンス・コンソーシアム、これは平和構築の世界の法曹団体ですけれども、ここの理事会メンバーとして参加しています。日弁連は、過去にイラクの弁護士の方のトレーニングをJICAの協力を得て実施したところでもあります。これは全般昨年度の活動報告にありましたけれども、一つ、この日弁連の基本方針に従って法整備支援をしており、その中でやはり弁護士のミッションである社会正義の実現、基本的人権の保障及び恒久平和主義を基にした法の支配という点を念頭に置いて基本的な理念としています。

法の支配というものについては、森島先生がおつ

しゃったように、非常に外延、それからその定義が多様化していますので、それについても解釈指針で検討させていただいているところであります。その他、今回書かせていただいたのは、市民の自立支援、それからカウンターパートの協働、フォローアップの実施、これは基本方針の中に書いてあることですが、私ども終了したカンボジア弁護士会のプロジェクトの、フォローアップをこれからしていきたいというふうに考えています。そのときの視点として市民の自立支援の程度です。最終的な受益者である市民の立場に立って、この支援がどうだったのかということを検証していくことを今後していきたいというふうに考えています。

カンボジアの弁護士会のプロジェクトにつきましては、前々から御報告していますので、簡単に触れさせていただきますと、これは開発パートナー事業から考えると、8年継続してきたプロジェクトでありまして、当時、停止していた弁護士養成校を再度立ち上げて、弁護士養成をする。それと弁護士の継続教育、そして法律扶助、ジェンダー問題と、この4本柱で実施してきました。2007年からは養成校支援と弁護士継続教育です。特に日本が支援を実施している民法、民事訴訟法の普及活動に参加をするということをしていただきました。

実際に、その結果、終わった時点で350名の新しい弁護士が養成されて社会で活動しているということになります。実施前は登録で120名ぐらいから現在600名以上の弁護士がいるということが一つの成果ではなかったかと思えます。また、民事訴訟法の普及活動、これは毎回、年に四、五回セミナーをした結果、参加をして来られる方の理解度が非常に進んだということを実感したところでもあります。また、神木長期専門家でワーキングチームを現地で組成し、そのワーキングチームからこの弁護士養成校の教員にもなるということに努力しました。教員教育も若干ではありますが、歩を進めたこととなります。

もう一つの成果としては、この8年のプロジェク

トを通じて、日弁連の司法支援に参加をする若手を中心とした方が非常に増えているということであり、また、今現在、弁護士の長期専門家で、中国、モンゴル、ベトナム、カンボジア、ラオス、ネパールと、この国に長期専門家で派遣されていますが、最近では5名程度の応募があるということで、これを見ても法整備支援がかなり弁護士の中で認知されてきたのではないかとこのように思っています。

さて、このカンボジアプロジェクトの振り返りということで、若干の自己評価をさせていただきますと、プロジェクト目標は達成できたかということですが、確かに弁護士人口は増加しました。120名といっても実は80名ぐらいですから、それを500名以上が弁護士として市民のために仕事をしているということは、数値的には伸びていると思いません。しかし、その人たちが多くはプノンペン周辺にいるといったような、なかなか地方の方にその弁護士のサービスが回っていかないということは解消できていません。また、裁判制度そのものが、まだまだ脆弱な中で、弁護士の数が増えただけで法の支配の実現の方向に強く向かっているというわけではないのではないかというように思っています。最近、現地に行かれた佐藤安信東大教授にお聞きしますと、やはり土地問題は相変わらず問題化していて、土地の権利書の偽造、これを糾弾した弁護士、市民団体が名誉棄損で訴えられるという事件もあるようです。また、その糾弾した企業から弁護士が100万円程度の損害賠償請求をされるという事案もあります。これが実は、そういった訴訟を行わせない手段として利用されているようです。ですから、裁判制度ができてやはりその中身がなかなか良くなければ、この根本は解決しないということの一つの例ではないかというふうに思っています。ですから、民法、民事訴訟法を是非普及をしていきたいと思ったり、民法が施行されて、これが10年、20年と、現地の人々がそれを改正することによって現地化していくということを長い目で見ていきたいというように思っ

ています。

弁護士の自立支援、これですけれども、結局私どものプロジェクトが終了すると、弁護士養成校は閉めなければいけないということで、随分、現地弁護士会からクレームを受けたわけですが、プロジェクトが終わってみても相変わらず養成校は継続をしています。彼らは彼らでいろいろ考えた結果、学費を取って運営し始めました。44名の新生1人1,800ドル、これがいいとは決して思いませんが、それを取ることで、自分で学校を運営し、これまでどおり日本が支援してきた運営方法に沿って運営してきているということを私たちはもう一度評価していきたいと思っています。

それから最後に、これまで支援協力という考え方がでしたが、次に交流を通じたお互いの情報交換、そして法の支配という一つの大きな目標に向かって協働していくという作業をしていくことが実は法整備支援、それから国際司法支援の次のステップアップではないかなというふうに思っています。

今日は評価ということなので、これは後のディスカッションに任せさせていただきたいというように思っています。ということで、時間があと二、三分しかございませんので、一つだけ評価について述べさせていただきます。評価には定性的な評価、定量的な評価があると思いますが、欧米を見ていると定量的な評価が多いのではないかと思います。テレビコマーシャルで人権に関するコマーシャルに何回出たとか、新聞とかテレビを毎日たくさんの人が見て、その数で評価するというカウンティングが非常にされているわけです。しかし、私どもは是非この定性的な評価、どういったことで市民の中で結果が息づいているのかということの評価をしていけるのかという点に重きを置いて検討していきたいと思っています。

以上、ちょっといつも早口なんですけれども、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

質疑応答

【司会（江藤）】 先生ありがとうございます。

それでは質問を受け付けさせていただきます。

まず、大阪会場から何か御質問ございますでしょうか。

【山下】 弁護士会のプロジェクトに関わる支援に関わった日本の弁護士さんがいると思うんですけども、その人たちが例えばアジアの現地に長期派遣に行くということは実際には生じていなくて、何かセミナーなんかで関心を持った人たちが候補者として上がってくるんですかね。それとも全く別のルートで上がってくるのか、先ほど5名ぐらい応募があったと。

【矢吹】 長期専門家ですか。

【山下】 はい。

【矢吹】 今、私どものこの国際司法支援センターに事務局がありまして、そこから今長期専門家として2名赴任しています。その経験が生きて、アプライをしていただいているという方がいます。それから、その他にプロジェクトに講師等で参加しておられた方です。もう一つは私ども国際司法支援弁護士登録制度とありまして、これを通じて四、五百名の弁護士に情報を流していますので、これを通じて応募してこられるというリソースだと思います。

【山下】 分かりました。じゃ、弁護士会の活動の成果は上がっているということですね。

【矢吹】 そういうことと言いたい、そう思います。

【司会（江藤）】 よろしいでしょうか。

それでは、東京会場の方に質問を回したいと思います。

東京会場から何か質問はありますか。

【河原（東京）】 質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

特にいらっしゃらないようです。

【司会（江藤）】 それでは、矢吹様どうもありがとうございました。（拍手）

続きまして、公正取引委員会官房国際課企画官、

中里浩様から御報告をお願いいたします。

中里様は平成7年、公正取引委員会採用となり、その後、公正取引委員会事務局審査局管理企画課企画室等で御活躍され、平成22年4月から現職に就かれております。本日は公正取引委員会における競争法、競争政策支援などについて御報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

活動報告

【中里】 ただいま御紹介にあずかりました、公正取引委員会官房国際課企画官の中里でございます。技術支援の責任者をさせていただいております。恐らく公正取引委員会としてこのような場でお話をさせていただく初めての機会ではないかと思っております。是非ともこれから継続的に参加をさせていただければと思います。



公正取引委員会 中里 浩氏

本日の私のお話ですけれども、初めにお断りしておきますが、意見に係る部分につきましては、これは公正取引委員会を代表するものではなく、私の個人の責任に帰するものということをあらかじめ御了承いただきたいと思います。

まずは技術支援や競争法について、どのような目的で行っているのかという点を考えていきたいと思いますが（4ページ）、競争というものが、経済成長や国際競争力の強化に果たす役割というものを見捨てることはできないと考えております。そして、カルテルあるいは談合によって市場への新規参入あ

るいは競争が妨げられた場合には、企業にとってのデメリットは明らかなわけです。なおかつ、日本では市場の縮小、あるいは飽和状態と言われております。そこで、日本企業は積極的に、さまざまな形で海外の進出を図っております。これまでのコストの削減という形ではなく、ビジネスモデルあるいはインフラの整備という名の下に積極的に進出し、新たな形でビジネス展開を図っているわけでありまして、そういった状況では、やはり進出先の国の競争法との接点も大変増えているのではないかと思います。したがって、競争法の基盤を整備することは、我が国企業にとって安心して投資をできる環境が整うということにつながっていくのではないかと考えられます。

競争法を運用している機関同士の意見交換は、これまで活発に行われてきておりますが、やはりトップレベルの会合だけでは不十分という点があります。例えば国際企業によるカルテル事件や、あるいは国際企業に対する企業結合等の行為に対する事件審査を通じて、競争当局同士で情報交換をしたり、連絡、協力をしなければいけないという機会が大変増えてきています。こうした活動を行うに当たって、顔の見える技術支援を通じて情報交換をしやすい雰囲気を作っておくということは、大変重要なことであると考えております。

さて、ここで競争法の導入の状況を見てみますと（5ページ）、実は一番最初に競争法が導入されたのはカナダでして、1889年に、そして翌年の1890年に米国が導入しております。そして、3番目に日本が導入し、続いてEU各国がそれぞれ競争法を設けるようになりました。そして、1990年代に入りまして、冷戦後のロシアやその周りの国々、また東欧が、そして2000年に入りまして東南アジア、そして最終的に中国が2008年に独禁法の施行を開始するといったような形で、1990年代以降、爆発的に競争法を導入する国が増えております。こうした経緯がありますので、国によって歴然とした運用の歴史

の差というものが生じております。この差を何とか埋めていかなければならないということで、競争法についての国際的な調和、これは運用面に限らず制度の枠組みも含めて調和を図る必要があるわけです。これを媒介するのがやはり技術支援であると我々は考えております。

さて、公正取引委員会による技術支援の枠組みは、大まかに分けて二つございます（7ページ）。一つはJICAを通じた支援の枠組み、そしてもう一つが国際的な機関を通じた支援の枠組みです。残念ながら、公正取引委員会には、技術支援に関する独自の予算がないという大きな問題がございます。そこで、我々としては外にあるリソースを可能な限り使っていこうという発想の下で、特に国際機関による技術支援の枠組みを重視しております。特に、APECやICNによる技術支援は日本が主導して行っているものですし、ASEANやOECD、特にOECDには韓国政策センターという組織がございますけれども、これらの組織から協力の要請があれば、きちんとこれに対応しております。

まず、伝統的なJICAを通じた支援の枠組みですけれども（8ページ）、途上国集団研修というものがございます。これは過去16年以上行われているものでございまして、既に48か国、延べ147名の研修生を受け入れております。今年も実施を予定しておりますが、講師につきましては、これまで公正取引委員会の職員や日本の競争法の学会の皆様だけではなく、例えば台湾や韓国の公正取引委員会、あるいはアメリカの連邦取引委員会からも講師を招きまして、それぞれの国々の枠組みや運用の実際のケースについてもお話をいただくというような形で実施しております。

もう一つ、JICAの枠組みによる支援といたしましては、集団研修の他に国別研修というものも行っております（9～11ページ）。特にここではベトナムを例に掲げておりますけれども、活動の一つとして長期専門家を派遣しており、現地でガイドラインの

作成等についてのコメントを行ったり、あるいは訪日研修のコーディネイト、又はベトナム国内でのセミナーの実施、現地の競争当局の中での研修の実施等の活動に従事しております。特にベトナムでは、昨年8月にベトナムの競争当局の長官の指示により、長期専門家が中心となったJICAプロジェクトときちんとコラボレーションをした形で、法改正の特別チームが設けられており、先方の法改正の取組と、JICAの枠組みが連携する形できちんと機能しているのではないかと考えています。

それから、ベトナムに対する国別支援の中心となっているのが訪日研修ですが、これも座学一辺倒ではなく、できるだけ工夫をしております。例えば、昨年4月の研修では、事件審査のスキル向上ということで、実際に公正取引委員会の職場を企業に見立て、模擬立入検査を行いました。さらに、公正取引委員会の職員を企業の社員に見立て、模擬インタビューを行い、一連の公正取引委員会の審査手続を体験してもらうプログラムも組んでいます。

JICAの国別研修については、これ以外にも中国に対して既に10年間ほど行われておりまして、2009年でプロジェクトは終了しております。それ以外に現在進行中のものではインドネシアがあります。これも長期専門家を派遣して実施をしており、先ほど紹介したベトナムと大体同様のプログラムになっております。それからフィリピンにつきましては、今のところ現地におけるセミナーを中心とした国別研修を行ってきております。

次に、JICA以外の国際的な機関の枠組みを紹介いたします(12ページ)。これは、ICN(インターナショナル・コンペティション・ネットワーク)という組織なのですが、イツ・オール・コンペティション・オール・ザ・タイムというキャッチフレーズを掲げ、実体法や手続法の収れんを目的として、2001年に設立されたものです。常設の事務局を設置しておらず、現在、既に100か国、114当局が参加しております。実は、矢吹先生も、NGA(ノン・

ガバメンタル・アドバイザー)という形で参加をしておられます。現在、ICNにつきましては、委員長竹島が副議長として参加しており、副議長業務の一つとして、このICNで作成したマニュアルやガイドラインを普及させるプログラムを実施しております。公正取引委員会は、この活動に積極的に取り組んでおりまして、特にAISUP(アドボカシー・アンド・インプリメンテーション・サポート・プログラム)と呼ばれる枠組みの中で、ベトナム競争当局を対象とし、電話セミナーを大体月1回程度、現地と東京などを結んで行っております。現在行われておりますのが第3期のプログラムでして、先ほど紹介した法改正のプロジェクトチームとの関係で、合併の法改正を念頭に実施しております。

このような集団研修を始めとして、複数国を対象とする技術支援や特定国に対する技術支援についてのメリット、デメリットについて申し上げます(15ページ)。複数国に対する技術支援のメリットは、同時にいろいろな国々の方が文化、法制度というものを持って集まりますので、その中で自然と情報交換が行われ、相互理解が深まっていくという点があると思います。デメリットとしては、なかなか個別の国の支援のニーズに応えることができないという点がございまして。他方で、特定国に対する支援においては、ニーズに合った支援が可能なわけですけれども、公正取引委員会だけで予算や人員を割いて行っていくことは難しいという問題がありますので、複数国向けと個別国向けの支援を組み合わせるということが重要になります。

もう一つ、公正取引委員会の技術支援に関する活動として、東アジア競争政策トップレベル会合が挙げられます(17ページ)。これは2005年から委員長竹島が提唱して開始されたプロジェクトで、2005年以降、毎年必ず1回、約10か国以上の東アジアの当局のトップが集まり、主に技術支援に関するドナー間の調整について議論をしております。この会合は、昨年はソウルで開かれております。

東アジアトップレベル会合では、TAインベントリというものを作成しました（18ページ）。これは、東アジア地域において、過去に実施された技術支援実績のうち、主として日本、韓国、台湾がドナー国となっているものを、表の形でまとめたもので、約6年間分のデータの蓄積がございます。一つ一つの研修にどのぐらいの人数が参加をしているのか、どのぐらいの期間参加しているのか、あるいはその研修の内容がまとめられております。

TAインベントリが過去の実績を取りまとめているのに対し、将来どのような技術支援を実施するのかを取りまとめているのがTAカレンダーです（19ページ）。これも日本、韓国、台湾が主催をして行う支援について、それぞれの当局がTAカレンダーに書き込んでいくことで、大体どういう時期にどのような研修が行われるか事前に知ることができますので、日程の重複を避けることができるというメリットがございます。これらの枠組みには、今後、米国、それから豪州を加えていこうという試みをしているところです。

これから説明いたしますグラフ（20ページ）は、先ほど申しましたTAインベントリのデータを集計したものです。このグラフでは、それぞれのセミナー等を1回とカウントしています。このようにカウントをすると、被支援国を技術支援が活発に行われている国、そうでない国、それからなかなか進んでいない国の三つのカテゴリに分けることができます。もう一つ、次のグラフ（21ページ）は研修の規模を示したもので、研修の人数と日数を掛け合わせ数値化したものです。黄色の部分には2008年以降に行われた技術支援の部分です。これによれば、インドネシア、ベトナム、中国は、2008年以降活発に支援を受けているということが見えてきます。

最後に今後の方向性について説明いたします（26ページ）。現在、日、台、韓を中心として行われております支援に関するドナー間調整の枠組みに、米国、それから、豪州の競争当局も加えていこうとい

う取組を行っております。

それから、公正取引委員会は、既に景品表示法を消費者庁に移管しておりますので、消費者保護に関する研修の実施については台湾、韓国等、他の国々をお願いをしていかなければいけないと考えております。また、ASEAN全体といたしましては、2015年までに競争法を導入するという方針を公表しております。我が国としては、これまで伝統的に支援してきた中国に替えて、今後はASEANのような地域に重点を置いていかなければいけないと考えているところです。

これで終わります。ありがとうございました。

（拍手）

【司会（江藤）】 ありがとうございます。

続きまして、東京会場からになりますが、特許庁国際課地域政策室課長補佐、山崎亨様から御報告をお願いいたします。

山崎様は、昭和62年に特許庁に入庁され、JICA専門家としてフィリピン知財庁に駐在されるなど知財行政における国際協力に携わっておられます。

本日は、特許庁における途上国の人材育成支援等について報告をいただきます。山崎様よろしくお願いいいたします。

【山崎】 御丁寧な紹介ありがとうございました。特許庁の山崎でございます。



特許庁 山崎 亨氏

本日、お声掛けいただき、初めてこの連絡会に出

席させていただきました。

活動報告ということでございますが、これまで11回を重ねられてきた本連絡会への御出席の先生方及び関係者皆様の御関心事項について、不勉強ゆえ、まずは、今年の具体的活動を御紹介するというよりは、むしろ特許庁がどのような視点で、特にアジア地域途上国に向けて協力をしているかという点を中心に、施策の御紹介も兼ねて活動の御報告をさせていただきます。

お手元にお配りいたしました資料、右下に番号が振ってあります。これに従いながら御説明をさせていただきます。

まず、スライド1の資料でございますが、これはアジア地域における知財の基本的法律について、各国の条約加盟状況、または知財分野における基本法の整備状況を表したものです。この表から読み取れるのは、国際条約のところでマドプロとありますけれども、これは商標に関する国際手続の統一をうたっている条約でございます。この部分において、まだ未整備な国があるというのが分かります。他方、他の基幹的法律に関し、アジア地域の途上国においては、ほぼ整備されているということがこの表から分かると思います。現在、アジア地域途上国における加盟、整備状況は、このようになっております。

次にスライドの2番の資料は、特許庁がどのような課題を認識し、それら課題に対し、どのように取り組んでいるかを表した表です。表の縦軸は、例えば特許でありますと、特許の取得手続から権利行使に至る時系列での過程をカテゴリ化して表しています。他方、横軸は、制度面と運用面についてカテゴリ化して表したものです。それぞれのカテゴリーを見ていくと、各カテゴリーの中に個別課題が存在していて、それらへの対応を一口に法制度整備支援として、片付けられないと考えており、この表をもう少し分析をしてみますと各課題に対して、いろいろな場面で対策を講じなければならないということが分かります。現在、特許庁は、これら課題解決に向

け努力しているところでございます。法整備支援といえますと、まず法律の導入と起草、制度運用確立、人材育成も含めた組織強化という場面に分けられると思量致しますが、先ほどの表で御説明しましたように、法律の整備という面ではアジアの途上国では、知的財産分野において、ほぼ整いつつあります。今後の課題は制度や運用、人の面に介して強くてこ入れをかけていかなければならないと考えています。

制度導入そのものにつきましては、2国間交渉、EPAの交渉の場を通じて、その働きかけを行っております。表中には、人材育成や審査協力等と書いてございますけれども、この辺はJICAスキームを活用したり、あと国連機関である世界知的所有権機関（WIPO）のスキームを活用したりしながら取り組んでいる次第でございます。

スライドの3に移ります。これはEPA交渉を通じて、主に制度または法律面の弱いところについて、当該交渉によって得られた成果を表したものでございます。そして、特許庁が現在どのような方針で臨んでいるのかを表したものが、このスライドの4でございます。

まず、課題としましては、経済産業省下の一機関である特許庁は、やはり市場経済への裨益視点が強くなります。まずアジア地域途上国では、あらかた法律の整備ができてきたけれども、知的財産権の取得やその権利行使及び権利活用の場面、すなわち、運用面がまだまだ不十分であるという御指摘を国民の皆様よりいただいているところでございます。そこには、大きく国内ニーズと国際ニーズがあります。まず国内ニーズとしては、知的財産権推進計画があります。政府の知的財産戦略本部で取りまとめられたものでございますが、そこに人材育成の支援を強化する方針がうたわれています。他方、APECで先日行われました首脳会合の中で、成長戦略では人材を育てるという点が非常に重要であることが位置付けられ、当該取組を強化していく動きがございます。

スライドの5に移ります。特許庁の施策の御紹介

でございます。この絵は、特許庁における途上国人材育成の経時的概観を表したものです。特許庁での人材育成は、今日まで3段階で進んできたということが出来ます。本格的に特許庁での人材育成活動、または途上国支援活動が始まったのは、途上国でのTRIPS協定遵守に端を発した1990年代中盤から途上国への人材育成を開始いたしました。2000年代に入りまして、途上国での法制度整備が進んできた中で、さらに運用制度面を強化していく応用編といえますか、その辺の取組を強化していった次第でございます。この中ではJICAの技術協力プロジェクト等を利用いたしまして、フィリピン、それからタイ、ベトナム、インドネシア等々へ協力をさせていただいた次第です。

そして、3段階目、今日でございますが、御案内のとおりBRICsへの対応というのが、日本経済の中で重要な位置を占めるようになってきました。日本企業が当該諸国へ進出していく中でその経済活動がうまくいくために支援をしていくというところで、スライドにはブラジル、インド特許庁と記載してありますが、このような国々への協力も開始したというところでございます。

そして、これまでの実績について、概観の表で恐縮ですが、今までどのぐらいの人材を本邦へ招へいし教育してきたかという大体3,000名ぐらい。また、日本から知財に関する専門家を400名強ぐらい各国へ派遣して、知財分野での制度運用整備にてこ入れを行ってきたところでございます。

さらに、情報化の協力、これはIT分野でございますけれども、主にJICAと先ほどのWIPOスキームを利用しまして、この表に記載した国々へ投入・支援を図って参りました。表中に空欄のところがございますが、これは未整備という意味ではなく、自国において自立発展していく過程において、各国自身により構築（整備）したという意味が含まれての空欄です。従って、アジア地域の主要途上国でのIT整備に関して言えば、概ね整備されたということが言え

ます。その中で特に日本が協力した部分について、表中に丸印で表させていただきました。

今後について、現在、特許庁が悩みを持っているのが、これら活動・協力を正にどう評価していくのか、国益にどのぐらい資しているのか、皆様からいただいた税金の使い方が果たしてどのぐらいの効果を生んだのか。特に教育的側面を含む技術支援について、一般的に教育分野では、定量的な評価、指標、効果を表すのが難しいところです。我々の使命は、国民の皆様が求めるそれら効果等について、分かりやすく端的に説明しなければならないという点で、どのように説明責任を果たしていくか、専門的な話ではなく、分かりやすく効果等を説明していくにはどうしたらいいかという点で悩んでいる次第です。

これまで、例えば研修修了生の個人評価について、Aさんが日本で研修を受けて、研修受講のビフォーアフターについては、アンケート等で当然に把握・評価を行ってきたところですが、加えて、今年度の新たな取組として、先方国へ訪問し先方知財庁の組織的パフォーマンスの変化がどのようになっているのか。例えば審査基準がその人の力で、例えばプロジェクトに参画して策定されたとか、日本への裨益視点で個人への追跡調査をかける所存です。さらに帰国した研修生の上司に対しても聴取を行い組織パフォーマンスがどのように変化したのか、この研修がどれだけ当該国での法整備、制度運用支援に役立っているのかという評価視点を取り入れ、今年度は更に評価を強化し取り組んでいくというところでございます。

以上、簡単でございますが、報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

【司会（江藤）】 山崎様ありがとうございました。若干ちょっと回線の調子が悪かったことをおわび申し上げます。

続きまして、法務総合研究所国際協力部教官の松原禎夫から当部の活動状況について報告させていただきます。

【松原】 ただいま御紹介いただきました法務省法務総合研究所国際協力部の松原です。私は昨年4月に国際協力部に着任いたしまして、この法整備の分野で全く新参者でございます。本日は、この分野で長く活躍されておられる先生方の前で御報告するのは大変恐縮でございますが、御指名ですので当部の活動について御報告させていただきます。

当部の業務といたしましては、JICAが実施主体であるODAの2国間援助たる法整備支援事業への協力活動と、法務省が独自に行う司法協力、調査研究、その他の活動に大別されます。JICA事業への協力活動の概要でございますが、このパワーポイントに記載しましたとおり、事前調査や終了時評価調査団等への参加、現地への長期専門家の派遣、本邦研修、現地セミナーへの短期専門家の派遣、日本側作業部会等への参画、対処方針会議等への参加というものであります。



国際協力部 松原 禎夫教官

現在、当部が法整備支援に関与している主な対象国や地域といたしましては、ベトナム、カンボジア、ラオス、中国、インドネシア、中央アジア、ネパール、東ティモールなどがございます。以下、各国別に活動内容を御紹介したいと思います。

ベトナムに対する支援としましては、法令起草支援と制度整備・人材育成支援に大別され、これまで民法、民事訴訟法、国家賠償法などの起草支援や判決書改善、検察官執務マニュアルの作成、パイロッ

ト地区における裁判実務改善などに取り組んでまいりました。2010年度の主たる活動成果としては、12月に行政訴訟法が成立しております。また本年度は、これまでどおり司法省、最高人民検察院及び最高人民裁判所の関係者を対象とした本邦研修をそれぞれ実施いたしました。最高人民裁判所に関しましては、先週の木曜日から始まって、今日までやっております。午前中発表していただいたハノイ控訴審の副所長もその研修員の1名という位置づけであります。プロジェクトといたしましては、現在行われている法司法制度改革支援プロジェクトが今年の3月に終了いたしまして、4月から次期プロジェクトが開始することになっております。

続きまして、カンボジアですが、カンボジアにつきましてはこれまで民事訴訟法、民法及び関連法案の起草支援、王立裁判官・検察官養成校におけるカリキュラム作成や教官育成支援などに取り組んでまいりました。本年度の活動といたしましては、9月に親族法に関する現地セミナーを開催し、当部の教官が講師を務めました。また10月には王立裁判官・検察官養成校の教官候補生を対象とした本邦研修を実施しております。来る2月には司法省関係者を対象とした本邦研修を実施予定です。また昨年5月30日から6月5日までの間、当部主催でカンボジアにおける現地調査を実施いたしまして、当部教官が現地においてカンボジアの法理論の発展、教育状況等について実情を調査してまいりました。立法支援に関しては、現在、民法の適用に関する法律が国会で審議中であり、近く成立する見込みという状況であります。

続いて、ラオスについて御紹介いたします。ラオスにつきましては、2010年7月から新規プロジェクトである法律人材育成強化プロジェクトが開始されました。同プロジェクトでは、人的組織能力向上による司法、立法及び行政各実務の改善を目的とし、教材作成及びその普及などの活動を行います。当部では、教官1名をJICAの長期専門家として派遣して

おります。これに関連する活動といたしましては、プロジェクト開始に先立ち、当部の教官及び専門官が現地に派遣されて、ラオスの法制度の調査を実施いたしました。本邦研修に関しましては、来る3月に司法省、裁判所、検察庁及び大学関係者を対象としたものを実施する予定です。

続きまして、中央アジアについて御紹介いたします。中央アジアに関しましては、まずウズベキスタンに対する協力から開始し、倒産法注釈書プロジェクトが実施されました。同プロジェクトの終了後は2008年度から年に1回、ウズベキスタンの他にカザフスタン、キルギス及びタジキスタンを対象国として、裁判官、立法担当者等を対象に中央アジア諸国の企業法制についての運用状況や問題点を明らかにし、それら比較研究結果の現地法曹関係者への普及を目的とする地域別研修である中央アジア比較法制研究セミナーを実施しております。2010年度につきましては、12月6日から12月17日までの間、3回目のセミナーを実施しております。

続きまして、インドネシアについて御紹介いたします。インドネシアにつきましては、2002年から協力を開始し、2007年からは和解調停制度強化支援プロジェクトが実施されております。同プロジェクトは2009年3月に終了しておりますが、2010年度につきましては、3月に招へいたインドネシア最高裁判事との意見交換や協議の結果を踏まえ、法務省独自の取組として、8月に和解調停普及の現地セミナーを実施した他、11月29日から12月3日までの間、裁判官を対象に裁判官養成制度に関する本邦研修を実施しております。また当部では、2011年2月開始予定の知財支援プロジェクトのうち、裁判官の能力強化に関わる部分に協力する予定です。

続きまして、中国でございますが、中国に関しましては2007年11月から2010年10月まで、民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトが実施されました。2009年8月からは権利侵害責任法起草もプロジェクトの一環となり、その支援の結果、同年12月に同法

が成立するなどの成果が見られました。2010年度からは新たに3年間の予定で技術協力個別案件である民事訴訟法及び民事関連法支援プロジェクトが開始され、本邦研修を7月及び10月に実施し、11月には行政訴訟法に関する現地セミナーを実施しております。また同プロジェクトの成果としては、2010年10月に涉外民事関係法律適用法が成立しております。

続きまして、東ティモールでの活動について御紹介させていただきます。東ティモールは2002年に独立したばかりの国でありまして、法制度の基盤が脆弱であるということから、主要法案起草に当たる司法省の人材育成が急務という状況になっております。そこで、2009年3月に名古屋大学が主たる実施機関として第1回目の本邦研修が実施され、当部はそれに協力いたしました。その結果を受けまして、当部において講義、演習、意見交換等を組み合わせた法案等の起草トレーニングを行い、立法に当たってのノウハウをまとめた資料を作成することを目指して、2009年8月に2回目の本邦研修を実施しております。2010年度はそれに引き続き司法省国家司法法制諮問立法局の職員らを対象とした本邦研修を当部が担当し、8月9日から17日の日程で実施いたしました。また来る3月には当部の教官が現地を訪れて、セミナーの開催や情報収集などを行う予定であります。

続きまして、ネパールですが、ネパールに対しましては、2009年に民事法本邦研修、刑事法比較現地セミナーを開催し、2010年は3月に現地法比較現地セミナー、7月に刑事法比較本邦研修、8月に民事法本邦研修を実施しております。

以上が主にJICAプロジェクトに関するものですが、以下、若干法務省独自の活動についても御紹介させていただきます。

法務省が独自に行う活動といたしましては、アジア諸国との司法協力活動、調査研究、その他の活動に大別されます。

司法協力活動といたしましては、日韓パートナーシップ研修、日中民商事法セミナー、ベトナム司法

制度共同研究というものを実施しております。日韓パートナーシップ研修につきましては、1999年から実施しております。日本の法務省、法務局及び裁判所に勤務する職員、並びに韓国の大法院及び各級法院に勤務する職員5名ずつを対象に、所掌業務に関する実務上の諸問題について意見交換を行っているもので、毎年、日本と韓国でそれぞれ10日間ずつ実施しております。本年度は不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をテーマに6月に韓国セッションを実施し、10月には日本セッションを実施しております。

次に、日中民事法セミナーですが、本セミナーにつきましては、当部が財団法人国際民事法センターと共催で実施し、日中両国が関心を有する内容をテーマとして、日本と中国で毎年交互に開催しているものです。本年度は2011年3月7日から9日までの間、北京市内においてコーポレートガバナンスをテーマとして実施する予定です。

次に、ベトナム司法制度共同研究ですが、2001年から2008年までベトナム最高人民検察院との間で毎年1回、検察官一、二名が相互に相手国を訪問して、刑事司法に関する共同研究を実施しておりました。2009年からはベトナム最高人民検察院の検事らを招へいして、年に1回実施しております。本年度は6月にベトナム最高人民検察院検察理論研究所の法律専門家ら2名を招へいして、ベトナム刑事訴訟法改正に関する諸問題をテーマに日越の刑事訴訟法に関する共同研究を実施いたしました。

最後に、調査研究、その他の活動であります。まずアジア太平洋諸国の法制度に関する研究会について御紹介いたします。この研究会は、当部が財団と協力して実施している研究会でありまして、学者、弁護士、企業法務部員、公認会計士等の実務家や当部の教官を委員として、アジア太平洋諸国の民事法に関する法制度につき、テーマを決めて研究しております。主な活動としては、研究会の開催、現地調査、シンポジウムの開催、刊行物の発刊などがあ

ります。2009年度からはアジア太平洋監査制度研究会を設置して、アジア太平洋の監査制度について研究しており、その結果を踏まえて2010年8月30日にはこの国際会議室におきまして、中国、香港、韓国及びベトナムから専門家を招へいするなどして、アジア監査制度セミナーを開催しております。今年はその内容をさらに発展させまして、監査制度に関するシンポジウムを開催予定です。

続いて、国際協力人材育成研修について御紹介いたします。当部では2009年度から法整備支援に携わる人材の育成を目的に法務、検察職員5名に対し、講義及び開発途上国における支援プロジェクトの現場の見聞、関係機関への訪問等を内容とする国際協力人材育成研修を実施しております。2010年度には10月20日から11月2日までの間、検事及び法務省職員計5名に対し、同研修を実施し、ベトナム関係機関を訪問するなどをしております。

続いて、インターンシップ研修ですが、これにつきましては人事院、法務省などが実施する法科大学院生、公共政策大学院生を対象とするインターンシップを当部で受け入れまして、法整備支援の講義や本邦研修の現場を見せるなどしているものです。

駆け足になりましたが、以上が当部の活動の概要でございます。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

質疑応答

【司会（江藤）】 それでは、質疑応答に入らせていただきます。

公正取引委員会、特許庁、法務総合研究所国際協力部の活動報告の中で質問がある方、どうぞ挙手をお願いいたします。

途中、音声が悪くて聞こえなかったので、あのとき何を言っていたかという質問でも構いませんので、どうぞ皆さん何か質問どうでしょうか。金子先生お願いします。

【金子】 それでは、公正取引委員会の中里様に質

聞させていただきたいと思います。

TAインベントリですとか、TAカレンダーということで非常に洗練されたすばらしい枠組みで支援をしておられるという御紹介をいただきまして、大変勉強させていただきました。

これとは別にお尋ねですが、よりその支援の内容面につきまして、ちょっと御紹介いただければと思うんですけども、日本が行うゆえの、またアジアで行うゆえのといったところで、何か特色があればということなんですけれども。お話をうかがって興味深かったのはICNで、アメリカ主導で始まった枠組みですが、そこで日本がマニュアルとかガイドラインとか法改正ということで、どんどん関わっているというところなんですけれども、聞くところによりますと、このICNの枠組みで欧米はかなり先端的な、技術的に高度なことをどんどん技術支援をしていって、そういう意味では格好よく聞こえますけれども、競争当局にとっては非常に挙証責任のレベルが高まると、つまり要求される水準がアジア諸国にとって高まっていく。それは結果として、規制しにくさ、規制の難しさといいますか、につながるわけですね。オール・コンペティション・オール・ザ・タイムということですが、結果として水準が高いものが要求されるので、結果として規制緩和といいますか、企業セクターにとってなかなか規制をかけにくい、といった話も耳にいたします。もし、アジアにとってより使いやすい立法設計を考えていくとすると、例えば要件事実とか、挙証責任なんかの設計の上で、よりきちっとした規制がしやすい、アジアの環境においてもしやすいといったようなアプローチもあり得るかなという想像ですけれども、その辺りで何か日本らしさ、味のある支援といったようなことが、もし軽く触れていただけましたら幸いです。

【中里】 これは、私の意見になりますけれども、一つには、アジアの競争法の特徴が挙げられると思います。もちろん、欧米におきましては、カルテル

あるいは談合について、原則違法という形になっておりますし、合併規制も行われております。これに加えて、若干技術的になってしまいますけれども、日本の独占禁止法のもう一つの枠組みとしまして、不公正な取引方法というものがあり、これはアジアの競争法というものを見るときに、その特性として必ず話題に上げられます。アジアの競争法全体を見たときに、こういった不公正な取引方法の規制への親和性というものは、公正取引委員会が支援をしていくに当たって、一つのアドバンテージとして挙げられるのではないかと思います。

それからもう一つ、金子先生もおっしゃっておられました挙証責任について、もちろんEUは行政手続に基づき事件審査が行われておりますけれども、米国においては、連邦取引委員会のみならず司法省も刑事手続により執行活動を行っているわけです。では、日本の場合はといいますと、これはもちろん行政手続が中心ですが、犯則調査手続が2005年に導入されたため、これらをミックスした形での技術支援も可能です。なおかつ、アジアの各国の多くが独立行政委員会形式の組織を設けていますので、そういった面からの親和性ということで、日本の技術支援がうまく機能するところがあるのではないかと思います。

【司会（江藤）】 森脇先生どうぞ。

【森脇】 法総研に伺いたいのですが、国が出した、先ほど私が引用しました基本方針、平成21年ですか、2009年ですかね、に出した方針によると、7か国を中心に進めていくというところに、中央アジア、ウズベキスタンは入っていますけれども、先ほど松原さんが挙げられたその他の国は入っていないのと、それから東ティモール、ネパールなどが入っておりませんですね。そして、それから国別の実施方針を定めるということになってはいますが、7か国を中心に進めていくという、7か国に入っていないのにこれらの国が入っているのはなぜでしょうか。入っていない国を入れるについてどういう方針の下

に入っているのでしょうか。そして、ここに書かれておられることとの関係で、なぜ東ティモールは松原さんが説明されたような法案起草、ネパールは民事法、刑事法というようなことになったのでしょうか。法務省が独自に進めておられるのは国民の税金ですけれども、法務省の予算ですから構わないのかもしれませんけれども、JICAのODAを使っておられるのであれば、説明責任があると思うので、それについて説明をしていただけますでしょうか。

それは松原さんではなくて、他の人がお話しになるべきなのかもしれませんけれども、どうぞ。

【森永】 私が森嶋先生にお答えすると、どうも内輪で出来レースやっているんじゃないかと思われるかもしれませんけれども、いずれも森嶋先生、正に御指摘のとおり、大所高所からの確固たる計画支援、今後10年、20年を見据えた支援計画というものがあるわけではございません。これはむしろ要請があったから応じたという感じのものでして、ネパールにつきましては若干御説明申し上げますと、あれは今正に御存じのとおり憲法がない状態で、暫定憲法の状態でご推移しておるわけですけれども、その憲法を一方で今審議している状態の中で、基本法分野で150年ぐらい前でしたかのムルキアインと称する非常に古い法典が存在しておりまして、これは刑事実体法、民事実体法、それから刑事手続法、それから民事手続法がこれら一体にないまぜになった法律であります。直訳しますと「国の法」という意味だそうです。それを、とにかく古過ぎて条文の中には現在では意味が分からなくなってしまっているようなものもあるというもので、これを要するに正に多少暫定的に安定した状態の中で、この機会をとらえてこれを分割して近代的な少なくとも、この四つの法律、正確には量刑法という法律を含みますので五つになるんですけれども、これに分割して整備しようという、今のうちにやっつけてしまえという、こういう動きがありました。それに呼応して、日本の知見がある程度役に立つなら、ということで若干の支援

をしているというような状況です。民事の方は現在も続いておりまして、JICAさんの方でアドバイザーグループを組んでやっておられます。刑事の方はひとまずが終わったといえますか、刑事の方は比較研究をただけでございます。

それから、東ティモールはこれも要請があつて、どう対応しようかというところで、非常に小さな規模のものなんですけれども、2名の本邦研修だけでございます。これに関しましては、東ティモールのお二方、いずれも司法省の法案起草担当の人たちなんですけれども、いかんせん、まず司法省が半分しかできていないという状況の中で、しかもその法律を起草する能力の、本当の初歩の初歩がまずできていないという状況でございます。ですから、ここは法案起草といひましても、森嶋先生が展開されたような大規模なものでは全くございませんで、そもそも法律とはどういうものかというのを日本に来て分かっていただくということです。これはもう一つ理由がありまして、御承知のとおり東ティモールは、ブラジルとそれからポルトガルの支援をかなり同言語ということで受けておるんですけれども、どうも東ティモール自体もそれだけの支援だと、どうも自分たちの考えが偏ってしまうのではないかと。少し別の国の考えも聞いてみたいというので、日本に白羽の矢が立ったと、こういう経緯でお手伝いをしたということでございます。

【森嶋】 さらに言えば、ここにはモンゴルが入っているんですけれども、法総研の御報告の中にはモンゴルが入っていないのはなぜでしょうか。

【森永】 それは単に書き落とただけだと、モンゴルは私がいます。私がAGグループのメンバーでございますので。多分、鳥居さんが補足をしてくれると思います。

【森嶋】 森永さんをいじめようと思って質問したわけではなくて、最初に私が言いましたように、JICAが法整備支援を実施する場合に、政府として政府援助の基本方針が出ているのですから、そのもと

できちつと説明できるような体系で、具体的なターゲットを作っておいた上で実施して、それを個々のプロジェクトとして評価するというでやらないと、個々のプロジェクトの評価について、一般的な技術評価のPDMのようなマトリックスを各国の事情を考慮せず一律に当てはめるといような枝葉末節的な機械的な評価をするのではなく、まず根本のところから検討してほしいというのが私の講演の趣旨だったのです。一番大元のところをきちつとやっていって、それぞれのプロジェクトについて十分アカウンタビリティを果たしていくことが大事ではないかということをお願いしたかったので、隣にいますから森永さんを引っ張り出してしまいました。失礼しました。

【司会（江藤）】 鳥居課長どうぞ。

【鳥居】 すみません、JICAの鳥居でございます。森永先生御質問ありがとうございます。それから森永教官、御説明ありがとうございました。JICAの事業に関するところですので、補足的な情報を御説明させていただきます。

モンゴルについては、調停制度のプロジェクトをやっておりますが、日弁連さんの御協力を頂いております、もちろん森永教官はアドバイザーグループの委員として多大なる御協力をいただいておりますが、日弁連さんの御支援を得てやっているところがあって、多分、今回ICDさんの御説明の中からは外れていたのかなというふうにし少しこちらでは思ったところです。

もう一つ、ネパールでございますけれども、今正に森永教官から御説明ありましたとおりですが、ネパールは長年にわたるマオイスト紛争の後に2006年に和平合意があり、その後新しい国造りのための取組が行われている最中ですので、開発援助としてのネパールに対する支援の目標としましては、やはり紛争に戻らないような国を造っていくことを掲げております。そのために、制度面での支援を行うことや、経済のパイ、全体の開発のパイを広げて国民に

平和の配当を感じてもらうための支援とか、幾つか柱を立てて支援しております。その中で、民主的な制度作りに向けての支援としては、他にも選挙実施に対する支援ですとか、新しく元マオイストだった人が国会議員になっていたりするものですから、そういう人たちに対するトレーニングとかをやっております。そういう民主的な制度作りへの支援という枠組みの中で、今ありましたように、150年前に制定されたムルキアイン法をネパール自身が変えようとしているのを支援しているということです。新民法には、新しい憲法で決まってくるような、今議論されている新憲法の精神みたいなところも反映させていかなければならない。そういったネパール支援の全体的な枠組みの中で民法支援を行っているというところでございます。

【司会（江藤）】 ありがとうございます。松尾先生、何か。

【松尾】 慶應大学の松尾です。

公正取引委員会の中里さんに御質問させていただければと思います。先ほどの、金子先生の御質問の延長というような形になるかもしれませんが、ちょっと3点ほどお伺いしたいのですが、一つは、この公正取引に関する実体ルールについて、先ほどアジアの競争法には特色があるということでしたが、それと欧米諸国のスタンダードとの調整、あるいは相手国への支援をめぐる競合、競争と、そういうような状況に対してどういう対応をされているかという点、これについてお伺いしたいのが第1点です。

それから、第2点は、今度は相手国の経済発展の段階ですとか、それからその独自性を考慮に入れた、例えば産業政策との調整への配慮という点、これも国によって違ってくると思うのですが、それに関して何か研修等を実施するときのプログラム上の工夫等があるのかどうか、これが第2点です。

それから、3番目にこの公正取引委員会のプロジェクトの評価の仕方がどうなっているかということで、これは法領域によってちょっと違ってくると思

うのですが、競争法については日本とそれから相手国の利益というものが、相手国によっては微妙な関係に立つものも多いと思いますし、先ほど特許庁の山崎さんのお話もありましたが、特許制度、その他の知財関係のものについても割とそういう問題というのが出てくると思うのですが、そういうときに評価をするときのスタンスといたしますか、つまり日本にとってどういう利益保護ということができるとかというスタンスと同時に、地域全体といたしますか、あるいはもう少し国際的とかグローバルとか、そこまでいったら広げ過ぎかもしれませんが、もう少し広い視野から見るというスタンスがあるか、その辺についてももし御意見あればお伺いできればと思います。

以上です。

【中里】 まず、第1点目の実体ルールの調整ですが、これは欧米とアジアの関係があるかと思えます。先ほど申し上げたとおり、カルテルあるいは合併の審査については、手続はいろいろ違う部分はありますが、その実体法の評価については、欧米とアジアの差異は余りなくなっているのではないかと思います。問題はいわゆる単独行為と言われている部分ですが、独占企業による濫用行為、よく支配的地位の濫用と言われている行為類型がございます。これについて、米国シャーマン法では独占行為についての規制があるのですが、他方で、特に2008年以前には、これに対する規制に消極的なガイドラインの原案を出したりということもございました。他方で、アジアはそういったものについて、さほどのアレルギーはないということに加えて、先ほど不公正な取引方法について申し上げましたけれども、例えば日本でいうと優越的地位の濫用、つまり大規模小売店舗が何か卸売業者に対して従業員の派遣を要求するといった行為類型は、なかなか米国の競争法では、なかなか規制できないところがありますので、こういったところは余り調整の余地がないといたしますか、アジア独自のものではないかと考え

ております。ただ、単独行為、つまり日本でいうところの私的独占、EUでいうところの支配的地位の濫用については、これをどういうふうに規制していけば良いのかというのは、国際セミナーではまだ非常によく議論になっているところです。

それから、相手国における他の政策と競争法との調整についてですが、競争唱導、つまり、なぜ競争法あるいは競争政策が必要なのかということを広めるための活動も、実はこういったセミナーを開く際の一つの大きなテーマになります。この競争唱導は、産業政策と、それから独禁法をどうやって調整していくのか、例えば電気通信と競争政策、あるいはガス事業と競争政策の関係といったような広いテーマも含まれています。したがって、そういったセミナーのテーマ設定も実は大事でして、日本は実はこのAPECの競争法グループにおいて議長という役割をしておりますけれども、昨年9月に、この枠組みの下、ベトナムで開かれたトレーニングコースにおいては、正に競争唱導を主なテーマとして掲げ、今の点も含めてかなり議論したという実例がございます。

他方、実際の評価の仕方について、どこまで相手国の利益というものを反映した形でできているのかという点は、逆にいうとちょっと今後の課題であると思います。

【松尾】 どうもありがとうございました。大変良く分かりました。

【司会（江藤）】 大阪会場から、特許庁の方の活動報告には何かございませんでしょうか。

【上坂】 法総研国際協力部の教官の上坂と申します。特許庁の山崎様に御質問がございます。

報告の中に直接なかったかというふうに記憶しているところですが、支援の今のところにもありました評価に関しまして、例えば定性的、定量的な評価で何か工夫があるとか、そういうところがあれば教えていただきたいなと思ひまして質問させていただきました。よろしくお願ひします。

【山崎】 御質問ありがとうございます。

先ほどの御報告の中で申し上げたとおり、評価について、明確な基準等というのはまだでき上がってはおられません。悩んでいるというのがフランクな言い方になります。それでも一つ、人材育成のところで、研修終了し帰国した後にその国がどうなって、それがその国と我が国にどう裨益をもたらしているのかという点が、これまでの評価活動で欠けていたところでした。ただし、各途上国の研修生は既に各国へ戻ってしまっている状況下において、日本から離れた当該国への評価を遠隔実施するという難しさがございます。しかし、それをやらなければ今後の説明責任を国民の皆様を果たせないと考えている次第です。フランクに言えば今後の予算措置や投入を考えていく上でベーシックな部分を確立していく必要があるということです。特許庁で何か工夫をしているのかというところでは、繰り返しになってしまいますが、そのような取組を進めていく過程にある中で、来週、弊庁の職員をベトナムとタイ、すなわち、これまでの研修生修了生が比較的多い国へ職員を派遣し、先方機関の修了生本人及び所属部局の管理職に会って、アンケート調査を実施しつつ、並行してヒアリング等を行い成果、その効果を把握してくるというミッションを実施する予定です。工夫と言えるかどうかは別として、そのような取組を実際行っていく予定です。

以上でございます。

【上坂】 ありがとうございます。

【司会（江藤）】 ありがとうございます。それでは、ちょっと時間もありませんので、東京会場、何か質問ありますでしょうか。

【上柳（東京）】 今日は、私として初めて公正取引委員会、それから特許庁の法制度整備支援の報告につきまして大変感銘を受けました。特に公正取引委員会のお話の中では、一つは立ち入り検査であるとか、あるいは調書のとり方であるとか、こういう実務的といいますか、ロースクールの教育でいうと臨床教育のようなことをやっておられるということ

と、それからもう一つ、台湾、韓国の方々と一緒にというか、この今日の御報告の雰囲気では、主催者側というか身内のような雰囲気でおっしゃったもので、そういう特に日台韓の関係をどうように作ってこられたのか、もちろん長い歴史があると思うんですけども、ごく簡単にお話しいただきたいと思います。

それから、特許庁の方にもしてできましたら、もう一つお願いしたいのは、これも研修生の受け入れの数とか、相当の数になっているような気がしました。どのぐらいの体制で受け入れられているのか。講師の方たくさんいらっしゃると思うんですが、その事務局といいますか、こういう企画を何人ぐらいで、どんな体制で回しておられるのか、もし情報がありましたら教えてください。

以上です。

【中里】 それでは、まず公正取引委員会の中里から回答させていただきたいと思います。

この日台韓の連携のスキームの背景ですけれども、実は、公正取引委員会の技術支援はもともと台湾と韓国に対しても行われていました。各国競争法導入状況についてのグラフを5ページで示しておりますが、1980年代に大韓民国が入っています。韓国で独占禁止法ができたのが1980年ですが、独占禁止法の制度そのものをかなり日本から導入をしたというのが実態でございます。そして次のターゲットというのが、実は台湾であったということでもって、つまり、我々が技術協力をした相手が、今度は一緒になって技術協力をやっていこうよという流れがあるのではないかと考えています。

【山崎】 御質問ありがとうございます。

端的にお答えしますと、特許庁での実施体制について、特許庁の中に企画管理をする人間は、現在、私を含めて3名です。内、専従しているのは2名。また、年間約200名強ぐらい研修生を受け入れておりますが、活用スキームとしてはJICAスキームやWIPOスキームを利用しています。また、研修施設

の提供、研修の本邦での実施という部分は、外注契約を行って、外部の活力を導入しているところです。また、講師になっていただく先生は、知財分野は比較的狭い世界でございまして、且つ、専門性が求められる分野でもあり、主に弁理士先生、それから弁護士先生、あとは大学の知財分野関連の先生方等、知財有識者の方々とのネットワークを張りながら、弊庁の活動に御協力をいただいているというのが実情でございます。

以上です。

【司会（江藤）】 ありがとうございます。

他に東京会場では質問はございませんか。

【河原（東京）】 特にございません。

【司会（江藤）】 では、どうもありがとうございました。

それでは、これで、今から10分間ほど休憩をとりたいと思います。

（休 憩）

パネルディスカッション「法制度整備支援活動の評価 ～新しい評価指標の可能性と課題」

コーディネータ

法務総合研究所国際協力部教官 森永太郎

パネリスト

国際協力機構（JICA）公共政策部次長 森 千也

名古屋大学法学研究科教授

名古屋大学法政国際教育協力研究センター長

市橋克哉

慶應義塾大学法科大学院教授

松尾 弘

神戸大学大学院国際協力研究科教授 金子由芳

【司会（江藤）】 それでは、時間になりましたので、これより法制度整備支援活動の評価、新しい評価指標の可能性と課題をテーマとしましたパネルディスカッションを行います。

このパネルディスカッションの司会を務めますのは、法務総合研究所国際協力部教官、森永太郎です。この先の進行は森永教官にお願いいたします。

【森永】 はい、了解しました。

法総研国際協力部の教官をいたしております森永でございます。よろしくお願いいたします。



パネルディスカッション

今日は、法制度整備支援活動の評価という非常に厄介なといえますか、いずこでも考えてはいるけれども、一向に前に進まないという、このテーマを取り上げてみました。若干背景がございまして、このテーマは実は前々回の、第10回の法整備支援連絡会のときに、冒頭で当時の国際協力部長でございました稲葉部長が若干演説の中で頭出しをしまして、そしていわば頭出しをして、国際協力部としてはそのまま宿題として抱え込んでいるというようなテーマなわけでございます。また、私、昨年10月にIDLO、国際開発法機構ですけれども、こちらの会議に参りましたところ、やはり、あちらの欧州の方でもこの評価を何とかせないかんというような話が随分盛り上がりましてはおりますけれども、皆さん、要するに何とかしなければという声は上げるんですけれども、何ともなっていないというような状況がこここのところ日本のみならず、欧州、米国でも続いているというようなことで、世界中で今考えられているなかなか解決のつかない問題ということで取り上げてみるのがおもしろいのではないかとということで、今回のパネルディスカッションのテーマに指定させていただきました。

この評価と申しまして、プロジェクト自体の評価から法整備支援全体の評価といった、非常に大き

なレベルでのマクロレベルのインパクトのことまで考えますと、非常に範囲の広い話でございます。とは申しまして、まずは議論の土台を考えなければいけませんものですから、ここはやはりODAによる法整備支援の総元締めでおられますJICAの公共政策部の森次長に、まずベースとなります基本的な議論の出発点といたしまして、現在のJICAのこの評価についての手法と、それからそれに対する元からある考え方にプラスしまして、JICA公共政策部の方で一体今後の課題として何が残っているというふうに認識しておられるのかお話しいただき、まずこれを土台にして、そのあとに順番といたしましては市橋先生、それから金子先生、そして松尾先生という順番で、それぞれ御意見を賜りたいというふうに考えております。

大体お1人様10分ぐらいでお願いいたしたいと思うんですけども、10分過ぎますとチーンというのが鳴りますので、ひとつ鳴らされないように…あそこで構えておりますので…お願いいたしたいと思います。

それでは、早速ですけども、森次長お願いいたします。

【森】 ありがとうございます。ただいま御紹介いただきましたJICAの森と申します。



JICA 公共政策部次長 森 千也氏

私は政府開発援助、ODA事業の実施機関という立場から評価というものをとらえ、その中における

法整備支援という文脈で何が問題なのかという、その課題について御紹介をしたいと思います。

まず、JICAが行っておりますODA事業の評価、今現在の評価制度は森先生資料の中にも御紹介いただきましたが、実はそんな昔からやっているものではございません。大体大雑把に言うと、10年ぐらいの歴史しかないのではないかという気がしております。今でこそPDMという言葉も定着しておりますが、それ以前はどれだけインプットしたかという実績でもって測る、例えば研修員を何人受け入れました、専門家を何人派遣しました、そういう評価をやってきたわけです。けれども、日本の世の中全体が、一体それでは国民の税金であるODA予算を使って、国の予算を使って一体どんな成果が出ているのだということを問うようになってきた。これはですからODAの世界だけではありません。日本国内のあらゆる公共事業等についても、いわゆる政策評価と称して、予算を使ったからにはどういう成果が出たんだ、分かりやすく説明しろということを言われるようになってきたものです。

したがって、成果が分かりやすく説明できるということがクローズアップされて評価制度というのが作られてきた。なおかつ、その成果も期限を切って、その期限内にどんな成果が出たのかということの説明しなければいけない。これは日本の予算制度が御承知のとおり単年度主義で、しかも国庫の債務負担行為には5年という上限があります。これに従って、JICAのプロジェクトも一度に5年以上の計画は作れないということになっておりますので、最長5年の中で一体どんな成果が出ているのかを説明せよということを問われております。それを何とかいろんな工夫をしながら説明しようとしたのが今のPDMという枠組みです。ただ、これはやはりいろいろ批判があります。JICAの中でも昔から批判があるのは、5年で成果が出るものというのはそうそうないということです。特に大きなテーマであればあるほど、課題が大きければ大きいほど、5年で一定

の成果が出るというのはなかなか難しい。法整備支援の世界もそうかもしれませんけれども、もっと分かりやすい例で言うと農業、例えば森林など5年で一体木がどれくらい大きくなるかというような話もありますし、教育もそうだと思います。医療もそうかもしれません。ですから、あらゆる分野でそうなのではあります、どうしても日本国内の制度に縛られる中で、まずは5年を一つの基準にしてその中で成果を出すという、そこが評価の成り立ちになってしまっているところです。

ただ、それと同時にこの法整備支援を考えるときに、JICAとして頭を悩ませますのは、やはり「開発」という文脈とどうこの法整備支援を結びつけるかということだと思うのです。JICAはあくまでも政府開発援助（ODA）、開発援助をやっているということです。したがって、法整備支援をすることによって、その国の開発課題にどのように応えることができたのか、それも具体的な成果をもって説明しなさいという課題を投げかけられているということです、これをどう説明するのかというのは、やはり非常に難しい課題だと思います。

ただ、今日の森脇先生の基調講演の中にあつたのですが、戦略をきちっと作って案件を組み立てる、形成する、そこがやはり基本なんだろうというふうに思っております。評価でいいますと、プロジェクトの目標があつて、その上に上位目標というものがあります。その上位目標というのは大体大きなテーマを掲げますので、市場経済化支援とか、平和構築とか、非常に大きいテーマがあります。では、法整備支援を行って個々の法整備の活動が、成果がどうやって市場経済化なり、もしくは平和構築というところに結びつくのかというところ、これは実はプロジェクトを実施した後づけで、インパクトがどうなったのかというような分析を行おうとすると、いろんな要因がありますから、法整備だけで及ぼし得る影響というものに限られているのは当然だと思います。逆に言うと、そうしたことを評価しようとする

と、最初の段階で、プロジェクトを立ち上げる段階でどういう理屈と申しますか、ストーリーで上位の計画とプロジェクト目標がつながっているのかということに精緻にストーリー立てなければいけないのだと思うのです。これが正に森脇先生の基調講演の課題として掲げられたところでありまして、またこれはJICAに対して課せられている使命、宿題だというふうに思っております。JICAは開発援助のプロフェッショナルということをお任しておるわけですが、個々の案件、活動がどういう開発課題に應える成果につながるのかということは、やはりプロジェクトを立ち上げる時から自分たちでちゃんと組み立てなければいけない。その中で、例えば市場経済化を目指すのであれば、いろんな分野の協力があるはずで、ハードなインフラを整備するのもあれば、人材の育成をしなければいけないでしょう。いろんな制度も改善しなければいけないという、いろんなメニューをたくさん掲げた上で、その中の法整備支援がどういう位置づけにあるのかということ、最初に位置づけた上でやっていかなければいけないのだらうという気がしております。ただ、既にもう走ってしまっている案件がそれぞれありまして、こういったものは若干後づけにならざるを得ないところがありますが、開発との文脈ということに留意しながら考えていく、そこが評価をする上での一つの大きな課題なのかという気がしております。

それから、もう一つ課題だと思っておりますが、これは法整備支援に特有なことといえるかも知れませんが、成果を評価の主眼に置かれてしまいがちになる一方で、実は法整備支援にとっては、そのプロセスというものが非常に大切なわけです。例えば、起草支援をするという何がしかの法律ができましたというその成果だけを見ると、その法律ができたかできないかだけで成果が測られてしまうのですが、実は起草支援というのは起草できるように先方の人材が育成されるという、そのプロセスが正に評価されるべき内容であるはずで、したがって、成

果のみならずそのプロセスを、このPDMという今の評価の仕組みの中うまく表現していくことが重要です。それは今の評価制度でいえば、評価を測るための指標をどう設定するかということだと思うのですが、プロセスがうまく評価できるような、そういうまい指標を考えていかなければいけないと思っております。

開発とのつながり、それから指標の話にしましても、これはなかなかJICAだけで良い方法が思いつくようなことではなくて、ここは正にこの連絡会を始めとして、いろんな皆様方とディスカッションをしながら考えていくことができるといふふうに思います。

ただ、一つ最近の傾向で危惧されるのは、分かりやすい成果主義というところが、特に今の政権が日本の経済成長、新成長戦略と称して非常に即物的な成果を求めることが多いというところがありますので、例えば法整備支援も、日本の企業が開発途上国に進出するために役に立つような法整備が必要なんだと、堂々とそういう議論をされる国会議員の方々もいらっしゃるようになっておまして、そういったところに短絡的につながってしまうと困るなという気がしております。そうではなく、社会の基盤を作っていく法整備という視点をなくさずに、なおかつ分かりやすい成果が出るような、そういう評価を考えなければいけないと思っております。

【森永】 森次長、ありがとうございます。

今、森次長の方から非常に重要な点が幾つか提起されておまして、一つは法整備支援というものと開発という課題との関係、つまり法制度というのはそれだけで自立して何か機能するというものではなく、これが平たく言えば社会を良くする、みんなが幸せになるという方向に資するものでなければ当然その意味がない。法制度だけぴかぴかになっていても、他のところはほとんどないことになっているというんじゃ、全然開発にはなっていないということになるんだろうと思っておりますけれども、

この問題は法制度の整備あるいはその支援と、それがその国の、一番大きく言ってしまえば人民の幸せといえますか、あるいは民政の安定といえますか、そういったところにつながるかどうかということとして、その関係でなぜ市橋先生を2番手をお願いしたかといえますと、市橋先生はウズベキスタンの行政法の方の支援に深く関わっておられまして、これは正に法制度が、いわばそれに隣接しております、さらに隣接しながらかつ広い分野であります、ガバナンス、要するに一国の行政というものを質の問題と直結するような形、法制度自体がそのベースになるのか、あるいは一緒に発達していくものなのか、この辺のとらえ方は非常に難しいんだろうと思えますけれども、ウズベキスタンでの御経験から、現在、市橋先生の方でどのようにお考えになっているのか、その辺りのことも含めてお願いいたします。

【市橋】 今、御紹介を受けました名古屋大学、市橋です。



名古屋大学法政国際協力教育センター長
市橋 克哉氏

JICAの関係で、企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクトというのを4年ぐ

らいやりまして、それで現在、また第2フェーズで民間セクター活性化のための行政手続法改善プロジェクトというのを継続してやっています。そのときにいろいろ経験したことでお話をしようと思います。JICAの方から、こういう終了時評価調査報告書というのをいただいております、今日今お話がありましたPDMに沿って、評価をされたものを持参してきています。これを見て、今どんなことを少し考えているかお話ししたいと思います。大学はかつては、恐らく教員は評価する側でいつも点をつけていて、その立場が反対になるということはほとんどなかったと思うんですが、最近の大学は御存じのようにプロジェクトが増えていまして、私たち教員はたくさんいろんな場面で評価をされています。そうすると森永さんの話ではないんですが、評価疲れとか、この評価はおかしいんじゃないかとか、どうなっているんだとか、そういう話は大学の中で今どこも同じかもしれません渦巻いています。

私たちのこのウズベキスタンのプロジェクトは、幸いJICAの方からも評価いただいております、おかげさまで第2フェーズの方に進んでいます。ここに先ほどから出ている評価のやり方の骨子がありますけれども、私たちがこれを実際にやっていて、それから評価されまして、その後、例えばこういう文章を読むと、少し率直に言いますと、この文章の中に一番最後のところに「教訓」というのがありまして、恐らくどのプロジェクトもあるんじゃないかと思うんですが、この教訓というのは、当該プロジェクトから導き出された他の類似プロジェクトの発掘、形成、実施、運営管理に参考となる事項というので、私たちのプロジェクトの中で出てきて、他のプロジェクトにとって役に立ちそうな事柄として書かれている部分ですが、率直な感想を言うとここが一番うれしかったというか、私たちが苦勞をしまして、汗水流して、それで泣いてやっていたいろんな事柄が非常に簡潔にまとめられています。何が書いてあるかを言った方がいいんですが、ウズベキスタン司法

省のオーナーシップの意識が高まり、制度改善のイニシアティブが見られるようになったとか、ウズベキスタン司法省に——「気づき」という言葉が使われていますが——「気づき」が生じ、改革への萌芽が見られたことは積極的に評価すべきであり、この動きを促進することが重要だとか、司法省と長期専門家や国内委員会は相互の信頼の下に良好な関係が構築されているというものです。これが私たちにとっては一番うれしい評価だったんです。

ところがという言い方は良くないんですが、その前に評価の本体があるんです。先ほどから出ています成果の部分、それからこの成果をどう評価するかという点、5項目評価、先ほど森嶋先生が言っておられましたが、この5項目評価といったようなところには、今読んだ内容にかかわる事柄は、実は全く出てこないのです。唯一、関係することが出てくるのは、その成果そのものではなくて、成果に貢献した要因という、何か後ろのバックグラウンドみたいなところに今述べた話が若干出てきます。先ほどプロセスが大事だというお話がありましたが、正にそのとおりでして、実施プロセスに関することというのが、小さい項目が1個ありまして、その中にウズベキスタン側カウンターパートと国内委員会や長期専門家の共同作業は司法省の担当者のキャパシティー・ビルディングを大きくすることに貢献したとか、このキャパシティーの向上が共同作業という地道な努力の中で実を結んだものと評価できるというものです。そういう形で唯一入っているというわけですので、要するに言いたいことは、この成果とか評価結果の要約、5項目評価ですかね、こういったところの何か指標に今少し述べた話が何とかうまく指標化されて入らないか。恐らく定量的か、定性的かという、定性的なものですし、先ほどありました国民にとって誰が見ても一目で分かるとか、これは今日最初に部長さんが言っておられましたが、それから今、次長さんも述べられた成果を分かりやすく説明できるかということになると、なかなかこれは難し

いのです。現地に行って、実際に司法省なら司法省、カウンターパートの人に来て、そこでコミュニケーションしてみると分かりやすいんですが、そんな東京にいて文章を読んで、分かりやすい成果と言われてみても、本人を連れてきて話してみれば分かる、としか言いようがない面が確かにあります。説明責任がはやっけて、ワンフレーズで分かりやすく言わないと、ある種袋だたきに遭いそうな世の中ではむなしのような気もしますが、是非、今述べたところも見ていただければということを感じています。

基本的なちょっと話になるんですが、私たちがやっていること、行政や行政法の支援をしていたんですが、文化的に非常に遠いところに立ち位置がある人が、突然ある日会いまして、それでコミュニケーションして異文化接触する中で、一定のものを作って、一定の状況を作っていくという、そういうところが非常に法整備支援の場合強いと思うんですよね。そうすると、行政法の制度の変化を見通すことも大事なんですが、それを取り巻いている行政の文化とか、人の意識とか、そういうものを合わせてとらえるような仕組みを作らないといけないんじゃないかと思っています。お互いにカウンターパートとやり合うときは、互いに相手の行動を読みながら、できるだけ合理的にそれは考えようと努力するんですが、感情的になることもあります。かつ互いがその行動を読んでいるということをお互い知ようになります。お互い探り合いながらそれで一致できる場所、一致できない、異なる場所、そういう共有の知識、コモン・ナリッジというみたいですが、そういう共有知識を作っていくことが非常に大切でして、それができていないとお互いが読み合うことができない状態になる、協力、支援といっても安定的に機能しないわけです。そういうある種の文化の共有がどうしても前提になって、その上の成果だというふうに思っています。

先ほど「気づき」という言葉が「教訓」の中に書

かれていましたが、ウズベキスタン司法省の職員が改革に対して、「気づき」があったという言葉が出てきましたけれども、共有する知識に加えて、それが体系化して、ある種の共有する信念というか、そういうものがお互いの中で相互に形成されると、結果として法案ができるかどうかという問題はもちろんあるんですけども、これがあると、活動としては空回りしたり、ぶつかり合わないで進んでいくというのが私の実感です。その辺り共有知識からそういう体系的な信念がシェアされるという点を是非背景として語るのではなくて、評価の中に入れていただければと思います。

以上です。

【森永】 市橋先生、ありがとうございました。

今、市橋先生のおっしゃられた「気づき」という言葉は一時、某JICAの文章の中によく見られた言葉なんですけれども、正にこの気づきの部分、今、市橋先生の言っておられた教訓の部分に書かれることが多い。それを何とか本体の方に盛り込めないかというお話だったと思うんですけども、確かに我々も時々感じるのは、この「成果」と言われたときにPDM上に現れる成果のところじゃなくて、実は副作用の方が大事なんじゃないかと思われることがあったりなんかしまして、何とかこれをメインにということ。皆さんもお気づきになったかもしれませんが、ベトナムとかカンボジアのPDMの変化を見ますと、だんだんそういうところを取り込もうとして、一部成功し、一部曖昧になってしまっているというような部分もなくはなく、ただその努力がJICAのサイドで、あるいは我々のサイドでなされているというふうには言えるんだろうというふうに思います。それが結局、法整備支援をしていくことによるインパクト、ある意味でのインパクトになるわけですけども、無理矢理つなげましたけれども、この有効性とインパクトという点について、金子先生の御発表につきましてはお手元に資料をお配りしておりますので、それを参照しながらお聞き

いただきたいと思いますけれども、私、資料をいただいただけでも非常に興味深いお話だと思いますので、この点につきまして金子先生からお願いいたします。

【金子】 神戸大学の金子でございます。

ただいま御紹介いただきました雑ばくな資料を用意しておりますが、簡素な概念の整理にとどまっております、時間の関係もあり、問題の上っ面をなでるようなお話となってしまうかと危惧しておりますが、御容赦いただければと思います。



神戸大学教授 金子 由芳氏

先ほどからPDMというものが使えるかといった話題が出ておりますけれども、私自身、改善の余地は多々あって、今までの経験を踏まえて、これからも改善していく必要も当然ございますけれども、でも使っていけるというふうに肯定的な立場で考えております。最初のスライド2ページでは、このPDMを、改めて概念的にまとめておりますけれども、森島先生の基調報告でも御紹介がありましたとおり、御承知のとおり左側の目標欄で演繹的に上位目標からプロジェクトレベルの個別のインプットまで目標を落としていくということになっていて、評価というものはこの演繹的に設定された目標の階梯を逆にさかのぼる形で評価していくというふうに考えられているわけです。ではこの評価の階梯の中で、本日議論されているような評価の問題というのは、どのレベルを私ども論じているんだろうかという点

を考えますと、恐らく一番下のインプットをチェックしてアウトプットとの関係を見ていくという意味での、効率性評価のレベルの話ではない。インプット、アウトプットとの関係ということでは、従来から日本のプロジェクトにおきましても、また各種ドナーにおきましてもいろいろな量的なデータを集めたり、費用便益分析的なことを試みたり、いろいろななされてきていると思います。

そして、ある意味ちょっと私、極論になってしまうかもしれませんが、このような個々のインプットレベルでの結果評価というものは、極論すれば、悪くてもいいと思っております。これは森島先生の基調報告の御指摘と、実は同じ方向を見た見解ではないかとお話を拝聴しながら思っていたんですが、先生がおっしゃった枝葉末節の評価、これは欧米ドナーにおきましては、多くの欧米ドナーが自国のモデルを移植するという非常にこだわりを持っているので、恐らく彼らにとってはこの結果評価は非常に重要なんだと思います。しかし、日本の場合は受け入れ国の側に立つといいますか、受け入れ国を主体とする法整備ということに、当初から強い力点を置いてやってこられておりますので、どのような支援をしようと、受け入れ国がそれを違った形でアウトプットとして受けとめて変えていこうとも、それが即、結果評価としては悪く出ても、支援の失敗ということには直結しないと私見ですが思っております。それで、より問題なのはPDMの上でより上位の評価であるところの有効性評価、インパクト評価という辺りになってくると思ひまして、本日、皆様で論じてこられておりますのは、このレベルのこととして私なりに整理しております。

今、話しておりますのが、もうスライド3に話が入っておりますけれども、何のための評価か。私どもが今論じているのは、結果評価ないし効率性評価について以上に、法整備支援の適切な運営、実施、これをいかに行っていくかという側面でのサイクリカルなマネジメント、そのための手法としての評価な

のではないかと考えております。先ほどから午前中の中川部長とか、それから森次長も触れられましたプロセスの管理といった視点に重なると思います。特に法整備支援というのは一国の法体系という個性のものに対する支援でありまして、橋を造るとか、学校を造るといったようなものと違います。個性の支援ですので、誤りがあれば非常に結果も甚大であるがゆえに、終始、プロジェクトの実施過程で再三見直しをしながらより良いものを目指していくという要請が、より一般事業に比べても高いと思われる。そのためにPDMというものをを用いて、まずは事前評価の段階で、森島先生おっしゃいました戦略ということに結びつくと思いますが、それをできるだけ詳細に立てていく。そして、実施のプロセスで中間評価というものを非常に頻繁に行う、これが正に実は支援の本体なのではないかと思っております。つまり、評価のためのPDMeというものを、PDMeの1番、2番、3番というように重ねていく中で、だんだん変化していく、そのようなプロセスの管理ということが実は法整備支援では非常に求められているのではないかと。そして、事後評価の段階ではさらにインパクト評価という形で、次段階の事前評価にもつながる視点で評価を行っていくというふうイメージしております。

よく、さまざまな関係者の中で、法整備支援は中長期的な結果を待つしかないで、PDMにはなじまない、あるいはそもそもプロジェクト・サイクル・マネジメントにはなじまないというような御指摘を耳にします。つまり、とりあえず事業をやりっぱなしにおいて、しばらく時間がたってからインパクト評価するしかないといった見解も耳にするんですが、それは以上に申した結果評価にとらわれた考え方だと思っております。法制度が何か一律のものであって、日本が支援するのは日本モデル、アメリカが支援するのはアメリカモデルというものを移植したかどうか、イエス・オア・ノー、オール・オア・ナッシングの結果を期待している見解ではないかと思

ております。法制度というのは非常に可塑的なものであって、特に現地の社会経済のニーズに沿ってより有効に、いかようにもデザインしていける、テーラーメイドの作業であるとすれば、そのプロセスを、いかにより良くしていくかという意味での案件管理が非常に重要であり、PDMは、その評価のために使っていくべきものではないかと思っております。

それで、スライド4で少し他のドナーの評価実態というものも触れようと思いましたが、時間もございませんので、ごく軽く申し上げたかったことの要旨は、結果的にいろいろ読ませていただきましたけれども、各種ドナーの評価は効率性評価どまりです。有効性評価というのは将来の課題というようなことで、今なお棚上げされております。いろいろなインジケター・サーベイのたぐいを目にいたしますけれども、そういったものも、結局はドナーが一方的に目標を設定しており、その目標の達成度を云々しているという、例えば民営化促進だとか、所有権を強化したとか、そういったものでありまして、やはり結果評価の性格は免れない。そんなことをやっておりますと、ドナー間でいろいろ対立、矛盾が生じてきかねないわけですが、どうも今のところ見ておりますと、欧米ドナーはうまく棲み分けをしているように見えます。日本は要請主義を大事にしているゆえに、受け入れ国の要請に沿ってどうしても他のドナーとの衝突、対立といった局面も、多いのではないかとこのように見ております。

では、改めてより良いプロジェクト運営のための評価という視点に立ちますと、スライド5に参りますけれども、具体的にそのポイントは何かということになりますと、再三、先生方も触れておられますけれども、評価以前に、やはり評価の基準をはっきりさせねばならない、それに尽きるかと思っております。では、その評価の基準ということですが、私自身の用語ではアウトカム、というものを明示していく姿勢が大切ではないかと思っております。PDMの一

番上に書かれている究極目標の欄、あれを法整備支援の直接の基準とするのは非常に無理がありまして、先ほど来、触れられておりますように、森次長などもおっしゃいましたように、余りに高邁な目標が並んでおります。そして、非常に抽象的であります。たとえば「法の支配」といっても森先生が触れられましたような、ある種のイデオロギーが入った形で展開されるおそれもございませぬ。また経済開発、貧困削減、エンパワーメントなどと並列的に並んでおり、その全てを満たすべきなのか、優先順位があるのか、その辺りも曖昧であります。結局、究極目標をそのまま評価基準とはできません。ですので、そこから敷衍して解釈をせねばならない。その解釈が重要になってきて、これを私はアウトカムという呼び方をしておりますが、森先生先のほどの基調報告を拝聴して、「戦略」と先生がおっしゃっておられたものに、私の申しておりますアウトカムは該当すると思っております。そして、多くのドナーはこのアウトカムの解釈の部分をうやむやにしたまま、プロジェクトの具体的なインプットの評価にすっ飛んで飛躍していくわけです。

日本のPDMにおきましても、じつは究極目標と個々のインプットの間のアウトカムという部分はぐにやぐにやと書かれて、曖昧化されていると思っております。しかし、曖昧ではありますけれども、日本支援の中には、じつは黙示的なアウトカムが読み取られる気がいたしております、何かそこに流れている通底しているものがあるような気がいたしまして、このところ文部科学省の科学研究費をいただいて、その辺りの研究をさせていただいていた次第です。最近まとめたその報告書では、日本支援が黙示的に追求してきたアウトカムとは、法の自立性と発展性、に他ならないのではないかと。

すみません、オーバーしまして。大事なところなので、もう30秒ほど続けさせていただきますが、法の自立性というのは、やはり大陸法に連なる日本としまして、法体系というものを自立的に運営してい

くという要請を日本の支援は重視している。しかし、同時に日本はアジアの一国でありまして、アジアの非常に豊かな社会規範というものの存在も知っており、それに対して開かれた柔軟な発展性を含むところの法の在り方というものを知っている。その自立性と柔軟性を同時追求している日本自身の経験、それがにじみ出たものが日本の法整備支援ではないかというようにところに結論づけつつございませぬ。

これは私見を申し上げたわけですが、スライド6のところをちょっとまとめようと思っておりますけれども、もしこのように日本の支援のアウトカムというものの、戦略ですね。それを遠慮なく躊躇なくはっきりと示してはいかかかと。そして、示したのちは、それを基準にしてあとは有効性評価、インパクト評価というものを進めていくことが可能になると思っております。

ここで申しております有効性評価とは、アウトプットを、すでに抽出しましたアウトカムに沿って評価していく。そこでは主に比較法的理解に沿ってアウトカムと照合していきます。この辺りは実は、支援専門家はさまざま御努力なされておられますが、それが日の目を見ていないといひますか、各自いろいろ報告書をお書きになっておりますけれども、それがオープンになっていないということが非常に残念でありまして、より意識的に力点が置かれていってよろしいかと思ひます。

そして、最後にインパクト評価ですが、スライドに誤植がございまして、アウトカムの動態と書いてありますが、アウトプットの動態と修正させていただきます。アウトプットはそのままの形でとどまることはありえず、例えば立法が成立しますと、その瞬間から社会内で主体的に実施されていくという変化がスタートいたします。その変化を見守り、それが日本支援の戦略、ないしアウトカムとどう適合的に変化していつているか、あるいは非適合的な方向に向かっているのか、そういった評価をインパクト評価と呼ぶべきではないかと思っております。

時間をオーバーしましたので詳述できませんけれ

ども、このインパクト評価の辺りは、支援の専門家がなさるといよりも、研究者の役割がいつそう求められてくるかと思ひまして、今後の自分自身の課題とも考えております。

【森永】 金子先生、どうもありがとうございます。

非常に重要な御指摘、我々現場でやったことのある人間にとりましても、非常にこれは重要な御指摘かというふうに思ひます。非常に悩ましいのは法整備支援というものの自体が、それ自体が金子先生言うておられます法の自立性、統一性というものの自体が価値なのかどうかと。あるいはそれが何かに作用して、あるいはそれが何かのもとになる。例えば経済発展のもとになる、あるいは環境が良くなるとか、いろんな社会的利益につながる事が大事なのか、それともある意味、法整備自体が自立できるのかどうかということとも密接に関係してくる。例えば法の自立性、統一性をロジカル・フレームワークのどの位置に正に置くかということの、非常に難しさが出てくるんだろうと思ひますけれども、恐らく松尾先生が、これについて非常に密接関連するお話をいただけると思ひます。松尾先生はこの法自体の評価と、それからそれが社会に与えるインパクトの評価とは別にすべきではないかというふうに若干お考えかと思ひますけれども、その辺りのことも含めまして、松尾先生お願いいたします。

【松尾】 ありがとうございます。

今、正に森永さんがまとめてくださったとおりで、私の問題意識は法自体の評価とその外部的インパクトの評価との関係をどのようにとらえ、法整備支援の評価基準に反映させるかということにあります。本日、最初に中川部長から従来の評価基準あるいはPDMというのは、個別プロジェクトの管理ツールとして作られてきたので、プロセスの評価は難しいとの指摘がありました。森次長の方からも、そのことは御指摘がありましたし、森寫先生も個々のプロジェクト評価というのはむしろ困難であるから、そ

れを始める前に戦略をしっかり立てよということであったかと思ひます。そのことの重要性は、アウトカムに沿った評価という観点から、今の金子さんの確認にもあったとおりで。実際、私自身も民法整備支援にかかわる中で、その時々プロセスの良し悪しがどのように評価されるか、そこから自他共に何が学習されるかということを感じながらやっております。そういう観点から、法整備支援にふさわしい評価基準とは何かということを考えてみたいと思ひます。やはり私は二つの基準に分けて考えるべきだと思ひます。



慶應義塾大学教授 松尾 弘氏

一つは、法システムそれ自体の開発・発展 (development) です。森次長のお話にありましたように、評価は最終的には究極目標に結びつけてしなければなりませんので、開発にどういうふうに役立っているかということにリンクさせて考えなければいけないわけですが、開発といっても経済開発 (economic development) もあれば、民主化とか平和構築も含めた政治的な開発 (political development) もあり、さらには市民社会の充実とかソーシャル・ネットワークの充実というような社会的開発 (social development) も含まれてきます。そういう中で法的な発展 (legal development) というものがあり得るんだろうかということでもあります。私はあり得ると考えています。それは、法システムが整備されるということ、それ自体が、経済発展や民主化や社会開発

にどのような影響を及ぼしたかということとは別個に、評価の対象になり得るのではないかということです。これは、一つの国の法制度が、インテグリティ（integrity）を持っていることであると捉えています。ここにいうインテグリティとは、法制度が統合的な性質、統一性、体系性を持っていて、それ自体として有効に、かつ実務的に機能していること、かつ個々の法が究極的には正義ないし規範理論の観点からより整合性を持つものへと内容改善に向けて開かれているということです。法整備支援の評価の一番重要な出発点は、一国の法制度がインテグリティを持つことにどの程度寄与しているのかということです。そのための評価基準をまず立てる必要があると思います。それは、法制度ができた後で、それが一体どんなインパクトを持つのか、発展性を持つのかという基準以前に、法制度自体がちゃんと一国の中ででき上がっているのかどうかということの評価基準です。このインテグリティの基準を、法整備支援に特有の評価基準として入れていただきたいというのが、私の希望です。そうしないと、評価というのはある程度完成物になった後に、それがどんなインパクトを持った、どんな経済的・政治的・社会的影響をもたらしたかということに専ら関心が払われてしまい、例えば法整備支援において一つの法律を作ったとか、そのプロセスで様々な研修をしたということの意味が評価のうえで現れてこないわけです。そうした努力が払われている段階では、法制度自体がまだ完成物にはならないわけですので、それがどんな経済的・政治的・社会的成果を生んだかということを知るには、まだまだ時期尚早であると思うわけです。

では、それに代わる評価の基準としての法制度それ自体のインテグリティの中に何が入ってくるかということですが、第一に、法整備支援の対象となる法が、当該国家の法制度の中でどのように位置づけられ、関連する他の法と機能的連携がとれているかということです。例えば土地法の整備を支援する

としますと、土地それ自体や所有権、その土地に関する権利の登記制度、それらの取引のための契約の制度、それを担保化するための担保の制度との関係がどうなっているかをあらかじめ確認する必要がありますでしょう。と同時に、そういった土地の登記制度を管理運営するにはお金がかかるので、その財源をどこから確保するのか、それに関する税制のシステムとリンクしていないと、実は土地所有権制度もワークしないということは目に見えていると思うのです。そういうことに目配りしながら、例えば登記制度を運用するための費用をどういうふうに調達するかということともセットにして、土地法の整備の支援がされようとしているかということが、法制度のインテグリティの観点からは、重要な評価の基準になってくると考えられます。これは事前評価の段階から考慮に入れておかないと、一生懸命やったことがなかなか実を結ばないということが懸念されます。

今日は裁判官の汚職の問題が取り上げられましたけれども、それも一面では法制度がインテグリティを欠く帰結だとも考えられるわけです。つまり、これは公務員の給与問題と絡めて取り扱わないと、汚職だけ取り上げてもおかしいという御回答を森脇先生からいただきましたが、私も正にそのとおりだと思っております。例えば裁判所とかあるいは登記所のような役所を運営する公務員の給料をどう確保するかということと、土地法や土地登記法と関連する土地税制というのは非常に密接に結びついた制度ですので、それらを一遍に整備するということは難しいにしても、それらの関連する諸法の整備も取り込んだ包括的なプログラムの一環として個別の法整備支援が進んでいるのだということが最初から視野に入っていないと、後々評価ということが基準がないためにできなくなってしまうのではないかとこの危惧を持っています。

第二に、法制度のインテグリティの観点からやはり重要なのは、実体法と手続法の問題です。

例えば民法、民事訴訟法を支援するときにも、どちらかだけでも意味はないということは分かっているわけですが、それぞれの中身の関連づけ方にも注意を払う必要があります。今日はベトナムの民事訴訟法の最近の改正の一つの論点として議論が盛り上がった点に、当事者がなかなか証拠を集めてこれないというときに、一体どういう制度改革をするかという問題がございました。裁判所や検察の権限を強化して、職権主義を強める方向で行くのか、それともばっさり当事者主義で割り切って立証責任の問題で片をつけてしまうのかと、抜き差しならない状況のようにも思われます。しかし、その前に、実体法としての民法で、一体何をどのように立証すれば良いかが分かりやすい要件規定になっているかという問題があります。例えば契約の成立とか、内容とかを立証するとき、一体何を立証しなければならないのかということが分かるような実体法の要件作りになっているかどうかということです。そのような実体法と手続法の機能的連携の良さという意味での法制度のインテグリティを意識した法整備支援になっているかというようなことも、一つの評価基準になりうると考えられます。それが改善の方向に進んでいるということであれば、それ自体として非常に高い評価をすべき基準ではないかと思いません。

それから、実体法—手続法関係のインテグリティの観点からは、最近注目されている和解・調停制度についても、留意すべき問題があるように思われます。これはよく森永さんとお話する点ですが、和解・調停制度、その他のADRで手っ取り早く時間も費用も節約できるので先行して進めようというのは、実体法—手続法関係でも、手続法内部の関係でも、インテグリティの問題があるように思われます。むしろ、当事者間の権利・義務の有無や内容を確定する明確な実体法の基準があり、それに基づいたリジッドな訴訟制度があつて、もし訴訟に行けばこういう結果になるから、それを予測して、

だったら和解しましょうという制度を作ることには非常に意味もあるし、効率性も出てくると思うのです。ところが、なかなか裁判所は汚職の問題があつたり、手続の進行が遅かつたり、いろいろな問題があつて迅速で公正な裁判が受けられるかどうか分からないから、それをバイパスして地域のADRでというのは、正義を保障するという観点からは、危ない面も含んでいると思います。したがって、和解・調停制度を支援するときにも、それが実体法及び訴訟制度の確立というプログラムとどういうふうに関連づけられているのかということも、評価基準として入っている必要があると思います。

第三に、法解釈学とか立法学とか、法律学の発展ということも、法制度のインテグリティの観点からは看過できない重要性をもっています。法を実効的に運用していけるということの前提として、やはり法理論が形成されるということが大事で、そのために法律学が発達しないと、いわば法制度に命が吹き込まれないという感じがするわけです。法の運用を支える法律学の発展をも意識した法整備支援は、法制度のインテグリティを増すために軽視することができません。この点については、森寫先生をはじめ、今まで日本の法整備支援でやってこられた方法、とくに両当事者が試行錯誤を繰り返しながら、一緒に共同研究スタイルで、法改革の内容を模索する、そして、そのプロセスを重視していこうという方法は、恐らく意識的・無意識的にこの法的なものの考え方を育てるということに通じてきたのではないかと思うのです。そうしたプロセス自体が高く評価されるべきものであり、それを評価できる基準を作り、それ自体をやはり評価して欲しいというふうに思います。

第四に、法制度というのは、それに固有の特色として、あらかじめ定められたルールに従って作っていかないと有効なものにならないので、どういう手続ルール—法律を作るためのルール、いわゆるメタ・ルールです—を作り、それに従って法改革が進

んできたかということも、法制のインテグリティを確保するためには不可欠の評価基準です。したがって、その点もやはり法整備支援の評価基準に入れて、そのメタ・ルールのプロセスに従って淡々と進んでいるのだとすれば、そのこと自体が評価に値するのだと思います。先ほど森次長からプロセスのお話もありましたし、矢吹さんからも日弁連ではプログラムに従って坦々とやっているかどうかということ基準にしているというお話もありました。やはりメタ・ルールに従ってきちんきちんと進んでいるということが、インテグリティの評価にも通じていくのではないかと思います。そういう中で、次の段階として、その制度の運用、それから執行ということが改善されているかということも視野に入ってくると思うわけです。

以上に例示したような法制度のインテグリティという観点にもっと注目した評価基準を作るとすれば、法整備支援の評価にはやるべきことがもっとたくさんあるはずで、そこにはいろんなバラエティーが出てくると思います。まずこれをやる必要があるのではないかと思います。

そして、こうした観点からの法制度そのものの評価を第一段階とすれば、第二段階として、そうした法的発展 (legal development) が、今度は経済発展、政治発展、社会発展に対してどういうふうに影響を与えているか、という観点からの評価の問題があります。ところが、これについては御承知のように、たとえば特定の法整備をしたことによって、どれだけ経済成長したかとか、一人当たりの国民所得が上がったかとか、あるいは社会が民主化の方向に進んでいるか、社会福祉が向上しているかということについては、たくさん研究が実証研究も含めてされていますけれども、結論は肯定、否定、あるいはその中間で、こういう条件がそろっていればプラスの値が得られたけれども、このような条件下ではマイナスだったというような研究がある段階です。したがって、ある法制度改革と、例えば経済指標等のア

ウトプットとの因果関係が立証された命題ができれば、それを使って、ある法制度整備支援プロジェクトのインパクトを評価しましょうということではできると思うわけです。けれども、まだそういうものがないところで、法整備支援をしたからどんな成果が得られたんだというふうにいわれても、それはとても因果関係は特定できませんし、評価基準としては合っていないのではないかと思います。ですから、ここはさらに研究を進めるべきところで、この点についても先ほど金子さんから御指摘があった点ですが、学者の研究が進むことを待ちたいと思います。

以上です。

【森永】 松尾先生、どうもありがとうございました。

実はかなり難しい問題、正に最後に松尾先生がおっしゃられた他の社会的利益に法制度がどの程度寄与するんだということは、余りにも条件、正に他のファクターが多いために非常に難しいところだとは思っています。

パネリストの方々、ありがとうございました。あとそれほど時間があるわけではございません。10分ぐらいいいのかな。え、15分ぐらいいいの？

まだ少し時間がございますので、質疑応答の時間にいたしたいというふうに思います。

画面は東京になるのかな。

それでは、フロアを開放することにいたしまして、質疑あるいは御意見、そういったものがあればどんどんお寄せいただきたいと思います。

質疑応答

【大屋】 名古屋大学の古屋でございます。興味深い御報告いろいろありがとうございました。

特に、金子先生に伺いたいところがございます。法整備支援の評価に関するフレームワークについて、非常に参考になる御講演をいただきまして勉強になりました。しかし、そもそも開発が目的であると

て、その開発とはさらに何だろうかということを考えます。森永先生の方から「人民の幸せ」というような表現もありましたし、あるいは最近出た『成長なき時代の「国家」を構想する』という本の表現を使って国民福利の増大と言ってもいいと思うんですけども、そういったものへのルートとして例えば法整備支援があって、その中で日本のアウトカムとして「法の自立」とか、制度が自立性の中で発展していることが考えられるという点については非常に共感するところがある一方で、そのアウトカムをどのように正当化するかということがやはり問題になってくるだろうという気がするわけです。

といいますのは、例えば自立的な法であるとか、自己発展的な法体系を作ることがその国の人民の幸福にとって、長期的にも短期的にもマイナスに作用するという事は理論的には考えられるわけですし、このような観点から、例えば統治の手法としても松尾先生がおっしゃったように、インテグリティのある法体系によって、統治をしていくのではなくて、アドホックでもとにかく国民の幸福が増大するような統治をそのたびごとに実現していった方がいいではないかというような問題提起があるわけです。理論的には統治功利主義と呼ばれるような立場がここに接近しているわけですし、現実的な問題としては、発展途上国においてほったらかしで選挙をやるだけではどうしても世の中がうまく回らないようなので、外部から先進国がアカウンタビリティとか、セキュリティ、国家安全保障というものを供給してやる必要があるのではないかという意見が欧米からはもう出てきているわけであります。

欧米の一部のドナーの支援にしても、要するに発展途上国のオーナーシップを尊重するから彼らの幸福が実現できないのであって、代わりに自分たちが適切な方法をきちんと導入してやるんだという思想はあり得るわけですね。こういうのを植民地総督府的功利主義といって大体評判が悪いんですが、こういう発想を聞くと我々日本人はかちんときます。

しかし、ではなぜ我々がそれに反発できるのか、そうではなくて我々がやっているような方法がなぜいいのかということ、多分主張していく必要があるんだろうと思うんです。

この点について、金子先生にお考えがあれば伺いたいというのが質問内容であります。

【森永】 大屋先生、ありがとうございました。かなり難しい問題かと思いますので、金子先生よろしくをお願いします。

【金子】 ありがとうございます。

正におっしゃるように、アウトカムというものを、今までドナーがみんなしてうやむやにしてきたものを、改めて打ち出すとなると、その正当化というところをやっていかなければいけないというのは御指摘のとおりだと思います。それをあえてやらねば、評価基準の明示ということはありませんというのが私の申し上げたかったことなんですけれども。ドナー間競争ということは今まで起こってきていますけれども、すべてインプットのレベルのドナー間競争なんですよね。本当にやらねばならないのはおそらく究極目標をどう読むか、どう解釈するかというアウトカム・レベルのドナー間競争を本当はやらなくてはいけなくて、そこで日本の、明治以来の100年余りの経験を踏まえて、私たちはこれこれをアウトカムと考えるんだということ、自信を持って語ることが課題なのではないかなと考えています。それで確かにおっしゃられたように、欧米ドナーは経済開発ということを超えて、安全保障ですとか、エンパワーメントとかということで、かなり内政干渉的なエリアにも入ってくる形での高邁な支援を、目標を掲げておりますけれども、しかし、彼らの実際、安全保障というテーマの下で何をやっているか個別のインプットを見ますと、俄然今までと同じように、司法改革とかいって、インプット・レベルではアメリカ式の司法モデルの移植みたいなことをやっているわけでして。結局高邁な究極目標を増やしているけれども、インプット・レベルへは演

繚的つながりなく飛躍していて、やはりきちっとしたアウトカムの解釈がないという意味では、ドナーの行動はほとんど改善がないんじゃないかなと私は見ております。そこは、これから変わっていかなくてはいけないところではないかと思っております。

【森永】 ありがとうございます。どうぞ、森島先生。

【森島】 論争に入り込むつもりはないんですけども、大屋さんのおっしゃることは合っているんですけども、先ほどの話で入り込む時間がなかったんですけども、私のお配りした資料の1ページの課題というところ、先ほどの金子さんのお話ですが、アウトカムということになります。要するに上位目標で基本方針には我が国の外務省の方、基本方針にはこれだけの黒丸で書いたような三つ書いてあるんですけども、実はこれが一体良い統治とは何か、法の支配とは何かというのは、これは全てアメリカなり何なり極めて抽象的なんです。他方、残念ながら金子さんの掲げておられる法の自立性と発展性というのは、法とは何かというのは、これはヨーロッパ法なのか何なのか。自立性というのは何なのか、これは松尾さんもそうなんですけれども、インテグリティとは何なのかというような論理的一貫性なのはインテグリティなのかどうかという、その点も、先ほどの話で松尾さんの話の中身を聞くとあれなんですけれども、言葉自身ではそれ自身をターゲットとして、あるいは目標としてやると誤解ばかりが出てくるだろうと。それから発展性というのも、これも先ほどのお話でディベロップメントというのに、森永さんおっしゃったけれども、いろんな発展がありまして、貧困開発だって2002年のときにはディベロップメントというのは貧困の解決もディベロップメントで、その前のディベロップメントというのは要するに経済発展そのもので、もうけて何が悪いというのはディベロップメントで、今は貧乏人で何とかしろと、またこのごろ違ってきます。その意味で、こういう抽象的な言葉は余り目標として

はあれですし、金子さんのおっしゃるアウトカムとしては適切では、おっしゃる意味は分かるんですけども、一般的に出すと誤解が生ずるのではないかと、もっと具体的に出された方がいい。

それから、これは支援ですから、相手方のオーナーシップを認めるとすれば、相手方との関係で具体的にそれぞれの国によって、あるいはそれぞれの国の発展状況によってアウトカムないしは目標というのは違って来ると。私がここに挙げたのは、外務省のいっているのは、これは大変結構でこれに限るということをやったのではなくて、こんなのを挙げているけれども、これじゃよく分からないんじゃないか、場合によってはアメリカの二の舞をやることになるんじゃないか、植民地主義になるんじゃないかということをお願いしたんで、その意味では大屋さんの問題提起は大変重要だと思うんですけども、それなら大屋さんは何を挙げられるかというのをこちらの方から、法哲学者ですからちゃんと出された方がいいのではなからうかと。学者というのは悪いところは問題提起ばかりしてちゃんと言わないのが悪いので、私もこれ課題で問題提起だけしているんで、皆さんにそういうことを言っていただきたいと思えます。

その意味で、まず、もう少し具体的なのは国ごとに出して、それからプロジェクトにもう少し次の、もう少し、例えばじゃ民法とか民商法をやるとか、あるいは裁判制度をやるとか、そういう形で今度はもう一段落としたアウトカムを出してくるというのでないと、法の自立性と発展性というのと何とでも読めるという感じがいたします。

【森永】 森島先生、ありがとうございます。

大屋先生。

【大屋】 ありがとうございます。私自身は金子先生に全く共感するところがあって、やっぱり自主性というのは重要だし、それが日本の法整備支援というか、法制度の整備史から見てとれることなんだというようなことをしゃべったこともあります。その

理屈づけとしてはオーナーシップが非常に重要だという立場なんです。個人レベルの話としては、それを功利主義者である法哲学者と現在論争中というところなんです。集団レベルで見た場合、端的に言うとならばオーナーシップが非常に重要なのは諦めがつくからだと。要するにそれによって何らか悪い結果が生じたときに、自分たちのせいであって他の誰を責めるわけにもいかないということに対する理屈づけができるということが非常に重要なので、そういう意味での責任配分原理として、オーナーシップというのをとらえていくべきなのではないかというのが現状の意見です。どうも小難しい話にすぐなるのが法哲学者の悪いくせですので、その点は御容赦いただければと思います。ありがとうございました。

【森永】 ありがとうございました。

金子先生。

【金子】 森嶋先生に御批判いただきましたように、自立性とか発展性やら柔軟性といっていますと、抽象的でディフェンドできないと、御指摘はごもつともでありまして、私のイメージの中では実は、このアウトカムが二段階ぐらいに最低分かれるべきと思っています。援助用語では「プログラム目標」と言われているレベルのアウトカムと、その下に位置づけられる「プロジェクト目標」と言われているより具体的に敷衍された目標との、二層のアウトカムが両方必要です。先生の御指摘のようにより具体的でないとディフェンドしきれないと思っておりますが、しかし、それでもなおかつ、この上位のより抽象的なプログラム目標も立てておく必要があるような気がいたしまして、その選択・解釈の議論が必要だと思います。というのも、先ほど松尾先生の御報告をうかがってまして、ほとんどの箇所でも共感して聞いていたんですけども、ただし、松尾先生は法の自立性の部分、インテグリティの部分で強調されて、私は同時に法の柔軟性、社会規範を取り込んだ自立性というところにもうちょっと力点を置

きたかったわけです。そういった、日本支援は、どっちの戦略で行くんだというようなレベルの議論を決めておかないと、どこかで行き違いも起こってくる気がするんです。

例えばですが、松尾先生が和解について御発言になりまして、裁判があつての和解だということをおっしゃいました。私ちょっとまた違った見解を持っています。裁判あつての和解という部分もあるけれども、和解が裁判を変えていく部分もあると思っています。実体法が硬直しているときに、あるいは社会規範から遊離しているときに、社会規範の大事な部分をその実体法の中に落とし込んでいくようなチャンネルが必要かと個人的に思っております。たとえば草野芳郎先生がなさっておられますような和解調停支援の中には、インドネシアで実定法と社会規範が乖離しているなか、これをつないでより法の自立性につなげていくような、柔軟な規範の吸い上げということをやっておられるように私は拝見しております。草野先生御自身はそうお考えじゃないかも分かりませんが。

【森嶋】 念のために伺います。その場合の法というのは国家法と社会規範といった場合に、法というのは国家法ですか。

【金子】 国家法を形成していくわけですが、その中に現実に生きて規範として存在しているものを取り込んでいって初めて、法の自立性という、国家法の自立性というものが成り立つのではないかという意味です。

【森嶋】 先ほど言った法という言葉が、そこをちゃんとどっかで説明しないといけない。自立性というのも何が自立かというのをちゃんと説明しなければいけないと。

【金子】 法哲学者のお力を得ながらですね。

【森永】 草野先生お願いします。

【草野】 法とか規範というようなレベルの高い議論は少しやめまして、実践論の議論をしたいと思っております。

私はインドネシアの和解調停支援というJICAプロジェクトをやりました。このプロジェクトを希望したインドネシアの最高裁のねらいは、事件の未済を少しでも減らすために判決以外の手段を活用したいというものであったし、民間の人がADRを希望するのは、裁判所は信用できないから、できるだけADRを普及してもらった方がいいというものでした。そういうところから始まったのだらうと私は思います。和解調停支援プロジェクトをやってみて分かったことは、和解調停の技術だけに問題があるのではなく、判決にも問題があり、その他の法整備も必要だということでした。でも、それが分かったのは和解調停というのをやってみたからです。私が得たものは、いろいろな問題点が事前に想定されたとしても、それを同時にやったからといって効果がすぐに出るものではなくて、まず、一つの目標を全力を挙げてやって、それを突破すること、そうすると、次の問題点が見えてくるので、今度はこれを突破するというように、息長く一步一步やっていくことしかないというものでした。そうしているうちに、やっぱり裁判制度に問題があるということを実感したのでした。インドネシアの場合は日本式の長所を取り入れた和解調停についての最高裁規則を改正して、あとはその普及状態を見るということを考えていましたが、JICAプロジェクトが終了し、延長がなかったので、以後は私の研究費でモニタリングを継続していこうと思っていました。ところが、予測外だったのは、インドネシア側からは、和解調停以外に積極的に日本からの知見を導入したいとの希望が出されました。それで、ICDと協力して、ささやかながらその期待に応えようということになりました。去年はインドネシアの最高裁の関係者を招き裁判官の養成制度についての本邦研修をICDが行いました。その研修の中で、司法研修所や東京地裁訪問と並んでロースクール訪問が企画され、学習院大学の法科大学院の見学や私の授業に参加していただいたりしました。このことは和解調停支援プロジェクトとい

うことではなくて、インドネシア側が日本の法整備支援に期待する視野が広がってきたということで非常に私は喜んでます。その中で、インドネシアの判決が使いにくいな、判決書の書き方を始めとして判決制度を改善する必要があると私は思いました。そうすると、日本の判決の書き方をインドネシアに普及した方がいいと思ったのですが、それをやってもまだ解決はうまくいかないと思います。審理の仕方とか、裁判所が民事と刑事も分かれていないし、専門家もないとか、いろんな問題点が出てくると思います。でも、一つずつ、やっていく過程で相手方のやる気も高くなっていくというプロセスが必要だと思います。ですから、最初に問題点の全部が分かったからといって全部やろうとしても絶対うまくいかないわけで、受け入れ側の期待や現状にあわせて、焦らずに、着実に進めていくことが大事だと思います。試行錯誤があってもそれも必要で、後から気がついてからやっても遅くないと思います。

松尾先生は、裁判制度の在り方を意識しないで安易な和解を支援するということは良くないとか言われましたけれども、私はそうは思わなくて、やったことによって見えてくるものがあるわけだから、まずは期待されたところからやってみて、うまくいかなかったからその原因を考えて次に進めということが良いことではないかというのが私の意見です。

【森永】 ありがとうございます。松尾先生お願いします。

【松尾】 すみません。ちょっと2点ほど誤解があったようなので、また、しばらく前からいろんなところで目にしたり耳にしている誤解なので弁解させていただきます。

第1点は、私がインテグリティの問題をお話したときに、本日は取り上げられなかったのですが、正に慣習法をどうとらえるか、制定法と慣習法のインテグリティという問題があって、私が考えているインテグリティ、最終的には正義 (justice) に適う形での全体的な調和という話は、決して形式的

な意味での制定法の調和に限るということは全く考えていなくて、正に慣習法とどういふふうに調和させて全体をうまくワークするようにするかという問題意識をも含むものです。実際に私が関与している民法支援のプロジェクトでも、例えばネパールでは、ヒンドゥーの伝統に基づいた慣習と国際標準といわれるルールとをどうやって調整していくのかということが正に一番力を注いでいる点であります。いろんなところで私は普遍主義だというふうに、どうも何かそういうイメージが形成されつつあるようなのですが、しいていえば多様なアプローチとプロセスを許容する柔軟な普遍主義とでもいうべき立場をとっているつもりです。実際、私がやってきた研究は、例えば不動産取引法について、日本の慣習をベースにドイツ、フランスのルールを相当柔軟にアレンジする形でどういふふうに形成してきたかというのがそもそもの出発点であります。そういう視点から、社会において本当に動くルールを、正義に適合する形でどうやって作っていくのかというのが根本的な問題意識です。そのことは今日お話ししたこととの関係でも変わっていないつもりです。

それから、第2点は、それとも関係する点なのですが、先ほど裁判制度とADRの関係をお話ししまして、これもちょっと誤解されてしまって、非常にこれはいけないと思ったんですけども、今述べましたように、また、草野先生からも御指摘いただきましたように、私は法制度整備の順序というのは、個々の社会の状況に応じて多様なパターンが許容され、かなり柔軟に考える必要があると考えています。実際、法制度は最初から全部フルセットで整備するというのは土台でできることではないので、やはりいろんなところから手をつけてみて、進められるものから進めつつ、しかしながら、同時に関連する法制度の相互の関係をいつも意識しているということが大事だと思います。先ほどのお話が訴訟制度を完全に作ってから和解・調停に進むべきというふうを受け取られてしまったら、これは全く私の意図してい

ることはありません。訴訟制度の改善の余地も意識しながら、また、そのための改革の努力をしながら、和解・調停もうまく機能するようにしていくということが大事だというふうに考えています。和解・調停の実践から訴訟制度への何らかの制度改善の提案は十分あり得ることで、それを否定するつもりは全くありませんし、正に草野先生が御指摘くださったように、和解・調停制度のプロジェクトをやる中で、裁判制度の在り方についての問題意識が出てきて、それについても制度改善の方向性が見えてきたということは、正に手続法制度のインテグリティが重要であることの例証と言えるように思います。そこは非常に大事な点で、そういう関連性が意識されていること、あるいはプログラムに組み込まれていることを評価の基準に入れるべきだというのが私の一番申し上げたいことで、その点は重々誤解のないようにしていただければと思います。ちょっと私いつも舌足らずで、もし失礼なことがあったしたら、おわびしたいと思います。

以上です。

【森永】 松尾先生ありがとうございます。

【中里】 全く今までの流れと違う、かなり実践的な質問になります。松尾先生にお願いをしたいと思うんですけども、先ほど土地登記の制度の導入の中で、財政の確保が非常に重要であるという御視点をいただきました。実は公取は余りそういう経験がございませんで、比較的競争法ができて、組織もできて、そういうところから要請が来るという歴史が結構ありまして、それ以外にももちろん中国という例外はあるものの、比較的そういう形の流れになっていると。他方で今、フィリピンは実は13本ぐらい議員立法ができていて、この中でどうしていくんだという話を、今ちょうどしているところなんですけれども、そういった中でも財源をどう確保するかみたいなところの中で、何か有効的なプログラムみたいなもののヒントがございましたら、ちょっと評価の話と少しずれてしまうんですけども御示唆をい

ただければと思います。

【森永】 松尾先生お願いします。

【松尾】 恐らくそれに答えられると、現在の法整備支援の多くの問題は解決されていくのではないかと思うんですが、そこはステップ・バイ・ステップだと思っています。制度の立ち上げにおける財源と、その運用における財源の両方が問題になると思いますが、前者及び後者も当初の内は援助に頼ることがあるとしても、どのくらいの期間をその支援でやる、しかし、その後はこういう自前の財源調達の方法に移行していくという原始プログラムの存在がマストであるということ、やはり最初から念頭に置いた支援の在り方である必要があると思います。その際には、一般財源で手当てするか、特定財源を考るかという問題も出てくるでしょうが、とくに重要なことは、いわゆるフリーライドは許されない、そうでなければ制度づくりとしても、制度支援としても、実は首尾一貫していないのだということを明確にする必要があると思うのです。これも法制度のインテグリティの問題の一環といえるでしょう。フリーライドを許容したままの制度の運用支援は幾ら続けても、支援が続く限りはその制度はもつかもせませんが、その支援が切れたら終わりというのは、これは当初の制度設計の段階から問題を含んでいたということになると思いますので、最初の立ち上げや当初の運用は外部からの資金援助ということでは十分あり得る話だと思いますが、いつから、どういう条件の下で、例えば国家の収入のこの部分をこの財源に充てるというようなプログラムは、最初から話し合っ理解し、合意しておく必要があると思います。そうでないと、いわば「いいとこ取り」が可能であるかのような誤解が生じ、法制度の構築にとっていろんなところに悪影響が出てきてしまうと思うんです。

ちょっと論点ずれてしましますが、カンボジアの土地法の話が再三出されていますけれども、結局、土地の所有権を導入して、人々の福祉を高めるため

の制度がむしろ有力者への土地の集中のインセンティブを与えているというのは、これは本来ならば土地登記制度の立ち上げや運用を始め、土地所有権制度の維持・管理には膨大な費用がかかり、少なくともその一部は土地所有者が負担すべきであるのに、土地に税金がかからないとすると、それはもうできるだけたくさん集めようというフリーライダーのインセンティブを生み出してしまうという構造をもちますので、そこは実は一種の「いいところ取り」を許容しているのだという意識は常に持つ必要があると思います。その意味で制度というのは、やはり首尾一貫していなければ実は成り立たないわけで、それについての本来あるべき負担者は誰なのかということを見据えた議論の中から、財源の調達ということを見据えておくということが、せめて考えられる解決法ではないかと考えています。

【森永】 ありがとうございます。

すみません、何か随分時間が過ぎてしまって、東京をすっかりそのままにして申し訳ございません。東京、再度何かございますれば。

【河原（東京）】 質問あります。少々お待ちください。

【佐藤（東京）】 東京大学の佐藤です。お久しぶりです。森永さん特に。今ちょうどカンボジアの土地の問題が出ていましたのでそのことについてコメントさせていただきます。森永さんも去年、東大の駒場でやったカンボジアのガバナンスのシンポに出ていただいたのでお分かりだと思いますけれども、この土地法の問題は汚職の問題と人権侵害とかなり悪循環をしております。本年1月4日から13日まで現地調査をしてみました。今本当にカンボジア国土中で起こっている非常に大きな問題ということです。さらにそこで農民が土地を奪われたということで訴訟を起したりするとその農民自体が名誉棄損ということで刑事告発されて追及されるとか、あるいは人権活動家が同様に刑法の適用によって迫害されると。またそこには当然裁判官への汚職を含め

たものがはびこっております。最近、汚職防止法ができたのですが、その汚職防止法によって実際に検挙されるのは、政府に盾突いた人であったり、政治的なことで汚職裁判官なり汚職行政官として迫害されるということも危惧されるわけです。こういった正にもともと意図した法律の使い方と全く逆の効果が始めているのではないかとこのことを御指摘したいのです。このようなおそれは単なる例外ではなくて、徐々にそれがエスカレートし始めているという現実を目の当たりにしてきたわけです。幸いなことに土地法については、日本は直接支援していないわけです。もちろん民法との兼ね合いもございまして、今年7月には施行されるであろうと期待されている民法が施行され、果たしてこの状況を改善できるかという、私は非常に懐疑的です。実際今のペースで土地の登記を進めていくと、10年、15年もたたないと全土の登記が終わらないともいわれています。でもそのときには恐らく、ほとんど多くの土地は権力者に全部取られてしまっていて、農民は土地なし農民ということで、シハヌーク時代に舞い戻ってしまうのではないかと。非常にそういうパラドックスを感じているわけです。

そういったことを含めてフォローアップをしていて、個別にいろんな批判をしていく必要があります。試行錯誤ですから、当然のことながら一気にうまくいくわけがないわけです。ただやっぱりここで反省すべきは法律を作るからといって法継受とか、法律の面だけで見ているだけではだめであろうということです。やはり当然ですけども、それ法以前に社会が違うわけですから、法人類学とかあるいはその国の歴史、伝統、政治、経済という、そういった社会の現実についてもっと調査を進めるというか、研究者がいらっしゃるわけですから、そういうところと連携して、やはり土台から入っていかないとけないなと感じています。カンボジアの場合とはとてもその余裕がなくて、まずは資本が入ってくるためにそれをどううまくやっていくかということがあっ

て、いろいろ法律が導入されてきている。しかしそれは逆に今権力者によって悪用されてきているという現実もあります。より持続可能な自立発展に正にこれから転換していく、つまり支援によって従属していつているような、そういう構造からいかに脱却して、自立的なものにしていくかという非常に大きな曲がり角に立っていると思います。その中でやはりカンボジアという国や人々をよく理解するという、原点に戻る必要があるように私は思っています。そういった意味で、日本の支援そのものとは直接関係しないかもしれませんが、日本の経験というのはそういうところでまた生きてくる話だと思うんですね。日本の民法の制定における論争を含めて、最終的には日本人が学んだ、日本人たちがその法律を作っていくという意味で、今後、大学を含めた教育施設等、非常に重要です。名古屋大学でやっていらっしゃる、日本法センター等も訪問してまいりましたけれども、そこで日本法を日本語で勉強された学生がちゃんとその社会でリーダーシップをとっていけるような、そのためのバックアップをしていくということが、次の課題かなと思っております。

先ほどの森さんの発言の中で、日本の企業のためというふうな法整備をやってはまずいのではないかというふうなコメントもございました。確かにそれが最終目的ではもちろん困るんですけども、少なくとも今は、特にカンボジア、タイとか、中国とか、そういったところのある種の植民地主義的なビジネスが背景になってこの土地問題が起こっているわけですから、日本のような国あるいは欧米のような国のいわゆるもっと質の高いビジネスが入っていくことによって、底上げをしていくということも大事です。その意味で、日本のビジネスが回るような、少なくとも汚職をしないでビジネスができるような環境を作っていくインフラとしての法制度作りという視点も重要です。その意味で経産省を含めて日本の投資ビジネス環境の向上を念頭に置いた法整備支援ということもあってもいいと私は思います。

以上です。

【森永】 佐藤先生、どうもありがとうございました。

じゃ、これ続けていると多分あと3時間ぐらいは平気でいけますので、残りは懇親会の場ということにいたさせていただきます、この辺りで終わりにしたいと思います。

どうも皆さんありがとうございました。(拍手)

【司会(江藤)】 パネリストを初め、御参加いただきました皆様どうもありがとうございました。

続きまして、財団法人国際民商事法センター、原田明夫理事長より本連絡会の総括をいただきたいと思えます。原田理事長よろしく願いいたします。

総括

財団法人国際民商事法センター理事長 原田明夫

【原田】 御指名いただきました国際民商事センターの原田でございます。総括ということですが、御依頼ございましたけれども、実は私自身、今回の12回目に当たる法整備支援連絡会で長時間にわたり皆様方が熱心に参加し、かつ意見を述べられた姿を拝見し、大変感動を受けつつ、簡単な言葉では総括できないというふうな結論でございます。それと若干時間が押していることもあり、一に感想めいたことを申し上げて、後援団体の一つとして、一言御礼を申し上げたいと思えます。

私は、この連絡会は法整備支援に当たっているさまざまな団体、プレーヤー、個人の方々が、これは各省庁の方もございますし、各大学の方もおられますし、法務省を初め組織としてやっているところもあり、また日弁連のように団体、NGO、NPOという形で参加されている方もございますが、ある一定の方針あるいは指令を出すために協議をするということではじめられたものではなく、言ってみればそれぞれの団体、それぞれのプレーヤーが必要に迫られて、またその意を感じて始められたことが積み重なってきたのだと思えます。2000年から始まり、最初

の年は2回開かれて、その後1回ずつで今回で12回目でございます。この連絡会は法総研とJICAの呼びかけで始められたわけですが、私はこの場所に来るたびに、この同じ目標に向かい、さまざまな立場からこのプロジェクトに参加しておられる皆様が語り合う中で、それぞれの相互理解を深め、仲間を理解し、そしてさまざまな問題で対話を続けながら、より良いものを作っていくということで、ここまで来たという感じがして私は感銘を受けているわけでございます。

最初の森嶋先生の大変刺激的な基調講演、私は大変よかったと思えます。そして、改めて法整備支援というものの根本的にある上位概念は何なのだろうか、日本国としてどういう形でこれからやっていったらいいのかということ、改めて問いかけていただいたと思えます。これについても、既に多くの方が語られましたので取りまとめることはやめますが、私の個人的な感想としても、このプロジェクトはいろんな形をとりつつも、我が国がもう一度アジアで、このグローバルな世界の中で、一定の地位を占めながら、国際社会のために貢献していくということの一つの形ではないかと思うわけでございます。もちろん、JICAが中心になってやっているODAという枠内ではとどまらないものもいろいろございますし、そこに悩みもあるわけでございますが、日本が国際社会に対し、これから鉄砲ではなく、平和なものの考え方、あるいは知恵でもって貢献していくという、一つの姿があるという気がしてなりません。

今回の連絡会ではプロジェクトの成果とか、またいろいろな評価について討議がなされたわけですが、私は大変有益だったと思えます。共通してあるのは、そこに参加することによって得られるお互いの理解の促進と、お互いの姿をともに尊重しながら事柄を進めていくプロセス、そして将来に向けて人と人とのつながり、そして国際社会の中での国と国とのつながりを念頭に置きながら進めていく大変有益な一つの試みではないかということに改めて感じたわけ

でございます。法整備支援もODAの枠組みを始めさまざまな形がございますけれども、結論的には相互に連携し合い、グローバルにしか生き残っていけない社会にあって、日本として貢献していく中の大きなものの一つではないかと思えます。それは平和のための試みであるとか、さまざまな平和構築のためというふうに考えられる方もあると思えますけれども、私はこの際、日本としていわば官民合わせてこの問題について改めて考えて、森寫先生が指摘されたような、何のためにやるのかということについての基本的な観念をともに対話をしながら、そこで作り上げていくということがますます大事だというふうに思いました。そうすることで、日本の若い人たちに国際的な協力の場で尊敬を集め、友として受け入れられていくための重要な働きを提供することができるのではないだろうかというふうに思いました。

学者の皆さん、実務家の皆さん、また、さまざまな団体に加入しておられる方々の尊い努力の結果がこういう形で現れつつあると思っておりますし、どうぞこれからもできるだけの御協力をしていただきたいというふうに考える次第でございます。本日は長時間ありがとうございました。（拍手）

【司会（江藤）】 原田理事長ありがとうございました。

それでは、最後に法務省大臣官房、中川清明審議官より閉会の辞を述べさせていただきます。

よろしく願います。

閉会の辞

法務省大臣官房審議官 中川清明

【中川】 若輩者が最後に挨拶ということで大変恐縮しておりますけれども、御指名でございますので挨拶をさせていただきますと思います。昨年8月に秘書課長から官房審議官になりました中川清明でございます。

本日は、長時間にわたりまして皆さんから貴重な

御意見を賜り、また熱心な御討議をいただきまして、誠にありがとうございました。私自身大変勉強になりましたし、ここにいらっしゃる皆様方が心血を注いで法整備支援を支えていただいているということ、改めて痛切に感じた次第でございます。今日聞いていて思ったことを3点ほどお話しさせていただきたいと思えます。

一点目は、戦略がないということについては、森寫先生から一昨日も法務省のワーキングチームで御指摘いただき、確かにそのとおりでなと思っているわけでございます。御案内のとおり平成20年1月30日に開催された第13回海外経済協力会議、同会議に法務省が初めて参加した会ですが、その会議において、法整備支援は海外経済協力の重要分野の一つであり、戦略的に進めていくことが合意されました。その後、ニーズ調査をした上で、先ほどからお話に出ています平成21年4月22日開催の第21回の海外経済協力会議における局長級申し合わせで、先ほどお話にありました七つの国を中心にやって、それ以外の地域についても必要に応じて支援していくと、こういう基本方針が取りまとめられました。それを受けて法務省でもワーキングチームを立ち上げて、昨年、中間報告をしたところでございます。ただし、その後のフォローアップは必ずしも十分ではない面もあり、やはりおっしゃっているとおり戦略的な対応が必要かなということも改めて、今日強く感じた次第でございます。

それから二点目は、法整備支援の効果測定という話が出ていました。私は、平成13年から3年余り予算担当参事官をやっておりました。その当時塩川大臣が総務省が行っている政策評価とは別に、財務省主導で予算執行調査を行ったかどうかということも財務省で言われました。それを受けて、当時、財務省からは、法整備支援について、これ何のためにやっているんだと、何の効果があるんだと、いつまでやるんだということをお聞かれました。そして、インプットは人件費、委託費をはじめとして定量的に予

算額で出てくるのに対し、アウトプットである効果は、何故定量的に出ないのかということを言われました。法整備支援の性質上、定量的に効果を示すことはできず、各国の経済発展のためには社会の安定が必要で、それを支える法制度を整備するための支援がどうしても必要だと説明したことを思い出します。今の時代、やはりあらゆる行政活動については、必ずブラン・ドゥ・シーという発想は必要なのでございますので、何らかの指標を見つけて効果測定をしなければいけない訳です。こうした観点からすると、法整備支援という投資をした結果、その国で、自立的にオペレーションできるような成果を上げる、そうした体制を築いていかなければいけないということを強く感じました。

それから三点目ですけれども、公正取引委員会と特許庁の方の話を聞いていて、これからアジアの大きな市場経済の中に果たすべき法整備支援の役割があるのではないかと感じました。この二、三十年先にアジア地域が爆発的に経済成長されるというのは、よく聞く話でございます。ある統計によりますと、2008年から2035年までの間に世界のエネルギー需要は全体で1.6%伸びるけれども、この中で、アジアは2.5%伸びるのに対して北米の伸びは0.2%にすぎないということです。そして、石油換算でいきますと、アジアの2008年におけるエネルギー需要が37億トンであるのに対して、2035年にはその倍の74億トンになるということを言われております。その伸びの一番大きい担い手は、申すまでもなく、中国、インドでございますけれども、中東を初

めとする西アジアは、今まではエネルギーの供給国だったんですけれども、そこで需要が爆発的に伸びているという状況があるようでございます。そういたしますと、大きなアジアの経済圏というのが出現すると思われる訳でございます。そういたしますと、やはりエネルギー効率の向上とか、CO₂削減とか、環境問題に対応するだけではなくて、先ほどお話しありました競争性の確保でありますとか、知的財産権の保護、こうしたことを図りながら全体として調和のとれた経済圏を作っていく必要があります。そのためには、やはり、法律的なサポートが必要なのではないかなということを非常に考えさせていただきました。

アジアを考える上では、インドネシア以西には国の国境を越えた大きなイスラム社会というのがありますので、そういうことも考えながら法整備支援を進めていかなければいけないのではないかなということを感じました。

最後になりましたけれども、本日御講演をいただきましたベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所のヴー・テー・ドアン副所長、それから森島昭夫先生を初め関係者の方々、後援をいただいております関係機関、そして関係者の皆様方に改めて御礼を申し上げたいと思います。今後とも一層の御支援、御協力を賜りますように心よりお願い申し上げます。最後の挨拶とさせていただきます。長時間ありがとうございました。（拍手）

【司会（江藤）】 中川清明審議官でした。どうもありがとうございます。



会場 風景

第 12 回法整備支援連絡会資料

第 1 プログラム

第 2 参加者名簿（大阪会場・東京会場）

第 3 講演資料

第 4 活動報告資料

第 5 パネルディスカッション資料

第 6 その他資料

1 法整備支援活動年表

2 国際協力部パンフレット「法整備支援」

3 財団法人国際民商事法センターパンフレット

第12回

法整備支援連絡会

日本の法制度整備支援をどう検証・評価するか

日時 2011年1月21日（金） 10:30～17:30

場所 大阪中之島合同庁舎 2階 国際会議室



共催：法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構（JICA）

後援：最高裁判所、日本弁護士連合会

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）アジア経済研究所

財団法人国際民商事法センター（ICCLC）

お問合せ先

法務省法務総合研究所国際協力部

International Cooperation Department, RTI, MOJ

〒553-0003

大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎

TEL：06-4796-2153

e-mail：icdmoj@moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

プログラム

午 前 の 部	10:30～	<p>■ 開会挨拶 法務総合研究所長 清水 治 国際協力機構（JICA）公共政策部長 中川寛章（東京会場）</p>
		<p>■ 特別講演 ベトナム最高人民裁判所副長官 トゥ・バン・ニュ氏 「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価」</p>
	12:10～	【 休 憩 】
午 後 の 部	13:10～	<p>■ 基調講演 名古屋大学名誉教授 森嶋昭夫 氏 「法整備支援の評価と今後の課題」</p>
	14:10～	【 休 憩 】
	14:20～	<p>■ 活動報告 一橋大学大学院教授 日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長 矢吹公敏 氏 公正取引委員会官房国際課企画官 中里 浩 氏 特許庁国際課地域政策室課長補佐 山崎 亨 氏（東京会場） 法務総合研究所国際協力部教官 松原禎夫</p>
	15:40～	【 休 憩 】
	15:55～	<p>■ パネルディスカッション 「法制度整備支援活動の評価～新しい評価指標の可能性と課題」</p> <p>コーディネータ：法務総合研究所国際協力部教官 森永太郎</p> <p>パネリスト：国際協力機構（JICA）公共政策部次長 森 千也 名古屋大学法学研究科教授 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 市橋克哉 氏 慶應義塾大学法科大学院教授 松尾 弘 氏 神戸大学大学院国際協力研究科教授 金子由芳 氏</p>
	17:15～	<p>■ 総括 財団法人国際民商事法センター（ICCLC）理事長 原田明夫 氏</p>
	17:25～	<p>■ 閉会の辞 法務省大臣官房審議官 中川清明</p>

18:00～19:30 財団法人国際民商事法センター（ICCLC）主催懇談会（24階なごみ）

※当初御案内していた内容から若干変更しています。

注：特別講演の講演者は、都合により、ベトナム最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長のヴァー・テー・ドアン氏に変更しています。

講演者紹介

トゥ・バン・ニュ（Tu Van Nhu） ベトナム最高人民裁判所副長官

1951年生まれ。
タシケント大学学士号、博士号取得。
最高人民裁判所刑事裁判所長、ハイフォン市人民裁判所長、最高人民裁判所控訴裁判所長等を経て、2006年10月から現職、同裁判所裁判官評議会メンバー。
麻薬防止令、警察令、民事訴訟法、民事判決執行法等の起草委員会メンバー、中央法律扶助委員会メンバー。



森嶋昭夫（もりしま・あきお） 名古屋大学名誉教授
特定非営利活動法人日本気候政策センター理事長

1934(昭和9)年生まれ。
東京大学法学部卒業、ハーバード・ロースクール大学院修了。名古屋大学法学部教授、上智大学法学部教授、ハーバード・ロースクール客員教授、カナダ・ブリティッシュ・コロンビア大学法学部客員教授、オランダライデン大学日本研究所客員教授等を歴任。
1993(平成5)年、文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法を紹介したのを皮切りに、ベトナム、モンゴル、カンボジアの法整備支援に携わる。日本の法整備支援の草分け的存在。



パネリスト紹介

市橋克哉（いちはし・かつや）

名古屋大学法学研究科教授、名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)長
専門分野：行政法

ウズベキスタンにおけるJICA法整備支援（行政手続法）に携わる。現在、カンボジア、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン、ベトナムを中心に法制度整備支援に関する研究や協力等を行う研究機関CALEのセンター長として活躍。

主な著作：「行政法整備支援の『メタ理論』と比較行政法への示唆」（法律時報82巻12号106-111頁） など

松尾弘（まつお・ひろし）

慶應義塾大学法科大学院教授
専門分野：民法、開発法学

継受法と固有法の混交の観点から、法形成と制度変化の過程、統治と法の一般理論を研究。JICAのネパール民法改正支援アドバイザーグループ委員、ラオス法曹人材育成強化プロジェクトラオス民法アドバイザーグループ委員等法整備支援活動に携わる。

主な著作：「不動産譲渡法の形成過程における固有法と継受法の混交」（横浜国際経済法学第3巻1号～第4巻1号）、「良い統治と法の支配—開発法学の挑戦」日本評論社 など

金子由芳（かねこ・ゆか）

神戸大学大学院国際協力研究科教授
専門分野：アジア法、法と開発

民商事分野を中心にアジア地域の法制と自律的發展を研究。

主な著作：「アジアの法整備と法発展」大学教育出版、「アジア危機と金融法制改革」信山社、「法整備支援論—制度構築の国際協力入門」香川孝三・金子由芳編 ミネルヴァ書房 など

森千也（もり・せんや）

国際協力機構（JICA）公共政策部次長兼ガバナンスグループ長

1983年4月、国際協力事業団（当時）に入団。ラオス事務所勤務の際に法整備支援プロジェクトと出会う。2009年6月、現在のポストに就き、法整備支援を担当することとなる。



第12回法整備支援連絡会出席者名簿(大阪会場)

	所属	役職等	氏名(順不同)
1	ベトナム最高人民裁判所	副長官	トウ・バン・ニユ
2	名古屋大学	名誉教授	森 鳶 昭 夫
3	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	センター長	市 橋 克 哉
4	慶應義塾大学法科大学院	教授	松 尾 弘
5	神戸大学大学院国際協力研究科	教授	金 子 由 芳
6	国際協力機構公共政策部	次長	森 千 也
7	岐阜地方裁判所多治見支部	支部長判事	榊 原 信 次
8	鹿児島地方裁判所川内支部	判事	國 分 隆 文
9	さいたま地方裁判所	判事補	多 々 良 周 作
10	日本弁護士連合会	弁護士・国際交流委員会委員	井 関 正 裕
11	大阪弁護士会国際委員会	委員	小 原 望
12	大阪弁護士会, 大阪大学法科大学院	弁護士, 特任教授	出 水 順
13	日本弁護士連合会	弁護士・国際交流委員会副委員長	村 上 幸 隆
14	日本弁護士連合会	弁護士・国際交流委員会副委員長	矢 吹 公 敏
15	大阪弁護士会国際委員会	委員長	小 林 和 弘
16	大阪弁護士会	弁護士	池 田 崇 志
17	愛知県弁護士会	弁護士	田 邊 正 紀
18	大阪弁護士会	弁護士	川 本 哲
19	公正取引委員会官房国際課	企画官	中 里 浩
20	大阪入国管理局	渉外調整官	伊 藤 純 史
21	学習院大学法学部	教授	草 野 芳 郎
22	新潟大学法学部	准教授	田 巻 帝 子
23	名古屋大学法学部・大学院法学研究科	学部長, 研究科長	鮎 京 正 訓
24	名古屋大学大学院法学研究科	准教授	大 屋 雄 裕
25	名古屋大学大学院法学研究科	特任講師	中 村 真 咲
26	名古屋大学法政国際教育協力研究センター	准教授	コ ン ・ テ ィ リ
27	名城大学法学部	助教	長 谷 川 乃 理
28	京都大学大学院法学研究科	博士後期課程	李 惠 珍
29	同志社大学法学部・大学院法学研究科	教授	川 嶋 四 郎
30	大阪女学院大学国際・英語学部	教授	香 川 孝 三
31	帝塚山大学法学部	准教授	山 岡 真 治
32	甲南大学法科大学院	院長, 教授	渡 辺 顛 修
33	甲南大学法科大学院	准教授	早 瀬 勝 明
34	神戸大学大学院国際協力研究科	教授	四 本 健 二
35	神戸大学大学院国際協力研究科	准教授	斉 藤 善 久
36	神戸大学大学院国際協力研究科	博士課程	坂 野 一 生
37	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	苗 手 麻 由 子
38	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	寺 嶋 敏
39	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	青 山 彩 音
40	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	大 西 陽 子
41	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	草 野 健 三
42	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	小 島 彩 華
43	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	斉 藤 千 尋
44	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	角 村 真 美

第12回法整備支援連絡会出席者名簿(大阪会場)

	所属	役職等	氏名(順不同)
45	神戸大学大学院国際協力研究科	修士課程	矢野大樹
46	海上保安大学校	准教授	河村有教
47	財団法人国際民商事法センター	理事長	原田明夫
48	財団法人国際民商事法センター	事務局長	小林清則
49	財団法人国際民商事法センター	事務局次長	吉武雄二郎
50	財団法人国際民商事法センター	大阪協力員	加藤武
51	日本ローエイシア友好協会	顧問	小野昌延
52	日本司法書士会 国際交流室	室員	吉田聡
53	大阪府教育委員会	府立支援学校行政系職員	杉本博一
54	今関貞夫税理士事務所	所長・税理士	今関貞夫
55	今関貞夫税理士事務所	補助者	田口貴子
56		通訳	チャン・ティ・ヒエン
57	最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所	副所長	ヴー・テー・ドアン
58	最高人民裁判所中央軍事裁判所	裁判官	グエン・マイ・ボ
59	最高人民裁判所経済裁判所	裁判官	グエン・ヴァン・ティエン
60	最高人民裁判所裁判理論研究所	民事, 経済, 商事課長	ブイ・ティ・ズン・フエン
61	最高人民裁判所裁判理論研究所	審査官	レ・テー・フック
62	最高人民裁判所国際協力部	書記	ヴー・ティ・ハン
63	財団法人日本国際協力センター	研修監理員	大貫 錦
64	財団法人日本国際協力センター	研修監理員	綱川秋子
65	国際協力機構公共政策部ガバナンスグループ法・司法課	課長	鳥居香代
66	国際協力機構公共政策部ガバナンスグループ法・司法課	主任調査役	小林 誉 明
67	国際協力機構公共政策部ガバナンスグループ法・司法課		川合優子
68	国際協力機構	国際協力専門員, 弁護士	佐藤直史
69	国際協力機構	ベトナム長期専門家	西村 修
70	法務省大臣官房	審議官	中川清 明
71	法務省大臣官房秘書国際室	国際協力係員	山下菜美子
72	国連アジア極東犯罪防止研修所	首席国際研修専門官	飯田昌弘
73	国連アジア極東犯罪防止研修所	統括国際研修専門官	小林宏治
74	国連アジア極東犯罪防止研修所	国際研修専門官	笹部真矩子
75	法務総合研究所	所長	清水 治
76	法務総合研究所総務課	課長	加畑和宏
77	法務総合研究所総務課	庶務係長	山田 純
78	法務総合研究所国際協力部	部長	山下輝年
79	法務総合研究所国際協力部	教官	森永太郎
80	法務総合研究所国際協力部	教官	松原禎夫
81	法務総合研究所国際協力部	教官	江藤美紀音
82	法務総合研究所国際協力部	教官	上坂和央
83	法務総合研究所国際協力部	教官	伊藤浩之
84	法務総合研究所国際協力部	教官	國井弘樹
85	法務総合研究所国際協力部	教官	松川充康
86	法務総合研究所国際協力部	教官	朝山直木
87	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	田中 充
88	法務総合研究所国際協力事務部門	統括国際協力専門官	権瓶由佳里

第12回法整備支援連絡会出席者名簿(東京会場)

	所属	役職等	氏名(順不同)
1	最高裁判所事務総局秘書課	課付	大 川 隆 男
2	最高裁判所事務総局秘書課	専門職	石 塚 敬 一
3	東京駿河台法律事務所	弁護士	上 柳 敏 郎
4	弁護士法人大江橋法律事務所	弁護士	内 藤 加 代 子
5	日本カンボジア法律家の会	弁護士	櫻 木 和 代
6	西村あさひ法律事務所	弁護士	鈴 木 多 恵 子
7	外務省国際協力局国別開発協力第一課	外務事務官	阿 部 泰 幸
8	財務省国際局国際機構課	財務事務官	角 登 麻 子
9	公正取引委員会	委員	浜 田 道 代
10	公正取引委員会事務総局官房国際課		片 野 寛
11	特許庁国際課地域政策室	課長補佐	山 崎 亨
12	文化庁長官官房国際課	海賊版対策専門官	井 村 隆
13	千葉大学大学院専門法務研究科	教授	栗 田 誠
14	東京大学大学院総合文化研究科	教授	佐 藤 安 信
15	國學院大學法学部	講師	大 江 毅
16	新潟大学実務法學研究科	教授	松 本 英 実
17	The George Washington University	Ph.D.Candidate	市 原 麻 衣 子
18	財団法人日本国際協力センター	理事長	松 岡 和 久
19	財団法人国際民商事法センター法整備支援事務局		岩 間 伸 樹
20	世界銀行	駐日特別代表	谷 口 和 繁
21	日本司法書士会国際交流室	室員	吉 田 聡
22	日本弁護士連合会		石 田 有 賀 里
23	ベトナム商工会議所 日本代表事務所	事務局長	児 島 あ き
24	国際協力機構公共政策部	部長	中 川 寛 章
25	国際協力機構	客員専門員, 弁護士	原 若 葉
26	国際協力機構東京国際センター公共政策課	課長	辻 野 博 司
27	国際協力機構東京国際センター		高 橋 静
28	法務省	特別顧問	竹 下 守 夫
29	法務省大臣官房秘書課	課長	小 川 秀 樹
30	法務省大臣官房秘書課	官房参事官	柿 崎 伸 二
31	法務省大臣官房秘書課国際室	室長	青 野 友 美
32	法務省大臣官房秘書課国際室	法務専門官	新 海 浩 之
33	法務省大臣官房秘書課国際室	法務専門官	菱 田 泰 弘
34	法務省大臣官房秘書課国際室	国際協力係長	北 田 祐 一
35	法務省大臣官房秘書課国際室	国際協力係員	田 村 圭
36	法務省民事局	局付	齊 藤 恒 久
37	法務省民事局	民事法制管理官	萩 本 修
38	法務総合研究所	総務企画部付	河 原 克 巳

日本の支援を受けてベトナムが公布した 民事訴訟法の直面している問題に関する評価について

ベトナム最高人民裁判所副長官トゥ・バン・ニュ

1. 日本国際協力機構（JICA）による民事訴訟法作成技術面における支援についての全般的な評価

2. ベトナムの訴訟の実践における民事訴訟法施行の影響についての評価
 - － 民事訴訟法に関する課題について

 - － 民事訴訟法における課題の原因について

3. 民事訴訟法の修正・補充の方向性と考え方

4. 民事訴訟法のいくつかの条項を修正・補充する法律の主な内容

法整備支援の評価と今後の課題

名古屋大学名誉教授 森島昭夫

今回は、検討の対象を国際協力機構（JICA）による法整備支援事業に限定することにする。

1. 法整備支援の目的(上位目標)

- 途上国の良い統治、法の支配の確立。途上国の市場経済への移行促進。
- わが国の国際的プレゼンスの向上。わが国の海外投資環境の整備。
- 国際社会の安定。自由・民主主義等普遍的価値の国際社会による共有。

(「法制度整備支援に関する基本方針」外務省（平成 21 年 4 月）参照)

⇒ 「法制度整備支援に関する基本方針」抜粋

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA 中期政策等に基づき、(1) 自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、(2) 持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、(3) 我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。また、技術協力を主としていることから、我が国の顔の見える援助の一翼を担うことが期待される。

[課題]

- どのような法や法制度を整備するのか。良い統治とは何か、法の支配とは何か、それぞれの国の社会の現状にかかわらず共有すべき普遍的な価値観はあるのか。1960 年代後半から 70 年代にかけて米国が失敗した「法と開発活動（LDM）」の二の舞にならないか。それぞれの国の国家体制や国家の発展段階の違いを無視して、一定の国家体制下の法制度を移植することに「妥当性」があり「インパクト」を生むか。
- 支援とは何か。途上国の要請に基づき、途上国の自助努力を支援するときに、途上国の法制度整備のどこまでを支援するのか。「有効性」「持続性」の視点から、それぞれの国家の法制度整備のどのような側面をわが国がどのように支援することに「妥当性」があるのかについて戦略的に検討すべきである。「基本方針」に言う、基本法および経済法の分野の支援とは何を意味するのか。人材育成に対する支援について、どのレベルでどこまで実施するのか。

2. 法整備支援の方法と内容(プロジェクト目標)

JICA の法整備支援はプロジェクト方式による「技術支援」の枠組で実施している。

法整備支援事業の内容

- ルールの整備支援（法律の起草支援、立法化促進支援）
- 法運用組織の機能強化支援（組織の機能強化、実務改善）
- リーガル・エンパワーメント支援（法の普及、法律扶助制度構築支援、人々の法・司法

制度アクセスの改善)

- 人材育成支援（法曹、法務・司法関係機関職員等の教育や研修）

（「法制度整備支援に関する基本方針」外務省（平成 21 年 4 月）参照）

⇒ 「法制度整備支援に関する基本方針」抜粋

我が国の法制度整備支援は、現地に専門家を派遣して、相手国のカウンターパート機関と対話・調整を進めながら、相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合った法制度整備を支援していることに特長がある。さらに、法の起草・改正にとどまらず、法が適切に運用・執行されるための基盤整備、法曹の人材育成や法学教育までを視野に入れ、相手国自身による法の運用までを見込んだ支援を行っているという特長もある。

【課題】

- ルール整備、人材育成などについて、プロジェクトのアウトプット目標はどのようにして設定するのか。数量化するとすれば研修セミナーの数か。法律の起草支援はどうか。アウトプットの内容は、基本法なのか細則法なのか、実体法なのか手続法なのか、法律の性質によっても異なるであろう。また、ある法律制度が実際に社会にどのようなインパクトを与えることになるのかということについては長期的かつ大規模な社会調査をしても正確には測定できないであろう。
- 数量化されたアウトプット目標値を設定することが困難であるだけでなく、社会や政治の状況に左右される法制度については、「JICA 事業評価ガイドライン」がいう「外部条件」が大きく働くので、アウトカムとプロジェクトとの間の「因果関係」を検証することも容易ではない。
- 上記のような根本的な課題はさておいても、法制度の整備を支援するプロジェクトにおいて、JICA の技術支援プロジェクトの通常のプロジェクト期間である 3 年間で、数量的に評価できるようなアウトカムは出てくるのであろうか。例えば、人材育成では、何を指標として計画時に 3 年間のアウトプットとし、事後評価のさいにプロジェクトが「有効性」があり、かつ「持続性」のあるプロジェクトであったと評価するのであろうか。
- 支援内容をルール整備に限ってみるとしても、どのような法の整備を支援するのか。どのようにして支援の優先順位を決定するのか。予め上位の戦略目標がなければならぬであろう。具体的にプロジェクト目標を定めるさい、どのようにして「相手国の文化や歴史、発展段階、オーナーシップを尊重し、国の実情・ニーズに見合った法制度」を法整備事業のアウトプット目標とするのであろうか。現実には、そのような目標設定はなされていないのではないだろうか。人材育成支援についても、被支援国にとって当該プロジェクトによる人材育成がどのような優先順位を持ち、プロジェクトの終了時にはどのようなアウトカムが出、そして、そのアウトカムがその国の将来の人材育成にどのようなインパクトを与えると予測したうえで、研修プログラムなり何なりが組み込まれているのであろうか。

3. JICAにおける事業評価

JICAにおける技術支援については、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」(2010 年 6 月) (以下、ガイドライン)によって事業評価が行われることになっており、技術支援の一環として行われている法整備支援プロジェクトもこのガイドラインに基づいて評価が行われる。

(ガイドラインは、かなり技術的かつ詳細であるので、今回の話題に関りのある限りで引用する。)

- プロジェクトは、計画時にプロジェクトが達成すべきアウトカム目標(プロジェクト目標)を設定しておく。プロジェクト目標は、上位目標(援助方針)に整合していなければならない。
- 評価にあたっては、プロジェクトの現状把握をする。そのさい、実績(具体的なアウトプットの目標達成度)、実施プロセス、因果関係(アウトプットとプロジェクト実施との因果関係)を検証する。
(「プロジェクトの現状把握・検証のための視点とポイント」参照)
- プロジェクトの現状把握ないし検証をするにあたっては、達成度の測定を上位目標(例えば、市場経済移行)、プロジェクト目標(民法起草)、具体的なアウトプット(民法起草)、個別の活動(具体的な専門家の投与、相手国専門家の研修など)といった、レベルごとに実績把握をする。JICA は、これをロゴフレームと呼んでいる。
(「ロジカル・フレームワーク」参照)
- 現状を把握したうえで(それとともに)、その評価をすることになるが、そのさいに JICA は、経済協力開発機構開発委員会(OECD-DAC)の評価 5 項目を用いている。(「DAC 5 項目による評価の視点」参照)

⇒ プロジェクトの現状把握・検証のための視点とポイント

検証項目	検証の視点	検証のポイント
実績	● プロジェクト実施の結果何が達成されたのか、それらは期待どおりであるか。	プロジェクトのアウトカム目標の達成度、アウトプットの発現状況を評価時点で測定し、計画時に設定した目標値との比較を行う。
実施プロセス	● プロジェクトを実施する過程(プロセス)で何が起きているのか、それらはプロジェクトのアウトカム目標の達成にどのような影響を与えているか。	当初の計画通りに活動が実施されてアウトプットに結びついているかを確認するとともに、実績プロセスの何がアウトプットやプロジェクトのアウトカム目標の達成度に影響を与えているかを検証する。実施プロセスの検証で得られた情報は、効率性や有効性を検証する際の根拠となる場合が多く、プロジェクト実施途中の軌道修正や類似プロジェクト立案に活用される。

因果関係	<ul style="list-style-type: none"> ● プロジェクトのアウトカム目標の達成が本当にプロジェクト実施によってもたらされたものであるか、あるいはもたらされるものであるか。 ● (事前評価の場合)プロジェクトの論理的な組み立てが妥当であるか。 	プロジェクトのアウトカム目標が当初の計画どおりに達成されたとしても、プロジェクトの実施とは別の要因が関係していることもあり得る。そのため、プロジェクトと効果の因果関係を検証するためには、同じ対象地域の実施前・実施後の変化を比較する方法や、プロジェクト対象地域と対象外地域との比較によって純効果を把握しようとする方法等、実績把握や目標値との比較といった方法とは異なる方法が必要となる。
------	---	---

(『新・JICA 事業評価ガイドライン第1版』2010年6月 17ページ表6)

⇒ ロジカル・フレームワーク (ログフレーム)

narrative summary プロジェクト要約	objectively verifiable indicators 指標	means of verification 入手手段	important assumptions 外部条件
overall goal 上位目標 間接的・長期的な効果、対象社会へのインパクト	上位目標の達成度を測る指標と目標値	左記指標の情報源	プロジェクトによる効果が持続していくための条件
project purpose プロジェクト目標 ターゲットグループや対象社会への直接的な効果	プロジェクト目標の達成度を測る指標と目標値	左記指標の情報源	上位目標に貢献するために満たさなければならない外部要因であるが、不確かな要素があるもの
outputs アウトプット 活動を行うことによって、産出される財・サービス	アウトプットの達成度を測る指標と目標値	左記指標の情報源	プロジェクト目標を達成するために満たさなければならない外部要因であるが、不確かな要素があるもの
activities 活動 アウトプットを産出するための活動	inputs 投入 (日本および相手国双方) 活動に必要な資源(人材、資金、資機材等)		アウトプットを出すために満たさなければならない外部要因であるが、不確かな要素があるもの preconditions 前提条件 活動を始める前にクリアする条件

(『新・JICA 事業評価ガイドライン第1版』2010年6月 41ページ 表I-1)

⇒ DAC5 項目による評価の視点

妥当性 (relevance)	開発援助と、ターゲットグループ・相手国・ドナーの優先度ならびに政策・方針との整合性の度合い。
有効性 (effectiveness)	開発援助の目標の達成度合いを測る尺度。
効率性 (efficiency)	インプットに対するアウトプット（定性ならびに定量的）を計測する。開発援助が期待される結果を達成ために最もコストのかからない資源を使っていることを示す経済用語。最も効率的なプロセスが採用されたかを確認するため、通常、他のアプローチとの比較を必要とする。
インパクト (impact)	開発援助によって直接または間接的に、意図的または意図せずに生じる、正・負の変化。開発援助が、地域社会・経済・環境ならびにその他の開発の指標にもたらす主要な影響や効果を含む。
持続性 (sustainability)	ドナーによる支援が終了しても、開発援助による便益が継続するかを測る。開発援助は、環境面でも財政面でも持続可能でなければならない。

（『新・JICA 事業評価ガイドライン第1版』2010年6月 19 ページ表7）

【課題】

すでに1.2. で述べたが、法整備支援事業はそれぞれの社会や国家の根幹に関わり、かつそれぞれの国が主権を持っている法制度の整備を支援する事業である。ある国や社会における国家や法の機能は何か、良い統治とは何か、一つの解があるわけではない。適切なプロジェクト目標を設定できたとしても、橋梁や発電所建設などの技術支援と異なり、プロジェクト・アウトプットの「有効性」、「インパクト」や「持続性」は相手国のその時の政治的社会的状況によって異なる。また、例えば法の社会的インパクトという、法以外の多くの要因が作用する社会事象をどのようにして評価するのか、確定した方法論はない。そのようななかで、機械的にDAC5項目を数量的に測定する方法を開発することに力を注ぐよりも、今なすべきことは、わが国の法整備支援事業が今後どうあるべきか、これまでアジア諸国で信頼を克ち得てきた実績を反省すべき数々の経験とともに謙虚に見直し、法整備支援という事業に適合した新たな戦略を策定することではないだろうか。

日本弁護士連合会の国際司法支援 活動報告(2010年)



日本弁護士連合会国際交流委員会
国際司法支援センター
センター長 矢吹 公敏

平成23年1月21日
法整備支援連絡会

日弁連の2010年活動歴



- ◆本邦研修(JICAからの委託研修)
1月25日～2月4日 平成21年度(カンボジア国別研修)「弁護士実務改善」
- 9月13日～9月21日 平成22年度ベトナム国別研修「弁護士実務研修」
- ◆国際司法支援セミナー
3月25日 「世界銀行の国際司法支援活動とこれからの国際司法支援活動のあり方」
- 8月3日 「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト終了報告会」
- ◆カンボジア弁護士会プロジェクト
6月4日 カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト終了セミナー及びセレモニー(於プノンペン)
- ◆アジア司法アクセスネットワーク会議
8月25日～24日 於ブリスベン
- ◆ILAC会議
4月8日～9日 於アツカラ

日本弁護士連合会による国際司法支援活動 の基本方針(別添)による検証

- 市民の自立支援－国際司法支援活動は、現地の実情に応じた支援でなければならず、現地からの要請に基づいた自立支援によるものとする。現地では、政府、市民、企業など様々な利害関係者がいるが、日弁連の活動は、常に最終的な受益者である市民の立場に立脚した自立支援を目的とすべきである。
- カウンタパート(共同実施者)との協働－上記の目的を実現するために、現地のカウンタパート(共同実施者)との協働を図るべきである。
- フォローアップの実施－日弁連が行った国際司法支援活動が本基本方針に沿ったものであるか常に検証すべきである。そのため、その活動について活動中およびその後にフォローアップ評価を行うことに努めるべきである。

カンボジア王国弁護士会プロジェクト報告

- 2007年2月合意書議事録(Record of Discussions)にしたがって、独立行政法人国際協力機構(「JICA」)の技術協力プロジェクトとして、2007年6月から2009年6月まで実施された。開発パートナー事業の後継プロジェクト。開発パートナー事業から数えると足掛け8年間のプロジェクトであった。
- 2009年3月に署名された合意書議事録(Record of Discussions)により2010年6月まで延長された。
- 開発パートナー事業では、①弁護士養成校の設立運営支援、②弁護士の継続教育、③法律扶助制度構築および④ジェンダー問題の取組みを4つの柱としてプロジェクトを実施したが、本プロジェクトは、上記の内①および②を継続して実施するために、JICAの技術協力プロジェクトとして採択された。

プロジェクトの概要

- プロジェクト上位目標は、「法の支配を担うカンボジア王国弁護士の育成」および「法的サービスへのアクセスを向上させ法の支配を実現すること」。
- 具体的には、2002年10月に開校した弁護士養成校への技術支援および現役の弁護士に対する継続教育を柱として支援した。
- チーム構成は、プロジェクトマネジャー、日弁連司法支援センターでのバックアップチーム、技術協力を実際に実行するファカルティ会議、事務監理をおこなう事務監理チーム。
- 長期専門家の役割の重要性。

プロジェクトの成果

- 開発パートナー事業から通算8年間のプロジェクトで合計350名以上の弁護士(4期生から10期生)を養成した。
- 弁護士継続教育セミナーを継続的に実施し、民事訴訟法および民法の普及活動に参加した。
- 神木JICA長期専門家の活動により、現地に民事訴訟法ワーキングチームが設置され育成された。
- 本プロジェクトの実施期間中に日弁連の国際交流委員会国際司法支援センターの体制が強化されて、その事務局を含めて人材育成が図られた。

振り返り【自己評価】

- プロジェクト目標は達成できたか？
- 民法・民事訴訟法の普及に貢献できたか？
- 弁護士会の自律支援をすることができたか？
- カンボジアの法の支配に貢献できたか？
- 支援・協力と交流のはざままで

プロジェクト評価について

- 評価の必要性
 - 説明責任(accountability)
 - プロジェクトの終了時期の判断
- 評価の指標(基準)
 - 定性的評価
 - 定量的評価
- 評価の主体
 - 専門性(プロジェクトの内容と評価)
- 評価の期間
 - 中長期的な評価の必要性
- 評価結果の利用

総括（コメント）

プロジェクトマネージャー

矢吹 公敏

（1）本プロジェクトの経緯

本プロジェクトは、2007年2月に署名された実施協議の合意書議事録（Record of Discussions）にしたがって、独立行政法人国際協力機構（「JICA」）の技術協力プロジェクトとして、2007年6月から2009年6月までの予定で実施され、さらに2009年3月に署名された合意書議事録（Record of Discussions）により2010年6月まで延長されました。

カンボジア王国弁護士会の弁護士養成校に対する支援は、2001年に同弁護士会から同校の設立について協力を要請されたことによります。日本弁護士連合会（「日弁連」）は、2001年から2002年にかけて、当時の国際協力事業団（現在の独立行政法人国際協力機構）（「JICA」）の小規模開発パートナーシップ事業の枠組みで、カンボジア王国の弁護士に対する継続教育セミナー（民事訴訟法および弁護士倫理に関するセミナー）を実施していましたが、当時のアン・エン・トンカンボジア王国弁護士会会長およびブン・ホン事務局長から弁護士養成校の設立について協力の要請を受けたのです。

同国では弁護士法で、原則として弁護士養成校を卒業することが弁護士となる条件であり、弁護士養成校が設立されない限り新規弁護士を輩出することができない状況でした。2002年に本件プロジェクトが開始するまでは、カンボジア（人口約1100万人）では登録弁護士が約250名で、実労数が約180名程であったことから、法の支配の実現の観点から、弁護士の養成が急務でした。

さらに、日弁連は、小規模開発パートナーシップ事業実施の最中に、上記要請を受け、JICAの開発パートナー事業（3年間）の申請を行い、これが受諾されてカンボジア王国弁護士会プロジェクトとなり、①弁護士養成校の設立運営支援、②弁護士の継続教育、③法律扶助制度構築および④ジェンダー問題の取組みを4つの柱としてプロジェクトを実施しました。

本プロジェクトは、この開発パートナー事業の結果が評価されて、上記の内①および②を継続して実施するために、JICAの技術協力プロジェクトとして採択されたものです。したがって、開発パートナー事業から数えると足掛け8年間プロジェクトが実施されたこととなります。その間、カンボジア王国弁護士会の会長選挙の問題で、長期にわたり同国弁護士会が問題を抱えることになった余波を受けて、プロジェクトの遂行にも支障が生じ、さらにプロジェクトそのものの存続も危惧された時期がありましたが、それを

乗り越えて当初の予定を大幅に延長してここまでプロジェクトが継続したことに、日弁連、JICA、外務省、法務省等関係各機関のご協力に深く感謝する次第です。

(2) プロジェクトの概要

プロジェクトの事業内容については、本報告書で詳述しますが、次の概要です。

- ① プロジェクト上位目標を、「法の支配を担うカンボジア王国弁護士の育成」および「法的サービスへのアクセスを向上させ法の支配を実現すること」としました。そして、その指標として、充実したトレーニングを受けた弁護士の増加および適切な法律扶助制度が構築されること、としました。公平かつ適切な裁判によらなければ、義務を負わされ権利を剥奪されないという法の支配の実現のためには、様々な手段を講じる必要がありますが、裁判で当事者の側に立ってその人権を擁護し、法的助言を行う弁護士の育成・増員は一つの柱です。また、費用面で裁判を受けることができない貧困層への司法アクセスの保障のために、法律扶助制度を確立することも重要な柱となります。以上の視点のもとで、事業を進めることにしました。
- ② 具体的には、2002年10月に開校した弁護士養成校への技術支援および現役の弁護士に対する継続教育を柱として支援いたしました。特に、我が国が別途のプロジェクトとして長年実施している民法および民事訴訟法の起草普及支援プロジェクトに連携するために、弁護士の継続教育は、すでに施行されている民事訴訟法から始めて施行を予定している民法を取り上げて実施しました。
- ③ 3年間の長期のプロジェクトであるので、プロジェクト実施体制の確立が重要だと考え、プロジェクトマネジャー、日弁連司法支援センターでのバックアップチーム、技術協力を実際に実行するファカルティ会議、事務監理をおこなう事務監理チームという構成で臨みました。
- ④ さらに、本プロジェクトでは、長期専門家を現地に置き、日常の支援を行うこととして神木篤弁護士が、起草普及支援プロジェクトから横滑りで本プロジェクトの長期専門家として赴任しました。

(3) プロジェクトの成果

本プロジェクトの成果の総括は以下のとおりです。

- ① 開発パートナー事業から通算8年間のプロジェクトで合計350名以上の弁護士(4期生から10期生)を養成することで、人口に比してまだまだ少ないとはいえ、市民のために働く弁護士が養成された。
- ② 弁護士継続教育セミナーを継続的に実施し、民事訴訟法および民法の普及活動に役に立った。
- ③ 神木専門家の活動により、現地に民事訴訟法ワーキングチームが設置され育成さ

れた。そのメンバーが今後弁護士養成校等で教鞭をとることが期待されている。

- ④ さらに、本プロジェクトの実施期間中に日弁連の国際交流委員会国際司法支援センターの体制が強化されて、その事務局を含めて人材育成が図られ、事務局員から JICA 長期専門家として派遣された人材も輩出したことも成果であったと考えています。

(4) 振り返り

- ① プロジェクト目標は達成できたか：本プロジェクトの目標は、弁護士養成と民法・民事訴訟法の普及を目指した弁護士継続教育でした。前者については開発パートナー事業から通算 8 年間のプロジェクトで合計 350 名以上の弁護士が養成され、その多くが実務についているという点で成果がありましたが、大都市に集中するなど当初の司法アクセスの改善までをプロジェクト目的にしていたことからすると、十分ではないといえます。地方都市への公設事務所等の構想を実現できなかったことは反省点です。
- ② 民法・民事訴訟法の普及に貢献できたか：民法・民事訴訟法について継続的にセミナーを開催したことで、両法に対する弁護士間での認識が芽生えたという点では、セミナーは成果がありました。また、長期専門家による少人数の弁護士や弁護士養成校の学生に対する充実した支援を実施できましたが、これらの方が今後の普及活動をどれだけ担うかが課題です。
- ③ 弁護士会の自律支援をすることができたか：最終的には弁護士会が自立して弁護士を養成し、各種の研修を実施することを期待していました。今後の弁護士会の活動を注視していきたいと考えております。
- ④ カンボジアの法の支配に貢献できたか：最終的な目標である司法アクセスの改善にはいたらず、また法の支配の意識と活動の醸成も十分ではありませんでした。
- ⑤ 支援・協力と交流のはざままで：いつまで支援・協力を続けるのか、その基準の設定が課題です。ある程度の段階で交流へ切り替えることが必要です。

(5) まとめ

カンボジアの状況はプロジェクト開始時から様変わりし、年間 10%を超える経済成長率の中で人々の生活も向上しているように見える。また、弁護士も人数だけではなく、その所得・仕事の内容も、全ての弁護士ではないものの、改善が顕著である。そのような中で、当初企図していたカンボジア王国弁護士会が弁護士養成校を財務的にも責任をもって運営する時期に来ていることを感じ、本プロジェクトを終了することがよいと考えて次第です。(実際に、弁護士養成校では既に 1 名当たり入学金として 1000 ドルを徴収している。)

但し、我が国が支援した精緻な民法及び民事訴訟法を弁護士が実務で実用するにはま

だ十分な現地指導弁護士養成ができておらず、そうしたトレーナー弁護士の養成を一定程度続けることが本プロジェクトの成果の効率的・効果的利用になると考えています。本プロジェクトで養成を開始したワーキンググループのメンバーをさらに強化し、現地セミナーでの講師等を依頼することが考えられます。

他方、日弁連は、カンボジア王国弁護士会に対して今後も弁護士倫理規則の改定等の要請がある場合には、引き続き可能な範囲で支援していきたいと考えており、また、さらに現地弁護士との友好の機会を増やしていきたいとも考えております。

今後も、日弁連とカンボジア王国弁護士会との友好協力関係が強固になるように、私どもも努力していく所存です。

以上

「日本弁護士連合会による国際司法支援活動¹の基本方針」(案)

1 基本理念

日本弁護士連合会（「日弁連」）の国際司法支援活動は、以下に述べるような基本理念に基づいて実施されるものである。

(1) 基本的人権の保障と恒久平和主義

日弁連は、現憲法を擁護することを活動の基本としてきた。憲法前文では、恒久平和主義・平和のうちに生存する権利を謳い、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。」という国際的な協力の責務を規定している。

さらに、弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と規定され、これを受けて日弁連会則2条は「本会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉である。」と明記している。日弁連は、この使命を遂行するために会員とともに協働しているのである（同会則3条）。

また、日弁連では、世界人権宣言をはじめとする国際的人権基準の普遍的遵守と保障の促進とが、全ての国の厳粛な責務であることを謳ったウィーン宣言およびその行動計画（世界人権会議1993年採択）の実施に積極的に関与・協力していくことを決意し、宣言しているが²、日弁連の国際司法支援活動もこの責務の実行の一環として考えるべきである。

日弁連が国際司法支援活動を実施する際にも、憲法に謳われた恒久平和主義・基本的人権の尊重、弁護士法1条の基本理念および国際人権基準の遵守と保障への決意に従い、国際協力を実施する責務を自覚し、我が国最大の人権 NGO としてその国際司法支援活動を行わなければならない。

¹ 政府では司法に関する国際的支援活動を「法整備支援」と呼んでいる。他方、日弁連内部では、「法整備支援」が当初立法支援活動を中心としてきたことから、より幅の広い活動を想定して「国際司法支援」という用語を使用してきた。そこで、基本方針の策定にあたっては、「国際司法支援」という用語を使用している。日弁連では1999年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設立したが、同登録制度上、「国際司法支援活動」とは、以下のように定義されている（制度規則第2条）。しかし、この定義には様々な活動が記載されている。今後、この「国際司法支援活動」の範囲・内容について検討していく必要がある。

「国際機関、諸外国の政府機関及び弁護士会を含む法律家の団体（以下「国際機関、諸外国等」という。）に對して行う次のような活動をいう。

- 一 諸外国の法曹養成に関する支援
- 二 国際機関、諸外国等の条約、法律などの立案への支援
- 三 国際人権・人道活動への参加
- 四 国際機関、諸外国等が行うその他の司法関連活動への参加
- 五 法律文献などの資料供与

² 1998年9月18日第41回人権大会宣言。

(2) 法の支配

日弁連では、憲法の底流に流れる「法の支配 (rule of law)」の実現のために日々努力しているところであるが、その国際司法支援活動においても同様である。

そこで、日弁連では、その司法改革実行宣言³において「法の支配」が社会のすみずみにまで及ぼされ、市民の期待にこたえる司法を実現することが、弁護士・弁護士会の市民に対する責務であると述べているが、その責務は国内にとどまらず、国際的にも遂行されるべきものである⁴。日弁連が、国際司法支援活動を実施するに当たっても、「法の支配」の実現に向けた活動であることを基本理念の一つとすべきである。

2 基本方針

上記の基本理念に基づき、日弁連の国際司法支援活動の実施に当たっては、以下の基本方針を念頭において行うものとする。

(1) 基本理念の実現

日弁連の国際司法支援活動は、基本的人権の保障・恒久平和主義・法の支配という基本理念を実現することを目的とすべきである。

(2) 政治的不偏性と中立性

日弁連の国際司法支援活動は、政治的不偏性・中立性に基づくものでなければならず、実際の活動の実施にあたってはこの点に十分に留意するべきである。

(3) 活動プロセス

国際司法支援活動を実施するに当たっては、原則として以下の点に留意すべきである。

① 市民の自立支援

国際司法支援活動は、現地の実情に応じた支援でなければならず、現地からの要請に基づいた自立支援によるものとする。現地では、政府、市民、企業など様々な利害関係者がいるが、日弁連の活動は、常に最終的な受益者である市民の立場に立脚した自立支援を目的とすべきである。

② カウンターパート（共同実施者）との協働

上記ア.の目的を実現するために、現地のカウンターパート（共同実施者）との協働を図るべきである。

③ フォローアップの実施

日弁連が行った国際司法支援活動が本基本方針に沿ったものであるか常に検証するべきである。そのため、その活動について活動中およびその後フォローアップ

³ 第57回定期総会・司法改革実行宣言（2006年）

⁴ 司法制度改革審議会意見書（2003年）は、「国際社会は、決して所与の秩序ではない。既に触れた一連の諸改革は、ひとり国内的課題に関わるだけでなく、多様な価値観を持つ人々が有意的に共生することのできる自由かつ公正な国際社会の形成に向けて我々がいかに積極的に寄与するかという希求にも関わっている。」と謳い、さらに「発展途上国に対する法整備支援については、政府として、あるいは、弁護士、弁護士会としても、適切な連携を図りつつ、引き続き積極的にこれを推進していくべきである。」と述べているのも、その趣旨である。

プ評価を行うことに努めるべきである。

④ 安全性

日弁連が国際司法支援活動を実施するにあたっては、参加する会員等の安全性に十分に配慮して実施すべきである。

(4) 弁護士および弁護士会への支援活動

日弁連による独自の国際司法支援の活動として、対象国の弁護士および弁護士会に対する協力および弁護士制度の構築に関する助言を積極的に推進すべきである。⁵

弁護士は法曹の一翼を担う重要な役割を果たしており、特に途上国では、人権問題などが顕在化する中でその擁護者としての途上国の弁護士の活動は重要である。他方、こうした途上国の弁護士の活動の支援には政府 ODA が目を向けることは少なく、他の団体も支援活動を積極的にするわけでない。こうした環境のなかで、日弁連が、弁護士の団体として他の機関と重複しない支援協力活動を実施するという観点からも、日弁連が途上国の弁護士および弁護士会に協力することには意義がある。

(5) ODA（政府開発援助）との関係

政府とは異なる立場で国際司法支援活動を行う日弁連は、ODA との関係について慎重に検討の上で参加の是非を判断すべきである。

ODA 大綱では、司法の役割に触れる部分として、①「良い統治」（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力、②個々の人間に着目した人間の安全保障、③平和構築の努力、④政府開発援助の実施にあたっては、国際連合憲章（特に、主権、平等および内政不干渉）を踏まえて、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断すること、⑤開発途上国の民主化の促進、市場経済導入の努力ならびに基本的人権と自由の保障状況に十分に注意を払うこと、などの記述がある。これは日弁連の活動理念と相通じる点もあるので、ODA と有機的かつ効果のある協力活動（最大効率をあげる手法）を実施するために、上記の日弁連の基本理念および基本方針に反しないことを条件として、ODA と協働して活動することも考慮するべきである。⁶

⁵ 参照、弁護士の役割に関する基本原則（国連犯罪防止会議 1990 年採択）

⁶ 日弁連では、1996 年から独立行政法人国際協力機構（JICA）が主催するインドネシア、中国、モンゴル、カンボジア、ベトナム、ラオス、などに対するに国際司法支援活動に協力してきたことはその現れである。

「国際司法支援活動基本方針の解釈指針」(案)

当連合会では、国際司法支援活動の基本方針（「基本方針」）を作成しました。その検討の過程で基本方針に関連する国際司法支援に関する重要な論点について討議がなされたことから、その討議の結果を「国際司法支援活動基本方針の解釈指針」としてまとめ、基本方針の付帯文書とすることが適当であると思料いたします。

当連合会としては、その国際司法支援活動を実施するにあたり、本解釈指針にも留意するものとしします。

その論点とは、以下のとおりです。

- 1 「対象国の民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に十分に留意すべきである。」という文言について
- 2 「法の支配」の解釈について
- 3 「ジェンダーの視点」について
- 4 「外部資金の利用」について
- 5 「日本の弁護士・司法制度の国際化」について

- 1 「対象国の民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に十分に留意すべきである。」という文言について

(1) はじめに

基本方針 2. (2) の検討の過程で、対象国の民主化が図られていない場合には、開発援助などをせずに人権状況の改善や民主化の促進を図る考え方もあり、「対象国の民主化の状況、基本的人権・自由の保障状況に十分に留意すべきである。」との文言を加えるべきであるという提案が提起されました。

他方、その文言を加えることに慎重な意見も提起されました。その理由は、そのような文言があっても融和的なアプローチで民主化を促す独自の戦略をとり、それらに問題のある対象国に対しても支援を行う考え方もあり、同じ文言を使用している、そのアプローチの仕方やその力点の置き方で対応が随分変わる可能性があるというものです。

また、「民主主義」または「民主化」は、日本国内の憲法体制のもとでは、日本の政治体制を支える大原則として、それに対して異を唱えられることはないと思いますが、それらが政治体制を異にする外国の状況に対して用いられる場合には、その用語の用い方にそれなりの注意を必要とします。

そこで、「民主主義」または「民主化」についての考え方、対象国の人権状況と当連合会の国際司法支援の関係について、その指針を述べます。

(2) 指針

- ① 第 1 に、「民主主義」「民主化」という文言ですが、何をもって「民主主義」が実現されていると評価するかは、国際社会の中に確定した考え方があるわけ

ではありません¹。第2に、そのような国際社会のもとで、国家間あるいは国際組織が他国の国内問題に干渉することを違法とする不干渉の原則は、第2次世界大戦後に人権や人道の分野において大きく例外が認められるようになった今日においても、なお基本的には妥当しています²。第3に、そのような国際社会を前提として、国際人権法は、特定の憲法や政治形態を前提とはせず、また特定の人権理念への信仰を要求するものでもなく、世界的なコンセンサスに基づいて承認と尊重を要求するものとして存在してきました³。そして第4に、国家間における「民主主義」の要求は、時として、国家の独立を損なうような政治的干渉あるいは戦争の口実として用いられてきたのです⁴。

このような状況の下で、国際司法支援の条件として「民主主義」を掲げることは、「民主主義」という政治体制の要求を口実とした内政干渉、あるいは近時西側諸国がとっている自由と民主主義の「価値観外交」の一端を担うものとの誤解を受ける余地が多分にでてきます。他方で、「民主化」の要請を条件とすることは、「民主主義」という政治体制を要求する場合に比べて一定程度、政治体制要求の性格が薄まる点があります。しかし、「民主化」を要求せざるを得ない国家においては、ほとんどの場合に「民主化」要求を掲げる反政府勢力が存在することから、「民主化」を条件とすることが、それらの勢力を側面支援する政治的なものであり内政干渉であるとの誤解を、支援の相手国から受ける危険性をはらむこととなります。

これに対して、国際人権法は、そのような民主化の内実を、政治体制に関わることなく、個人の市民的および政治的権利として要求しています。世界人権宣言や市民的および政治的権利に関する国際規約（自由権規約）は、それぞれに、意見および表現の自由、集会および結社の自由、そして選挙を通じての政治参加を求める権利を、政治体制に関わらない普遍的な人権として、その保障を各国家に求めているのです⁵。

それゆえ、国際司法支援の実施の判断に際して相手国に求めようとするのが、特定の政治体制ではなく、上記のようなその国民への政治的諸権利の保障であるとするならば、あえて誤解を招く多義的な「民主主義」または「民主化」をその指針に掲げるよりも、国際人権の中でもとりわけ政治的諸権利の実施状況を対象とすることがより効果的です。当連合会が国際司法支援を実施する際にもその視点を基本とすべきです。

② 実際に、当連合会が行う国際司法支援の対象となる国として、当該国家によ

¹ 例えば、社会主義国家は、自らのとる民主集中制（民主主義的中央集権制）を民主主義の発展形態として主張してきた。

² 例えば、山本草二『国際法【新版】』83項など参照。

³ L. ヘンキン（小川水尾訳・江橋崇監修）『人権の時代』188頁。

⁴ 例えば、ブッシュ政権のもとでのアメリカ政府は、民主的な価値観の普及を、その外交の3本柱の一つとし、また、民主主義の確立をイラクにおける開戦理由として用いた。

⁵ 世界人権宣言 19, 20 および 21 条。自由権規約 19, 20, 21, 22 および 25 条。

る人権侵害や表現の自由、集会および結社の自由等の政治的諸権利が保障されない抑圧的な体制が国際的に指摘されている国もその候補となることがあります。

このような国については、当連合会が実施しあるいは参加する国際司法支援が対象国の人権抑圧的な体制を助長する結果を招来したり、その体制を正当化する結果とならないよう配慮すべきことが、法の支配の確立や人権の保障という基本方針の目的から要請される留意点です。

他方、基本的人権・自由の保障の拡大という点において有効な国際司法支援が可能であれば、これを実施しあるいはこれに参加することは基本方針に沿うものであると考えられます。

- ③ そこで、当連合会としては、国際司法支援の実施にあたっては、対象国の基本的人権、特に表現の自由、集会および結社の自由等の政治的諸権利の保障状況に留意し、対象国にある人権侵害や人権抑圧的な体制を助長したり、正当化する結果とならないように、司法支援の是非、内容および方法などを十分に検討すべきです。具体的には、国連や諸外国、NGOなどが発表する対象国の人権状況に関する報告書などによって対象国の人権状況の正確な把握に務めるべきものと考えます。これに基づいて、当該司法支援の是非を検討し、これを是とする場合には、対象となる支援の法領域や法曹養成の対象者、カウンターパート機関、当連合会の関与の方法および程度などについて、当連合会の独自の立場から検討を行うべきであると考えます。

2 「法の支配」の解釈について

(1) はじめに

基本方針1(2)において基本理念の一つに「法の支配 (rule of law)」を掲げています。

以下では、当連合会が国際司法支援を検討または実施するに当たり、この「法の支配」に関する解釈の指針を述べます。

(2) 指針

- ① 「法の支配」は、「人」による支配ではなく、「法」による支配であるといわれ、各法支援実施団体のガバナンスの原則として用いられています。その概念や範囲は必ずしも一義的ではありません。国連、各国機関、学会、法律実務家などが「法の支配」の定義およびその外縁について議論していますが、確定的ではありません⁶。

⁶ 法の支配の定義には、(1)形式的定義 (formal definition)、(2)実質的(拡張的)定義 (substantive definition) および (3)機能的定義 (functional definition) があるとされ、(1)は、法に関する客観的指標 (①形式的に独立した、公平な司法部の存在、②公開された法律の存在、③特定の個人・階級のみ適用される法律の不存在、④遡及的法律の不存在、⑤政府の行為に対する司法審査に関する規定の存在等)への適合性を用いるものであり、(2)は、形式的指標への適合性のみならず、正義 (justice)、公正 (fairness)、自由 (freedom)、平等 (equality)、民衆的意思決定を介した実質的平

したがって、「法の支配」という用語を用いるときには、その概念や範囲は必ずしも一義的ではないことを理解することが必要です。その上で、不断に研究し知見を高めることにより、当連合会の国際司法支援活動における「法の支配」の概念や範囲を求める努力が必要であると考えます。

- ② ここで、参考として、国際連合が国連事務総長名で 2008 年に発表した「Guidance Notes of Secretary General : UN Approach to Rule of Law Assistance」について簡単に述べます。

この Notes によると、「法の支配」は、「国家を含めて、すべての人、公的機関、民間団体が法に対して責任を負うことである」とされ、そこでの「法」は、「公布され、平等に執行され、独立して審理され、国際人権に関する規範および基準に一致する」ものであると規定されています。また、「法の支配」に必要な要素として、法の優越原則への信奉、法の下での平等、法に対する責任、公平な法の適用、権力の分立、決定機構への参加、法的安定性および手続と法律の透明性を挙げ、その実現のために司法の重要性を説いています。その上で、指針・原則として国際規範および基準⁷に関する基礎支援、政治的背景への配慮、国特有の状況に対する基礎支援、人権・男女同権の促進、国の自主性の保障、国の改革構成要素の支援、一貫した包括的戦略的アプローチの保障、効果的な協力関係の構築を挙げています。また、法の支配を強化するための枠組みとして、憲法およびそれと同等の国家の最高規範、人権保障を図る国際規範や基準に準拠した法的枠組およびその執行、選挙制度、正義・ガバナンス・安全と人権の実施、司法のプロセスと機能ならびに法の支配を強化し公務員と政府機関が責任を負う市民社会のシステムを列挙し、説明しています。

- ③ 当連合会では、上記のような「法の支配」に関する様々な解釈や考え方⁸を不断に研究し、当連合会が行う国際司法支援活動においても、真の「法の支配」の実現に貢献できるように努力していくべきものと考えます。

3 「ジェンダーの視点」について

(1) はじめに

国連では、1995年の第4回世界女性会議以降、繰り返しジェンダー主流化の重要性が確認されてきました。⁹ジェンダー主流化とは、すべての分野・すべてのレベルにおける、立法・政策またはプログラムを含むすべての計画に基づく行

等の実現等の社会善への寄与＝良い法の支配 (the rule of good law) を主張し、(3) は、政府の恣意的な裁量権行使のコントロール、法的決定の予見可能性等の機能を実際に良く果たしているかどうかを指標とする。また、これ以外にも論じられているところである。(松尾弘「国際開発援助と『法の支配』」(社会科学研究 56 巻 5=6 号 (2005) 111 頁以下)

⁷ 前記の国際規範および基準には、国連憲章・世界人権宣言、司法独立の基本原則、弁護士の役割に関する基本原則、検察官の役割に関する指針、法執行官の行動綱領などがある。

⁸ 国際法曹協会 (International Bar Association) は、2005 年 9 月に「法の支配」に関する決議をしており、それも参考となる。

⁹ 北京宣言パラ 19、北京行動綱領パラ 292

動が女性と男性にもたらす影響を評価する過程のことです。¹⁰ 2005年世界サミット成果文書は、「我々は、ジェンダー平等を実現するためのツールとしてジェンダー主流化の重要性を認識する。この目的のために、我々は、政治、経済、社会のあらゆる分野における政策およびプログラムの企画、実施、モニタリング、評価において、ジェンダーの視点の主流化を積極的に推進することを約束し、さらに、ジェンダー分野において国連システムの対応能力を強化することを約束する」と述べています。¹¹

国家の憲法および法令は人権擁護の基礎をなすものであり、司法制度における政策・手続および実行はすべての個人の人権の平等な享受を決定するものです。したがって、司法制度がその国に生活するすべての人の目から見て信用性と正統性を備えたものであるためには、改革の過程に社会のあらゆる集団が参加し、そのニーズに応えるものでなければなりません。

世界中で、司法へのアクセスにおいて、女性は女性に特有の障害を経験していると言われていています。そのため、紛争後国、移行期国、途上国、および、先進国にかかわらず、すべての状況の国における司法制度改革に女性が参加し、ジェンダーの視点を組み入れていくことが必要です。

そこで、当連合会が国際司法支援を検討または実施するに当たり、「ジェンダーの視点」をどのように取り入れるのかについて、その指針を述べます。

(2) 指針

- ① 当連合会の国際司法支援活動が、世界人権宣言をはじめとする国際的人権基準の普遍的遵守と保障の促進についての責務の一環として行われるものである以上、前項に述べたジェンダー主流化に関する国際的潮流を踏まえ、当連合会が関与する国際司法支援活動の過程に女性の参加、ジェンダーの視点の統合が確保されるよう、当連合会として努めるべきであると考えます。
- ② また、当連合会は、2002年に「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」、2007年に「日本弁護士連合会における男女共同参画の実現をめざす決議」を採択しています。当連合会が日本の司法改革および当連合会におけるジェンダー視点の統合に努力するだけでなく、国際司法支援活動として、他国における法制度の整備や改革、法曹養成、弁護士会の能力強化等に対する国際協力を行う場合に、その過程にジェンダーの視点を組み入れ、対象国の司法制度におけるジェンダー平等の確保に向けて努力することは、これらの決議の趣旨からも要請されるものです。
- ③ 個々の国際司法支援活動にジェンダーの視点を組み入れる必要性やあり方は、具体的なプロジェクトにより異なりますが、すべてのプロジェクトの企画、実施、モニタリング、評価にジェンダーの視点を組み入れることを検討するこ

¹⁰ UN Economic and Social Council, Report of the Secretary-General, *Coordination of the Policies and Activities of the Specialized Agencies and Other Bodies of the United Nations System: Mainstreaming the Gender Perspective into all Policies and Programmes in the United Nations System*, 12 June 1997.

¹¹ 世界サミット成果文書パラ59

とが重要です。

4 「外部資金の利用」について

(1) はじめに

国際司法支援活動を実施するためには 資金（ファンド）が必要です。当連合会の自己資金にも限度があり、外部資金を利用する機会も多いといえます。また、外部機関のプロジェクトに参加する場合は、その機関の費用で支援を実施するといえます。

そこで、当連合会が国際司法支援を実施するに当たり、外部資金の申請や利用に関して留意すべき指針を述べます。

(2) 指針

- ① 当連合会が外部機関の資金を申請する場合に、その外部機関やその資金が当連合会の国際司法支援の基本方針からして適当な団体および資金であることを慎重に検討する必要があります。その際に、ア. 外部団体の設立趣旨、イ. その活動、ウ. 資金の目的、エ. 資金の利用・審査条件、オ. 当連合会の責任、カ. 当連合会のプロジェクトからして当該資金の利用に関する負担が過重とならないか、キ. その資金を利用することにより、当連合会の自主性を失うことにならないかなどを精査することが肝要です。
- ② また、資金の承認を得た場合でも、ア. 資金の利用条件を遵守し、イ. その管理を迅速かつ適切に行い、ウ. 会計報告を当連合会および当該資金を出している外部機関に適切に実施することに留意すべきです。

5 「日本の弁護士・司法制度の国際化」について

(1) はじめに

司法改革により弁護士人口が大幅に増加する結果、弁護士業務分野の拡大・強化を図ることが当連合会の重要な責務となっています。国際司法支援活動には、日本法及び日本の司法制度の経験を基に行なう支援活動を通して、日本の法制度に対する国際的な理解を促進し、その結果、日本の弁護士の国際競争力を強化するという側面があります。

そこで、当連合会が国際司法支援を検討または実施するに当たり、「日本の弁護士・司法制度の国際化」の観点も考慮に入れておくことが適当であると考えられますので、この観点に関する解釈の指針を述べます。

(2) 指針

国際司法支援の拡大は、国際司法支援という法的サービスの分野で弁護士が活躍できる機会を拡大するだけでなく、弁護士の海外における業務の促進、弁護士の国際競争力の強化が図られるという意味で、日本の弁護士にとっても有益なものであることは間違いありません。それとともに、国際化が進む中で、発展途上

国，市場経済への移行国，紛争後平和構築の途上にある国における法整備によって，円滑な社会経済活動の進展に資することにもなります。世界の国際司法支援において十分な存在感を発揮するために、日本の弁護士・日本法・日本の司法制度の良い側面を積極的に国際社会と共有していく観点から当連合会が国際司法支援に取り組むことも肝要です。

以上

(参考)

当連合会の国際司法支援の軌跡

1. 日弁連の国際司法支援活動の経緯

日弁連では、我が国の法律家が海外（特に、東アジア諸国）で国際司法支援に積極的に参加する組織と制度を設計し、1996年から12年にわたり活動してきた。対象国は、インドネシア、インドシナ3国、モンゴル、ウズベキスタン、中国などである。最近では、JICAの各国際司法支援プロジェクトに協力機関として委員を派遣するなどして参加するとともに、カンボジアの弁護士を養成するプロジェクトを実施し（2005年8月終了、2007年12月再開）、約180人のカンボジア弁護士の養成に協力した。また、インドネシアではアチェの津波被害後の復興（調停制度の構築）に協力するなどしている。以下、各プロジェクトの概要について説明する。

(1) カンボジア王国

日弁連の司法支援活動において、カンボジア王国に関係する同活動が一番長い歴史を有している。また、その支援形態も、JICAのODAプロジェクトに参画するケース、日弁連独自にプロジェクトを提案して資金を得て実施するケースの2類型にわたる。また、その支援内容も、カンボジア王国の民法および民事訴訟法の立法作業、裁判官、検察官、弁護士等の研修（トレーニング）、クメール語文献の資料供与等司法支援全般にわたる。したがって、カンボジア王国への司法支援活動は、日弁連にとって一つのモデルケースとなり得るものである。以下、具体的活動を簡潔に説明する。

(a) JICAプロジェクトへの参画

日弁連では、1996年から2000年までJICAが主催するカンボジア法律家に対する本邦での研修に講師を派遣し、研修旅行を行う等の協力をしてきた。また、JICAは、1999年3月からJICAの重要政策中枢支援の一つである国際司法支援プロジェクトが開始され、同国の民法および民事訴訟法の起草に協力している。日弁連では、同プロジェクトの国内支援委員会および事務局に会員を派遣するとともに、カンボジア司法省に対し、これまで4名の会員がJICA長期専門家として赴任している¹。

(b) カンボジア王国弁護士会に対する協力活動

日弁連では、日弁連独自のNGOプロジェクトの企画・実施を検討している。2000年10月にJICAの国際司法支援プロジェクトの一環として現地弁護士を対象に「民事紛争における弁護士の役割」、「法律扶助」、「弁護士倫理」、「刑事弁護士の研修」をテーマにセミナーを開催した。

その経験を踏まえて、2000年度から始まったJICAの小規模パートナーシップ事業を申請し、その第1号として承認され、同年7月からプロジェクトが開始された。同プロジェクトは、カンボジア王国弁護士会をカウンターパートとして、弁護士養成

¹ さらに本年秋には1名が赴任する。

セミナーの開催および法律扶助制度の制度提案をおこなった。

前者については、上記のように JICA の重要政策中枢支援プロジェクトで起草されている同国の民事訴訟法の案文を資料として、「民事訴訟における弁護士の役割」をテーマに合計 4 回のセミナーが実施された。また、同時期にカナダ弁護士会およびリヨン弁護士会がカンボジア王国弁護士の養成プロジェクトを企画していたことから、3 弁護士会によるユニークなプロジェクトとなった。

後者は、貧困層への司法サービスの機会保障（access to justice）の視点から、カンボジア王国における法律扶助制度の確立に向けた制度調査および将来の提言が主たる事業である。現地で東南アジアの弁護士を招聘してアジア法律扶助会議を開催し、国連人権高等弁務官の地域代表も参加して、有意義な会議であった²。

(c) カンボジア弁護士養成

さらに、日弁連は、JICA からの委託事業（開発パートナー事業）として 2002 年 9 月から 3 年間にわたる「カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト」を受託し、中断していた弁護士養成校（正式名称は、「Center for Lawyers Training and Professional Improvement of the Kingdom of Cambodia」）を復活させ、その後のプロジェクト継続期間を合わせた 5 年間で総勢約 180 名のカンボジア弁護士を養成した。このプロジェクトでは、日弁連では、カリキュラム・テキスト作りについて既に助言し、各科目毎にチューターを配置して技術指導を実施し、学校の運営についても、適宜助言を開始している。例えば、場所の調達でも、日弁連が大学関係者と交渉して側面から支援しており、職員の採用面接にも立ち会った。さらに、入学試験についても、公正な試験の実施方法について助言するとともに、試験当日はオブザーバーを派遣した。それ以外でも、資材の調達など幅広く支援してきた。また、リーガルクリニックを併設し、学生が実際に事件に触れる機会を設けた。また、このプロジェクトでは、カンボジア弁護士の継続教育およびジェンダー・トレーニングも実施した。

さらに、2007 年 12 月から、日弁連が JICA から委託を受けて、弁護士養成校の支援を再開したところである。

(2) ベトナム

ベトナムの法制度整備に関する JICA の重要中枢技術支援活動でも、同プロジェクトの国内支援委員会に委員を派遣し、また JICA 現地長期専門家としてこれまで 10 年にわたり合計 5 名の会員が勤務している。さらに、同国での JICA 主催のセミナーおよび本邦での研修に、多くの会員が講師として参加してきた。

ベトナムのプロジェクトも、民法などの立法支援と法曹養成に分かれる。今年になり、統一弁護士会の設置に向けた手続が現地でなされているが、日弁連としては情報収集につとめている。

(3) ラオス

日弁連では、2000 年 5 月に同国に関する司法調査を実施した。その結果も踏まえて以下のような協力活動を実施している。

² その結果、カンボジアに政府から法律扶助制度に資金が拠出されるようになった。

JICA の同国に対する国際司法支援プロジェクトに協力し、これまで短期および長期の専門家として会員がそれぞれ1名現地で活動してきた。また、法務総合研究所からの要請によるラオスなどの研修に講師を派遣してきたが、現地の弁護士数はいまだ100名に達しない。日弁連は、今後の同国の弁護士育成に協力できる方途を模索している。

(4) モンゴル

モンゴルでは、JICA の弁護士会強化計画プロジェクトが4年間にわたり実施され、合計2名の会員が JICA 長期専門家として、現地で勤務してきた。特に、モンゴルの弁護士会の調停センターの支援では、日本での研修を含めてセンターの強化に助言している。また、2007年1月には同国で開催された国際人権条約セミナーに会員2名が講師として派遣された。

(5) インドネシア

インドネシアでは、2007年から JICA の和解調停強化支援プロジェクトに会員1名が赴任して、現地の最高裁判所などのカウンターパートと和解調停規則の作成および調停人の育成プロジェクトを行っている。

(6) 中国

中国のプロジェクトは開始されたばかりである。中国の民事訴訟法および仲裁制度の改善について協力するプロジェクトで、日弁連からは委員を派遣し、また現地にも JICA 長期専門家として会員1名が赴任している。

(7) 個別プロジェクト

日弁連では、2004年から毎年海外技術者研修協会 (AOTS) の本邦研修事業に応募して、特にアジアの途上国 (上記の各国の他、ウズベキスタン、東チモール、インドなど) から法曹を招聘して研修を実施してきた³。また、日弁連は、国際法曹協会 (IBA) ・シンガポール弁護士会・及び JICA との共催により、2007年10月にシンガポールで司法へのアクセスに重点を置いた途上国弁護士会能力強化支援プログラムを実施した。

(8) 日弁連会員による活動

さらに、日弁連の活動とは別に、日弁連の会員が国際司法支援活動に参加している例も多い。

例えば、日本国内でのアジア開発銀行セミナーなどに対する講師派遣の他、これまで日弁連の会員が、国際開発法研究所 (「IDLI」) のマニラオフィスで職員として勤務したこともある。また、欧州復興開発銀行 (「EBRD」) にはこれまで合計3名の会員がその法務部に勤務し、模範担保法の起草等に関与した。東ティモールに国連ボランティアの一員として長期に滞在し、支援協力活動に従事している会員もいた。JICA のウズベキスタン破産法プロジェクトに現地で専門家として参加した会員もいた。また、カンボジアの総選挙の監視活動に参加した会員もいる。

³ 2004年度は「アジアの競争法」、2005年度は「国際仲裁」、2007年度は「コーポレートガバナンス」がテーマであった。

(9) 今後の展開

日弁連は、今後国際的な法曹団体や各国の法曹団体と国際司法支援の分野でも協力を拡大していくことを検討している。

日弁連は、International Bar Association（「IBA」）の団体会員として、これまで同団体の人権活動に幅広く参加してきた。2007年には、紛争解決直後の国々に対する平和構築活動の一環としての国際司法支援活動を実施することを目的として、IBAが助力して設立されたInternational Legal Assistance Consortium（「ILAC」）の正式団体会員となり、積極的に参加するとともに、2008年度には、国連民主主義基金からの助成資金により、イラクの弁護士に対する国際人権法・人道法のトレーニングプロジェクトをIBAと共に実施することを予定している。

また、米国法曹協会（ABA）は、国際司法支援の分野で中東欧司法支援イニシアチブ（CEELI）プロジェクトなど歴史のある活動と充実した組織を有しているが、日弁連ではABAと協議を通じ、同団体が国連開発援助（UNDP）とともに実施するUNDPプロジェクトに積極的に協力してきたが、今後この協力を強化することを検討している。

2. 日弁連による支援体制整備

日弁連では、上記のような活動の広がりに対応し、かつ有意で適任の人材を派遣できるように組織・人・資金面での基盤整備を行っている。また、アジア地域の弁護士会との交流を深め、国際司法支援の分野でも有効な協力活動を行う努力もしている。以下、詳述する。

(1) 国際交流委員会国際司法支援センター

国際交流委員会では、部会としての国際司法支援センターを設置し、国際司法支援に機動的に対応できる組織作りを行っている。同センターには委員・幹事合わせて25名ほどの会員がこの分野での活動に従事し、事務局も設置している⁴。同委員会は、国際的な事項について日弁連執行部を補佐している国際室とも緊密に連携し、日弁連全体でのプロジェクトを実施している。

(2) 日弁連国際司法支援活動弁護士登録制度

日弁連は、国際司法支援活動に参加する会員のプールとして、1999年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」（「登録制度」）を設立した。日弁連は、数々の会員の派遣に対する要請に応え、より良い支援活動を実施するために、日弁連が情報の基地（ハブ）となって国際司法支援活動に参加する会員間の情報の交流・交換の機会を提供できるように登録制度を設立したのである。

日弁連では、登録制度に登録を希望する会員の登録申込について、データベースに入力した上でこれを管理している。国際司法支援活動に関して、国際機関、諸外国等から会員の推薦の依頼があった場合は、登録された会員に対してその情報を提供して

⁴ もっとも弁護士は、日常業務に従事しながらの活動になるので、あくまで委員会の活動は所謂プロボノ活動に属する。

希望者を募るか日弁連が登録者の中から適当な人材を推薦することになる。現在、この登録制度には約150人の会員が登録しており、実際にJICA長期専門家などの派遣に有効に活用されている。今後は、同制度の登録会員を増やすと共に、専門分野ごとの類型化などのより効率的なデータベース化を目指している。

(3) 国際司法支援に関する研修会

日弁連では、国際司法支援活動に興味がある会員を集め、JICA、国連人権難民高等弁務官事務所から外部講師を招聘し、「国際補償委員会と個人補償」、「難民の国際保護」「ODA と法整備」「日弁連の法整備活動」などのテーマで国際司法支援に関する研修会を開催している。

(4) 国際協力活動基金

国際司法支援も活動資金がなければ充実した活動はできない。日弁連は、非営利法人であり、会員からの会費でその活動が賄われている以上、国際交流委員会の予算の中でしか活動資金を支弁できない。そこで、先に述べたJICA開発パートナーシップ事業のように外部からの資金を調達する必要がある。そのためには、事業の会計が一般会計とは切り離されて管理され、その処理が透明でなければならない。そこで、日弁連では、2001年3月に「国際協力活動基金」を設置し、同基金のもとで国際司法支援活動資金が管理されている。

(5) アジア弁護士会会長会議 (POLA)

アジアにおける弁護士会の会長会議が毎年開かれ、2008年で19回目を迎える。第1回および第10回の会議は日弁連が主催し、同会議の情報センターとしての役割を日弁連が担っている。同会議では、アジアで起こっている法曹界全体の問題について幅広く討議し、人的交流の場ともなっているが、日弁連が国際司法支援を実施する上での情報収集にも役立っている。



第12回法整備支援連絡会
公正取引委員会による技術支援の
現状と方向性



中里 浩

公正取引委員会事務総局
官房国際課企画官

2011年1月21日，法務省法務総合研究所(於 大阪)

1



本日の概要

1. 技術支援の目的
2. 公正取引委員会による技術支援の概要
 - 2-1. 技術支援における主な枠組み
 - 2-2. JICAを通じた支援の枠組み
 - 2-3. 国際的な枠組み
 - 2-4. メリットとデメリット
3. 東アジア地域における効果的な技術支援
 - 3-1. 東アジア競争政策トップ会合
 - 3-2. TAインベントリの分析
 - 3-3. 分析結果
4. 今後の方向性

2

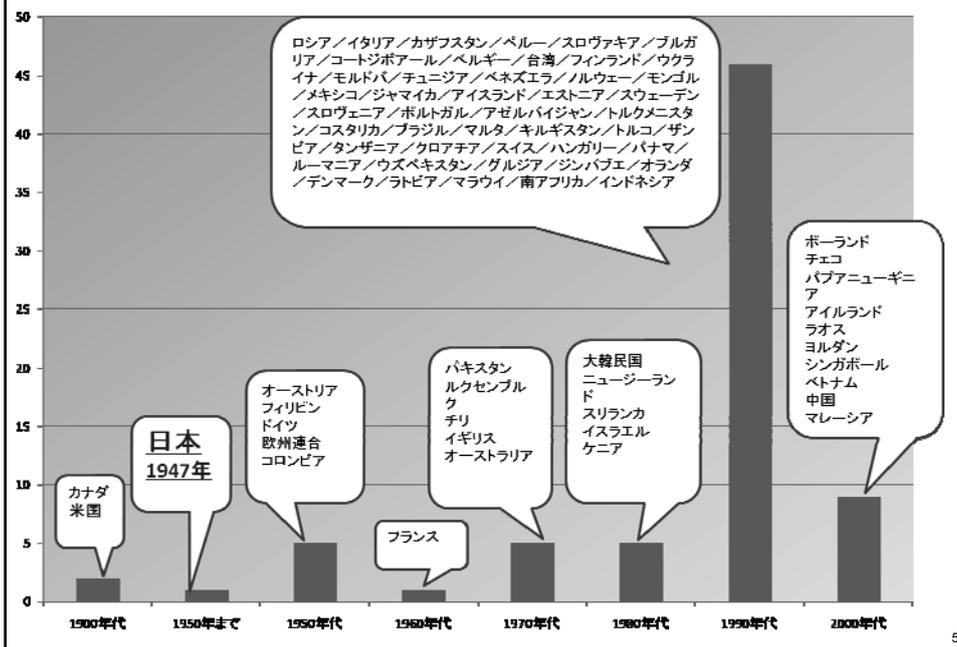
1. 技術支援の目的

3

技術支援の目的

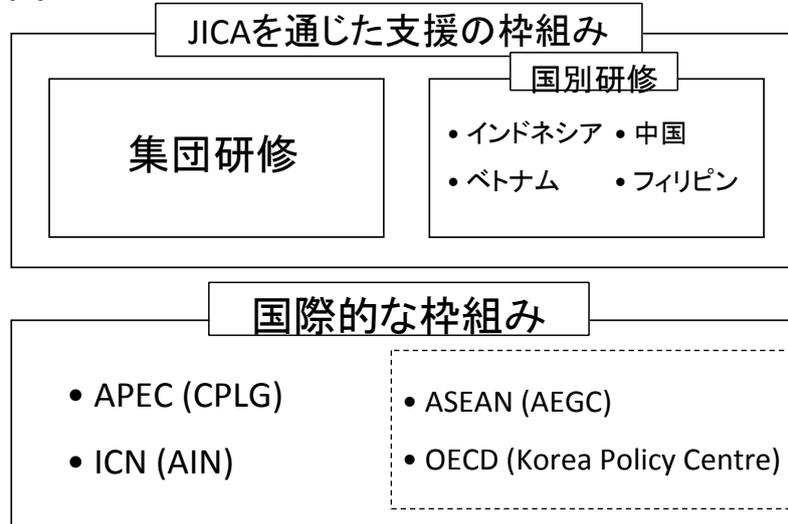
- 支援国と被支援国において、消費者及び企業の利益を増進させること
- グローバル経済の中で、競争法の枠組みと執行の国際的調和を達成すること
- 支援機関と被支援機関の協力を拡大させること

4



2. 公正取引委員会の技術支援の概要

2-1. 公正取引委員会による技術支援の主な枠組み



7

2-2. JICAを通じた支援の枠組み

-途上国に対する競争法・競争政策研修

公正取引委員会では、1994年以来、ほぼ毎年、途上国に対する競争法・競争政策研修を実施しています。これまでに、計16回の研修を、48か国、延べ174名の研修員に対して行いました。

期間	テーマ	参加者
2008年8月～9月	日本の競争法	10か国から、13名の研修員が参加。 (参加国)アルジェリア、中国、インドネシア、マレーシア、モルドバ、セルビア、タイ、ウクライナ、ベトナム
2009年8月～9月	日本の競争法	7か国から、10名の研修員が参加。 (参加国)エジプト、モルドバ、モンゴル、パキスタン、フィリピン、セルビア、ベトナム
2010年8月～9月	日本の競争法	6か国から、9名の研修員が参加。 (参加国)ボスニア・ヘルツェゴビナ、モルドバ、モンゴル、セルビア、バヌアツ、ベトナム

8

2-2. JICAを通じた支援の枠組み

- 国別技術支援 (1)

ベトナム

種類	対象組織	回数	開催地
長期専門家派遣	ベトナム競争当局(VCA)	2名	ベトナム
<p>ベトナムに対して、公正取引委員会は、競争法の執行能力の強化を目的として、JICAの協力の下、2008年9月から2010年6月、及び2010年7月から2012年6月(予定)の期間、当委員会の職員をJICA長期派遣専門家としてベトナム競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施しています。</p>			
トレーニングコース	ベトナム競争当局(VCA)	4回	日本
<p>2009年3月及び9月、2010年4月及び11月に、ベトナム競争当局の職員5名を日本に招へいし、約2週間にわたる競争法・政策研修を実施しました。</p>			

9

2-2. JICAを通じた支援の枠組み

- 国別技術支援 (2)

ベトナム競争当局向けトレーニングコース(2010年)

2010年4月トレーニングコース(4/7～4/27)

- ・ 審査スキルの向上を目的とし、主に、公正取引委員会職員の実演を参考に、研修生が実際に審査手続のロールプレイを行う形式で研修が行われました。
- ・ また、立入検査に関する実習、事情聴取の実習、供述調書の作成、審査報告書の作成、報告命令の行い方などの実際の演習に加え、経験の長い審査官による審査手法の講義及び企業結合審査に関する講義が行われました。

2010年11月トレーニングコース(11/24～12/10)

- ・ 前半は、独占禁止法・経済法に詳しい大学教授による理論面の講義を行い、後半は、公正取引委員会職員による実践面の講義を行いました。
- ・ 企業結合審査の講義においては、電話会議システムを用いてベトナム競争当局に講義が中継され、現地の職員からの質疑を受け付けました。

10

2-2. JICAを通じた支援の枠組み

- 国別技術支援 (3)

インドネシア

種類	対象組織	回数	開催地
長期専門家派遣	インドネシア事業競争監視委員会(KPPU)	3名	インドネシア
トレーニングコース	インドネシア事業競争監視委員会(KPPU)	7回	日本

中国

種類	対象組織	回数	開催地
国内セミナー	中国商務部(MOFCOM), 国家工商行政管理総局(SAIC), 国家発展改革委員会(NDRC)	13回	中国
トレーニングコース	中国商務部(MOFCOM), 国家工商行政管理総局(SAIC), 国家発展改革委員会(NDRC)	10回	日本

フィリピン

種類	対象組織	回数	開催地
国内セミナー	貿易産業省(DTI)	2回	フィリピン

11

2-3. 国際的な枠組み (ICN)

AISUP

AISUP (Advocacy and Implementation Network Support Program)は、競争当局(100か国)のみが集まるICN (国際競争ネットワーク)の枠組みの下で設定されたもので、経験の浅い競争当局をサポートする枠組みとして、2008年に設立されました。

組織	期間	テーマ
ベトナム競争当局(VCA)	2009年6月～8月	1) 市場の確定, 2) 経済集中への処置, 3) 実施機関, 4) 課徴金減免制度
ベトナム競争当局(VCA)	2010年4月～6月	1) カルテルの発見と調査, 2) カルテルと消費者への影響, 3) カルテルの探知方法, 4) カルテルの審査手法
ベトナム競争当局(VCA)	2010年11月～ 2011年2月	1) 合併の届出基準, 2) 市場の画定, 3) 競争効果の分析, 4) 合併規制

12

2-3. 国際的な枠組み (APEC)

APECTレーニングコース

2005年以来、日本の公正取引委員会は、APECにおける競争政策・競争法グループ(CPLG)の議長国として活動を行っています。

開催地	期間	テーマ
パリ	2008年11月	「競争政策と産業政策」 「国内及び国際市場でのカルテルにおける課題」
台北	2009年8月	「垂直的取引制限」 「競争政策と消費者保護政策の相互関係」
ニャチャン (ベトナム)	2010年9月	「競争政策・競争法の唱導活動」
マレーシア	未定	「カルテルと入札談合」

13

2-3. 国際的な枠組み (ASEAN)

ASEAN競争専門家グループ (AEGC)

公正取引委員会は、AEGCのワークショップにスピーカーの派遣を行っています。

開催地	時期	テーマ
シンガポール	2008年7月	競争政策と競争唱導
東京(日本)	2008年12月	効果的な競争当局の設立
クアラルンプール (マレーシア)	2009年5月	競争政策・競争法・取締機関の費用と便益
バンコク(タイ)	2009年11月	競争法の執行に係る課題



14

2-4. 複数国に対する技術支援と特定国に対する技術支援におけるメリットとデメリット

- 複数国に対する技術支援
 - メリット: 様々な発展状況にある国の参加者が集まり、お互いの理解を深め合うことができる
 - デメリット: 参加するすべての被支援国ニーズに応じたプログラムとすることができないため、成果は限定的

- 特定国に対する技術支援
 - メリット: 被支援国のニーズに見合ったプログラムの構築が比較的容易
 - デメリット: 限られた人員と予算の中で、その多くを投入する必要がある

15

3. 東アジア地域における効果的な技術支援

16

3-1. 東アジア競争政策トップ会合

東アジア競争政策トップ会合は、日本の公正取引委員会の主導の下で、東アジア地域の競争関連機関の協力関係を強化する目的の下、2005年より行われています。

東アジア地域における競争法関連機関のトップが、当会合に参加しています。
(日本においては、2008年4月に京都で開催されました。)

なお、2010年に行われた第6回会合では、カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナムの13の国・地域から、競争法関連機関のトップが参加しました。



17

3-2. TAインベントリの分析

(TAインベントリ) (例: ベトナム)

TAインベントリは、被支援国が2004年以降に受けた技術支援の実績を、国別に一覧化したものです。

PROGRAM INFORMATION						Brief Description	TYPE OF PROGRAM		MODES OF ASSISTANCE						SUBSTANTIVE AREAS										
Title of Program	Provider	Dates	Duration	Location	Number of Participants		Advocacy Purpose	Practical Focused	Theory Focused	Joint Training	Workshop/Seminar/Conf	Country Focused	Regional/Int'l	Regional/Int'l	Long Term Advisor	In-country Commission	Cartels & Restrictive	Dominant Position	Unfair Trade Practices	Mergers	Investigation Practices	Consumer Protection/Defective	Anticompetitive	Judiciary	
[Year 2009]																									
Long Term Advisor	JICA, JFTC	2008/Sep-2010/Jun	2 years	Hanoi	N.A.	1. Provide locally based technical assistance as a resident advisor 2. Technical assistance activities include a) transferring Japan's experience and knowledge, b) providing guidance in implementing competition law, c) planning and implementing ad-hoc seminars	X	X	X					X		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
JICA/JFTC Local Seminar on Competition Law/Policy	JICA, JFTC	2009/Mar	3 days	Hanoi	20	A seminar under the theme of Investigation Practice, Market Study and Training system. The Seminar was held with the participation of about 20 officials from Vietnam competition authorities (VCA).	X	X		X											X	X			
JICA/JFTC Training Course on Competition Law/Policy	JICA, JFTC	2009/Mar	2 weeks	Tokyo	5	A training course on Japanese competition law/policy. The training course was held with the participation of 5 officials from Vietnam competition authorities (VCA).	X	X		X						X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
KOICA's Training Program	KOICA, KFTC	2009/Apr	16 days	Seoul	1	1. Comprehensive training course targeted at competition agencies all over the world 2. Generally 15-20 participants from 10-15 agencies		X	X	X	X			X	X					X	X	X	X	X	X
The Training Program of OECD-KOREA Regional Center for Competition in Seoul	KFTC, OECD	2009/Apr	4 days	Hanoi	33	A short term workshop(generally 2-6 days) for sharing experiences of participants in competition law	X	X	X				X	X	X					X	X	X	X	X	X

18

3-2. TAインベントリの分析 (2)

(TAカレンダー) (例: 日本)

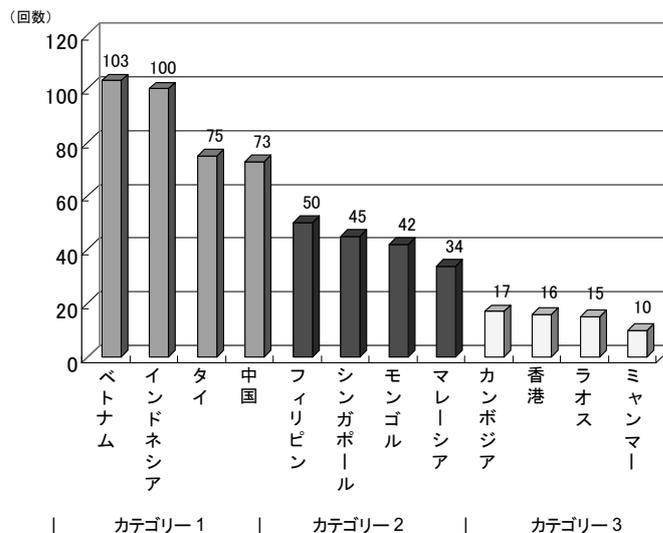
TAカレンダーは、各技術支援国が作成している、年間の支援計画を記載したカレンダーです。効率的な支援活動を行うため、技術支援国間で共有されています。

Technical Assistance Activities in East Asia	
Calendar of Events	
2009/01 – 2009/12	
(The activities listed below are tentative and may be subject to change)	
2009	
From September 2008 to June 2010	
Hanoi	JICA/JFTC Competition Law Enforcement Expert Dispatching Program - Dispatching a long-term residential expert from JFTC to VAC
January	
Jan. 13-22 Tokyo and Sapporo	JICA/JFTC Training Course on Law Concerning Distributors (for China) - About one-week training course - Targeted at officials etc. related to law concerning distributors of China
February	
Feb. 9-18 Tokyo and Sapporo	JICA/JFTC Training Course on Competition law/policy (for Executives of Competition-Related Authorities of China) - About One-week training course on competition law & policy - Targeted at executives of competition-related authorities of China

19

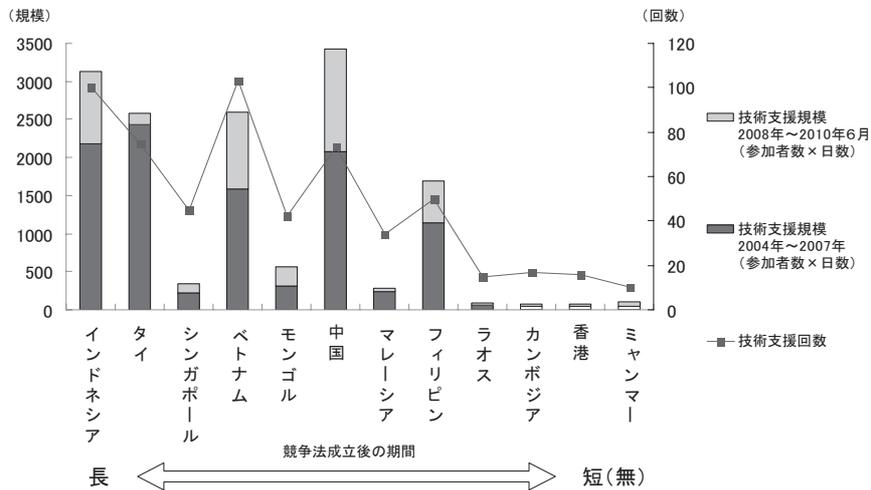
3-2. TAインベントリの分析 (3)

日本・台湾・韓国による技術支援の総実施回数
(2004年1月～2010年6月)

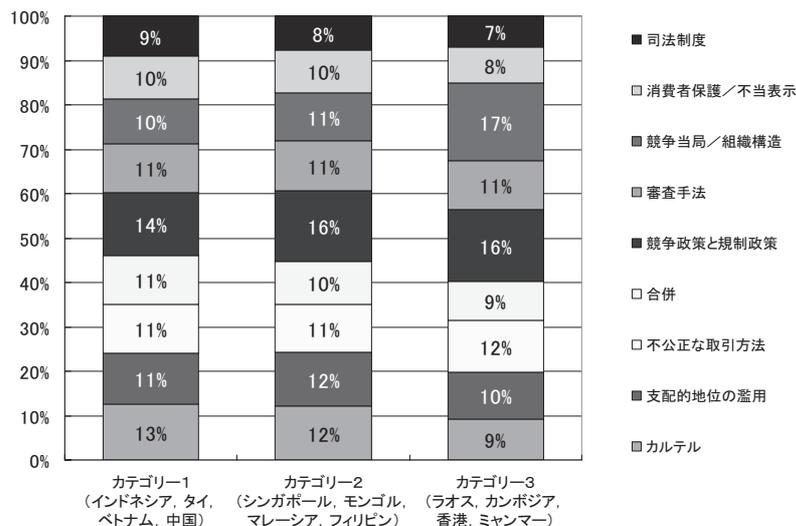


20

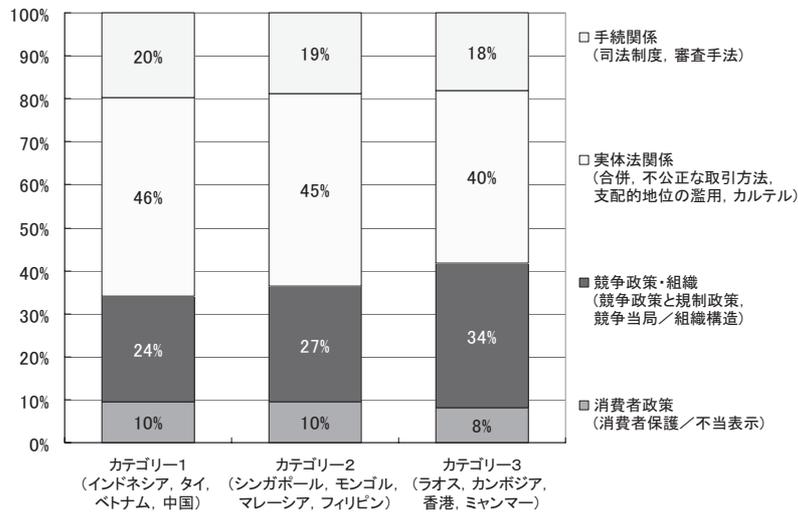
日本・台湾・韓国による技術支援の規模と回数 (2004年1月～2010年6月)



日本・台湾・韓国による技術支援の内容別実施割合 (2004年1月～2010年6月) (その1)



日本・台湾・韓国による技術支援の内容別実施割合 (2004年1月～2010年6月) (その2)



23

分析結果

- ・ カテゴリー1に属する国では, 競争法の整備と執行に一定の発展がみられる。
- ・ カテゴリー2と3の国に対して, 更なる技術支援の増加が期待される。
- ・ 支援国は, 被支援国に対し, バランスのとれた支援を実施している。

24

4. 今後の方向性

東アジアにおける技術支援の今後の方向性

- (1) 緊密な情報交換, 講師派遣とTAインベントリ更新における協力
- (2) 他の支援国(米国, 豪州)・国際機関の招へい
- (3) 経験の浅い当局によるICN AISUPの枠組みの活用
- (4) 消費者保護の分野における, 支援国の役割の見直し(2009年9月1日, 消費者庁の設置)
- (5) ASEANメンバー・AEGCに対する協力

活動報告

—主として途上国人材育成協力的観点—

2011年1月21日
特許庁国際課地域政策室

背景1: アジア地域における条約加盟状況・法整備状況

		中国	韓国	台湾 (注3)	インド	インドネシア	シンガポール	タイ	フィリピン	ベトナム	マレーシア	日本
国際条約	WIPO(注1)	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	パリ条約	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	PCT	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○
	WTO/TRIPS	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	マドプロ (注2)	○	○	—	×	×	○	×	×	○	×	○
国内法	特許法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	実案制度	○	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○
	商標法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	意匠法	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注1)WIPO:世界知的所有権機関

(注2)マドプロ:マドリッド協定議定書

商標について、WIPOに対し国際登録を行うことにより、指定国においてその保護を確保できることを内容とする条約

(注3)台湾は、国連未加盟のため、WIPO、パリ条約、PCT条約、マドプロについて、加盟できない。

背景2:アジア地域における知財制度・運用の主な課題と対応



<参考>アジア各国との経済連携協定による主な成果

①迅速な知的財産権の保護の確保

- ・日本特許庁を修正実体審査の対象化（シンガポール）
- ・日本の審査結果の提出による早期審査（インドネシア、マレーシア、タイ）
- ・優先審査制度の導入（マレーシア、ベトナム）

②手続の簡素化・透明性向上

- ・公証義務の原則禁止（インドネシア、フィリピン、ベトナム）
- ・特許出願日から18月後の出願公開制度の導入（マレーシア）
- ・優先権証明書の翻訳文認証手続の簡素化（インドネシア、フィリピン）・・・等

③知的財産権の保護水準の向上

- ・外国周知商標制度の保護（インドネシア、マレーシア、タイ）
- ・部分意匠制度の導入（インドネシア）
- ・意匠権効力範囲を「類似」まで拡大（インドネシア）・・・等

④エンフォースメントの強化

- ・刑事罰対象権利の拡大（TRIPS: 商標・著作権 → 知財全般）（インドネシア、フィリピン、タイ）
- ・税関差止め対象権利の拡大（TRIPS協定: 商標・著作権 → 特許・実用新案、意匠を追加（フィリピン））
- ・輸出品の税関差止め対象化（TRIPS協定: 輸入品 → 輸出品を追加（インドネシア）・・・等

方針

◆課題◆

- ・我が国企業のグローバルな事業展開にあたり、アジア諸国を中心とした途上国での知的財産権の取得、活用が困難
- ・途上国の知的財産環境は、制度面は整備されつつあるが、運用面が不十分

◆方針◆

知的財産推進計画

知的財産推進計画2010
途上国の知的財産環境整備

- ・途上国、新興国の「知的財産人材育成支援」を強化
- ・我が国による研修の経験者とのネットワークの構築

工程表

- ・研修生の受入れ、専門家派遣
- ・フォローアップセミナー開催
- ・知財人材育成機関の情報共有ウェブサイト



APEC

APEC首脳成長戦略
地球規模知的財産基盤の整備

- ・「法律・行政」、「人材」、「情報通信技術」の要素からなる、地球規模知的財産基盤を整備する取組を強化

APEC首脳成長戦略を支える
APECのアクション・リスト

- ・知的財産人材育成機関の情報共有・発信のためのウェブサイト構築

4

特許庁における途上国人材育成の経時的概観

1. TRIPS協定履行期限に向けた制度整備段階（1996年～1999年）
 - 1996年、「1000人研修」の取組開始。
2. TRIPS協定履行担保のための制度運用向上段階（2000年～2008年）
 - 2000年1月1日、開発途上国のTRIPS協定履行期限。
3. 新興国が国際的知財制度の一翼を担う時代への対応段階（2009年～）
 - ブラジル国家産業財産庁 (INPI)、インド特許庁の特許協力条約 (PCT) 国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関 (IPEA) 指定（2007年のWIPO加盟国総会）。

5

途上国人材育成－概要－



WIPOジャパン・ファンド及びJICAスキーム等のODA予算、並びに特許庁独自の予算を効率的に活用し、アジア太平洋地域を中心とする途上国の政府及び非政府の知財関係者に対し、以下の支援事業を展開。2008年度からアフリカ諸国へ支援を拡大。

セミナー、ワークショップの開催

目的に応じた海外及び国内でのワークショップ等の開催、また、過去の招へい研修生に対するフォローアップのためのセミナー等の開催

研修生受入

知的財産権に携わる者の育成を目的に長期・短期招へい型研修を国内で実施

専門家派遣

各途上国の制度・運用改善のニーズにあわせた長期・短期専門家の海外派遣を実施

近代化(情報化)支援

途上国知的財産権庁の近代化を目的として、法制度の改善を含む業務・システム運用の向上のため協力を実施

6

途上国協力の実績



- 研修生3,297名、58ヶ国 / 1 地域より受け入れ
- 専門家422名を17ヶ国 / 1 地域へ派遣
- 研修修了生を対象として、毎年3～6ヶ国にてフォローアップセミナーを開催
- ASEAN主要各国への情報化協力

○1996～2009年度の研修生受入・専門家派遣総数

○各国への情報化協力

国名	研修生受入れ	専門家派遣
中国	617	33
インドネシア	469	84
タイ	418	83
ベトナム	362	76
フィリピン	341	41
マレーシア	298	31
インド	164	14
ラオス	51	9
カンボジア	42	3
ミャンマー	27	0
その他	508	48
合計	3,297	422

国名	出願事務	検索	情報発信	電子出願
タイ	○	○	○	
インドネシア		○	○	
フィリピン	○	○		
ベトナム	○	○	○	○
マレーシア	○	○		

7



JICA事業への協力活動の概要

1. 事前調査及び終了時評価調査団等への参加
2. 現地への長期専門家の派遣
3. 本邦研修
4. 現地セミナーへの短期専門家の派遣
5. 日本側作業部会等への参画
6. 対処方針会議等への参画

主な支援対象国

(市場経済化関連諸法比較研究)

カザフスタン



タジキスタン



ウズベキスタン



キルギス



ネパール



(民法起草・
刑事法比較研究)

ラオス

(人材育成・
専門書開発)



中国(民事訴訟法等起草)



ベトナム(民法・民訴・
行訴・刑訴等起草、
法曹人材強化等)

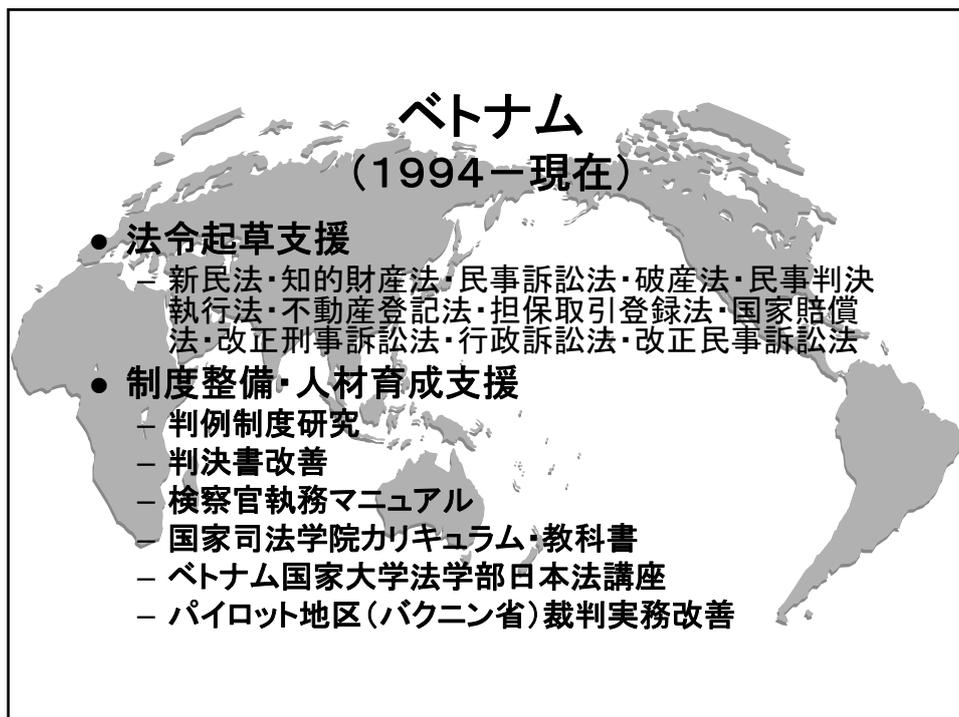


カンボジア(民法・民訴法等起草
裁判官・検察官民事教育)

インドネシア
(調停制度)

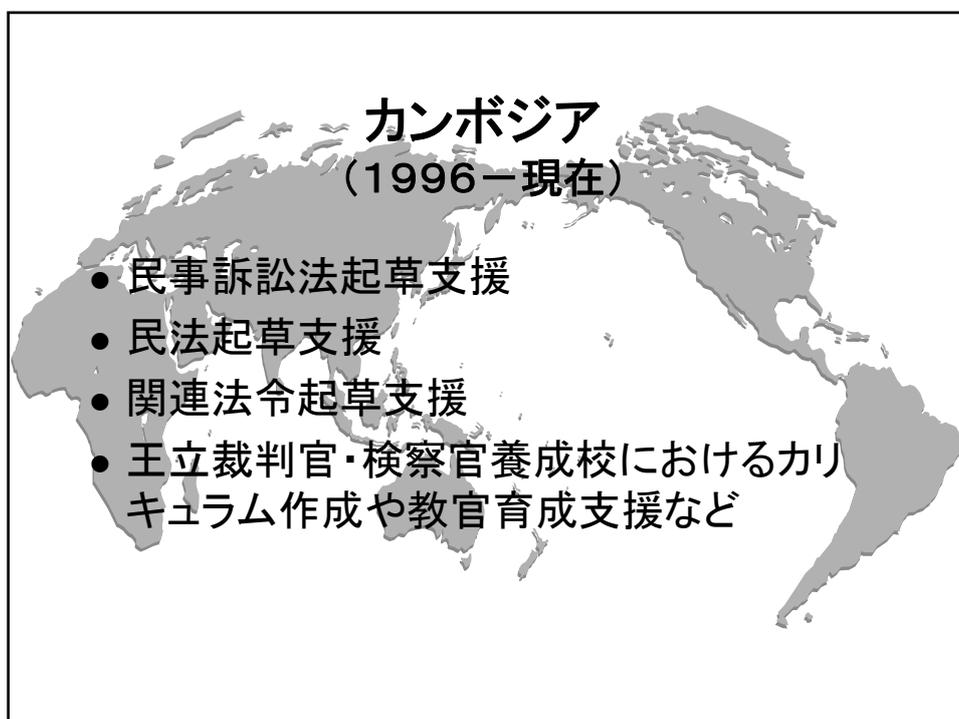


東ティモール
(法案起草能力強化)



ベトナム
(1994－現在)

- **法令起草支援**
 - － 新民法・知的財産法・民事訴訟法・破産法・民事判決執行法・不動産登記法・担保取引登録法・国家賠償法・改正刑事訴訟法・行政訴訟法・改正民事訴訟法
- **制度整備・人材育成支援**
 - － 判例制度研究
 - － 判決書改善
 - － 検察官執務マニュアル
 - － 国家司法学院カリキュラム・教科書
 - － ベトナム国家大学法学部日本法講座
 - － パイロット地区(バクニン省)裁判実務改善



カンボジア
(1996－現在)

- 民事訴訟法起草支援
- 民法起草支援
- 関連法令起草支援
- 王立裁判官・検察官養成校におけるカリキュラム作成や教官育成支援など



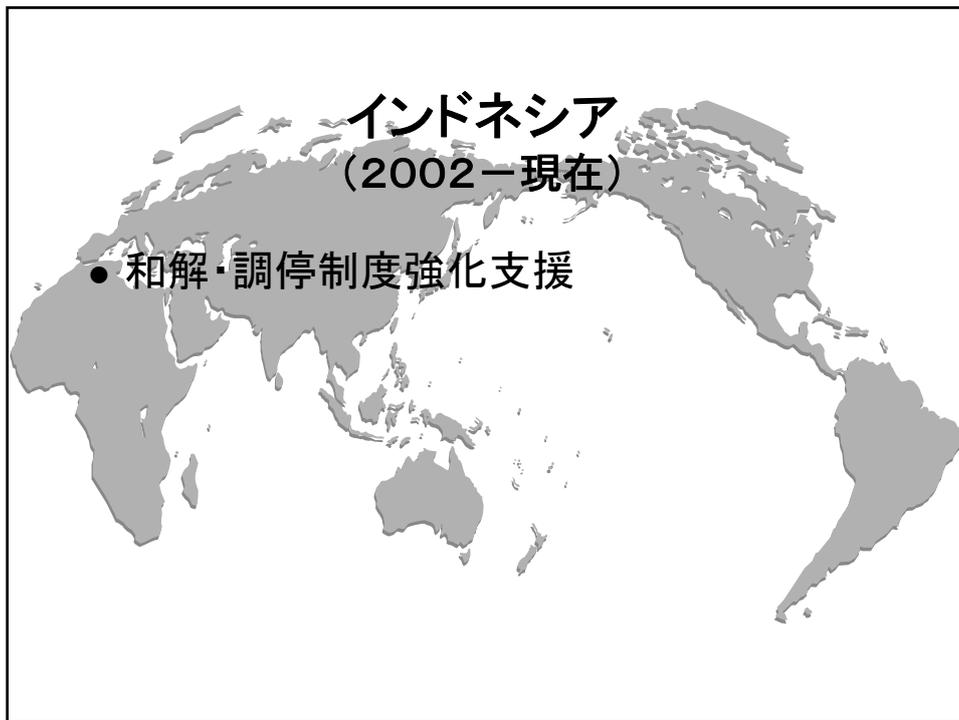
ラオス
(1999—現在)

- 法律人材育成強化プロジェクト(2010—現在)
 - 目的 人的組織的能力向上による司法、立法及び行政各実務の改善
 - 活動 教材作成及びその普及



中央アジア
(2002—現在)

- 倒産法注釈書作成支援
- 中央アジア比較法制研究セミナー開催





法務省独自の活動

- アジア諸国との司法協力活動
- 調査研究その他の活動

司法協力活動

- 日韓パートナーシップ研修
- 日中民商事法セミナー
- ベトナム司法制度共同研究

調査研究その他の活動

- アジア・太平洋諸国の法制度に関する研究会
- 国際協力人材育成研修
- インターンシップ研修

ご静聴ありがとうございました。

法務総合研究所
国際協力部
松原禎夫

法整備支援の評価について —有効性とインパクト—

法整備支援連絡会用資料
2011年1月21日
神戸大学 金子 由芳
ykaneko@kobe-u.ac.jp

立案・評価の基本構造

目標	評価	外生条件
究極目標	インパクト評価	...
プロジェクト目標	有効性評価 (アウトプット⇔アウトカム)	...
アウトプット	効率性評価 (インプット⇔アウトプット)	...
インプット		...

2

法整備支援における評価の論点

- 個々のアウトプットの効率性評価のための指標?...否
- プロジェクトの立案・再修正のためのサイクル・マネジメント
→法体系の一個性・一律執行性から、一般事業に比して必須
- 事前評価～目標→手段たる法制度の基本設計・詳細設計
- 中間評価～有効性評価による早期問題発見・修正
(=法整備支援実務のまさに本体)
- 事後評価～インパクト評価(=次段階への事前評価)
- 演繹的なログ・フレームによる立案・評価になじまないとする
見解 →法整備支援の濫用・政治化の危険

3

法整備支援の評価実態

- 各種ドナーの評価報告書の実態
 - 通常はプロジェクト毎のアウトプットの「妥当性」「効率性」の結果評価止まり
 - アウトカム・レベルの「有効性」評価は将来課題とされる
 - 立案・再修正サイクルとしての評価はなされていない
- 立案時のログ・フレームの実態
 - 究極目標→基本設計(アウトカム)の演繹的關係不明。詳細設計(アウトプット)先ありき
 - ドナー間協調によるリザルツ・フレームワーク構想の頓挫
 - 支援領域の棲分け(世銀・米:商事、仏・伊:刑事、英・独:平和、北欧:人権、韓:ODA関連...)
 - 日本:要請主義の重視ゆえ、ドナー間の軋轢に遭遇
- 制度指標(ex. 移行指標、ガバナンス指標、法の支配指標、民主化指標、ROSC...)
 - 目標と手段との因果關係の距離を埋める「有効性」の正当化用具
 - (究極目標 ⇔ 制度指標 ⇔ アウトプット)
 - 究極目標と制度指標との因果關係は未確立。またデータの由来等の方法的問題多
 - 制度指標は、アウトカムやその有効性評価に代わって代替し得ない

4

評価の課題：アウトカムの明示

- 究極目標（インパクト）からの演繹：開発とは？
→開発規範の多様化：経済成長、貧困削減、エンパワメント、安全保障...
→各種ドナーのログフレームは単に併記 →プロジェクト目標の拡散（ex. 商事利益優先の民商法と、弱者配慮の人権法が二元化。本来は民商法自体で経済開発と生活保障を同時追求しうるはず）
- 開発理念を同時追求しうるアウトカムの抽出ー日本の場合
PDMでは見えない ←国益追求との誤解
支援事例から読みとられる暗黙のアウトカム：法の自立性と発展性
 - 法の自立性・統一性
 - ・法典起草支援を通じた実定法の体系化
 - ・司法支援で「裁判の独立」追求（要件事実、判決書マニュアル、判例システム...）
 - 法の自立性のなかでの法の発展性
 - ・法解釈訓練
 - ・司法型ADR（>専門家型商事ADR、コミュニティADR）

5

アウトカムを基準とする 有効性評価・インパクト評価の手法

有効性評価とは：アウトプットのアウトカム適合性

- (i) アウトプットの比較法的理解
- (ii) アウトカムとの照合（法の自立性と発展性）

インパクト評価とは：アウトカムの動態のアウトカム適合性：

- (i) 基点の確認：アウトプットの比較法的理解
- (ii) 基点からの変化：法動態の法社会学的観察
- (iii) 政策志向の分析：観察結果とアウトカムとの照合

6

アウトカムに沿った有効性評価 —ベトナム民事訴訟法支援の例—

- 経緯：米越通商協定で私的自治型の手続法要求。後見的な社会主義モデルとの狭間で悩むベトナム。
- 日本支援のインプット：法典起草支援と並行し、法典の要件事実に沿った当事者主義(主張・立証責任)を解説。同時に裁判官の後見的役割(釈明等)をも解説。
- ベトナム法のアウトプット：要件事実の主張責任や、裁判官の釈明規定を全削除。職権探知への協力義務違反の罰則強化等。
- 有効性評価：アウトプット・レベルの効率性評価では否定的面も？
しかしアウトカム・レベルの有効性評価では肯定的評価可能(要件事実に沿った裁判という「法の自立性」の厳しさを理解したからこそ、ベトナム側は当面は旧来型和解的訴訟に拘泥した?)
→次段階：予測可能性の裁判＋柔軟な調停への二分化示唆か

7

アウトカムに沿った有効性評価 —ラオス判決書マニュアル支援の例—

- 経緯：各種ドナーの持ち込む単行法が乱立し、法典整備は後回し。統合的な規範適用に悩む司法現場。
- 日本支援のインプット：法文の要件事実に沿った事実認定・法適用の詳述を促し、また法文の不明箇所を埋める判例法の育成・参照を促す「判決書マニュアル」。
- ラオス側のアウトプット：「判決書マニュアル」を裁判官研修の柱として積極的に活用。
- 有効性評価：アウトプット・レベルの効率性評価では成功。しかし、アウトカム・レベルの有効性評価では、さらなる検証を要す(実際の裁判の判決書において、要件事実に沿った事実認定・規範明示が進んだか。それを通じて規範の予測可能性を高め、外部圧力を廃する「裁判の独立」ひいては「法の自立性」が進んだか。判例法の形成や慣習法の取込み、ひいては「法の発展性」をもたらしつつあるか)→法曹訓練の質的修正へ。

アウトカムに沿った有効性評価 —インドネシア和解調停支援の例—

- **経緯**: 植民地由来の法典の現代化は止まり、行政法規や欧米ドナーの持込む単行法が乱立。地方分権化で条例が乱立。司法多元主義で慣習法も残り、規範衝突の結論は不明。
- **日本支援のインプット**: 裁判不信を代替する調停前置主義の改革要請。だが日本支援は裁判過程の改革というべき「裁判上の和解」促進へと向かった。
- **インドネシア側のアウトプット**: 「裁判上の和解」を促進する規則改正成立。実施は、普通裁判所で不振、宗教裁判所で歓迎。
- **有効性評価**: アウトプット・レベルの効率性評価は一勝一敗。アウトカム・レベルの有効性評価は、裁判・和解・司法調停・民間調停の相互関係を鳥瞰する視座を。(実定法に固執し慣習法排斥的な普通裁判所は、「法の自立性」に忠実であるように見えて、実定法・慣習法の接点での「法の発展性」を阻害し、法の体系化を阻んできたのではないか。日本支援はその問題構造を有効に揺さぶりつつあるのではないか)

9

法整備支援活動年表(法務総合研究所が把握しているものを中心に)

2011/1/18 現在

年度	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係	インドネシア関係	ウズベキスタン関係	中国関係	その他の国・地域	その他	
1992	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請								
1993	・森島昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介								
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始(年1回)	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催						・森島昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言	
1995	・上記本邦研修継続 ・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)							
1996	・上記本邦研修継続 ・法整備支援フェーズ1開始(1996年12月～1999年11月) ・長期専門家1名(弁護士)派遣	・上記本邦研修継続						・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援 ・財団法人国際民法センター(ICOLL)設立 ・ICOLLが日中民法法セミナー開始(年1回) ・ICOLLが国際民法法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)	
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回)	・上記本邦研修継続						・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・国際民法法シンポジウム(創設法制)開催(法総研、ICOLL、アジア太平洋政治法研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)	
1998	・前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始	・経済法研(日本インドネシア科学技術フォーラム(JIF)からの研修実施依頼に基づくもの。参加者は、裁判官、検事、法務人権省職員、弁護士)を実施				・モンゴル不動産登記官の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA短期専門家は司法書士他)	
1999	・前年と同様 ・ハノイにて日越民法法セミナー開催(その他備参照) ・法整備支援フェーズ2開始(1999年12月～2002年11月) ・ベトナム民法改正共同研究法令典編纂作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名(業務調整員)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始 ・カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相次ぎ開催	・前年と同様					・前年と同様(モンゴル) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(登記制度比較研究を中心) ・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・ICOLLがハノイにて、日越民法法セミナー開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)	
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修(年4回) 現地セミナー(年8回) ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名(検事、裁判官、弁護士各1名)派遣 ・民法改正共同研究会開始	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣、日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・日弁連が司法調査団を派遣	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催	・名古屋大学がウズベキスタン3大と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催				・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修継続(第2回) ・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・法整備支援連絡会開催(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2001	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修2名(検事、弁護士各1名)派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA小規模開発パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回～第4回)を開催 (なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 ・セミナーを民法法セミナーと刑事法セミナーの2回開催とする とともに、民法法セミナーをシリーズ化	・JICA調査団派遣	・JICA調査団派遣				・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本の司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第3回) ・法総研が国際協力部新設、同部が大阪へ移転 ・ADB会議(フィリピン)出張 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・ICOLLが日中民法法セミナー開催 ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国際民法法シンポジウム(ADR)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名(裁判官)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続(2003年3月まで) ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催(フンセン首相が演説) ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)開始(3年間) ・本邦研修を実施(起草支援、立法化支援)	・ラオス司法省等に長期専門家を派遣(合計11名を派遣(法務省)) ・第2回民法法セミナーを開催 ・本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 ・国会向けセミナー及び民法改正セミナーを加え、現地セミナーを4回に増加	・本邦研修を実施(年1回) ・JICAが弁護士を企画調査員として長期派遣(1年間) ・日本・インドネシアADR比較研究会セミナー(本邦研修)を実施	・本邦研修を実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウムを開催 ・タシケント国立大学に専門家1名を派遣(名古屋大学) ・JICA調査団派遣 ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地調査を実施(日弁連) ・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)			・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施 ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修継続(第4回) ・法総研がICOLL・JETROが日中民法法セミナー開催 ・法整備支援連絡会開催(第4回) ・アジア知的財産法シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ)	
2003	・法整備支援フェーズ3開始(2003年7月～2006年6月) ・民法改正共同研究会継続 ・民事訴訟法共同研究会開始 ・法曹養成共同研究会開始 ・司法官職業養成校(JICA短期専門家を派遣(法務省)) ・法務省・最高裁・日弁連 ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名(検事)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民法法、法曹養成) ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)	・本邦研修実施(立法化支援) ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職業養成校(JICA短期専門家を派遣(法務省)) ・附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・司法官・長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するOP研修実施 ・司法官職業養成校(JICA短期専門家を派遣(法務省)) ・本邦研修実施(2月)民法・民法法	・JICAプロジェクト開始(2005年5月まで予定) ・法令データベース作成 ・法令集出版支援 ・教科書及び辞書作成支援 ・検察マニュアル作成支援 ・ラオス司法省等に長期専門家を派遣(司法アドバイザー)11名を派遣(法務省) ・本邦研修は年2回、そのうち1回は教科書作成支援に特化	・本邦研修を実施(年1回) ・JICAが弁護士を企画調査員として長期派遣(1年間) ・日本・インドネシアADR比較研究会セミナー(本邦研修)を実施	・JICA調査団派遣 ・現地調査、現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・専門家1名を派遣(北海道大学) ・本邦研修を実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウムを開催 ・最高経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学)			・モンゴルへ専門家派遣(名古屋大学・弁護士) ・インフラからJICAに対して法整備支援要請 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第5回) ・法総研・ICOLL・JETROが日中民法法セミナー開催 ・法整備支援連絡会開催(第5回) ・法総研・ICOLL・JETROが国際民法法シンポジウム開催 ・専門家2名(法務省・早稲田大学)を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナーを開催 ・法総研・ICOLL・JETROが日中民法法セミナー開催 ・日本貿易振興会アジア経済研究所(IDE・JETRO)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・法整備支援連絡会開催(第4回) ・アジア知的財産法シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ)	
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民法法、民法法、民法法、民法法) ・改正破産法成立(6月15日) ・本邦研修実施(1月、2月) ・法曹養成、民法改正共同研究	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始(2007年4月まで) 立法化支援 附属法令整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 司法官・長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 日弁連JICA開発パートナー事業を継続 法曹養成に関するOP研修実施 司法官職業養成校(JICA短期専門家を派遣(法務省)) 本邦研修実施(2月)民法・民法法	・JICAプロジェクト継続 ・司法省に長期専門家2名を派遣(上記1名に加えて日弁連から1名) ・本邦研修実施(年2回) ・(判決書マニュアル・検察官作成支援) ・現地セミナーを開催(判決書マニュアル)	・本邦研修を実施(年1回) ・インドネシア競争政策、規制緩和研修プロジェクト開始(公正取引委員会、2006年7月まで) ・JICAが企画調査員1名を派遣	・JICA調査団派遣 ・M/M締結(創設法注釈書支援) ・本邦研修を実施(創設法注釈書) ・民法法起草支援を継続(名古屋大学) ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) ・最高経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地フォローアップセミナーを開催(法務省)				・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル) ・経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始 ・名古屋大学がイランに対する法整備支援(本邦研修)を開始 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第6回)

法整備支援活動年表(法務総合研究所が把握しているものを中心)

2011/1/18 現在

年度	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係	インドネシア関係	ウズベキスタン関係	中国関係	その他の国・地域	その他
2005	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援フェーズ3継続 長期専門家1名(裁判官)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 現地セミナーを開催(判決書・判例、判決執行法、法曹養成) 改正民法成立(6月14日) 本邦研修実施(9月、2月) (判決書標準化、法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附屬法令整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 現地セミナーを開催(模擬裁判) 本邦研修実施(2月) (民法・民法法) 法曹養成研究会発足 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始(2008年3月まで) 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) 本邦研修実施(10月)(法曹養成) 日弁連の弁護士司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)が終了 	<ul style="list-style-type: none"> JICAプロジェクト継続 司法省に長期専門家2名を派遣 (法務省、日弁連) 本邦研修実施(年2回) (民法法教科書作成支援民法) 法総研、商法(名古屋大学) 現地セミナーを開催(民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル) 検察マニュアル及び判決書マニュアル完成 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施(年1回) アチェに対するADR現地セミナー実施(JICA・日弁連) 	<ul style="list-style-type: none"> 本邦研修を実施(5月、11月) (創設法注釈書) 短期専門家派遣(9月、3月) (法務省、大阪大学等) 創設法注釈書プロジェクト開始(法務省、2007年9月まで) 創設法注釈書支援プロジェクト開始(名古屋大学、2008年まで) (中小企業振興、担保法制改革、法令データベース) ウズベキスタン司法省に長期専門家1名派遣(名古屋大学) タシケント法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 現地シンポジウムを開催(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> JICAプロジェクト継続 司法省に長期専門家2名を派遣 (法務省、日弁連) 本邦研修実施(年2回) (民法法教科書作成支援民法) 法総研、商法(名古屋大学) 現地セミナーを開催(民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル) 検察マニュアル及び判決書マニュアル完成 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モントリオール) モンゴル司法制度に開くする法社会学的研究プロジェクト開始(名古屋大学) 中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始(名古屋大学) 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第7回) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICOLC・JETROが日中民事訴訟セミナーを開催 名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 法整備支援連絡会開催(第7回) 国際民事訴訟法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) 法総研・ICOLC・JETROが国際民事訴訟シンポジウム(国際社会法シンポジウム)開催
2006	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長 長期専門家1名(業務調整員)派遣 ベトナム国家大学日本法講座継続 現地セミナーを開催(判決書・判例) 日越司法制度共同研究(6月) 共同研究実施(10月、判決書・判例、最高人民裁判所が4名招へい) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附屬法令整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 民事訴訟法成立(7月6日公布) 短期専門家派遣(8月) JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定(2008年4月まで) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) 現地セミナーを開催(8月)(判決書セミナー) JICA-Netセミナーを開催(4月、12月) 本邦研修実施(12月)(法曹養成) 	<ul style="list-style-type: none"> JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 現地にて普及セミナー実施 (判決書マニュアル、検察マニュアル、民法教科書) JICA調査員派遣、M/M締結(9月) JICA和訳、調停制度強化支援プロジェクト開始、長期専門家1名(日弁連)を派遣(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> アチェに対するADR遠隔セミナー(全5回)実施(JICA・日弁連) 本邦研修を実施(7月) JICA調査員派遣、M/M締結(9月) JICA和訳、調停制度強化支援プロジェクト開始、長期専門家1名(日弁連)を派遣(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 創設法注釈書プロジェクト継続(法務省、2007年9月まで) 創設法注釈書プロジェクト、長期専門家1名(弁護士)派遣(法務省、2007年9月まで) 本邦研修を実施(5月、8月、9月、11月) (創設法注釈書) 短期専門家派遣(6月、2月) (法務省、弁護士) 創設法注釈書(ロシア語版)発刊(3月) ウズベキスタン司法省に長期専門家1名追加派遣(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA調査員派遣(6月) JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D締結(11月) 本邦研修実施(11月) 国内研究会を設置(11月) 現地セミナーを実施(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第8回) モンゴル弁護士会強化プロジェクトに長期派遣専門家派遣(日弁連) モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICOLCが日中民事訴訟セミナーを開催 名古屋大学が「法整備支援戦略」の研究全体会議を開催 法整備支援連絡会開催(第8回) 国際民事訴訟法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) 法総研・ICOLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置
2007	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト開始(2007年4月～2011年3月) 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) 現地セミナーを開催(9月、附随法) 本邦研修実施(11月、民法起草) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附屬法令整備 民法、民事訴訟法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名を派遣 現地セミナーを開催(12月：民法関係) 民事訴訟法適用(7月) 民法公布(12月) 遠隔セミナーを開催(8月：民法) 現地セミナーを開催(11月：民法) JICA調査員派遣 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 法曹養成研究会継続 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(5月、9月) 本邦研修実施(7月、法曹養成、民法) 現地セミナーを開催(11月：民法、12月：民事模擬裁判) JICA調査員派遣 JICA弁護士司法支援プロジェクト開始(6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 2007年5月末プロジェクト延長期間終了 フォローアップ 現地各OPによる普及ワークショップ(5～12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザーグループを設置(6月) 現地セミナーを開催(8月) 本邦研修を実施(10月) 現地セミナーを開催(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 現地に法注釈書発刊プレゼンテーションを開催(6月) 現地に法注釈書セミナーを開催(7月、12月) 注釈書活用促進に向けたワークショップを開催(9月) 注釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊(9月) 創設法注釈書プロジェクト終了(9月) 注釈書(英語版)発刊(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA調査員派遣(6月) JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D締結(11月) 本邦研修実施(11月) 国内研究会を設置(11月) 現地セミナーを実施(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第9回) JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D締結(11月) 本邦研修実施(11月) 国内研究会を設置(11月) 現地セミナーを実施(3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICOLC・JETROが日中民事訴訟セミナーを開催 名古屋大学が「法整備支援戦略」の研究全体会議を開催(第9回) 国際民事訴訟法(地域別)研修を実施(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) 法総研・ICOLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置
2008	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 本邦研修実施(8月、不動産登記) 裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策、3月、刑訴訟改正) 民事執行法成立(11月14日) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始 附屬法令起草支援 民法、民事訴訟法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名を派遣 現地セミナーを開催(12月：民法関係) 民事訴訟法適用(7月) 民法公布(12月) 遠隔セミナーを開催(8月：民法) 現地セミナーを開催(11月：民法) JICA調査員派遣 JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始 法曹養成アドバイザーグループ開始 裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(9月) 本邦研修実施(10月、3月) 現地セミナーを開催(12月、2月) JICA弁護士司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施(9月、11月、12月) 現地調査(1月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザーグループを会を継続 第2回本邦研修を実施(7月) インドネシア改正最高裁判所規則(PMA)2008年1版(検察所が行う和解、調停手続に関する規則)が施行(7月) 現地セミナーを開催(11月) JICA-インドネシア「和訳・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査員を派遣(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト終了(名古屋大学)(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> JICAが弁護士を長期専門家として派遣(2年) 本邦研修実施(5月、11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第10回) ベトナム刑事法比較研究現地セミナー(2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研・ICOLCが日中民事訴訟セミナーを開催 名古屋大学が「法整備支援戦略」の研究全体会議を開催(第10回) 法総研・ICOLC・JETROが国際民事訴訟シンポジウム(アジア株主代表訴訟セミナー)を開催 「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置
2009	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 本邦研修実施(8月、不動産登記) 担保取引登録法起草、12月、改正刑事訴訟法起草、民事執行法運用指導、2月行政訴訟法起草) 国際債法成立(6月) 現地セミナーを開催(行政訴訟法、弁護士連合会の組織、運営方法等) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附屬法令起草支援 民法、民事訴訟法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 現地セミナーを開催(12月：民法関係) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 法曹養成アドバイザーグループ継続 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名の派遣継続(うち1名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(5月) 本邦研修実施(10月、11月) 現地セミナーを開催(6月、8月、12月) JICA弁護士司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施 (5月、6月、11月、2月) 現地調査(5月、9月、3月) 現地セミナー(9月) 	<ul style="list-style-type: none"> 国内アドバイザーグループを会を継続 現地調査を実施(9月) JICA-インドネシア「和訳・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査員を派遣(11月) インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会(2010年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト(フェーズ2)協力準備調査員の派遣(11月) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国現地セミナー開催(5月、7月、3月) 中国国際私法、国際民事訴訟法講演会(清華大学)開催(11月) 本邦研修実施(11月) 権利侵害責任法成立(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東・東ティモール法制作成能力向上研修実施 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第11回) モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査員派遣 名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル3周年記念行事開催) モンゴル調停制度強化プロジェクト開始(2010年1月～2012年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋大学が「法整備支援戦略」の研究全体会議を開催(第11回) 法総研・ICOLC・JETROが日中民事訴訟セミナーを開催 法総研・ICOLC・JETROが国際民事訴訟シンポジウム(アジア株主代表訴訟セミナー)を開催 「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置
2010	<ul style="list-style-type: none"> 法・司法制度改革支援プロジェクト継続 JICA調査員派遣(終了時評価・詳細計画策定調査) 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 長期専門家4名(検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名)継続 ベトナム国家大学日本法講座継続 日越司法制度共同研究(6月) 現地セミナーを開催(9月) 司法省次官招へい(10月) 本邦研修実施(11月、戸籍法起草) 12月改正刑事訴訟法起草、1月改正民事訴訟法起草) 	<ul style="list-style-type: none"> JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附屬法令起草支援 民法、民事訴訟法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 JICA-Netセミナーを開催(12月：法人登記) 本邦研修実施(2月)：不動産登記) JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 法曹養成アドバイザーグループ継続 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名の派遣継続(うち1名は法務省) JICA-Netセミナーを開催(5月) 本邦研修実施(10月、11月) 現地セミナーを開催(6月、8月、12月) JICA弁護士司法支援プロジェクト継続 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研が現地調査を実施(7月) JICA-Netセミナーを実施(5月、7月、10月、12月：民法) 法律人材育成強化プロジェクト開始 長期専門家3名(検事、弁護士、業務調整員各1名)を派遣(7月) 国内アドバイザーグループを設置(民法、民事訴訟法、刑事訴訟法) 法総研が主催(11月) 最高裁判長官を含む10名が来日し、日本の知財制度を研究。法総研は各種プレゼンに協力(12月) JICA知財支援プロジェクトに法総研が協力の予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研が現地を訪問し、和訳・調停普及セミナーの実施に協力すると、裁判官養成校の実情について調査(8月) 最高裁判長官を含む10名が来日し、日本の知財制度を研究。法総研は各種プレゼンに協力(12月) JICA知財支援プロジェクトに法総研が協力の予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価(5月) 中国国際私法、国際民事訴訟法講演会(清華大学)開催(11月) 本邦研修実施(11月) 権利侵害責任法成立(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 東・東ティモール法制作成能力向上研修実施 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第12回) モンゴル調停制度強化プロジェクト開始(2010年1月～2012年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第12回) (6月、10月) 法総研・ICOLC共催による「アジア監査制度セミナー」を開催(8月) 法総研・ICOLC・名古屋大学共催による「アチア比較法制研究」実施(7月) モンゴル調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査員派遣 名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル3周年記念行事開催) モンゴル調停制度強化プロジェクト開始(2010年1月～2012年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 法務省インターンシップ実施(8月) 法総研・ICOLC共催による「アジア監査制度セミナー」を開催(8月) 法総研・ICOLC・名古屋大学共催による「アチア比較法制研究」実施(7月) モンゴル調停制度強化プロジェクト開始(2010年1月～2012年6月) 法整備支援連絡会開催(第12回)(予定) モンゴル長期専門家派遣(弁護士) 露(開法科大学)国際インターンシップ実施(3月)

～ 国際研修 ～

第 36 回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

松原 禎 夫

1 はじめに

国際協力部では、2010年12月13日（月）から同月22日（水）までの間、第36回ベトナム法整備支援研修を実施した（研修日程は文末の資料のとおり）。

研修員は、以下の10名である。

Mr. ヴ・ヴァン・モック

最高人民検察院検察理論研究所副所長

Mr. グエン・トゥ・トゥアン

最高人民検察院

国家安全保障事件訴追解決監督部上級検察官

Mr. ヴ・クオック・ヴァン

中央共産党事務局内務部副部長

Ms. ヴ・ティ・ドゥック

ハノイ人民検察院次席検事

Mr. ドゥ・ゴック・リエン

第2地区軍事検察院検事正

Ms. ブイ・ティ・ハン

最高人民検察院検察訓練校刑事部副部長

Mr. ホアン・ヴァン・ホア

最高人民検察院人事部課長

2 研修実施の背景

ベトナム社会主義共和国では、権限分配の原理を統治の基本原則とし、全ての国家権力は人民の代表である国会に属し、その権力行使を国会直属の国家機関が分担することとしている。最高人民検察院は、最高人民裁判所とともに憲法上に規定された司法機

関であり、同院は、捜査・公判活動に加えて、刑事訴訟法及び検察院組織法等の刑事手続関連法の起草を所管している。ベトナムでは、2005年5月及び6月にベトナム共産党中央執行委員会政治局により相次いで発表された48号決議及び49号決議に基づき、大規模な司法改革を実行中である。最高人民検察院は、同決議に基づく司法改革の一環として、現在、刑事訴訟法及び検察院組織法の改正作業を行っている。今般、ベトナム側から、両法の改正作業の参考とするため、日本の刑事訴訟法・検察庁法及びその運用実態を学びたい旨の要望が出されたことから、本研修を行うこととなった。なお、本研修は、JICAの「法・司法制度改革支援プロジェクト」（2007年4月～2011年3月）の枠組みで実施された。

3 研修の概要

本研修では、①検察制度 ②上訴審 ③公判手続 ④検察官と捜査機関の関係 ⑤日本の刑事訴追制度と裁判の審判範囲 ⑥弁護権の強化などの各論点につき、大澤裕教授（東京大学大学院法学政治学研究科）、高畑満弁護士及び当部教官による講義、ベトナム側プレゼンテーション及び法廷傍聴などを実施した。各講義において、質疑応答・討論の時間を多く設けたところ、活発な議論が行われ、この議論を通してベトナム刑事訴訟の実態を垣間見ることができ、興味深いものであったので、以下その一部を紹介する。



(1) 検察院の捜査権限

1960年の検察院組織法には、検察院に全ての犯罪の捜査権限があると規定されており、最高人民検察院及び各省人民検察院に合計37の捜査機関が設置されていたが、2002年の同法改正により検察院の捜査権限が司法活動に関する犯罪に限定されたことなどに伴い現在では最高人民検察院にのみ捜査機関が設置されている。最高人民検察院の捜査機関の人員は約40名に過ぎず、南北に伸びる広い国土で発生する犯罪に十分対応しきれず、その結果、国民が国家や共産党に直接解決を訴える事例も存在する。また、汚職事件への積極的な取組の一環として行政に属さない検察院の捜査機関に汚職事件の捜査を期待する意見も少なくない。そこで、検察院の捜査機関を拡大する方法として、①最高人民検察院及び全国36省の各省級人民検察院に捜査機関を設置する ②最高人民検察院の捜査機関の出先機関として各地域に捜査局支部を設置する ③全国を5箇所程度の地域に分け各地域に検察院の捜査機関を設置するという案が検討されている。もっとも、かつて検察院の捜査機関が縮小された理由には、効率的に機能せず、処理件数が少ないこともあったというから、捜査機関の拡大に際しては効率的な運営が望まれる。

(2) 検察院と捜査機関の関係

ベトナムでは、検察院の指示に捜査機関が従わないことがしばしば問題となっているということで、研修員はこの点に関する日本の制度に関心を有していた。しかし、日本の検察官には、司法警察職員に対する一定の指示権及び指揮権が与えられている

(刑訴法193条)ものの、それ以外には特段の制度はなく、ベトナムにおいても、捜査機関は、検察院の要求及び決定に従わなければならない(ベトナム刑訴法114条)、検察院長官は、捜査機関の長官に捜査官の更迭を要求する権限を有する(ベトナム刑訴法36条2項b)と定められており、新たな制度の創設よりも公訴権の独占を背景とした適切な指揮・指示により解決すべき問題だと思われる。

(3) 検察院の民事事件への関与

改正前民事訴訟法において、検察院は、社会的利益が侵害されるなど一定の場合には訴えを提起する権限を有するとともに提訴した事案だけでなく、その他の事案についても、必要とみなすいずれの段階からでも訴訟手続に参加でき、さらに、第1審の判決・決定に対して控訴する権限を持つだけでなく、法的拘束力を有する判決・決定に対して監督審及び再審を申し立てる権限も認められていた。しかし、2004年改正の民事訴訟法において、検察院の提訴権は廃止され、手続立会権も非訟事件などの一定の場合に限定して認められることになった(ベトナム民法21条、313条-2)。なお、検察院の控訴権と監督審・再審異議権は維持された(同250条、285条、307条)。これに対して、検察院の民事事件への関与の減少に伴い誤審が増えたとして、再び全ての民事訴訟への立会いを求める意見が強くなっている。誤審の増加に関しては、明確な統計はないとのことであるが、控訴審及び監督審申立件数の増加が民事訴訟における誤審の増加という主張の根拠のようである。検察院の民事事件への関与の程度については、様々な意見があり、未だ明確な方向は定まっていないとのことであるが、民事事件はあくまで両当事者間の争いであること、今後、ベトナムの経済発展に伴う民事・刑事事件の増加及び複雑化により検察院の業務負担の増大が予測されることを考慮すれば、民事事件への関与拡大には慎重な議論が必要であろう。



(4) 検察官の人事

ベトナムには、最高人民検察院検察官約 170 人、省級人民検察院検察官約 2000 人、県級人民検察院検察官約 6000 人がいる。検察官になるには、法学士の資格を有すること、検察院の研修過程を終了して 4 年以上の実務経験を有することが必要であり、省級検察官になるにはまず県級検察官にならない。上級庁に昇進する場合を除いて、最高人民検察院、省級人民検察院及び県級人民検察院の間で人事異動はない。県級人民検察院の能力向上のため省級人民検察院の検察官を異動させようとする、まず省級人民検察院検察官の地位を解任して県級人民検察院検察官として再任させなければならない。県級人民検察院の管轄が拡大されたことに伴いその能力向上が叫ばれているところであり、中央、省及び県の区分をなくし、最高人民検察院や省級人民検察院の検察官を県級人民検察院へ異動できるようにすることが検討されている。また、検察官の任命期間は、適切な活動を担保する目的で 5 年間で定められているが、必ずしも任期の存在と業務の適正性が関連付けられていないことから、むしろ地位の保証による適切な権限行使を期待して任期制の撤廃が検討されている。日本では、検察官が定期的に全国を転勤し、その目的は、多種多様な経験をさせることや、特定団体などとの結びつきを避ける上、副次的には全国に均一の法的サービスを提供する効果もあるなどと言われている。ベトナムにおいては、上級庁への異動を除き他県や他省への異動はなく、地域毎に生活レベルが異なること、国が住居や転居費用

を負担するのは困難であることなどから全国異動の実施は検討されていない。

(5) 弁護権の強化

ベトナムの刑事訴訟法は、職権主義を採用しているが、今般の改正に際して、職権主義を基本としつつ当事者主義的要素を導入することが検討されており、そのため、公判における弁論の活性化、弁護権の強化が課題とされている。ベトナムでは弁護人になるには捜査機関の許可が必要で、「弁護に関する書類とともに弁護人の提案を受け取った日から 3 日以内に、捜査機関、検察院又は裁判所は、検討し、弁護人が弁護を遂行できるよう弁護人に許可証を授与しなければならない。」(ベトナム刑訴法 56 条 4 項)と定められている。捜査機関等は、弁護士や法定代理人であることなどの弁護人となるべき要件が備わっていれば許可証を発行する義務があると解されている。しかし、捜査機関が意図的に許可証の発行を遅らせるなどして弁護人が接見や取調べの立会いなどの権利を行使できない事例もあるとのことであり、運用の改善が求められる。弁護人は、被暫定留置人、被疑者又は被告人と面会する権利を有する(ベトナム刑訴法 58 条 2 項 e)。研修員の説明によれば、条文上、明記されていないものの秘密交通権が保障されており捜査機関の監督は許されないが、実際には、安全確保の観点から捜査機関職員が接見に立ち会っているとのことであり、秘密交通権が実質的に保障されているとは言えないと思われる。



また、弁護人には被暫定留置人の聴取、被疑者の取調べに立会う権利が保障されており、捜査官の許可を得て、被暫定留置人、被疑者に質問をし、その

他の捜査活動に立会うことができる（ベトナム刑訴法 58 条 2 項 a）。この立会いは、取調べの監督が目的であり、誘導尋問や強制的な尋問など不当な取調べが行われた場合、弁護人は調書への署名を拒否することができるが、被暫定留置人や被疑者にアドバイスするなどして取調べに干渉することは許されない。また、ベトナムの弁護士は約 8000 人であるが、刑事事件は年間約 10 万件あり、弁護士数が不足していることから、弁護士が取調べに立会うことは必ずしも多くない。ベトナムには、必要的弁護の制度があるが、その対象は、最高刑として死刑を定める特別重大な犯罪や被疑者又は被告人が未成年者、身体障害者又は精神障害者である場合に限られている（ベトナム刑訴法 57 条 2 項）。そこで、必要的弁護事件の範囲拡大が検討されているが、上記の弁護士不足から大幅な拡大は困難な状況にある。弁護士不足に対しては、弁護人となれる者を現行の弁護士、被暫定留置人・被疑者・被告人の合法的代理人、人民弁護士（ベトナム刑訴法 56 条 1 項）から親族・知人など被疑者等のために弁護活動ができる者に拡大することが検討されている。

4 終わりに

本研修では、各講師と研修員の間で活発な議論が行われたところ、昨年の研修で講師をお願いした松尾浩也法務省特別顧問が関心を示してその一部に参加された。松尾顧問は、職権主義に当事者主義の長所を加えた刑事訴訟法改正を検討中の研

修員に対して、欧米各国の刑事訴訟構造を紹介しながら、「職権主義はどの国でも大差はないのですが、当事者主義は国によって様々ということです。ベトナムが当事者主義に移ろうとしていると聞いていますが、ベトナムという国に最も適した形の当事者主義を採用することを希望するものであります。」旨述べられた。研修員は、松尾顧問の励ましの言葉に感動した様子でそれぞれ感謝の言葉を述べていた。

最高人民検察院では、刑事訴訟に関し、①検察院の捜査権限 ②検察院と捜査機関の関係 ③勾留の制限 ④単独裁判の可否 ⑤弁論の活性化 ⑥弁護権の強化 ⑦控訴審の権限の明確化 ⑧監督審申立権者の範囲の縮小、検察院組織法に関し、①国家統治機構における検察院の役割 ②組織体系 ③検察官の等級・選考試験及び任命期間 ④捜査権限の拡大 ⑤司法活動の監督の範囲・方法等の明確化 ⑥民事事件における検察院の役割などの幅広い論点につき改正の可能性を検討してきており、現在、これまでの研究結果を踏まえて、上記各論点を精査し改正すべき論点を抽出中である。当部においては、同院から継続的に情報を収集するなどして刑事訴訟法及び検察院組織法の改正の方向性を注視し、今後も、ベトナム側に対し、必要な助言、支援を続けていきたい。

最後に、本研修に対し多大な御支援及び御協力をいただいた松尾顧問、大澤教授、高畑弁護士を始めとする関係各位に深く感謝を申し上げます。



第36回 ベトナム法整備支援研修日程表

[教官: 森永教官, 松原教官 専門官: 権瓶統括専門官, 内田主任専門官]

研修実施場所 : JICA東京国際センター, 法務省赤れんが棟

月・日	曜日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
12/12	日	入国			
12/13	月	オリエンテーション (JICA) 赤れんが棟第6教室	12:00～ オリエンテーション (ICD) 赤れんが棟第6教室	ベトナム側プレゼンテーション テーマ: 刑事訴訟法及び検察院組織法改正の主要論点 赤れんが棟第6教室	
12/14	火	全体討論会 (論点整理) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟第6教室	12:40～14:00 法務総合研究所長 主催意見交換会 赤れんが棟前	14:30～全体討論会 (論点整理) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟第6教室	
12/15	水	全体討論会 (検察制度) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟第6教室	全体討論会 (控訴審及び上訴審) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟第6教室		
12/16	木	全体討論会 (公判手続) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟第6教室	東京地裁法廷傍聴	東京地方裁判所	
12/17	金	全体討論会 (検察官と捜査機関の関係) コメンテーター: ICD教官 赤れんが棟3階共用会議室	東京地検訪問 模擬取調室, 証拠品庫見学等	東京地方検察庁	
12/18	土				
12/19	日				
12/20	月	全体討論会 (日本の刑事訴追制度と裁判所の審判範囲) コメンテーター: 大澤裕教授, ICD教官		赤れんが棟3階共用会議室	
12/21	火	全体討論会 (ベトナム刑事訴訟における弁護権の強化等) コメンテーター: 高畑満弁護士, ICD教官		赤れんが棟3階共用会議室	
12/22	水	総括 (質疑応答等) コメンテーター: ICD教官 TIC SR	評価会・終了式	TIC	
12/23	木	帰国			

～ 国際研修 ～

第 37 回ベトナム法整備支援研修 テーマ：民事訴訟法改正

国際協力部教官

松川 充 康

第 1 はじめに

2011 年 1 月 13 日（木）から同年 1 月 21 日（金）まで、第 37 回ベトナム法整備支援研修を実施した（日程表は文末の資料のとおり）。

本研修は、ベトナム最高人民裁判所を対象としており、ベトナム民事訴訟法改正に向け、日本の専門家や裁判実務から参考となる知見の獲得を目的としたものである¹。研修員は、以下のとおり、ベトナム最高人民裁判所（SPC）副長官を始めとする SPC の裁判官など 7 名であった。

トゥ・ヴァン・ニュー氏（Mr）

最高人民裁判所副長官

ヴァー・テー・ドアン氏（Mr）

最高人民裁判所ハノイ控訴審裁判所副所長

グエン・マイ・ボ氏（Mr）

最高人民裁判所中央軍事裁判所裁判官

グエン・ヴァン・ティエン氏（Mr）

最高人民裁判所経済裁判所裁判官

ブイ・ティ・ズン・フエン氏（Ms）

最高人民裁判所裁判理論研修所民事・経済・商事課長
レ・テー・フック氏（Mr）

最高人民裁判所裁判理論研究所審査官

ヴァー・ティ・ハン氏（Ms）

最高人民裁判所国際協力部書記

¹ ベトナムでは、最高人民裁判所（SPC）が民事訴訟法改正案の起草を担当する。統治機構の詳細については、伊藤文規「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」ICDニュース28号を参照されたい。

第 2 本研修実施の背景

ベトナムでは、1990 年代以降、市場経済原理の導入、推進のため、民商事分野を中心とする法制度の整備に力が注がれてきた²。当部は、1994 年から現在に至るまで、JICA の技術協力プロジェクトの枠組みの下、ベトナムに対する法整備支援を進めている。2007 年 4 月からは、新たに「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト」が開始され、立法及び裁判実務の両面での支援活動を展開してきたものである³。

そして、ベトナム民事訴訟法は、我が国の支援も受けて 2004 年に制定されたものであるが、ベトナムは市場経済の浸透と国際化の進展に対応するという観点から、更なる改革を実施すべく、2008 年 1 月 23 日には民事訴訟法改正に向けた起草委員会を創立し、さらに、2009 年 10 月 19 日には最高人民裁判所裁判官を中心とする起草編集班を組織し、改正草案の検討を進めてきた。そのような中、当部では、ベトナム側から、JICA プロジェクトの一環として、民事訴訟法に関する本邦研修実施の要請を受けたことを踏まえ、本研修を実施することとした。

² ベトナム法の概況や各種法律情報へのアクセスガイドについては、鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009）が参考になる。

³ 同プロジェクトは、2011 年 3 月をもって終了したが、同年 4 月より、「ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ 2」が 4 年間の計画で新たに開始された。詳細は、http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_1000108_1_s.pdfを参照されたい。

つまり、本研修は、ベトナム民事訴訟法起草担当者を中心とする研修員を日本に招き、日本の民事訴訟の理論及び実務について情報を提供するとともに、ベトナム民事訴訟法改正草案についての意見交換を行うことにより、同草案の改善に役立ててもらうため実施したものと見える。

参考までに、2004年民事訴訟法をベースに、当職の理解するベトナム民事訴訟第一審の流れを文末に添付する。

第3 本研修の概要

1 カリキュラムの構成

初日の1月13日の導入講義では、日本の統治機構、司法制度という全体的な話題から始まり、次第に民事訴訟、更に簡易裁判所での民事訴訟、特に少額訴訟といったように、特定の分野へフォーカスしていく進行とした。この導入講義を踏まえ、2日目の1月14日には大阪地方裁判所及び大阪簡易裁判所において、日本の民事訴訟の実際を見聞きする機会を設けた上、翌週1月17日からの4日間を、本研修の中核部分である民事訴訟法改正草案検討会に充てた。最終日の1月21日には、法整備支援連絡会で、本研修の総括も兼ねて「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価について」との題目での講演する機会を設けた。

以下、具体的に説明する。

2 日本の統治機構及び司法制度に関する導入講義

1月13日(木)は、オリエンテーションを午前中に終え、午後から研修の中身を開始した。導入講義では当職が講師を務めたが、最高裁判所事務総局作成の”Justice In Japan”⁴も利用しつつ、日本の統治機構及び司法制度に関する概要を説明した。ベトナムの統治は民主集中制と権限分配の原理を基本原理とし⁵、

⁴ 日本の司法制度について、カラー写真も盛り込みつつ英文で解説している(全42ページ)。

⁵ 詳細は、伊藤文規「ベトナムの統治機構、司法制度の概

三権分立や地方自治の制度を持つ日本の統治機構とは大きく異なっている。しかし、日本から継続的に法整備支援を受けている上、研修員によっては本邦研修参加が2回目であったこともあり、日本の統治機構に関する説明もそれほど困難なく理解している様子であった。

また、多々良周作裁判官⁶の全面的な協力のもと、翌日の大阪地方裁判所(民事保全部)及び大阪簡易裁判所訪問の事前準備という位置づけも兼ね、民事保全手続や簡易裁判所での民事手続に焦点を当てた説明も実施した。その中で、最高裁判所製作のDVD「あなたが選ぶ少額訴訟」も視聴してもらい、日本の制度を視覚的にも理解してもらうよう努めた。



導入講義の様子

3 大阪地方裁判所(民事保全部)及び大阪簡易裁判所訪問

日本の裁判所は、民事事件につき、民事訴訟のほか、簡易裁判所における少額訴訟、支払督促、民事調停、即決和解というように、多様な紛争解決のメニューを用意しており、また、民事訴訟においても、簡易裁判所では手続の簡易化が図られている。これに対し、ベトナムではこのような選択の幅はなく、基本的には一律の手続しか用意されていない。また、ベトナムの緊急保全処分手続(ベトナム民事訴訟法99条

観」ICDニュース28号を参照されたい。

⁶ 2011年4月から、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの長期専門家として、ベトナムに派遣されている。本研修には、その事前準備として出席していた。

～)は、日本の民事保全手続に相当するものであるが、訴訟提起前の申立てが許されていないほか、保全発令に当たって債権者に求められる担保が高額すぎるなどの問題があり、実務上広く利用されているとは言いがたい状況にある。そのため、SPCでは、民事紛争の解決方法として、通常の民事訴訟とは異なる簡易な手続の導入を検討するとともに、緊急保全処分をより利用しやすい形に改善したいと考えており、それらの参考とすべく、日本の簡易裁判所及び地方裁判所民事保全部での手続傍聴を強く希望していた。このようなSPCの意向を踏まえ、大阪地方裁判所(民事保全部)及び大阪簡易裁判所の訪問を企画実施した次第である。

1月14日(金)の午前に大阪地方裁判所民事保全部、午後には大阪簡易裁判所を訪問したが、民事保全事件における債権者との面接、少額訴訟、即決和解について、実際の手続を傍聴することができた。また、担当の裁判官及び書記官からは、上記手続や支払督促といった各手続について、一般的あるいは傍聴した事件に即した内容の説明が大変丁寧になされた。これら見学、手続説明についての研修員の評判は高く、団長であるニュー副長官からは、「まさにこういう見学をしたいと思っていた。今日の経験は、ベトナムに新しい制度を導入していく上で大いに参考になる。」という締めくくりの発言がなされた。

4 ベトナム民事訴訟法改正草案検討会

1月17日(月)から同月20日(木)までの4日間は、本研修の中核であるベトナム民事訴訟法改正草案の検討会を実施した。これは、あらかじめ開示してもらったベトナム民事訴訟法改正草案やそれを巡るベトナムにおける議論の状況などを基礎資料に、SPCと日本側の法律専門家との間で、改正の方向性、留意点、規定の在り方、日本の制度との対比などについて集中的な議論を実施するというものである。日本側は、裁判実務改善研究会の村上敬一委員長(元東京高等裁判所部総括判事)及び同志社大学法学部

の川嶋四郎教授を中心に、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの西村修長期専門家⁷も加わるという体制で臨んだ。

まず草案検討会初日の1月17日(月)午前には、2004年制定民事訴訟法の起草支援に携わった井関正裕氏(元大阪高等裁判所部総括判事)を講師に招き、「ベトナム2004年民事訴訟法の残したもの」との題目での講演をいただいた。前回改正時にベトナムと日本との間で交わされた協議の内容など⁸を、改めてSPC及び日本側とで共有し、このたびの草案検討会における議論をより深めるためである。限られた時間ではあったが、監督審、緊急保全処分、判決の効力など、ベトナム民事訴訟法を巡ってかねてから議論の対象になっているテーマにつき、有益な知見が提供され、研修員も一同聞き入っていた。

続けて同日午後には、ニュー副長官から、民事訴訟法改正における主要な論点や議論の状況などに関するカントリーレポートの発表がなされた上、1月18日(火)からの3日間、村上委員長及び川嶋教授を中心に、本格的な草案検討会を実施した。ベトナム側の関心事は多岐にわたるが、このたびの草案検討会で特に議論したいとして挙げられた8項目のテーマ及びその背景は、次のとおりであった。

①他の機関・組織の決定に対して民事訴訟を管轄する裁判所に取消しの権限を与えるか。

民事訴訟の前提問題として存在する行政機関などの決定に、明らかな違法や権限逸脱があった場合、当該民事訴訟を管轄する裁判所が、これを取り消すことができる旨の規定を導入すべきか否かという論点である。ベトナムでは、かつて裁判所にそのような権限が与えられていたが、2004年民事訴訟法で廃

⁷ 長期専門家は、ベトナム民事訴訟法改正草案を始め各種資料及び情報を収集するとともに、ベトナム側の問題意識や民事訴訟の実情などについての様々な知見や分析の提供を行い、本研修の準備及び遂行に重要な役割を果たした。

⁸ 2004年民事訴訟法の和訳及び同法の起草支援委員らによる解説についてはICDニュース21号を、同委員らがベトナム民事訴訟法の今後の課題について解説した論稿についてはICDニュース26号を、それぞれ参照されたい。

止したところ、実務上不都合が生じたとのことであった。具体的には、土地権利証書（赤本）⁹に誤りが判明したが、行政訴訟法上の出訴期間を経過している場合などが典型のようである¹⁰。

②公証文書の無効宣告の申立てに関係する事件、判決執行のための共有財産の確定に関係する事件は、訴訟事件又は非訟事件のいずれか。

ベトナム民事訴訟法では、裁判所の管轄に属する事件類型を、訴訟・非訟別に列挙している（ベトナム民事訴訟法 25 条～）。しかし、上記事件類型については、他の法律で裁判所が解決すべきとしていながら、民事訴訟法には列挙されていない事件類型であるため、訴訟事件として扱うべきか、非訟事件として扱うべきか、立法的に解決したいとのことであった¹¹。

③職権による証拠収集

2004 年民事訴訟法では、裁判所による証拠収集¹²は、当事者の申立てがあった場合のみ行うことができるとされた。しかし、現場の裁判官からは、真実発見や弱者保護の見地から、職権による証拠収集の規定を再導入すべきとの意見が出ており、その是非を巡る議論である。なお、かつての本邦研修においても、職権による証拠収集を認めないと、真実発見に支障を来すとの指摘がされていた¹³。

④価格査定、価格査定審査

ベトナムの民事訴訟法では、財産の価格が紛争上問題となる場合、当事者間で価格に関する合意が得られなければ、金融機関職員などから成る価格評議会を設立し、価格の査定を行うという仕組みをとっている。ところが、この価格評議会が、金融機関の協力を得られないなどの事情により、うまく機能しないことが多く、訴訟の円滑な進行を阻害する大きな要因になっているという。

⑤緊急保全処分における担保

先にも述べたとおり、緊急保全処分発令に当たっての担保が高額であることが、緊急保全処分の利用を阻害しているとの問題意識から、特に担保に焦点を当てた議論を希望された。また、金融機関や他の個人・機関・組織による保証をもって担保とするとの案も検討されているとのことであった。

⑥提訴時効

ベトナムでは、消滅時効及び提訴時効のいずれもが存在し、それぞれの趣旨や位置づけが十分に整理されていないとの指摘がかねてからあった。また、物権的請求や遺産分割などについても、一律に2年の提訴時効にかかるとしていることも問題点として挙げられていた。時効は民法改正でも大きなテーマとなっており、両法間の整合性を図りつつ取り組むべき課題といえるが¹⁴、本研修においては、日本の時効制度に関する知見を提供してほしいとの要望であった。

⑦訴状返却

日本の民事訴訟法における訴えの却下に相当するものと考えられる。裁判所は訴状を受け取った日から5日という短期間内に訴状を受理するか、返却するかを決定することとされている上、訴状返却事由の中に、提訴時効など一定の審理を尽くさなければ判断が困難と考えられるものも含まれていることが問題点として指摘されていた。

⑧監督審

¹⁴ 民法は司法省の所管法令であり、民事訴訟法と所管が異なるところにも難しさがあると思われる。

⁹ いわゆる赤本については、武藤司郎『ベトナム司法省駐在体験記』（信山社出版、2002）29～34ページ、76～109が詳しい。

¹⁰ ベトナム行政訴訟法は、村上委員長を中心とした草案検討会の結果も踏まえて起草され、2011年11月に成立した。上記草案検討会については、ICDニュース43号を参照。

¹¹ ベトナムにおける非訟事件の定義は、民事訴訟法311条で規定されている。訴訟と非訟の違いは、紛争性の有無によるようであるが、旧宗主国であるフランスの影響であろうか。フランス法の考え方については、垣内秀介「調査報告書 フランスにおける非訟事件と非訟事件手続」<http://www.moj.go.jp/content/000012233.pdf> を参照。

¹² 裁判所による証拠収集は、公開の法廷での期日を開く前の準備期間（事件類型によって2か月又は4か月）に行われる。川嶋教授による現地調査によれば、裁判所による証拠収集の実情としては、裁判官と書記官が、裁判所外に出かけ、当事者が特に立ち会うことなく、書類を集めたり、住民から話を聞いたりすることもあるという。

¹³ ICDニュース38号45ページ

監督審は、社会主義法の特徴ともいべき制度¹⁵であり、2004年民事訴訟法では判決確定後であっても、最高人民裁判所長官又は最高人民検察院長官などの申立てが3年以内であれば、誤りのある判決又は決定を破棄することができる¹⁶とされている。現実主義を徹底したものといえるかもしれないが、法的安定性を損なう面があることも否定できない。実際、ベトナムにおいても、誤った判決を広く是正すべきとの観点から、監督審の許容範囲を広げるよう求める意見が強い¹⁶一方で、監督審制度の濫用的な利用¹⁷に頭を悩ます現場の声もあり、また、当事者の関与がないまま手続が進められることを改めるべきとの意見もある¹⁸。

また、SPCは、以上の8項目のほか、判例、提訴前の緊急保全処分、簡易手続¹⁹、草の根和解承認決定²⁰など、このたびの民事訴訟法改正では扱わない

¹⁵ W. E. バトラー『英米法と社会主義法』（法律文化社、1986）

¹⁶ 監督審の最終審というべき最高人民裁判所裁判官評議会のある商事事件における決定につき、国会司法委員会が誤りを指摘し、最高人民裁判所もこれを認めたことに端を発し、このような決定を是正する手続の導入を求める声が高まった。

¹⁷ 2004年民事訴訟法では、当事者に監督審の申立権はないが、実際に監督審申立ての検討が開始されるのは、当事者の申出があった場合とのことである。

¹⁸ ロシア、中国、ウズベキスタンでも、制度改革を行いつつ、監督審そのものは存続させている（杉浦一孝「ロシアにおける民事監督審制度と憲法裁判所」『名古屋大学法政論集』225号395-439ページ、小嶋明美『現代中国の民事裁判—計画から市場へ、経済改革の深化と民事裁判—』（成文堂、2006）183ページ～、丸山毅「ウズベキスタン共和国の司法制度について」ICDニュース4号62ページ～）。一方、ベトナムの隣国ラオスでは、監督審は廃止されている（瀬戸裕之「ラオス」『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009））。

¹⁹ 日本における少額訴訟と類似のものを念頭に置いているようだが、詳細は不明である。なお、同じく社会主義国の中国における簡易手続については、小嶋明美『現代中国の民事裁判—計画から市場へ、経済改革の深化と民事裁判—』（成文堂、2006）187ページ～参照。

²⁰ ベトナムでは、村レベルでの紛争解決機関がもうけられ、民事紛争は同機関での話し合いによる解決が奨励されている。民事訴訟法との関係では、同機関での合意に、裁判所の承認決定によって執行力を付与する手続を導入すべきか否かが議論されている。なお、憲法127条でも草の根レベルでの紛争解決機関として言及されている。ベトナム

ものの、より抜本的な民事訴訟法改正がなされる次回において検討したいと考えているテーマについても、時間が許せば協議したいという意向であった²¹。

草案検討段階での議論であるため、その詳細を記載することは控えることとするが、両講師は、テーマごとにを担当をあらかじめ決め、長期専門家から提供された資料などを参考に、入念な準備をされていた。そして、当日は、ベトナム側の問題意識や裁判実務の実情などを確認しながら、対応する日本の制度の紹介・説明、草案に対するコメント、更には規定の在り方に関する具体的な提案など、大変丁寧かつ熱心な協議となった。研修員からも活発な質問や発言があり、双方向の充実した検討会であった。最終日の評価会における研修員の発言からも、満足度が高い研修であったと思われる。

なお、村上委員長からは、本研修の準備段階から、日本の制度をスタンダードと考え、それを尺度にベトナムの制度を計るような発想はよくないのご指摘いただいた。また、実際の草案検討会の中でも、日本の制度を標準扱いすることなく、ベトナムの良さを引き出しながら、ベトナムの実情に沿ったコメントを常に意識されていたように感じる。法整備支援に関わる者として、日頃から気をつけているつもりではあったが、気付かないうちに日本の制度や考え方を尺度にしがちな部分があった自分の考えを反省するとともに、国家体制や制度の根幹が異なる国に法整備支援を実施することの難しさと興味深さを改めて実感することにもなった。

また、川嶋教授は、ベトナム司法学院への支援でも委員を務められるなど、かねてからベトナム法整備支援に関わってこられたが、裁判実務改善研究会の活動には本研修から正式に関わってくださることになった。本研修後もご自身の研究としてベトナム

ム憲法の英訳は、次のURLで入手できる。[http://www.vietnamlaws.com/freelaws/Constitution92\(aa01\).pdf](http://www.vietnamlaws.com/freelaws/Constitution92(aa01).pdf)

²¹ ベトナムの法・司法制度改革は、ベトナム共産党政治局決議48号、49号（ICDニュース28号に和訳掲載）に沿って推進されている。

の裁判所を訪問するなど、ベトナム民事訴訟に関して精力的に研究しておられる。このような研究活動を、今後のベトナム法整備支援の中でも存分に活かしてくださるものと確信している。



草案検討会の様子

5 法整備支援連絡会での講演

1月21日（金）は、研修員に第12回法整備支援連絡会に出席してもらった。そして、急に帰国となったニュー副長官に代わり、ドアン氏から、「日本の支援を受けてベトナムが公布した民事訴訟法の直面している問題に関する評価について」との題目で講演がなされた上、法整備支援関係者からの質疑に応じてもらった。詳細は、ICD ニュース本号における第12回法整備支援連絡会の特集記事を参照されたい。

研修員にとっては、ベトナムの法・司法制度改革の現状や課題、更に改革を推進していく上での日本の法整備支援の位置づけなどにつき、日本側の意見を踏まえつつ、改めて整理する機会となったようである。

第5 終わりに

研修員は、7名いずれも高い意欲をもって研修に取り組んでおり、講師の話を懸命に記録する姿もよく見られた。10日程度という限られた研修期間ではあったが、日本の訴訟実務の見学から、理論的・実務的な議論まで、ベトナム側のニーズを広くカバーした研修を実現できたように思う。その成果という

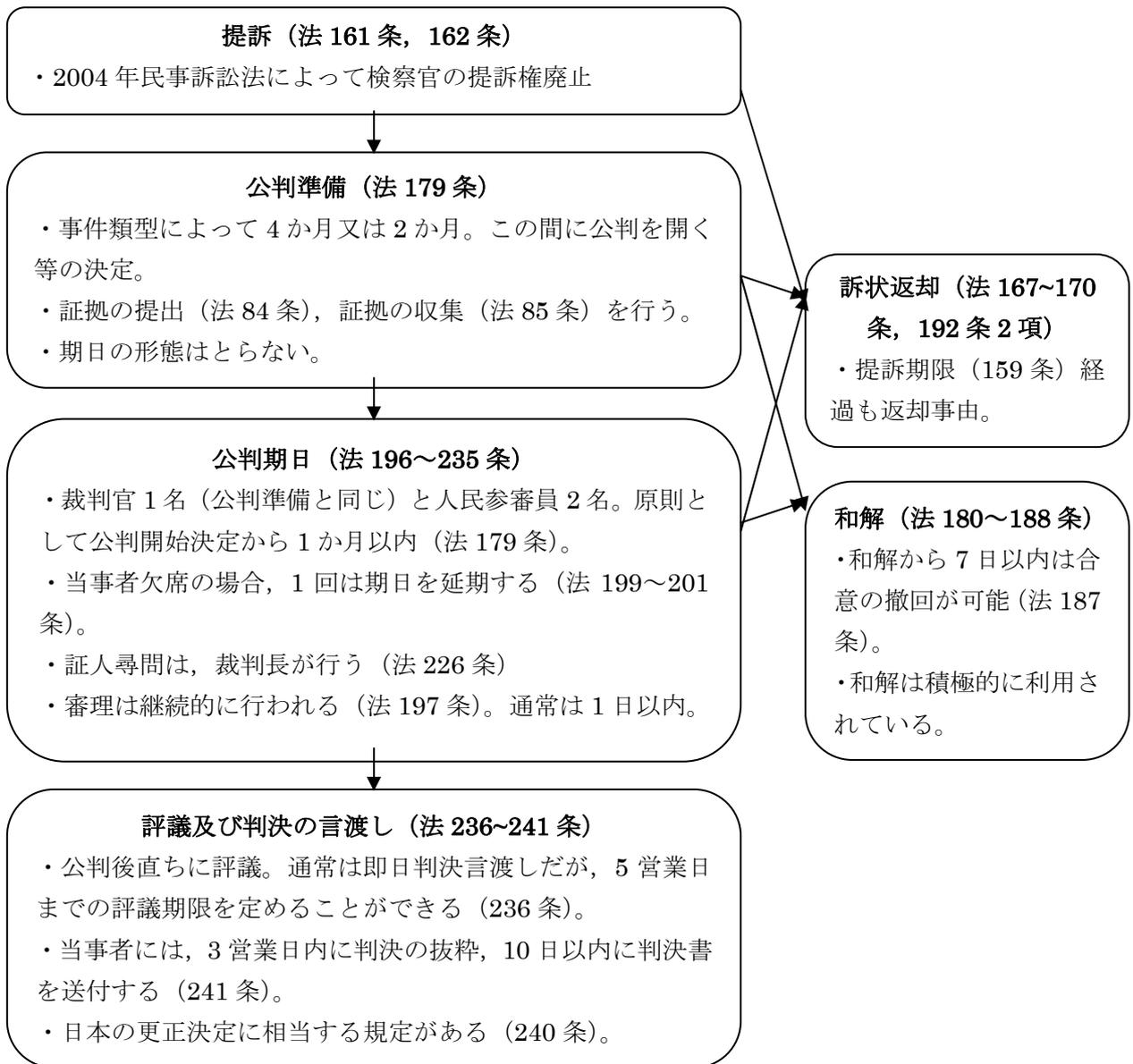
べき改正民事訴訟法は、2011年3月に成立した。追ってその和訳をICDニュースに掲載したいと考えている。

前項でも触れたが、ベトナムではより抜本的な民事訴訟法改正も計画されているという。また、民事訴訟では、法規の改正ももちろん重要であるが、訴訟実務に反映されてこそ意味をなす部分が大きい。ベトナムは、実務及び法規の両面で、法・司法制度改革を更に推進していくと思われ、その中で日本が貢献できる部分は、引き続き小さくないであろう。

なお、本研修において、研修員は、研修施設、宿泊施設、移動手段など、研修中の環境にも満足しており、特に日本人の勤勉さやホスピタリティについて高い評価を示していた。このことは、日本人の1人として率直にうれしく感じる。

言うまでもなく、充実した研修を実現することができたのは、村上委員長及び川嶋教授を始め、本文中に触れた方々や通訳を務められた大貫錦氏及び網川秋子氏など関係者の皆様の多大な御支援、御協力のお陰である。この場を借りて、改めて深くお礼を申し上げる。

ベトナムにおける民事訴訟事件第一審の流れ（2004年民事訴訟法）



- ・ 一般民事，人事，家事の区別なく一律に民事訴訟法で手続が規定されている。
- ・ 当事者間のみでの相対的解決ではなく，利害関係を有する者全員を含めた一体的解決を志向している（法 56 条，19 条，憲法 136 条）。
- ・ 当事者に不服がない場合でも，検察官による異議（控訴）申立てが可能。二審制で，控訴審は，職業裁判官 3 名で裁判体を構成。
- ・ 判決確定後もその破棄を求める監督審の申立てが 3 年以内は可能。ただし，申立権は当事者ではなく，最高人民裁判所長官，最高人民検察院長官などにある。

第37回ベトナム法整備支援研修日程表

[主任教官:松川教官, 事務担当:内田主任専門官]

月 日	曜	10:00 12:30	14:00 17:00	備考
1 /	水			
1 /	木	JICAオリエンテーション OSIC	説明 研修の概観, 日本の統治機構・司法制度 国際協力部教官 松川充康 OSIC	
1 /	金	大阪地方裁判所訪問 (民事保全部)	大阪簡易裁判所訪問 (即決和解, 少額訴訟, 支払督促)	
1 /	土			
1 /	日			
1 /	月	講義 ベトナム2004年民事訴訟法の残したもの 元裁判官・弁護士 村上敬一 元裁判官・弁護士 井関正裕 同志社大学教授 川嶋四郎 ICD	民事訴訟法改正に関するベトナムSPCのプレゼンテーション 元裁判官・弁護士 村上敬一 元裁判官・弁護士 井関正裕 同志社大学教授 川嶋四郎 ICD	
1 /	火	ベトナム民事訴訟法草案検討会 元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎 ICD	12:00-14:00 国際協力部長 主催意見交換会 記念写真撮影 庁舎正面玄関	ベトナム民事訴訟法草案検討会 元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎 ICD
1 /	水	ベトナム民事訴訟法草案検討会 元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎 ICD	ベトナム民事訴訟法草案検討会 元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎 ICD	
1 /	木	ベトナム民事訴訟法草案検討会 元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎 ICD	ベトナム民事訴訟法草案検討会/総括質疑 元裁判官・弁護士 村上敬一 同志社大学教授 川嶋四郎 ICD	
1 /	金	法制度整備支援連絡会出席及び講演 ICD	評価会 閉講式 ICD	

～ 国際研修 ～

平成 22 年度カンボジア法整備支援研修

国際協力部教官

上 坂 和 央

第 1 はじめに

2011 年 2 月 1 日 (火) から同月 10 日 (木) まで、平成 22 年度カンボジア法整備支援研修を行った(日程表は文末の資料のとおり)。

研修員は、カンボジア司法省の次官を含む職員 8 名及び国土管理都市計画建設省の顧問を含む職員 6 名の合計 14 名である(詳細は、文末の研修員一覧のとおり)。

第 2 本研修実施の背景

日本は、カンボジアに対し、民法、民事訴訟法(民事執行及び民事保全に関する規定を含む)の起草支援を行い、既に両法ともカンボジア国会で成立し、現在、民法については、適用を待つ状況にある¹が、民事訴訟法については、2007 年 7 月から適用済みである。カンボジアにおいて、これらの民事法が適切に運用されるには関連法令・制度の整備が不可欠であり、JICA は、2008 年 4 月から、民事法に付属する法令の起草支援などを内容とする「法整備プロジェクト(フェーズ 3)」を開始した。そして、起草に関し、同フェーズでは、カンボジア側の起草能力を向上させるため、法令の起草の軸足を日本側からカンボジア側に移行させることとし、カンボジア司法

省では、起草を要する法令ごとに起草班を置き、まずは、カンボジア側で法令案を起草する体制を整えた。

ところで、カンボジアの民法、民事訴訟法は、いずれも不動産登記制度の整備を前提としていた。カンボジアでは、民法、民事訴訟法の成立以前から、土地法等に基づき、国土管理都市計画建設省の所管で不動産登記事務が実施されていた。しかしながら、従来の不動産登記事務は、民法が予定している所有権や担保権等の登記手続や民事訴訟法が予定している強制売却等の嘱託登記手続について、十分に対応していなかった。そこで、民法、民事訴訟法を所管する司法省は、国土管理都市計画建設省とともに、新たな民法、民事訴訟法に適合する不動産登記制度を整備する必要があった。

当初、統合的な不動産登記制度を不動産登記「法」として整備することも考えられたが、民事訴訟法の適用を受け、同法に適合する不動産登記制度を早急に整備する必要性に迫られた。そこで、2009 年 2 月、司法省及び国土管理都市計画建設省は、新たに整備すべき不動産登記制度を、民事訴訟法に関連するものと民法に関連するものに大別するとともに、いずれについてもより簡易な手続で成立する「共同省令」の形式で取り急ぎ整備し、後に法律として整備する計画を立てた。そして、既に成立していた民事訴訟法に関連する不動産登記共同省令については、先に起草を開始し、2010 年 4 月、同省令の起草作業

¹ カンボジア法における「適用」は、日本法の「施行」と同概念である。なお、カンボジア民法は、民法の適用に関する法律の成立後 6 か月で適用されることとされているが、同法律が、2011 年 4 月現在、国会審議中であり、近く成立が見込まれることから、早ければ同年末ころの民法適用が見込まれる。

をほぼ終えている²³。

その後、司法省及び国土管理都市計画建設省は、民法に関連する不動産登記共同省令の起草を開始した。しかしながら、新民法は、抵当権や根抵当権といったこれまでカンボジアになかった新たな制度が規定されており、カンボジア側の理解が必ずしも十分に進んでいなかった。また、不動産登記制度全体を根本的に設計し直す必要があるものの、カンボジア国内には検討の対象となる実務や事例等もなかった。そこで、日本側から民法や不動産登記実務に関する知見・情報を提供することで、起草を適切、円滑に進めるべく、本研修を実施したものである。

第3 本研修のカリキュラムの概要

本研修のカリキュラムの概要は次のとおりである。

- ・民法関連の不動産登記共同省令案についての報告及び協議
- ・民法の講義と質疑応答
- ・日本の不動産登記実務に関する情報提供（講義、見学、質疑応答）

第4 本研修の実施状況

1 民法関連の不動産登記共同省令案についての報告及び協議

オリエンテーションを除いた研修初日となった2月2日は、研修員から、研修開始時点で起草していた第2案の起草状況についてのプレゼンテーションがなされ、これに対する協議がされた。

研修員から、第2案の起草状況について、第4章



49条まで起草している旨の報告があった。具体的には、不動産登記に関する通則、登記申請人、登記事項の通則、登記事項の各論、その他という分類で起草中であり、通則（第1章1～7条）、登記申請人（第2章8～10条）、登記事項の通則（第3章11条～21条）、登記事項の各論（登記申請書類、所有権に関する登記事項、永借権に関する登記事項、用益権に関する登記事項に該当する第4章22条～49条）の一応の条文案ができているとするものであったが、他方で、地役権、担保物権、代位登記、買戻特約に関する条文は未だ起草されていなかった。

第2案に対して、民法作業部会の先生方からは、次のような指摘があった。

- ・利害関係者の同意なく権利の内容を変更する登記も可能となっている規定があること
- ・抵当権と根抵当権の登記事項について、本来一致すべき列挙事項に整合性が取れていないこと
- ・相続に関する登記申請の規定がないこと
- ・用語の定義条項を設けるべきであること

これらの指摘については、今後の起草作業に活かすこととなった。

そのほか、研修員から起草において問題となっている事項について報告があった。報告は、登記実務上の細かな点にも及んでいたが、報告の中の担保物権や代位制度について実体法の理解が進んでいないことと、不動産登記簿の編綴形式が不確定であることは、大きな問題であると思われた。後者は具体的には、現状でカンボジアにおいて使用されている土地登記簿は、いわゆる大福帳方式（登記用紙が登記

² 日本は、民事訴訟法に関する不動産登記共同省令の起草につき、民事訴訟法作業部会による検討、現地専門家を通じた支援のほか、本邦研修による支援もしている（2008年度カンボジア法整備支援本邦研修）。本邦研修の詳細はICDNews第39号（2009.6）で紹介している。

³ 前述のとおり、フェーズ3では起草の軸足をカンボジア側に移しているが、既に民事訴訟法に関する不動産登記共同省令や裁判上の寄託に関する省令などの法令案につき、カンボジア側で起草できるようになるなど、起草能力向上に向けた支援活動の効果が現れつつある。

順に紐で縛って編綴されており、加除やつづり替えが不可能な方式)を採用しているにもかかわらず、登記用紙に追加の記載をする余地がほとんどないことから、物理的に担保物権等を記載するスペースがない。このため、土地登記簿の編綴方式を、大福帳方式からバインダー方式(登記用紙に穴を開け、バインダーで編綴する方式)に変更すべきか検討中であるが未だ結論を見ていないため、起草にも影響している旨の内容である。

これらの問題点については、研修以前から問題になっていたが、今回の研修で少しでも改善することが望まれるものであった。

2 民法講義及び質疑応答



研修の実質2日目となった2月3日(木)から土日を含んだ8日(火)の4日間、民法作業部会の先生方を講師として、民法の講義をしていただいた。具体的なテーマと講師の先生は、次のとおりである。

- ・担保物権総則・抵当権について

(学習院大学法学部 野村豊弘 教授)

- ・弁済による代位について

(一橋大学大学院法学研究科 松本恒雄 教授)

- ・債権者代位・その他の担保物権について

(早稲田大学法学学術院 浦川道太郎 教授)

研修に当たり、研修員からは、「カンボジアで従来用いられてきた担保制度(Gage)と抵当権との違いは何か。」「根抵当権とは何か。」「といった抵当権等に関する初歩的な質問や、「弁済による代位と債権者代位の違いは何か。」「といった代位概念を巡る基本的な質問が出されるなどしており、かなりの



混乱が見られる状態であった。

しかしながら、合計4日間にわたり、講師の先生方から、各制度の概観、趣旨、要件、効果など基本的な事項や具体例についても説明がなされた結果、これらの点に関する研修員の理解は相当程度進んだものと思われる。また、適宜、登記への反映方法についても言及がなされたため、不動産登記共同省令の起草に直接繋がるものと思料される。



3 日本の不動産登記実務に関する情報提供(講義、見学、質疑応答)

- (1) 法務省民事局による講義と質疑応答

法務省民事局担当者から、古い時代の資料として保管されていた大福帳方式の不動産登記簿やバインダー方式の不動産登記簿の資料を示しながら、変遷状況や実務面から見た両方式の長所・短所について説明がなされた。研修員は、両方式の実物を手に取り、その構造をじっくりと確かめるとともに、説明を興味深く聞いていた。

- (2) 東京法務局見学と質疑応答

東京法務局では、日本の不動産登記実務の見学をするとともに、担当者から説明及び質疑応答の機会

が設けられた。



古い不動産登記簿に強い関心を持つ研修員

質疑において、司法省幹部である研修員から、大福帳方式からバインダー方式へ変更する際の人材育成方法を問う質問が出された。日本の場合には、大福帳方式からバインダー方式に移行するに際して、形式面の変更であり、おそらく登記事務について新たに職員教育をする必要性はなかったのではないと思われる。しかしながら、カンボジアでは、今後、民法に合わせた登記事務を一から導入し、職員の教育を行うことを要する。適切な不動産登記実務を実現することが可能なレベルまで職員を教育するのは、残された大きな課題であり、研修員である司法省幹部としても職員教育に憂慮していることが感じられた。



東京法務局にて

(3) 日本司法書士会連合会見学と質疑応答

日本司法書士会連合会では、同会の見学のほか、日本の不動産登記制度の歴史と現状、具体的な抵当権設定手続について、融資に伴う抵当権設定契約から登記までの一連の手続を、実際の書式を用いた説明がなされ、さらに、質疑応答も十分な対応がなさ

れた。研修員は、実際の書式を見ることで具体的なイメージを持つことができたようである。



日本司法書士会連合会にて

4 両省庁の合意について

研修最終日には、研修員として参加していた司法省次官と国土管理都市計画建設省顧問との間で、今後、不動産登記簿につき、バインダー方式の導入を検討する旨の合意がなされるに至り、研修前から共同省令起草の障害となっていた不動産登記簿の編綴方式につき、一定の見通しが立つこととなった。

第5 おわりに

研修前には、民法の理解の不足や不動産登記簿の編綴方式が不確定であることが、民法に関する不動産登記共同省令の起草の進展に影響を及ぼしていた。しかし、今回の研修を経て、これらの問題点の多くは解決されて起草が着実に進展するものと思われ、今回の研修については、研修の所期の目的を達したものと考えている⁴。

研修期間中に研修員と雑談する中で、現在、司法省で図書館を整備中と聞いた。今回の研修は、密度の濃い内容であり、多量の情報を含んでいたため、

⁴ 今回の研修員は、1月31日夜にカンボジアを出発し、機中1泊して2月1日早朝に日本に到着するという移動日程であったが、事前に研修員から「少しでも長く研修を受けたい。」との強い希望が出されたため、到着当日昼から研修を開始する日程で実施した。また、研修時には、各研修員が講師を真剣に見つめ、必死でノートを取り、積極的に質問をしていた。研修の目的を達成できた大きな要因の一つに、このような研修員の極めて前向きな姿勢があることを強調しておきたい。

研修後に、研修員個人や所属する組織内、あるいは、組織横断的にこの情報をどれだけ反芻できるかが、今後の自立的な発展にとって重要になると思われる。研修員であるカンボジア側で、研修内容の資料化を図り、図書館等を通じて組織的な自立的人材育成に役立ててもらいたいと切に願う。

最後に、本研修に多大な御支援、御協力をいただいた各関係者の方々に深くお礼を申し上げます。

平成22年度 カンボジア法整備支援研修日程表

月 日	曜 日	10:00 12:30	14:00 17:00	備考	
2 / 1	火	来日	JICAオリエンテーション(14:00～17:00) ICDオリエンテーション(17:00～18:00) 赤れんが共用会議室		
2 / 2	水	民法関連省令の報告・協議 松本恒雄教授(一橋大学大学院法学研究科) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 南敏文 部総括判事(東京高等裁判所) 赤れんが共用会議室	12:15～13:45 所長主催意見交換会	民法関連省令の報告・協議 松本恒雄教授(一橋大学大学院法学研究科) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 南敏文 部総括判事(東京高等裁判所) 赤れんが共用会議室	
2 / 3	木	民法講義①(担保物権総論・抵当権) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 赤れんが共用会議室	民法講義②(担保物権総論・抵当権) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 赤れんが共用会議室	17:30～18:00 大福帳及び登記簿の 変遷に関する説明 (民事局民事第二課)	
2 / 4	金	民法講義③(担保物権総論・抵当権) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 赤れんが共用会議室	民法講義④(担保物権総論・抵当権) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 赤れんが共用会議室		
2 / 5	土				
2 / 6	日				
2 / 7	月	民法講義⑤(担保物権総論・抵当権) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 赤れんが共用会議室	民法講義⑥(弁済による代位) 松本恒雄教授(一橋大学大学院法学研究科) 赤れんが共用会議室		
2 / 8	火	民法講義⑦(債権者代位) 浦川道太郎教授(早稲田大学法学学術院) 赤れんが共用会議室	民法講義⑧(その他の担保物権) 浦川道太郎教授(早稲田大学法学学術院) 赤れんが共用会議室		
2 / 9	水	見学(東京法務局)	見学(日本司法書士会連合会)		
2 / 10	木	総括質疑 浦川道太郎教授(早稲田大学法学学術院) 松本恒雄教授(一橋大学大学院法学研究科) 野村豊弘教授(学習院大学法学部) 南敏文 部総括判事(東京高等裁判所) JICA東京別館セミナーームCD	評価会・閉講式 JICA東京別館セミナーームCD		
2 / 11	金	帰国			

平成22年度カンボジア法整備支援研修 研修員一覧

カンボジア司法省

1	Her Excellency CHAN Sotheavy	チャン・ソティアヴィ	司法省次官
2	His Excellency BUN Honn	ブン・ホン	司法省次官補
3	Mr.TITH Rithy	ティット・ルッティ	司法省付判事
4	Mr.TOUCH Tharith	トゥ・タルット	司法省民事局長
5	Mr.KEO Setha	ケオ・セッター	司法省民事局次長
6	Ms.SO Dany	ソー・ダニー	司法省研究研修局次長
7	Ms.LAY Linna	レイ・リナー	司法省民事司法務専門官
8	Ms.SOUN Nary	ソウン・ナリー	司法省民事司法務専門官

カンボジア国土管理都市計画建設省

1	His Excellency LIM Voan	リム・ヴォン	国土管理都市計画建設省顧問
2	Mr.CHHY Leang	チャー・リエン	国土管理都市計画建設省土地登記局長
3	Mr.KOSAL Sopinak	コーサル・ソピニャ	国土管理都市計画建設省法務局長
4	Mr.PATH Sok	パツ・ソック	国土管理都市計画建設省土地登記局次長
5	Mr.KHIN Bo	キン・ポー	国土管理都市計画建設省土地登記局次長
6	Mr.CHENG Srong	チェン・スロン	国土管理都市計画建設省土地調査局次長

～ 国際研修 ～

ラオス法律人材育成強化プロジェクト 第1回本邦研修

国際協力部教官

伊藤 浩之

1 はじめに

ラオスでは、2010年7月から、JICAの枠組みにより「法律人材育成強化プロジェクト」が行われている。今回、このプロジェクトでの初めての本邦研修を2011年3月14日(月)から同月22日(火)まで実施したので報告する。

2 プロジェクトの概要

詳細は、ICDニュース44号にあるので、以下要点のみ記載する。

- ・ 実施期間：4年間
- ・ ラオス側実施機関：ラオス司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学
- ・ 裨益対象者：上記4機関の監督下にある職員及び教員
- ・ プロジェクト目標：ラオスの法・司法関係機関、法学教育機関及び所属職員・教員が、ラオス民法・民事訴訟法・刑事訴訟法についての理論と実務を体系的に分析し、分析結果を法学教育・研修・実務に活用する基礎的能力を取得する。

この目標を達成するために、ラオス民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法について、科目ごとにラオス側のサブワーキンググループが設けられ、日本人専門家¹とともに、法理論と実務上の問題を体系的に分析し、その分析結果をまとめた「モデル教材」²を開発

するなどの活動を行う。

3 研修概要

(1) 参加者

今回は、民法サブワーキンググループのメンバーを対象とする研修であり、チャンタリー・ドゥアンヴィライ最高人民裁判所専門官管理・統計局副局長を始め、裁判所、検察院、国立大学、司法省及び司法省付属の法科大学から合計13名の研修員が来日した。また、法科大学からの参加者には、ラオス北部法科大学(ルアンパバーン)及びラオス南部法科大学(サワナケート)からの参加者も含まれている。このように、機関及び地域の枠を越えて活動しているところが本プロジェクトの特徴でもある。

また、講師は、いずれも本プロジェクト民法アドバイザリーグループ委員である松尾弘教授(慶應義塾大学法科大学院)、野澤正充教授(立教大学大学院法務研究科)及び瀬戸裕之研究員(京都大学東南アジア研究センター)にお願いした。なお、全日程を通して、長期専門家である石岡修弁護士も参加した。

(2) 研修内容

研修日程は文末の資料をご覧いただきたいが、本研修直前の3月11日、東日本大震災が発生したため、見学先の対応が困難となり、一部日程を変更して実施した(資料は変更後の日程である)。

¹ 長期専門家として検事及び弁護士各1名のほか業務調整専門家1名がラオスに派遣されている。

² この「モデル教材」の具体的内容を決めることも本プロ

ジェクトの活動であり、ラオスにおいて必要とされる教材がどのようなものかを見極めて、プロジェクトの中で決まってくる。

主な研修内容は、

- ① 作成途中である民法の「問題集」の草稿について検討する。
- ② 日本の民事実務や法曹養成制度を理解する。
- ③ プロジェクトにおける今後の活動について意見交換を行う。

であった。

このうち②に関しては、3月16日、東京地方裁判所を訪問し、民事事件の法廷を傍聴したほか、法曹養成制度等に関して、木納敏和部総括判事（民事第42部）及び小濱浩庸判事（民事第8部）との座談会を実施した。また、同月18日、東京法務局を訪問し、不動産登記制度について説明を受ける機会を得た。

③に関しては、同月21及び22日、松尾教授から法学関連情報の収集に関する講義がなされたほか、今後の教材作成に関する意見交換を行った。

4 「問題集」作成に関する本研修に至るまでの活動概要

- (1) 今回の研修で最も多くの時間を費やしたのが、上記①の問題集草稿の検討である。

民法に関しては、本プロジェクトにおける初期の活動として、「民法サブワーキンググループが、日本人専門家とともに、民法の代表的な論点を含む問題及び解答例から構成される『問題集』を開発することが掲げられている。つまり、この「問題集」作成は、本格的な「モデル教材」作成の前段階の活動である。今回の研修の中心も、この「問題集」の完成に向けた検討会であったが、これは、これまでの活動の延長線上にあることから、まずその経緯について述べる。

- (2) 本プロジェクトの開始は、2010年7月であるが、その準備調査段階から、松尾教授の御協力を得て、民法の事例問題6問を作成し、2009年9月以降、現地でのセミナーあるいは、JICA-NET と呼ばれるテレビ会議システムを利用して、順次ラオス側と解答について検討を繰り返してきた。

設問はいずれも事例問題であるが、テーマとしては、次の6項目を取り上げている。

- ① 物権法（不動産）〔不動産の二重譲渡，取得時効に関する問題等〕
- ② 物権法（動産）〔即時取得，元物と果実に関する問題等〕
- ③ 物権法（担保物権）〔抵当権の効力及び効力の及ぶ範囲に関する問題等〕
- ④ 債権法（契約）〔錯誤，詐欺，債務不履行，瑕疵担保責任に関する問題等〕
- ⑤ 債権法（不法行為）〔交通事故の事例，損害の範囲，因果関係に関する問題等〕
- ⑥ 親族相続〔夫婦財産制，同時死亡における相続に関する問題等〕

一例を上げると①物権法（不動産）に関する事例の要旨は以下のとおりである。

〔設問〕

BがAから土地を購入し、土地上に自宅を建てた上、庭に先祖の石像を置いていた。しかし、Sがその土地は自己の所有であるとして、建物・石像収去土地明渡請求を行ってきた。

小問(1)

①SがAから土地を取得したと主張する場合と②A以外の者から取得したと主張する場合とに分けて、Sが、土地の財産権をどのような事実について証明できれば、その主張を根拠付けられるか（登記が誰にあるかも含めて検討する）。

小問(2)

BがTから融資を受けるために、土地にTの抵当権を設定する場合、その効力は、建物や石像にも及ぶか。

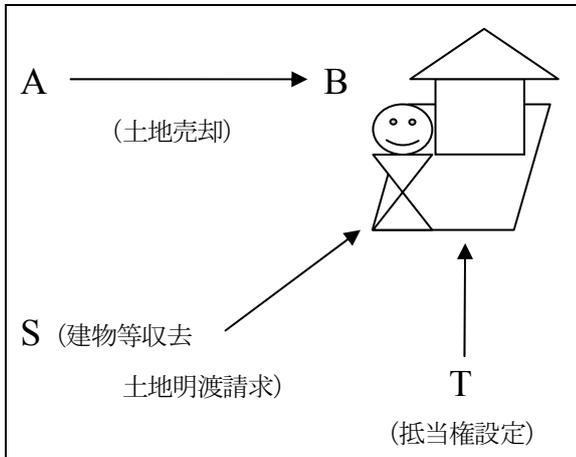
（以下、小問(3)～(5)は省略）

- (3) 検討方法については、以下のとおりである。

まず、こういった設問について、ラオス側のサブワーキンググループメンバーが、ラオス法³を適用し

³ なお、ラオスでは、いわゆる民法典という形ではなく、土地法、財産法、契約履行担保法、契約内及び契約外の債

た場合の解説を順次執筆する。なお、ラオス側の参考になるように、日本側も、日本法を適用した場合の詳細な解説を松尾教授が作成している。



そして、主にラオス側が執筆した原稿をもとに、JICA-NET セミナーや現地セミナーで議論をしてきた。具体的には、松尾教授等日本側からラオス側に対して、より詳しい説明を求めたり、疑問点・問題点について質問やアドバイスするほか、ラオス側からも、議論や執筆をしている中で生じた疑問点や日本法を適用した場合の解決方法等について質問がなされ、それについての解説がなされる。このようにして必要な知見を提供するとともに、更にサブワーキンググループで検討すべき点を提案し、ラオス側も議論や日本側のアドバイスを踏まえて、原稿を修正・加筆するという流れである。

もちろん、現地ではサブワーキンググループとして議論するための会合も開かれており、日本人長期専門家が日常的にアドバイスしている。

このようにあくまでラオス側が自分たちで考え、議論し、執筆するという主体的な活動をしている点に特長があるといえる。

(4) 各設問について、JICA-NET 又は現地セミナーでの1回目の議論は、2010年12月までに一通り終えたため、2011年2月に、JICA-NET で、全6問について再度検討し、今回の研修では、そこでの議論を踏まえて更に改訂した草稿をもとに、全6問につい

務に関する法律、家族法、相続法などとして制定されている。

て集中的に議論し、「問題集」をできる限り完成に近づけることを目標に草稿検討会を行った。

5 今回の研修での検討及び進捗状況について

(1) 今回も、講義という形式ではなく、これまで同様に日本側が、ラオス側の草稿を踏まえて問題点・疑問点を取り上げ、より詳細な説明やラオスの実務についての説明を求めたほか、ラオス側からも多数の質問がなされ、多岐にわたる論点について充実した議論が交わされた。

このような方法は、研修員からも大変好評であり、ラオス側の積極的な参加を促し、自ら法理論を研究する方法として効果的と思われる。また、ラオス側の理解や実務を日本側が理解しやすいという面で、日本側にとっても効果的な方法であろう。



草稿検討会の様子

(2) 実際、これまでの活動により、既に効果が現れ始めている点も見受けられる。すなわち、法理論的には未だ初期段階のものという面はあるかもしれないが、改訂を繰り返すたびに、内容が整理され、充実してきている。

特に、サブワーキンググループ内で意見が分かれた点について、多数意見、少数意見などとして複数の見解を併記するようになっている点は、法理論の研究において重要であり、かつ、法解釈権限は国会常務委員会にあり、単にそのまま受け入れるという土壌があったことを考えると、ラオスにおいては画期的なことと思われる。

また、ラオスの実務上の取扱や取引の現状について説明がなされていたり、当初設定された設問に加

えて、解説中に、説明のために自分たちで新たな問題や事例を考えて加えているなど分かりやすく説明をする工夫がなされており、記述が具体的である。

一例を示すと、上記設問①の小問(2)、すなわち、土地に設定した抵当権の効力は建物に及ぶかという問題について、サブワーキンググループでは見解が以下の二つに分かれている。

- ⑦ 建物を抵当不動産に含む必要がある場合、その旨担保契約書に記載し、明確に定めるべきである（したがって、記載してなければ含まれないことになる）。
- ⑧ 担保契約書に記載されていなくとも、建物及び土地の付属物は抵当不動産に含まれるとみなすべきである。

ラオス契約履行担保法 22 条は、「不動産に関わる担保契約は、担保に供される不動産の価額評価、区分、種類、大きさ、品質、数量及び所在といった当該不動産の特性に関する明確な記述を含むものとしなければならない」と定めているため、⑦の見解は、この規定を根拠に上記のように考えているようである。

一方、⑧の見解の根拠は明確に示されているわけではないものの、土地の価値の維持という考えが背景にあるようであり、理論的には、「土地の付属物」という部分にも現れているように、建物⁴を土地と一体と考えるからであろう。

加えて、ここでの記述においては、設問にはなかった、「水田に抵当権を設定した場合、米（作物）に抵当権が及ぶか」という問題も加えて検討が行われている（現時点では、⑦の見解からは、担保契約に定めていなければ米（作物）は含まれないことになるとされている）。

もとよりこの例を掲げたのは、これらの見解の当否を考えるためではなく、複数の見解が示され議論がなされていること、それを将来普及される予定の

⁴ なお、ラオスでは建物の登記は行われていないとのことである。

「問題集」に記載していることを示すためである。

確かに、土地と建物は一体と考えるかどうか、地上の樹木や作物はどうかという観点からの理論的な議論はまだ十分になされているとは言えない。

この点、日本では、土地と建物は別個として扱われているが、今回の研修で、講師の方々から、日本でも土地と建物を別個とするかどうかについては、民法の制定過程において賛否拮抗するほどの議論があった旨その沿革⁵まで遡っての説明がなされたほか、これに関連して法定地上権についての説明等がなされた。加えて立法としてはいろいろな規定の仕方があり得ること、当事者の利益衡量も必要であることも伝えられており、今後ラオス側での議論が深まることが期待される。

なお、草稿においては、この点に関する具体的な記述として、ラオスの商業銀行の多くは、土地に担保を設定する場合、担保に供される土地、建物、土地の付属物の種類に関して詳細に定めている現状であること、不動産による担保を登記するに当たっては、担保契約が適正であることについて、公証担当部局で審査を受けなければならないとされていることなどが盛り込まれている。

6 課題について

上記のような効果が見られる一方、個人的な意見ではあるが、課題となる点も散見される。

(1) まず、条文に関して、根拠条文を示すことについては相当改善が見られるものの、単に関連条文として指摘しているに止まると思われることがあり、いくつかの関連条文がある場合、その要件や効果の違いを意識していずれを適用するのか、という検討や、規定相互の関係はどう考えるか、という点の議論に達していない⁶。

⁵ 松尾弘教授著『民法の体系-市民法の基礎-』第3版（慶應義塾大学出版会）130ページ

⁶ 例えば、善意取得に関しては、類似する規定が財産法58条と契約内及び契約外の債務に関する法律42条とにある。また、債務不履行に関する契約内及び契約外の債務に関す

(2) また、見解が分かれることはひとつの進歩であるが、その根拠についての議論は未だ十分でないと思われる。関係者の利益衡量も考えられてきているようではあるが、結論の妥当性はもとより、規定の趣旨を検討することや、理論的な根拠についての議論が深まる必要がある。

(3) さらに、いろいろなレベルの話が混在する場面があり、実体法の解釈の問題と事実認定の問題が区別されていないと思われるケースもある（例えば、どのような要件で責任を負うかという実体法の議論の中で、どのような証人あるいは証拠が必要かという話が出てくることがある）。

(4) 最後に、やはり言葉の問題もある。関係者の方々のご尽力により、今回、通訳や翻訳において特に支障があったわけではないが、法律の専門用語については、やはり法律家において、概念や定義を踏まえて検討すべき用語が散見される。これは、ラオス側との認識の共有に必要であるとともに、通訳人・翻訳人の負担を軽減するためにも必要であろう。

知識を得られ、理解が深まったという感想が寄せられた。そして、これからの活動も責任を持ってやり遂げたいとの力強い決意も述べられた。

今後まずは「問題集」を完成させ、これを普及する活動を行っていく必要がある。また、次の活動として、本格的な「モデル教材」の開発に向けた活動も始めなければならず、まず目次作りが行われる予定である。

また、今回は東日本大震災の直後であり、研修員においても不安を抱えての研修であったものの、日本での研修は大変貴重な機会であるため、できるだけ多くのことを吸収しようと皆熱意をもって研修に望んでいた。そして、研修員からは、研修終了時に今回の震災への義援金が JICA へ送られたので、感謝の意を込めて、ここで紹介する次第である。

最後に、今回の研修に当たって、講師の方々、裁判所や法務局の方々を始めとした関係者の皆様から多大な御支援、御協力をいただき、深くお礼申し上げます。ありがとうございました。

7 おわりに

今回の研修を終えて、研修員からは、さまざまな



International Study Course for Human Resource Development
in the Legal Sector of Lao P.D.R.(14-22 Mar. 2011)

る法律33条と販売する物の品質に関する同法40条の関係も明らかではない。

ラオス法律人材育成強化プロジェクト 本邦研修日程

[主任教官: 伊藤教官 事務担当: 瀬井専門官, 権瓶統括専門官]

月 日	9:30 12:30	14:00 17:00
3 / 日 13	入国	
3 / 月 14	JICAオリエンテーション T I C	プログラムオリエンテーション T I C 講義 (日本の統治機構, 司法制度, 法曹養成制度等) T I C
3 / 火 15	民法教材 (問題集) 草稿検討会① (物権・不動産) 松尾教授・野澤教授・瀬戸研究員 T I C	民法教材 (問題集) 草稿検討会② (物権・動産) 松尾教授・野澤教授・瀬戸研究員 T I C
3 / 水 16	東京地方裁判所見学 12:15~13:30 所長主催 意見交換会 及び 記念写真撮影	14:00~14:15 事務次官表敬 民法教材 (問題集) 草稿検討会③ (担保物権) 松尾教授・野澤教授・瀬戸研究員 法務総合研究所
3 / 木 17	民法教材 (問題集) 草稿検討会⑤ (不法行為) 松尾教授・野澤教授・瀬戸研究員 T I C	民法教材 (問題集) 草稿検討会⑥ (親族・相続) 松尾教授・野澤教授・瀬戸研究員 T I C
3 / 金 18	民法教材 (問題集) 草稿検討会④ (契約) 松尾教授・野澤教授・瀬戸研究員 T I C	東京法務局見学
3 / 土 19		
3 / 日 20		
3 / 月 21	民法教材 (問題集) 草稿検討会 (総括質疑) 松尾教授・野澤教授・瀬戸研究員 T I C	今後の教材作成についての意見交換 松尾教授・野澤教授・瀬戸研究員 T I C
3 / 火 22	10:00~ ラップアップ 松尾教授・野澤教授・瀬戸研究員 T I C	評価会, 修了式 T I C
3 / 水 23	帰国	

～ 活動報告 ～

平成 22 年度国際協力部インターンシップ

国際協力部教官

森 永 太 郎

国際協力部では、昨年度も、恒例の学生向けインターンシップを計 3 回実施した。平成 21 年度も 3 回実施しており、いずれも人事院の行う「霞が関インターンシップ」の一環として実施されたものであったが、昨年度は、夏季の 2 回が法務省独自のもので、冬季（とは言っても 3 月であったが）の 1 回が人事院の実施するものとなった。

例年どおり、いずれも期間は 5 日ないし 6 日間で、東京又は大阪で実施した法整備支援対象国向けの本邦研修と組み合わせて行い、あらかじめ出しておいた課題についてレポートを提出させた。実施目的も従来どおりで、参加する学生に国際協力部教官の業務の一部を擬似体験させることにより、法制度整備支援業務に対する理解を深めてもらうとともに、外国の法制度や法概念に触れることによって、法制度やその運用に関し、幅広い視野と柔軟な思考を身に着けてもらうことにある。

最後に実施した東京でのインターンシップは、東日本大震災の発生直後の時期であったため、その影響を若干受けたが、概ね予定どおり行われ、所期の目的は達したと思われる。昨年度のインターンシップについては、本誌上で未だ報告していなかったもので、本号でまとめて紹介することとする。

1 法務省インターンシップ（大阪）

- (1) 実施期間 平成 22 年 8 月 9 日(月)～13 日(金)
- (2) 実習場所 大阪中之島合同庁舎内・法務省法務総合研究所国際協力部

名古屋大学法政国際教育協力センター (CALE)

(3) インターン生 (11 名)

- | | |
|--------------------|--------|
| ① 名古屋大学法科大学院 | 松田 志野 |
| ② 一橋大学法科大学院 | 遠藤 千尋 |
| ③ 中央大学法学部 | 宮崎 みなみ |
| ④ 神戸大学大学院国際協力研究科 | 西村 悠己 |
| ⑤ 京都大学法学部 | 遠藤 理恵 |
| ⑥ 日本大学経済学部 | 鈴木 志歩 |
| ⑦ 大阪大学大学院国際公共政策研究科 | 内田 敦美 |
| ⑧ 関西学院大学法科大学院 | 忽那 嘉和 |
| ⑨ 近畿大学法学部 | 坂口 侑希 |
| ⑩ 同 | 永田 千尋 |
| ⑪ 慶應義塾大学法学部 | 小出 真理子 |

(4) 日程 別添日程表参照

(5) 実習内容

① 講義

本邦研修傍聴及び問題点分析に当たって必要な予備知識を習得させる目的で、法整備支援実務に関する講義及び講話を実施した。

② 東ティモール立法能力強化研修傍聴¹

③ CALE サマースクール参加

(6) 課題

「東ティモール本邦研修における討議を傍聴し、合

¹ この本邦研修の内容については本誌 45 号 147 頁を参照されたい。

計 2,000 字以内で、①東ティモールにおいて未発達と思われる、あるいは誤解されていると思われる法概念又は法律上の基本原則を一つ指摘し、②どのような議論あるいは発言を聞いたことでその結論に達したのか、その思考過程を明らかにし、③その概念が発達しないと、今後の東ティモールの法制度の発展にいかなる影響がありうるかについて述べよ。」

(7) 実施結果・所感

法務省インターンシップは、法科大学院生ばかりでなく、他の大学院や学部の学生も受け入れていることもあり、多数の参加希望者があった。選考に当たっては、これらのインターン生を、大阪でのインターンシップと東京でのインターンシップに振り分ける必要があった。学生の中には、東京および大阪のいずれでも参加可能である者と、いずれかでしか参加できない者がいたほか、東京でのネパール向け本邦研修は、すべて通訳を介さずに英語で実施されるため、これを傍聴する学生は相当程度の英語の理解力がないと議論についていけないおそれがあるなどの事情もあった。さらに、教室の座席数なども考慮する必要があったことから、結局、大阪セッションに 11 名、東京セッションに 5 名を参加させることとなった。国際協力部としては、意欲のある学生はなるべく参加できるよう最大限の配慮をしたが、結局参加できなかった学生がでたことは少々残念であった。また、大阪での東ティモール向け本邦研修は、先方からの招へい者が 2 名という小規模なものであったにも関わらず、11 名ものインターン生を参加させたことにより、東ティモール側研修員に若干の圧迫感を与えてしまったことは、反省事項として残った。

しかし、インターンシップの所期の目的は達成したと考える。東ティモール向けの今回の本邦研修は、前年に実施した研修のいわば続きとして実施されたもので、インターン生が傍聴した部分は主として東ティモールにおいて起草中の「逃亡犯罪人引渡法」の草案についての討論であった。それでも、インターン生はいずれも、法理論が発達しておらず、法律

に関する情報も非常に少ない開発途上国における立法作業がいかに困難を極めるか、そして、それを支援する国際協力部教官あるいは JICA 長期専門家などの業務が、いかに地道で忍耐を要する業務であるかを十分理解したようである。それとともに、日本側と東ティモール側とのやりとりのなかで、今後法律家を目指すのであれば必ず理解していなければならない基本的な法概念について改めて学んだようである。

また、期間中、偶々名古屋大学 CALE で開催されていた法整備支援に関する学生向けのサマースクールにも、名古屋大学側のご厚意で参加する機会を得て、大いに刺激となったようであった。

2 法務省インターンシップ (東京)

- (1) 実施期間 平成 22 年 8 月 18 日(水)～24 日(火)
- (2) 実習場所 法務省法務総合研究所本所(法務省赤れんが棟)

JICA 東京研修センター

- (3) インターン生 (5 名)
 - ① 中央大学法学部 井上 峻
 - ② 慶應義塾大学法科大学院 平澤 梨奈
 - ③ 京都大学法学部 坪田 将明
 - ④ 明治学院大学法務職研究科 齊藤 愛
 - ⑤ 慶應義塾大学法学部 高橋 功
- (4) 日程 別添日程表参照
- (5) 実習内容

① 講義
本邦研修傍聴及び問題点分析に当たって必要な予備知識を習得させる目的で、法整備支援実務に関する講義を実施した。

② ネパール「民法及び関連法セミナー」本邦研修傍聴²

(6) 課題
「ネパール民法及び関連法本邦研修における討議を傍聴し、合計 2,000 字以内で、①ネパールの民事実

² この本邦研修の内容については本誌 45 号 142 頁を参照されたい。

体法上、未発達と思われる、あるいは誤解されていると思われる法概念あるいは法律上の基本原則を一つ指摘し、②どのような議論あるいは発言を聞いたことでその結論に達したのか、その思考過程を明らかにし、③その概念あるいは基本原則が確立しないと、今後のネパールの市民生活あるいは企業活動にいかなる影響がありうるかについて述べよ。」

(7) 実施結果・所感

このセッションのいわば「目玉」であるネパール向けの本邦研修は、ネパール最高裁判所キル・ラジ・レグミ判事 (Honorable Justice Khil Raj Regmi) 率いる「民法法改革改善タスクフォース」のメンバーと日本側の民法学者らとの間で、起草作業が大詰めを迎えていたネパールの民法草案の内容に関わる討議を行うという、かなり高度な内容のものであった上、セッションのすべてが英語で実施されたため、インターン生にとってはかなりハードな実習だったと思われる。テーマが民法であり、学生にとってはいわば身近な法律が対象であったとはいえ、ネパールは、その法制度が強い英米法の影響を受けており、学生が聞いたこともないであろう概念もかなり出てきた上、英語の法律用語（しかも、場合によってはネパール流に解釈されあるいはアレンジされた用語）が飛び交うので、少々気の毒ではあった。

しかし、学生は、互いに協力し合いながら（英語の能力の高い学生が、やや劣る学生に分からないところを丁寧に説明してやるなど）、筆者が想像していた以上に議論の内容をよく把握していたことが、後日学生らが提出してくれた課題レポートから明らかになった。学生はやはり彼我の制度や概念、思考様式の違いに驚いたようで、そのことが、逆に自国の制度を見つめ直す格好のブレインストーミングの機会になったと思われる。

大阪での東ティモール向けの研修を傍聴するのと、東京でのネパール向けの研修を傍聴するのでは、学ぶものが大きく異なるといってよいであろう。東ティモールもネパールもいわゆる「ポスト・コンフ

リクト」の平和構築の途上にある国家で、その点では共通するものがあるが、東ティモールは、独立後間もない国家で、その歴史的経緯から法制度そのものが未だ発達途上にあるといわざるを得ない状態にあり、司法を含めた国家機関もいわばゼロに近いところから建設途中であるため、研修内容も初歩的なものである。これに対し、ネパールは王政時代に一通りの法・司法制度がそれなりに確立していて、それが武力紛争により崩れかけているのを民主化の流れの中で再整備して行くものであって、元々の土台があるため、法理論・法的知識の蓄積はかなりの高度のレベルにあり、司法機関も相当程度の権威を持っていることなどから研修内容も高度なものとなるのである。しかし、いずれの研修でも学生は多くのことを学んだはずである。おそらく、東ティモールの研修を傍聴した学生は、法制度を一から構築しなければならぬ国の苦労を垣間見ることができるとともに、高度な法教育を受けていない人々に、これから必要となるであろう法理論や法概念をどのようにして説明し、理解してもらうか、そのためには説明をする側がどのような能力を身に付けていなければならないか、ということ学んだのではないかとと思われる。一方、ネパールの研修を傍聴した学生は、彼我の法制度やその根底になる発想や価値観の違いがあっても、社会・国民に奉仕する法制度が共通して備えるべきものが何であるかを考える機会を得たのではないかと考える。むろん、いずれも法整備支援の専門家であっても絶えず自問自答する困難な課題であって、学生がわずか数日間の研修傍聴ですべてを学ぶなどということはおよそ期待するほうが間違っているが、それでもそのきっかけのようなものはつかんでもらえたのではないだろうか。

3 人事院「霞が関法科大学院インターンシップ」(東京)

- (1) 実施期間 平成23年3月14日(月)～18日(金)
- (2) 実習場所 法務省法務総合研究所本所(法務省赤れんが棟)

JICA 東京研修センター

(3) インターン生 (7名)

- ① 慶應義塾大学法科大学院 井上 悠 梨
- ② 同 林 通 嗣
- ③ 東京大学法科大学院 永 津 隆 子
- ④ 東京大学法学政治学研究科 野 添 美 希
- ⑤ 法政大学法科大学院 濱 田 みどり
- ⑥ 明治大学法科大学院 中 村 美奈子
- ⑦ 慶應義塾大学法学部

堀 井 穂 子 (オブザーバー参加)

(4) 日程 別添日程表参照

(5) 実習内容

① 講義

本邦研修傍聴及び問題点分析に当たって必要な予備知識を習得させる目的で、ラオスの法司法制度とその現状や法整備支援実務に関する講義を実施した。

② ラオス法律人材育成本邦研修「民法教材草稿検討会」傍聴³

(6) 課題

「ラオス民法教材草稿検討会における日本側とラオス側の議論を傍聴し、計2,000字以内で、①ラオスにおいて未発達と思われる民事法上の基本的な概念を一つだけ指摘し、②どのような議論のやりとり注目してそのように考えたのか、その議論の内容を簡単に説明し、③その概念が発達しないと、将来のラオスの民事法の発展にどのような支障が生じるかを述べよ。」

(7) 実施結果・所感

地震やインフルエンザの影響で一部の講義あるいはセッションを欠席せざるを得なかった学生もいたが(もっとも、遠路自宅から自転車で通ってきたツワモノもいた)、後に提出してもらった課題レポートを読んだ限りでは、さしたる影響はなく、学生はいずれも十分な学習をしたようである。もっとも、傍聴したラオス向けの研修の内容は、民法の基本的な

論点に関するものが多く、本年度のインターンシップの中では最もなじみやすいものだったかもしれない(その代わりに、課題設定が少々意地悪だったかとも思うが、さすがに法科大学院生がほとんどであったこともあり、なかなか出来は良かった)。

東ティモールやネパールと異なり、ラオスは社会主義国であるため、学生にもラオスの法制が我が国の法制との間、そして彼我の発想・思考様式に、統治体制・社会体制の違いによる際立った差異違いがあることがよく理解できたのではないと思われる。そして、学生は、ラオスと日本が同じ大陸法系に属する民法を持ち、似通った条文あるいは制度を持つてはいても、背後にある発想や社会・文化的な要素によって、それらについての理解がいかにより異なるかということをも十分学んだようである。それとともに、このインターンシップでも、法律という分野での異文化コミュニケーションの難しさや、自国の制度を他国の人に説明するにはどのような知識や能力が必要なのかについて理解が進んだようであり、多くの学生が「外国法のこと、試験勉強にはあまり役に立たないと思っていたが、そうではなく、外国の制度と比較することによって日本法がどのようなものであるのかということが良く分かり、とても勉強になった」との感想を寄せてくれた。

3回のインターンシップのいずれについても、法整備支援活動を理解してもらおうとともに、ブレインストーミングによって硬直化した思考を柔軟なものとし、今後の学習に役立ててもらおうという国際協力部インターンシップの目的はなんとか果たされたと思われる。

国際協力部では、今後もこのようなインターンシップを継続することが、法整備支援への理解を広めることだけでなく、我が国に柔軟な思考と広い視野をもった感性豊かな法律家が多数育つことの一助となれば、と考えている。今後も志ある学生諸君の奮っての参加を期待したい。

³ この本邦研修については本号194頁を参照されたい。

2010年度法務省インターンシップ 日程表
(2010年8月9日(月)～13日(金))

(主任教官: 森永太郎 事務担当専門官: 権瓶由佳里, 江口佐枝子)

日	曜	午前		午後	
8	月	10:00 オリエンテーション (実習の狙い及び実習課題に関する説明など) 森永教官 2階国際会議室	11:00 講義 「日本の法制度整備支援」 森永教官 2階国際会議室	14:00 講義 「国際協力部の活動」 森永教官 2階国際会議室	15:45 講義 「東ティモール法制度整備支援の経緯と現状」 森永教官 2階国際会議室
8	火	10:00 東ティモール本邦研修傍聴 研修員発表「東ティモール違法薬物取引取締法案及び逃亡犯罪人引渡法案起草の進捗状況と問題点」 森永教官 2階国際会議室		14:00 東ティモール本邦研修傍聴 研修員発表に基づく検討会 森永教官 2階国際会議室	
8	水	名古屋へ移動 10:30 名古屋大学CALEサマースクール参加 名古屋大学 国際開発研究科6階第一会議室		13:15 名古屋大学CALEサマースクール参加 名古屋大学 法学研究科第一講義室 名古屋から帰阪	
8	木	10:00 東ティモール本邦研修傍聴 講義「東ティモール逃亡犯罪人引渡法」草案の検討 森永教官・松原教官 2階国際会議室		14:00 東ティモール本邦研修傍聴 講義「東ティモール逃亡犯罪人引渡法」草案の検討 森永教官・松原教官 2階国際会議室	
8	金	10:00 東ティモール本邦研修傍聴 講義「裁判外紛争解決の仕組み」 角田弁護士 2階国際会議室		14:00 総括質疑応答 森永教官 2階国際会議室	

2010年度法務省インターンシップ日程
(2010年8月18日(水)~24日(火))

(主任教官:森永太郎 事務担当:権瓶由佳里・江口佐枝子・守安裕)

日	曜	午前	午後
8 /	水 18	10:00 オリエンテーション・法総研国際協力部の業務説明 森永 法総研第1セミナー室	14:00 講義 「ネパール法制度の現状」 森永 法総研第1セミナー室
8 /	木 19	10:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 南方先生 法総研共用会議室	14:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 南方先生 法総研共用会議室
8 /	金 20	10:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 木原先生 法総研共用会議室	14:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 木原先生 法総研共用会議室
8 /	土 21	10:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 松尾先生 JICA-TIC	14:00 討議傍聴 ネパール民法草案検討会 松尾先生 JICA-TIC
8 /	日 22		
8 /	月 23	10:00 講義 「日本の法制度整備支援・現状と課題」 森永 法総研第1セミナー室	14:00 課題検討会 森永 法総研第1セミナー室
8 /	火 24	10:00 課題検討会 森永 法総研第1セミナー室	14:00 総括質疑応答 森永 法総研第1セミナー室

平成22年度後期国際協力部法科大学院インターンシップ日程

[主任教官: 森永教官 事務担当: 権瓶統括専門官]

月 日	曜	9:30 12:30	14:00 17:00	備考
3 / 月 14		オリエンテーション・講義 「実習の概要と目的」 「国際協力部の業務概要」 森永 法務省赤れんが棟3階共用会議室	講義 「ラオス法整備支援プロジェクトの概要」 森永 法務省赤れんが棟3階共用会議室	
3 / 火 15		ラオス本邦研修傍聴 ラオス民法教材（問題集）草稿検討会①（物権・不動産） JICA東京センター（幡ヶ谷）	ラオス本邦研修傍聴 ラオス民法教材（問題集）草稿検討会②（物権・動産） JICA東京センター（幡ヶ谷）	
3 / 水 16		講義 「ラオス以外の国々の法発展状況と日本の法整備支援について」 森永 法務省赤れんが棟3階共用会議室	ラオス本邦研修傍聴 ラオス民法教材（問題集）草稿検討会③（担保物権） 法務省赤れんが棟3階共用会議室	
3 / 木 17		ラオス本邦研修傍聴 ラオス民法教材（問題集）草稿検討会⑤（不法行為） JICA東京センター（幡ヶ谷）	講義 「開発援助としての法整備支援が直面する課題」 森永 法務省赤れんが棟3階共用会議室	
3 / 金 18		ラオス本邦研修傍聴 ラオス民法教材（問題集）草稿検討会④（契約） JICA東京センター（幡ヶ谷）	総括質疑応答 森永 法務省赤れんが棟3階共用会議室	

～ 国際協力の現場から ～



在中国の専門家への道（立志・入門編）

中国長期派遣専門家

白出博之

1 はじめに～自我介绍～（ちょっと自己紹介）

2011年1月11日より、中国民事訴訟法・民事関連法改善の長期派遣専門家（外国専門家）として北京に赴任した白出博之（47期・大阪弁護士会所属）です。中華人民共和国第11期全人代五カ年計画では、2013年までに、急激な経済社会の変化を反映した中国民事訴訟法改正が立法課題とされており、我が国はこれに対応すべく、全人代常務委員会法制工作委员会民法室をカウンターパートとして2007年11月から民事訴訟法・仲裁法改正プロジェクトを開始して立法準備作業に貢献してきたところ（前任住田尚之専門家）、本件ではさらに民事関連法立法（人格権法、民法総則、消費者権益保護法など）をも含めた協力継続を目的としている。

2 洗礼と気づき～千里之行，始于足下（千里の道も足下の一步から）

昨年7月、JICAの本件専門家公募においては、「本件長期派遣専門家に求められる資質・能力とは何か、自分はどうか」「専門家として選任された場合、実際にどう取り組むか」を論ずる業務企画書を求められ、約1時間の面接でも角度を変えて上記に関する理解と覚悟を問われた。しかし、実際に赴任してみると、自分の「専門家」能力の不足はもとより事前準備の質・量においても「还差的远呢（まだまだ遠く及びません）」のため息連発であった。この点、私は、中国語学習歴2年、上海での短期研修経験もあったので、

サバイバルレベル中国語に不安はなかった。ところが、昨年10月の先行プロジェクト本邦研修に合流した際に感じた違和感が、北京赴任によって現実化した。日本で勉強していた中国語（普通話）と北京話はその音（いわゆるer化）もスピードも全く異なり、全く聞き取れないという手痛い洗礼である。しかし、人生に死んでいる暇などない。ここでは現状直視した「实事求是」的態度により、中国国歌にあるように「奴隷になりたくなければ立ち上がり、前進を続ける」しかないのである。

ではこの千里の道を一步一步着実に走破すべき力、具体的には中国民訴法等改正のために日本法の知見を提供すべき「専門家」の基礎的能力とは何だろうか。おそらく理想としては、その目的たる日本法（実務）と中国法（実務と立法事実）、およびその手段たる日本語と中国語、これら4者に通じていることだろう。よって、問題は、日々の専門家業務を行いながら、限られた条件下でいかにレバレッジを効かせて理想の姿に到達するかである。

3 基本言語対策～入郷随俗（郷に入っては郷に従え）

中国中央電視台（CCTV）のアナウンサー同様の普通話が少数派である以上、その対策としては北京話の中に身を置くしかない。そこで、我が国の無償支援による中日青年交流中心の門下生となり、毎回酸欠になるほどの早口訓練で口周りの筋肉を鍛え

ることとした。ただ、聞き取れない原因を冷静に分析すると、単語や言い回し自体を知らないことが主な原因であること（er化については彭宗平著「北京話儿化词研究」がマスコミ等で顕著に用いられる北京訛りの外延を画している）、むしろいかに発言・会話内容を事前予測・準備しておくかと微妙な耳チューニング次第で現場対応が違ってくること（現役司法通訳である恩師吉田慶子先生の助言）。スピード対策はCCTV同様に1分間250字に加速した教材（例えばスリーエーネットワーク社・長谷川正時著「通訳メソッドを応用したシャドウイングで学ぶ〜」シリーズ）を活用し、また手帳と家計簿に可及的に中国語を用いることも簡単だが効果抜群である。

4 专家のたしなみ〜知己知彼，百战不殆（己を知り彼を知らば百戦危うからず）

1) 孫子のいう通り、彼を知らず自分のことも知らなければ毎回危ないことになる。そこでまず、日本語によって中国法全般を理解するための最新最良のテキストとして、

- ① 高見澤磨・鈴木賢著「中国にとって法とは何か」（岩波書店 2010年）
- ② 木間正道・鈴木賢・高見澤磨・宇田川幸則著「現代中国法入門〔第5版〕」（有斐閣 2009年）を推したい。中国法に関して日本国内では涉外実務のためのビジネス法，家族法関連の良書も多いが，中国の司法・裁判制度に関するものとしては
- ③ 相馬達雄編著「中国の司法制度と裁判」（朱鷺書房 2010年）
- ④ 小嶋明美著「現代中国の民事裁判」（成文堂 2006年）をあげたい（③は中国の現役裁判官〔法官〕も執筆した実務家志向のもの，④は日本法との対比も含めて参考となる）。

2) 他方，カウンターパートたる民法室が求めてくる（実際にはメール質問形式が多い）日本法（実務）関連情報を，中国語によつて的確迅速に応答できる

ためには，日本語回答をその都度翻訳業者に出す時間的ロスと法知識不足による誤訳リスクを極小化することが必要である。そこで，日本民法等に関する基本的情報を中国語で自由に操れる準備とストック化が不可欠だが，そのためのバイブルが以下の3冊である。

- ⑤ 新堂幸司著・林劍鋒訳「新民事訴訟法」（中国・法律出版社 2008年）
- ⑥ 高橋宏志著・張卫平，許可訳「重点讲义民事訴訟法」（中国・法律出版社 2007年）
- ⑦ 高橋宏志著・林劍鋒訳「民事訴訟法 制度与理論的深层分析」（中国・法律出版社 2003年）

これらは新堂先生（但し第3版補正版）および高橋先生の基本書の中国語翻訳本であり，これらをオリジナル本と並べて対訳式で学ぶことにより，民法分野に特化して中国語の読解および作文能力を効率的にアップできる。この他中国語に翻訳されている日本の代表的基本書として，我妻栄・民法講義全巻，近江幸治・民法講義II（物権法），大谷實・刑法講義（総論，各論），松尾浩也・刑事訴訟法，田口守一・刑事訴訟法等があり，同様に対訳式学習に活用できる素材である。

また，清華大学王亞新教授による「対抗与判定—日本民事訴訟的基本结构〔第2版〕」（中国・清華大学出版社 2010年）は，同教授のフィールドワークに基づき日本民事訴訟制度の基本構造を明らかにしたものであり，我が国民訴手続の特徴をわかりやすく指摘した良書である。

- 3) 上記の通り，日本法，中国法ともに中国語によつて的確に情報提供するため，法律用語・法概念に関するMY単語集をエクセルにストックしている（自分が忘れやすいからである）が，そのためのベーシック素材として以下が有用である。すなわち，
- ⑧ 法務省刑事局外国法令研究会著「法律用語対訳集〔中国語北京語編〕改訂版」（商事法務研究会 1997年）

⑨ 法務省刑事局外国法令研究会著「法律用語対訳集〔中国語広東語編〕」(商事法務研究会 1999年)

⑩ 畑中和夫他編「中日・日中法律用語辞典」(晃洋書房 1997年)があり、これらに新しい法令・法律用語等を加えていく私的な改訂作業である。

もっとも、同じ漢字を使った法律用語だが、内容が全く違うものも少なくないので(例えば証明責任、和解、逮捕、勾留など)、まさに外国語として固有の意味を確定する必要がある。そのための参考書(中国では「工具書」という)としては、

⑪ 中国社会科学院法学研究所法律辞典編委会編「法律辞典」(中国・法律出版社 2003年)

⑫ 中国社会科学院法学研究所法律辞典編委会編「法律辞典(簡明版)」(中国・法律出版社 2004年)

⑬ 浦法仁編著「法律辞典」(中国・上海辞書出版社 2009年)

⑭ 牟迺媛編著「民事诉讼法律小辞典」(中国・上海辞書出版社 2006年)などがある(⑪は中国政府のシンクタンクが作成した決定版、その簡易版である⑫が入手しやすい)。

法律辞典以外にも、貿易、金融、保険、経営関係の用語辞典も民商事法関連では活用できるものが多い。また、中国では法律英語に関する辞書・テキスト類も多いが、中国語および英語の双方向からの説明でより理解を深めることもできる。

4) 前項がいわば素材としての法律用語に関するものだが、それらを使った中国における法律文書作成の作法に関する書物は多数存在する。

⑮ 刘彦宁, 吴国荣編著「人民法院 常用裁判文书写作指南」(中国・人民法院出版社 2010年)

⑯ 曾宪义, 王利明編「法律文书写作〔第2版〕」(中国人民大学出版社 2009年), このうち⑮は現場の法官が判決書作成において用いる語法等について簡潔に説明している点が判例読解だけでなく、引き締まった法律文書を作成する上でも参考となる。

また裁判実務における訴訟指揮, 弁論, 尋問, 法

律相談等に関する口頭技法については、

⑰ 廖美珍著「法庭语言技巧〔第3版〕」(中国・法律出版社 2009年)

⑱ 刘汉民著「日常论辩与司法论辩技巧」(中国民主法制出版社 2009年)がわかりやすい(⑰は中国でもベストセラーの一つ、⑱は法官研修参考教材シリーズの一つである。また 中国律師向けテキストの「律師謀略」シリーズも智略に富む内容でお勧めである)。

5 おわりに～世上无难事, 只怕有心人(この世に不可能はなく, ただ心がけ次第)

专家業務は、まさに全人格的な活動である。したがって、上述したように基本的素養を磨くことだけでなく、毎日必ず一人は知らない人と話をし、新発見を心がけながら「好好学习, 天天向上!」(よく学んで日々向上する)を実践していく所存である(この他、百花繚乱の中国法関連書籍の紹介、中国司法試験工具書の活用、立法事実関連でインターネット、新聞、TV 等による動的な法律情報把握については、応用編ないし総集編として次の機会に譲りたい)。

～ 国際協力の現場から ～

「国際協力部について」

大阪法務局民事行政部国籍課係員
(前主任国際協力専門官)

江口 佐枝子

私は、平成21年4月から平成23年3月までの2年間、国際協力部にお世話になりました。

主な担当国は韓国で、平成21年6月に実施された日韓パートナーシップ研修(日本セッション)が私にとっての初めての研修でした。10日間ほどの研修期間中、日韓両国の研修員が行動を共にし、言葉はわからないなりに、お互い何とか相手をわかり合おうとコミュニケーションをとり、研修が終わる頃にはとても仲良くなっていました。

10月に実施された韓国セッションでは、さらに仲が深まりました。韓国の担当者から「はじめはこの研修の担当が嫌だった。日本のことが好きではなかったから。でも、研修を通じて日本のことを好きになった。」と話をされたときは、とてもうれしく、この研修を担当してよかったと思いました。

研修が終了してからもお互い連絡を取り合い、平成22年9月には、韓国の済州島で研修員が集まり、再会を喜びました。来年は韓国の研修員が日本に来る予定で、今から楽しみです。

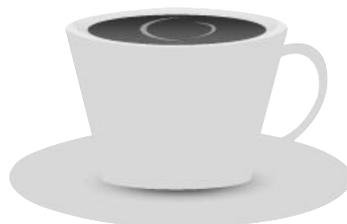
このように、国際協力部では、外国の人と交流することができます。この2年間で、ざっと数えただけでも、約100人の研修員との交流がありました。

実際に外国の研修員と共に行動して驚くことがたくさんありました。例えば、宗教上食事が制限され、肉や魚だけでなく、肉、魚の出汁を使った料理も食べることができない研修員は何を食べるのだろうか、食事の楽しみはあるのだろうかと思ったり、昼

休みに欠かさずお祈りをする研修員を見ると、自らの宗教への無関心と比べて感心したり、講師の教授に単刀直入に給料を聞いている研修員にはひやひやしたり…。

当たり前のことですが、日本での習慣や常識が、外国の人にとってはそうではありません。この当たり前のこと、国が違えば習慣や常識が異なるということを国際協力部での経験を通じて、身をもって理解することができました。

このほかにも、国際協力部では、他の部署では経験することができない様々な仕事があり、短い間でしたが、国際協力部の業務に携われたことは、私にとって本当によい経験となりました。



～ 国際協力の現場から ～

「国際協力部での勤務を振り返って」

神戸地方検察庁尼崎支部検務専門官

(前国際協力専門官)

和多田 愛

学生のころ、初めての海外旅行で訪れたのがカンボジアでした。それから10年余り経って、国際協力部で勤務することとなり、再び訪れたカンボジアは、10年前と比べ別世界でした。道路や建物などのインフラの発展は目覚ましいものがあり、人々の暮らしも格段に豊かになったように思いました。しかし、カンボジア社会に必要な法律が整備され、それらがきちんと運用されるまでの道のりは、なんと険しく長いものなのでしょうか。

2011年3月で2年間の国際協力部での勤務が終わりました。振り返ってみると、これまでの検察庁での勤務経験がほとんど役に立たず、戸惑うことばかりでしたが、外国人の研修員と接したり、現地を訪問させていただいたりする機会に恵まれ、数多くの貴重な経験をすることができました。本当に思い出深く充実した2年間となりました。

私の主な担当はカンボジアと東ティモールでした。本邦研修で来日する研修員たちの、講師の言葉を一言も聞き漏らすまいとする熱心な姿勢や、慣れないラッシュアワー通勤でへとへとに疲れているはずなのに絶対に疲れたという言葉を口にせず、逆に私たちを気遣ってくれる姿勢には、度々心を打たれました。また、研修が終わった後には、必ず数人の研修員から、「ありがとう。日本での研修は素晴らしかった。私たちの国に来る機会があれば必ず連絡してください。」という内容のメールをもらいました。そんなメールを見ると、頑張って準備して良かった、次

はもっと満足して帰ってもらいたいという気持ちが湧き上がってきたものです。専門官にできることは地味で目立たないことかもしれませんが、実は一つ一つの細かい準備作業が、研修の土台を支えているのではないかと思います。

法整備支援に携わって驚いたことの一つに、法整備支援が実に多くの関係者の皆様の御尽力によって支えられているという事実があります。JICAやJICEの担当者の方々を始め、部会の先生方、長期専門家の皆様、通訳さん、財団の皆様など、法整備支援は多くの方々が悩み、知恵を出し合って一歩ずつ前進しているように思いました。検察庁で勤務しているときには決して出会えないであろう多くの熱意ある人々と出会えたことは、私にとって目に見えない財産となるように思います。

また、普段当然だと考えている我が国の司法制度が、決して絶対的なものではなく、日本は日本の歴史と伝統に積み上げられて現在の制度が成り立っており、ひとたび海外に目を向ければ、いく通りもの別の価値観があり、その上に多様な法制度が成り立つということを知ることができました。日本の法制度を改めて見直し、考えるきっかけにもなりました。

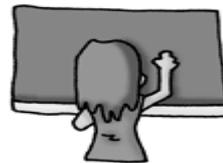
さて、2011年3月末、国際協力部での勤務を終えるに当たり、現地専門家の方々に挨拶のメールを送付したところ、ある専門家から次のような返信を頂きました。国際協力部を離れることに名残惜しい気持ちで一杯だった私にとって、本当に有り難くうれ

しい言葉でしたので、紹介したいと思います。

「プロジェクトは余すところあと1年です。ICDはその後もカンボジアに関わっていくと思いますが、和多田さんが関わったこのRSJPのプロジェクトはもうすぐ終了し、プロジェクトで育った人材たちは今後のカンボジアの法曹界の中心を担っていくことになります。このプロジェクトがカンボジアをどう変えていくか、どう支えていくかはまだまだ未知数です。私たちが関われるのは、カンボジア社会全体から言えばほんの少しですが、それが巨木となる一

粒の種であることを願っています。その巨木に生る実の一つは和多田さんがこのプロジェクトに関わったからこそ生る一つだと自慢してください。」

最後になりましたが、お世話になった皆様、本当にありがとうございました。これからも、自分にできる国際協力を続けながら、国際協力部で関わったアジアの国々の司法の将来に注目していきたいと思っています。



平成23年度 講師派遣のお知らせ

国際協力部では、毎年、大学などを対象に、当部の教官（検事、裁判官出身者など）を講師として派遣し、当部の業務内容や法整備支援の現状などについての講義、セミナーを行っています。

当部教官の講師派遣を希望される場合、下記担当者メールアドレス宛に御連絡ください。

国際協力部教官：江藤 美紀音（えとう みきね）me100351@moj.go.jp

専門官：田村 充（たむら みつる）mt100344@moj.go.jp

－ 編 集 後 記 －

私が国際協力部に来て、3年目の春を迎えました。この4月に迎えた新しいメンバーも、少しずつ国際協力部の業務に慣れ、この号が皆様のお手元に届く頃には、研修やセミナーの準備に活躍していることでしょう。

さて、本号の「巻頭言」は、清水法務総合研究所長の「国際協力部発足10周年に寄せて—10年後を見据えた新たな飛躍へ—」です。

また、「特集」は、元法務大臣・法務省特別顧問三ヶ月章先生追悼と、第12回法整備支援連絡会（2011年1月21日開催）の二本立てといたしました。

ICD NEWSの6月号に、法整備支援連絡会の特集を掲載するのは例年のことですが、三ヶ月章先生の追悼記事とあわせて読みますと、法整備支援事業がそうそうたる方々の大変な努力によって推し進められてきたことが分かります。法整備支援どころか、法学からも遠い場所で育った私にとって、国際協力部で交される会話は難解なものですが、そうして10年間引継がれてきた事業に携わる経験は本当に貴重なもので、できる限りの力をもって仕事をしなければと、思いを新たにいたしました。

「国際研修」は、2010年12月から2011年3月までに実施した本邦研修について、担当教官が紹介し

ています。研修の内容は一つずつ異なり、相手国のニーズに応じた研修を組み立てていることが御理解いただけたと思います。

さらに、「活動報告」で、2010年度に実施したインターンシップについて森永教官が報告しています。法整備支援の担い手となる人物がいつか、彼らの中から出てきたら、そうして縁が繋がっていったら、素晴らしいことだと感じました。

「国際協力の現場から」には、2011年1月からJICA長期派遣専門家として中国に赴任された白出博之弁護士に現地での体験談を、そして同年4月に転出した元専門官の二人に、国際協力部での思い出を綴っていただきました。新しく法整備支援の現場に出られた方のエネルギーと、法整備支援の現場が専門官に与えた無形の財産の重みが伝わって参ります。

最後になりましたが、お忙しい中御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。今後とも更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 石井 涼子



2011年4月19日 国際会議室にて (ICD全職員)